

平成29年第2回

香美市議会定例会会議録

平成29年 6月 5日 開 会
平成29年 6月23日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 9 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 9 年 6 月 5 日 月曜日

平成29年第2回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成29年6月5日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月5日月曜日（会期第1日） 午前 9時06分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課長	秋 月 建 樹
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	三 谷 由香理
総 務 課 長	山 中 俊 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
企画財政課長	川 田 学	産業振興課長	西 本 恭 久
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美貴子
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 山 崎 泰 広

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪野高廣 議会事務局書記 山本絵里
議会事務局書記 一圓まどか

市長提出議案の題目

- 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市一般会計補正予算（第11号）
- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
（第5号）
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第
5号）
- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第
3号）
- 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正
予算（第1号）
- 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 11号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 承認第 12号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 39号 平成29年度香美市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 40号 平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 議案第 4 1 号 平成 2 9 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 5 号 香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 6 号 香美市上下水道審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 7 号 香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 8 号 香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 9 号 香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成 2 9 年第 2 回香美市議会定例会議事日程

（会期第 1 日目 日程第 1 号）

平成 2 9 年 6 月 5 日（月） 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
1. 議長の報告
 2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
 3. 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告
 4. 「協働」・「参画」調査研究特別委員会委員長の報告
 5. 市長の報告
 - （1）繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について

報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告について

報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書（特定環境保全公共下水道事業特別会計）の報告について
 - （2）行政の報告及び提案理由の説明

日程第4	承認第	1号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成28年度香美市一般会計補正予算（第11号）
日程第5	承認第	2号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第6	承認第	3号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第7	承認第	4号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
日程第8	承認第	5号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）
日程第9	承認第	6号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
日程第10	承認第	7号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
日程第11	承認第	8号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第12	承認第	9号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	承認第	10号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	承認第	11号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	承認第	12号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第	39号	平成29年度香美市一般会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第	40号	平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1

- 号)
- 日程第18 議案第 4 1 号 平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第 4 2 号 平成29年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第 4 3 号 平成29年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第 4 4 号 平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第 4 5 号 香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第 4 6 号 香美市上下水道審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第 4 7 号 香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第 4 8 号 香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第 4 9 号 香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について
- 日程第27 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第28 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

会議録署名議員

12番、山崎晃子君、13番、山崎龍太郎君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時06分 開会 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから平成29年第2回香美市議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

それでは、開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

木々の緑も一段と深みを増してまいりましたが、議員各位、執行部には何かとご多用の折、平成29年第2回香美市議会定例会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、執行部におきましては、4月の人事異動により新体制となりましたが、新たに管理職につかれた皆さんには、住民福祉の向上のためにそれぞれの担当課の先頭に立ち、リーダーシップを発揮した取り組みにご期待を申し上げます。

議会におきましては、3月の第1回定例会にて設置をされました「協働」・「参画」調査研究特別委員会での議論が開始をされました。また、5月には第10回となります議会報告会が市内6カ所で開催をされ、市民の皆様の貴重なご意見、ご提言をいただいたところでございます。

次に、4月12日に高知市において開催をされました高知県市議会議長会、4月26日に高松市で開催をされました四国市議会議長会、5月23、24日の両日に東京において開催をされました全国市議会議長会にそれぞれ参加をし、国への要望事項等について審議をし、決定をしたところでございます。また先般、全国森林環境税創設促進議員連盟に本市議会が加盟をし、7月に高知市で開催をされます定期総会に正副議長、産業建設常任委員会委員長が出席を予定をしているところでございます。

それでは、本定例会に市長から提出をされています議案等は、平成29年度一般会計補正予算（第1号）を含む議案11件、承認12件、諮問2件及び報告3件であります。議員各位におかれましては、議会の品位を重んじるとともに、市民の負託に応えるべく、熱心な議論を展開していただきますようお願いを申し上げます。開会の挨拶といたします。

議事日程はお手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今定例会を通じまして12番、山崎晃子さん、13番、山崎龍太郎君を指名します。両名にはよろしく願いをいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件については、5月31日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森で

す。

本日招集されました平成29年第2回香美市議会定例会の運営につきまして、去る5月31日に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議の予定表のとおり進めることに決定し、本日から6月23日までの19日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合につきましては、議長に一任することとなりました。

開会当日、今議会に執行部から上程される議案等は、お手元にお配りしている提出議案のとおりでございます。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。ただし、議案第39号につきましては、本日委員会付託を省略し、本会議で採決まで行うことに決定しました。また、諮問第1号及び諮問第2号の人事案件も、本日、開会日に質疑、討論を省略し、本会議で採決まで行います。

会期2日目の6日から会期8日目の12日までは、休日及び議案精査のため休会いたします。

会期9日目の13日から会期11日目の15日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期12日目の16日は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。引き続き、承認第1号について連合審査会を行います。連合審査会終了後、総務常任委員会において議案審査となります。

会期13日目の17日、会期14日目の18日は、休日及び議案精査のため休会いたします。

会期15日目の19日は、教育厚生常任委員会において議案審査となります。

会期16日目の20日は、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期17日目の21日、会期18日目の22日は、議案審査整理のため休会いたします。

会期19日目の最終日23日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して本会議で採決まで行います。

また、追加案件として、意見書案のほかに執行部からも追加議案、一般会計補正予算(第2号)が予定されています。

次に、一般質問の通告は、会期2日目の6日火曜日午前10時までと決定しました。一般質問の通告内容であります。質問の要旨が十分にわかるよう具体的に記入の上、提出をお願いします。

次に、請願・陳情、発議、意見書案等の議案について協議を行いました。請願・陳情につきましては提出案件がなく、発議第2号及び発議第3号につきましては、最終日に追加案件として提案・採決することになりました。意見書案第4号から第7号までの意

見書案につきましては、4件とも書式が整っていますので、会派代表者会議において意見書案に対する調整を行い、提出者が署名を整えて最終日に追加案件として提案することになりました。

その他の協議結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりであります。議員各位の格段のご協力をよろしく申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から6月23日までの19日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月23日までの19日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりです。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、市長から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告第3号から第5号までの繰越明許費繰越計算書のとおり報告がございました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団から、会期最終日に平成28年度事業報告及び決算報告並びに平成29年度事業計画及び収支予算の提出がございました。

次に、香美市私債権の管理に関する条例第13条の規定に基づき、香美市の私債権放棄の報告について報告書のとおり報告がございました。

次に、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出をされております。

その他の報告事項につきましては、お配りをしました議長報告書のとおりでございます。

これから、行財政改革推進特別委員会の協議の推移・進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、爲近初男君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（爲近初男君） おはようございます。9番、爲近初男です。

3月議会以降、4月28日に行財政改革推進特別委員会を開催しました。順次、報告をいたします。

1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況については、平成28年度当初3億3,400万円ほどの滞納分の調定額は、1,400万円ほどを収納して平成29年度

は3億2,000万円ほどになる。107件の債権中7件が完済した。貸付人数は69人となった。今後も粛々と回収業務を進めていくと概要報告がありました。

滞納の状況については、現在裁判中のものはない。支払いなしの者については、全体的には何らかの対策をしなければならなかったが、債権者本人、連帯保証人の生活状況等踏まえ手つかずの状況が続いていたが、催告書を出し相続人への連絡等を行うなどし、法的手続を行おうとしている。また、法的処分等決定したものは補助金の申請を行っていると説明、支払いのない者の内訳報告がありました。また、債権回収部会を定期的に行い司法書士と相談、解決できないものは弁護士に相談して裁判したほうがいいのか決めさせてもらっている。また、法的に間違っていないか確認していると報告がありました。

質疑において、支払いのない者の総合計額に対して、9,600万円余りと答弁。収納班として今後の方向性には対して、費用対効果よりは公平性を重視して、債権が法的に残る部分については残しておき、相続人の財政状況の好転を待つようにしていると答弁がありました。また、不納欠損できる条件であっても、それをしたら債権補助の対象にならないので置いているものもある。時効等で確実に取れない案件については、落としていくと答弁。過去のことになるが、時効になる前に手だてはなかったのかに対して、その当時の担当者がそこまで知識がなかったのではないかと思う。現在は時効にならない手段をとっていると答弁がありました。

2点目、市税等の滞納整理の状況について、南国・香南・香美租税債権管理機構の状況については、本機構は3市で設立した一部事務組合で、管理者は南国市長であり、本市からは副管理者として市長、議会議員に副市長、議長が選出されている。平成28年度徴収実績は本税約1,800万円、延滞金等約1,000万円で、合計2,800万円である。本市の負担見込み額は約1,000万円であると説明を受けました。

質疑において、本市より機構に職員が派遣され、経験を積み帰って来て、そのノウハウを生かしている人は何人かに対して、4名派遣して、帰って来て仕事をしたのが2名ということで十分ではないと思う。帰って来たら二、三年は収納をやってもらおうという意向で、人事及び市長をお願いをしていきたいと思うと答弁。機構もハードな業務と思うので、それをこなし生かせる人を人材として選んでもらい、帰って来て十分経験が生かせる人材となるようにしてもらいたいに対して、機構においては滞納税額の徴収とともに、人材育成の目的も非常に重要な部分であると思っていると答弁がありました。

3点目、指定管理者の指定状況については、児童クラブの運営について市長への提言の取りまとめを行いました。後日、議長と連名のもと提言を行いました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 先ほど委員長から委員会として提言を市長に行ったと、そ

の提言の内容について触れられなかったように思いますが、その内容を紹介していただけますでしょうか。

- 議長（小松紀夫君） 行財政改革推進特別委員会委員長、爲近初男君。
- 行財政改革推進特別委員会委員長（爲近初男君） 改めて文書で配付します。
- 議長（小松紀夫君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
続いて、定住人口増加促進特別委員会の協議の推移・進捗状況等について報告を求めます。定住人口増加促進特別委員会委員長、山崎眞幹君。

- 定住人口増加促進特別委員会委員長（山崎眞幹君） それでは、定住人口増加促進特別委員会の報告を行います。

定住人口増加促進特別委員会では、4月10日に地域支援員の活動状況について、また定住推進課といなかみとの定期協議についてを議題とし委員会を開催しましたので、その経過等について報告をさせていただきます。

まず、地域支援員の活動状況については、現在活動中の5名と既に退職した2名の活動状況等につき担当課より説明を受けた後、現在活動中の1名を交えて質疑、意見交換等を行いました。

定住推進課といなかみとの定期協議については、まず、担当課より香美市の移住定住推進についての冊子をもとに平成28年度の実績を、平成29年度の目標と課題につき説明を受けた後、質疑・意見交換等を行いました。

また、国・県の移住定住に関する補助事業については、国庫補助事業である空き家対策総合支援事業補助金、県補助事業である高知県住宅耐震化促進事業費補助金、高知県移住促進事業費補助金につき資料をもとに説明を受けた後、質疑・意見交換等を行いました。

最後に、NPO法人いなかみの近藤代表理事よりは、平成28年度香美市移住定住交流業務実績報告書をもとに説明を受けた後、質疑・意見交換等を行いました。

以上で定住人口増加促進特別委員会の報告を終わります。

- 議長（小松紀夫君） 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告を終わります。
ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、「協働」・「参画」調査研究特別委員会の協議の推移・進捗状況等について、報告を求めます。「協働」・「参画」調査研究特別委員会委員長、山崎眞幹君。

- 「協働」・「参画」調査研究特別委員会委員長（山崎眞幹君） それでは、報告を行います。

「協働」・「参画」調査研究特別委員会では、3月31日、4月24日、5月8日、5月31日に委員会を開催いたしましたので、その経過等について報告をさせていただきます。

きます。

3月31日の委員会では、今後の委員会の進め方についての協議を行いました。

4月24日の委員会では、協議の基礎となる資料等の確認を行い、埼玉県三芳町の協働のまちづくり条例、協働のまちづくり条例施行規則、パブリック・コメント手続条例、パブリック・コメント手続条例施行規則をたたき台として調査研究を始めることを決定をいたしました。

5月8日の委員会では、香美市協働のまちづくり条例（案）についての協議・検討等を行いました。

5月31日の委員会では、各委員からの新たな資料等の追加、前回の協議内容の振り返り等を行うとともに、香美市協働のまちづくり条例（案）についての協議・検討を終了し、香美市協働のまちづくり条例施行規則（案）についての協議・検討に着手しました。

以上で「協働」・「参画」調査研究特別委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 「協働」・「参画」調査研究特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市一般会計補正予算（第11号）から日程第28、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてまで、以上25件を一括議題とします。

行政の報告及び承認第1号から諮問第2号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。平成29年第2回香美市議会定例会の開会に臨み一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成29年第2回香美市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用にもかかわらずご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、香美市は中山間地域を広く抱える自治体でありまして、中山間対策は市の重要な課題として特に力を注いでいるところでございますが、新たな課題も生じております。この春には地域の買い物を支えてきましたユーマートがなくなり、物部町・香北町地域の皆様にとって買い物が一段と困難となっております。また、大栃診療所の医師からは、高齢を理由に明年度以降の診療ができない旨を告げられております。さらには、JR、土佐電交通からは、バス路線維持の困難性が高まっているとのお話があり、予断が許されない状況となっております。買い物や医療の対策については、県を初め各関係者との間で精力的に話し合いが行われておりますので、方向が決まり次第できるだけ早く、住民の皆さんの心配が少しでも軽減されるよう報告を行いたいと考えております。公共交

通の維持については、乗車増はもとより残すためには乗って、福祉・医療・教育・観光など幅広い分野からの提言、また議会の皆様からの思い切ったご提言もいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。これらの対策については、どれも困難性がありますが、こうした課題、対策につきましても、この間におきましても関係する多くの皆様のご協力もありまして、デマンドバスの運行や民間を活用した簡易水道の管理、防災対策、また総合補助金制度の充実など実績を積んでおります。そのことに確信を持ち、精いっぱい取り組んでまいりたいと考えております。

5月30日、香北町におきまして、高知県主催の高知県産業振興シンポジウムが開催されました。尾崎正直知事みずから第3期の振興計画について地産外商、そして、持続的な拡大再生産の好循環の創出を目指すとして力強く説明を行いました。美良布地区集落活動センター、株式会社ものべみらいの取り組み発表を受け、今後の活動に大きな期待を寄せられました。

この1年半、ものづくり会議準備会では、ものづくりは人づくり、人づくりはまちづくりと議論を重ねてまいりましたが、いよいよ来月、香美市ものづくり会議を発足する運びとなりました。県の産業振興計画と連動して、香美市のものづくりを思い切って応援をしてみたいと考えております。こうした中にありまして、高知県土佐刃物連合協同組合が、土佐打刃物製造業の後継者育成に向けた仮称「鍛冶屋の学校」創設プランを発表いたしました。香美市の地場産業につきましても、もう後がないとの思いで応援しなければならないと考えており、議会の皆様とも積極的な議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、各課関連の行政報告をさせていただきます。

まず初めに、定住推進課でございます。

1、移住促進について、本市への移住実績は、本年度も業務委託をしているNPO法人いなかみと連携しながら、移住促進をさらに推進してまいります。平成26年度におきましては10組17人、平成27年度におきましては23組38人、平成28年度におきましては24組31人という実績を上げているところであります。

2、集落活動センター事業について、香美市で初となる集落活動センター美良布が平成29年3月30日に開所しました。本年度は地域の皆様が主体となる仕組みを構築するため住民ワークショップを開催し、活動内容を検討します。また、施設整備につきましても、実施設計を行い、それをもとに新築・改築工事を行う予定です。

3、ふるさと納税について、ふるさと納税の実績は下表のとおりであります。平成28年度の目標5,000万円については、2億2,644万2,000万円（後に「2,000円」と訂正あり）で目標を達成しております。今後も返礼品の充実を図って、ふるさと納税のPRを進めてまいります。

企画財政課。

1、中期財政計画について、3月末に、平成29年度から平成33年度までの5年間

を計画期間とする中期財政計画を策定しました。

次に、管財課。

1、平成28年度の入札結果について、平成28年度に実施した入札結果につきましては、合計でありますが発注件数258件、契約金額29億6,025万6,025円あります。

2、香美市小規模工事等希望者登録制度について、平成28年度香美市小規模工事等契約希望者登録制度により発注した小規模工事の件数は49件、発注工事金額の総額は352万4,902円です。

健康介護支援課。

1、香美市子育て世代包括支援センターの設置について、平成29年4月1日に子育て世代包括支援センターすこやかを2階の健康介護支援課に設置しました。助産師・保健師を母子保健コーディネーターとして配置し、妊娠・出産・育児に関する相談、情報提供等、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援に努めてまいります。

福祉事務所。

1、臨時福祉給付金について、年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請受付を5月1日より開始しました。本年度は1人当たり1万5,000円で1回限りで支給され、市内約8,200人が対象となります。なお、申請書受付期間は10月31日であります。

2、生活保護の状況について、平成28年度は前年度に比べて年度内平均では11世帯、被保護人員では19人減少しました。減少理由は市外転出、死亡によるものです。また、前年度比較で相談延べ件数は6件の増、開始件数は30件の増となっております。被保護人員、保護率及び被保護世帯の推移、また生活保護の相談・申請・開始等の状況につきましては、表に掲げましたのでご参照いただきたいと思います。

産業振興課。

1、鳥獣対策について、平成28年度の有害鳥獣捕獲実績は、香美猟友会を中心とした皆様のご協力により、下表のとおり、特に鹿の捕獲頭数は毎年度2,000頭を超えており、今後も捕獲を継続します。鹿につきましては2,334頭、前年度比で150頭（後に「170頭」と訂正あり）増、イノシシにつきましては310頭、前年度比で42頭の減、猿につきましては59頭、前年度比で46頭減となっております。

2、集落営農について、集落で農業の共同作業を組織的に行うための集落営農組織は現在17地区で組織化されていますが、このうち香北町西永野地区の集落営農組織が4月5日に法人化されました。香美市内で法人化された集落営農組織の2例目となります。

3、木造住宅支援事業について、木造住宅支援事業は、平成29年度（後に「平成28年度」と訂正あり）の実績は18件で、補助金総額は1,689万3,000円でした。申請件数がふえて、その中でも市内製材業者や市内工務店等を利用した申請者がふえており、制度の効果があらわれてきました。本年度においても新聞広告による周知を行い、一層の利用増進を図ってまいります。

4、観光事業について、龍河洞エリアの活性化や物部川エリアの観光振興を目的に、高知県主導のもと、3月30日に龍河洞保存会や逆川地区の住民代表、龍河洞の商店街の方々からなる龍河洞まちづくり協議会が発足しました。現在、基本計画策定に向けてワークショップを実施しています。ピースフルセレネ及び日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理関連について、本議会でピースフルセレネの名称変更とデラックスルームの料金を追加する条例改正案を提出いたしております。また、日ノ御子河川公園キャンプ場については、テストオープンとしてゴールデンウィークの期間限定でバーベキュー施設を予約者に開放し、運営しました。利用者数は410名、40組で、株式会社香北ふるさとみらいの目標を達成したところです。今後は、7月、8月に、コンテンツを拡充して再オープンする方針です。

建設課。

1、公共土木施設関連について、がけくずれ住家防災対策事業は、一次要望を行った1件は県から内示があり、現在交付申請等準備を行っています。一次要望後に申請のあった2件については、6月中旬予定の二次要望にて県に申請予定です。公共土木施設災害復旧事業は、昨年度の繰り越しが20件あり、5月末までに14件完了し、残り6件は7月末までに完了の予定です。また、4月の豪雨により11件の災害が発生し、6月に国の査定を受ける予定です。交付金関係道路整備は、要望額に対して内示額が少ないため、一部事業計画の見直しを行わなければなりません。また、交付決定後、順次着手の予定です。

2、農業施設等災害復旧事業について、昨年度から繰り越しが11件あり、早期完成に向け現在事業を実施しています。また、4月の豪雨により農業用施設等災害が4件発生し、6月以降となりますが国の査定を予定しています。

3、林道関係について、改良・開設及び災害復旧事業で昨年度からの繰り越しが10件あり、6月末までの完了予定です。また、4月の豪雨により災害が2件発生し、6月に国の査定を予定しています。

4、都市計画関係について、都市計画道路新町西町線について、内示額が少ないことから一部事業計画の見直しを行います。また、交付決定後には順次用地等買収及び路線等工事の着手予定であります。また、秦山公園について、チューブスライダー等遊具の改修の準備を進めています。

5、地籍調査について、本年度、物部町安丸の一部において調査準備を進めているほか、香北町谷相・中谷及び横谷の各一部、土佐山田町西後入の一部において地権者への説明会を行い、事業を進めています。

6、県営工事について、国道195号は楠目・佐野両工区の用地取得を予定しています。また、大桁橋架け替え工事では、上部工工事に着手します。県道等の他路線についても地域との連携を密として、事業のスムーズな進捗に向け現在準備を進めています。

7、河川整備及び地方道路整備について、本年、本市が物部川改修期成同盟会及び高

知縣市町村道整備促進協議会の会長となり、あわせて事務局を持つこととなりました。今後、県下関係市町村と協力し、予算確保などの要望を行います。

次に、環境上下水道課。

1、上下水道料金のコンビニ収納について、本年度に実施する水道料金のシステムに改修にあわせて、全国のコンビニエンスストアで水道料金及び下水道使用料を支払えるサービスの導入を決定しました。このサービスにより利便性が拡大し、収納率の向上が期待されます。サービスの開始は来年4月を予定しており、県内では四万十町に次ぎ2例目となります。

2、ごみ出し困難者対策について、5月9日に環境・介護・福祉の関係課による第1回の検討会議を行いました。今後は検討資料に必要となる、ごみ出し困難者の実態調査を行うとともに、引き続き関係各課と連携を図りながら検討を進めてまいります。

3、平成28年度ごみ分別収集実施状況について、総収集量が7,514トンとなり、前年度から173トンの減量となりました。種別等詳しく表に掲げてございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、香北支所。

1、永野地区県営圃場整備事業について、香北町永野で県営圃場整備の計画があり、経営体育成基盤整備実施計画が策定されました。平成30年度の事業採択に向けて、本年度は関係者との意見調整を行います。

2、香北の自然公園公衆トイレ設置工事について、木造平屋の水洗式公衆トイレを展望休憩所西側に設置する工事が3月に完了し、4月1日より供用を開始しました。

消防課。

1、平成29年1月1日から4月30日までの火災、救急及び救助出動件数について、昨年度同期と比較して、火災件数は2件の減、救急出動は1件、救助出動は3件の増となっています。それぞれ表に詳しく掲げておりますのでご参照ください。

2、香美市消防団の活動について、4月2日に土佐山田方面隊、4月9日に物部方面隊がそれぞれ春季訓練を実施しました。5月28日には、香北方面隊の団員が第5回物部川こども祭に、また、物部方面隊の団員が大栃中学校防災研修会において、それぞれ消防車両の展示、煙体験及び消火器の取り扱いなどの指導や、火災時の避難要領の指導及び参加者への放水体験などを行いました。

続きまして、今期定例会に上程いたします議案について報告及び説明を申し上げます。

報告第3号は、繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告です。

報告第4号は、繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告です。

報告第5号は、繰越明許費繰越計算書（特定環境保全公共下水道事業特別会計）の報告です。

承認第1号から承認第12号は、専決処分事項の承認を求めるものです。

承認第1号は、平成28年度香美市一般会計補正予算（第11号）であり、地方譲与

税、地方交付税の国庫金、地方消費税交付金等の各種交付金及び市債の額が確定したこ
と等により、平成29年3月31日付で専決処分しました。

承認第2号は、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）です。

承認第3号は、平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）です。

承認第4号は、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
（第5号）です。

承認第5号は、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第
5号）です。

承認第6号は、平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第
3号）です。

承認第7号は、平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正
予算（第1号）です。

承認第8号は、平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）です。

承認第9号は、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定です。

承認第10号は、香美市税条例の一部を改正する条例の制定です。

承認第11号は、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の
制定です。

承認第12号は、香美市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例の制定です。

議案第39号は、平成29年度香美市一般会計補正予算（第1号）であり、本案は、
中学校施設整備工事、学校情報セキュリティ強化対策事業、災害復旧費の追加のほか、
地方債の補正を行うものです。

議案第40号は、平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

議案第41号は、平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）で
す。

議案第42号は、平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第1号）です。

議案第43号は、平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（第1号）です。

議案第44号は、平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）で
す。

議案第45号は、香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定
です。

議案第46号は、香美市上下水道審議会条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第47号は、香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第48号は、香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例の制定です。

議案第49号は、香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定です。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦です。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦です。

以上、報告3件、承認12件、議案11件、諮問2件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照ください。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

報告に誤った箇所があるようでございますので、3カ所訂正をさせていただきます。

各課関連の行政報告の中、2ページのほうですけれども、3のふるさと納税のところ、目標額につきまして、私「2億2,644万2,000円」と申し上げるところを、「2,000万円」と最後の数字を申し上げたようでございますので、訂正させていただきます。

5ページの産業振興課のほうでも、2カ所誤りがあったようであります。鹿の頭数につきまして、昨年度比「170頭」増加をしたと申し上げなきゃいけないところを、「150頭」と申し上げたようでございます。

そして、3の木造住宅支援についての1行目のところで、「平成28年度」とあるところを「平成29年度」というふうに誤って報告をいたしておりますので、訂正をよろしくお願をいたします。

○議長（小松紀夫君） これでする市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第3号、繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についてから報告第5号、繰越明許費繰越計算書（特定環境保全公共下水道事業特別会計）の報告についてまで、質疑を行います。質疑はありますか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 報告第3号で1点お伺いします。

報告第3号－2ページの消防費の中の老朽住宅除却事業、これ細部説明書では所有者との調整に不測の日数を要したためというふうになっているかと思うのですが、今後ともそういうことはあろうかと思うのですが、例えば所有者からどういう条件が提示されて折り合いがつかなかったとか、そういうふうな事情によるものでしょうか。そのあたりの説明をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

先ほどの老朽住宅除却事業のご質問につきましては、申請から事業決定までに現場の審査等チェック事項がございまして、そちらに時間を要したということもございまして、それとあと、この事業につきましては、相続が発生しているケースが多々ございまして、相続関係者の関係書類を取得するといったことが事務的に必要でございまして、そちらに不測の時間を要したということでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 細部説明書の1ページのほうですが、林道宇筒舞線の改良事業の繰り越しの理由で、申請を提出したが河川管理者の高知県より、施工期間とか足場設置の検討をするようにという指示があったということですが、そのことについて、もう少し詳しく説明をお願いしたいですが。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

県河川にかかっている橋梁工事として、そのところに橋梁の補修に当たり足場をつけないければなりません。渇水期、10月以降で一番雨の少ないときの工事を計画をしておりましたが、一部やはり、いろいろな諸事情があり工事が延びてきたり、ちょっと時間がかかったりということで、設置の方法などにより河川管理者との一部訂正の協議があって、時間が過ぎたという形でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がございましたが、議案第39号及び諮問第1号、諮問第2号につきましては、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

これから、日程第16、議案第39号、平成29年度香美市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 議案第39号、平成29年度香美市一般会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

平成29年度香美市一般会計補正予算（第1号）

平成29年度香美市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,207万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185億192万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年6月5日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、中学校施設整備工事、学校情報セキュリティ強化対策事業、災害復旧費の追加のほか、地方債の補正を行うものです。

なお、第1表、歳入歳出予算補正、3ページから9ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書、11ページから13ページまでと、次に、款項目節の内訳、14ページから36ページにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

次に、10ページの第2表、地方債補正につきましては、6事業を変更し、限度額を23億9,780万6,000円としました。なお、本年度の一般会計に係る市債の内訳資料につきましては、議案細部説明書の別紙資料にお示ししておりますとおりでございます。また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

本案について、質疑を行います。本案の質疑は歳入一括、歳出一括として行います。まず、歳入の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 16ページと17ページでお伺いをします。

金額としては余り大きな金額ではありませんけれど、1点は、16ページの教育費県補助金で、長期宿泊体験活動推進事業費補助金32万9,000円とありますが、これは、議会が今年この現地のほうに議会報告会にまいりましたときに、このコミュニティセンターでその地域の住民の方から、コミュニティセンターの使い方について幾つかご提言とか質問をいただいたものですからお聞きをしますが、長期宿泊体験活動推進事業費補助金、これはどういう活動になるのでしょうか。

それと、もう一点、細部説明書の25ページのほうにもありますが、議案書は17ページの雑入で芸術文化振興基金助成金71万9,000円、これが不採択になったとありますが、何の事業が不採択になったのでしょうか。この2点をお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） まず、長期宿泊体験活動推進の事業でございますが、これは今回考えておりますのは、片地小学校の子どもたちが佐岡において長期宿泊、民泊などをしながら生活を送る、体験事業を行うということになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

これにつきましては、香美異界談義を昨年に引き続き開催するに当たり、文化庁の外郭団体で独立行政法人日本芸術文化振興協会に昨年の10月に助成金の要望をしておりましたが、残念ながら香美市は不採択となりましたので減額補正を行っております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 済みません。教育費県補助金のさっきの長期宿泊の件ですが、これは例えば夏休みに片地小学校の子どもさんが来られて、長期宿泊体験をすることでしょうか。そして、その地域の、その振興協議会の方とか、日ごろから地域おこしを熱心にやられてる地域の方々との協議などは、どのようにされておりますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

学校と地域の方々、保育、地域住民等が目標を共有して、一体となって地域の子どもを育てるということで、事前に地元の方々とも協議しながら、地元の方にも講師といいますか、ご指導していただく形で進めるようにしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 14ページでお伺いをいたします。

14款の国庫支出金の7目、教育費国庫補助金で学校施設環境改善交付金、これマイナス6,805万7,000円となっております。こういった一度支給をされておった補助金事業が今回やめると、みずからやめるということになるということだと思んですけども、これにより今後補助金を受けるに当たって、ほかの事業にも影響が出てくるんじゃないかと思いますが、そこら辺のことがわかりましたらお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前10時10分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで教育振興課長、横山和彦君から発言を求められておりますので、これを許可します。教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 先ほど大岸議員の長期宿泊体験活動推進事業のことで時期についてご質問がございましたけれども、9月に入ってからという計画もあるようですので、ちょっとまだはっきりとは決まってないということですので、そういうことでお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） ただいま教育振興課長、横山和彦君から発言の補足の申し出がございましたが、これを許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、発言の補足の申し出を許可することに決定をしました。

会議を続けます。

教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 先ほどの森田議員のご質問にお答えいたします。

教育費国庫補助金の6,805万7,000円の減額につきましては、総額7,361万5,000円のうちから武道館に対する555万8,000円の補助金を除いた金額となっております。これに伴いまして、平成29年度についても補助金はなくなります。平成28年度についても補助金は受けないということになりますので、その差額、国庫補助金が入らなくなった部分については、起債等を充てていくということになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 説明は受けましたが。もう一点、こういうふうな形で年度を越したことによって起債へ置きかえるということやったですけど。実際こういうことをやると、ほかの補助金を受けるときに影響が出てくるのではないかということも一緒にお聞きをしたのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 補助金についての影響は考えておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 今、課長の説明で、自分は工事をやめるためと思うがですけども、その分について市債を充てるというような答弁があったように思いますが、減額は設備の工事をやめるための減額であって、市債を充てるのとはちょっと違うような感じがするけど、どういう意味かちょっと詳しくお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） プールの工事費に対する国庫補助金を受けないこととしましたので、その費用については起債を充てていくという形になろうかと思えます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） しない工事に対して起債を充てるというのはちょっと納得できないがですけども、それでよろしいですか。取りやめをしたしない工事に対して、起債を充てるということですか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

自分が聞いているのは、加温設備というか、そちらを取りやめるということで、それが補助対象外になったということでの減額という認識でおります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

続きまして、歳出の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

8番、島岡信彦君。

○8番（島岡信彦君） 議案第39号－29ページ、新町西町線用地購入費の5,100万円と次のページの新町西町線補償費の2億9,000万円が減額になっておりますが、これについては住民の方々の貴重な財産を譲り受けて事業を進めるという形の中で、おくれるということがあってはいけないと考えますが、その辺についてどのように考えておられますか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、なかなか事業費がないということは事業がおくれていくということになります。ただ、国からの交付金が要望額の20%しかついていないという状況下の中で、なかなか事業が進んでいかないという事実もございます。その分は先ほど市長のほうからも説明がありましたが、うちのほうが市町村道促進整備会の事務局を持つようになり、国のほうへの強い要望もしていかなければならないと考えていますが、直ちに国からの交付金が上がるとは思えません。今回、内示があった時点でうちの企画財政課のほうとも協議をいたしました。今後どのような形に進んでいくのか、また事業の内容によりまして、先ほど議員さんからありましたとおり、用地とか補償を途中で切るわけにはいかない。また工事に際しましても、ある程度の区間、工区を済まさないとならば事業効果が発揮できない場合など多々考えられます。その場合につき単独を継ぎ足していいのか、また他の優良な起債など何かないかというふうな協議を今現在、財政当局のほうとしております。

担当課としましては、できる限りおくれのないような形で、何とか1日でも早い竣工、完成を目指したいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 8番、島岡信彦君。

○8番（島岡信彦君） 建設課長の答弁はわかりました。そしたら、財政当局の企画財政課長のお考えを。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

補助っていうのは非常に貴重な特定財源になっておりますので、補助がつかなかった、もしくは減額になったということで、その分を起債に振りかえるというようなことは今のところ考えておりません。ただ、建設課長が言いましたように、用地であったりそういうもので、どうしても一括して購入せんといかんとかっていう場合には、また建設課

のほうと協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1 番、甲藤邦廣君。

○1 番（甲藤邦廣君） 関連でお願いします。

いつものことですが、交付金の要望額に対して20%ぐらいしかついてないというお話ですが、これが例えば70%ぐらいつきましたということであればよくわかるんですが、余りにも差があり過ぎるということは、当初の予算を組む場合に、幾ら何でも高い目標を設定しているんじゃないかというふうな気がします。これだけの差がありますと復活なんてちょっと無理ですから、そこらあたりも作戦を考えたらいかがでしょうか。

○建設課長（井上雅之君） 作戦と言われてもという形にはなりません。

ただ、言っているのかどうなのかということがあるき後で怒られるかもしれませんけど、かなり多い目に膨らませての予算要望はしております。あとはもう窓口である県に対しまして、どうしても要するという説明をしぶとく、かなり嫌がるまでやるような形をとっておりますけどこういう結果です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 質問にありましたように、用地であるとか建物の補償であるとかということなので、これもう随分、お話してから長い時間が経過しておるわけですよ。そのつもりでご協力してくださるということによってやっておられる皆さんでも、時間が経過したらもう様子が変わってしまうということがありますので、工事についてはなかなかお金が来ないということが進まないということもあろうかと思うんですけども、この市民の皆さんとお約束をしてる部分について、決断をしてくださってる部分について、いつまでも引っ張るということは工事にも影響してくる可能性もありますので、いつかの時点で単独も含めて決断をしなければいけないんじゃないかなというふうに思っています。新町西町線は都市計画の道でありますので、そうそういろんな制度が使えるということはないわけですので、単独でも決意をしなければいけないし、その決意を持って国に対しても県に対しても、これだけ地方はもう待てない状況にあるんだということで、要望を強化をしていくということもやらなければいけないんじゃないかと、我々の汗をかいているところも見せるという思いでやらなければいけない。その決断をしなければいけない時点については、議会の皆さんとともにしっかりお話をさせていただいて、結論を出していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（小松紀夫君） ほかにございませんか。

17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 22ページの3の1の1の12、役務費の郵送料等、少額ですがこれ何か、今回新たに発生した料金ですが、どのような事業に郵送料を使われ

るのかと。

その次のページの下段、8目のプラザ八王子の工事請負費ということで緊急通報装置、消防への回線を設置ということですが、これ設置をしたら回線使用料というのも必要となるのではないのでしょうか。

その2点をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

まず、役務費の郵送料等というところがございますが、これ各要支援者名簿に当たる方々に対して、はがき等を送ったり、個別の団体等に対してもいろいろな案内をするために計上をしております。

それから、緊急通報装置設置工事費の件でございますけれども、こちらは消防のほうの指導によりまして設置が義務づけられております。議員のおっしゃるとおり通信料が発生するやもしれませんが、今回は特段の役務ということで通信料の計上をしております。その委託料の中からお支払いいただくということを想定をしております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

33ページ、図書館費の中で伺います。

13節、委託料の技術等支援業務委託ということで「用地選定支援にかかる技術等支援業務委託810万円の追加」となってますけど、詳細な内容ですわね、文言どおり読めば大体わかるというところがありますが、この積算の根拠も踏まえてお答えをお願いします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

主な業務内容につきまして、まず1点目は、用地選定に関する調査・検証を行う業務です。この業務につきましては建設が可能な土地であるか、擁壁等の問題がないか、県への手続が必要な土地であるかなど、建築設備の専門的な立場から情報を収集し、検証・検討を行う作業です。

2点目は、以上の内容を検証したことについて、建設等検討委員会、建設位置検討部会で説明する資料を作成し、プレゼンを行う業務です。

3点目は、アンケート調査結果や市民懇談会等に関するサポートなどの業務が、主な委託業務の内容となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） この委託先ですわね、どういうところが考えられるのか。

随意契約みたいな格好なのか入札なのか、そこら辺の手法も踏まえてどうなのか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

委託につきましては、随意契約で行いたいと。これにつきましては、平成28年度の香美市立図書館及び美術館収蔵庫事業に係る技術支援を行っている業者を考えております。この業者につきましては、これまでの問題点の経緯に加えて全体的な事業の流れを熟知していること、また、資料等の作成の精度が高く建設等検討委員会や建設位置検討部会においてプレゼン等が卓越している理由により、随意契約を考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかにございませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 32ページでお尋ねをします。

中学校施設整備工事につきまして、議員協議会で一定の説明をお受けしました。そして質疑等もあったわけですが、それを経て何か変更された点があれば、お聞きをしたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

議員協議会の後で変更された点ということですが、変更点はございません。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 済みません。議員協議会で説明させていただいた後、予算上は本施設については、加温施設はのけた設計で行っております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） その説明も受けたというふうに私は思ってますけど、それだけですか。ですよね。はい。わかりました。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） その関連であります。

議員協議会でいただいた資料をちょっと今見ておまして、建設予定地は実は昔ごみを大量に捨ててあった谷を埋め立てて、そういった部分もあるということで地元の方も一部心配している声を、実はその後聞きました。資料を見せていただいたら、平成28年4月28日に地盤の関係でレイアウトを変更したように載っておりましたが、地盤の強度が十分、どのぐらいやって本当に大丈夫なのかのちょっと確認をしておきたいと思っております。

これは、実は先月、高知県で大規模盛土造成地マップっていうのが作成されて、公表をされました。これは国土交通省が大号令のもと、調査・対策を急いでいると。大規模地震で災害がなかなか起こったりしてる関係もありまして、非常に力を入れている事業やそうです。マップ自体は香美市が調査中ということで、香美市でどこにどれぐらい大

規模盛り土があるかゆうがは出てないですけども、そういったことが関心が高まってきて非常に気をつけんといかん段階が自分の目につきましたので、この地盤の関係の再確認をしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

今回の用地の地盤につきましては、そういったこともありますので地盤調査も行ってあります。調査も行った上で、地盤改良もした上で、工事を行うということにしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかにございませんか。

17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 30ページの消防費の下の端、工事請負費の耐震性貯水槽の整備ですが、国の補助金の交付決定が2基となったということで、当初3基を予定してましたけれど、その場所が決定しておるならば聞かせていただきたい。お願いします。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

当初は土佐山田町佐野、香北町太郎丸、香北町猪野々の3カ所を予定しておりましたけれども、2基になったということで土佐山田町佐野、それから、香北町太郎丸の2カ所の整備予定となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 6番です。26ページで伺います。

1項、農業費の説明の中に、産地パワーアップ事業補助金2,388万8,000円が出てるんですが、細部説明書のほうには「生産支援事業の事業量の増加」で追加というふうになって、当初予算にも出てたと思うんですけども、当初予算とまた別に新たな産地があって、そこにこういう事業を充てるのか。

それと、高収益を上げる作物という説明が以前あったと思うんですが、それはどういった作物を考えられているのかということをお願いします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

これは新たな事業の追加で、ハウス資材2棟分と、それから、環境制御装置4台分を追加することとなっております。

作物についてはニラを予定しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 大体場所ってというのは、今考えてらっしゃいますでしょうか。まだ未定でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

事業の希望者は香北町内を予定しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 32ページでお伺いをします。

教育費の中の18節の備品購入費ですが、コンピュータ機器等3,464万円、これ細部説明書では教育情報セキュリティのための緊急提言を文部科学省が出して、それに対応するものということですが、財源がほとんど一般会計になっております。こういう国からの緊急提言によるIT機器の改修とかそういうものについては、教育だけでなく介護とかその他でもさまざまに発生することがあるのですが、国からのこういう特別な交付金などはないものか。それとも地方交付税の中に、教育費の中に含まれているとするものなのか、その辺をお伺いをします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 今回の事業につきましては、佐賀県で不正アクセスによる情報漏えいがあったということで、文部科学省より教育情報セキュリティのための緊急提言を出されたということでございます。

高知県では、公務系のシステムとインターネットの分離をするということで、平成29年度末までにはそれを済ますということで進めておるようでございます。急にこういったことが発生したわけですけれども、財源につきましては、手元に資料を持っておりませんので、ちょっと今すぐはお答えできません。申しわけございません。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 財源は一般会計ですので内訳は構わないんですけど、こういうセキュリティはすごく重要ですし、学校の子どもの情報が漏れるということはあるはずですので、こういう対策はたびたびこれからも発生すると思うんですね。介護保険なんかも制度が変わる度に、そういうふうなコンピュータのソフトを変えたりとかいうようなことが発生して、ほとんどが大体一財対応なんですね。これが国のほうで、こういう緊急の場合には、そういう交付金などの配慮がないものかと思ったのでお聞きをしたのです。わかりました。ない？また、調べていただいているようでしたら、交付税対応にそういう項目があるのでしたら、またお聞きをしたいと思います。今は構いません。

それと済みません。もう一点、さっきの依光議員の質問への答弁の中の22ページでちょっとわかりにくかったのですが、福祉事務所長、役務費の中の郵送料ですが、災害時要支援者に対する、多分孤立を防ぐためにおっしゃいましたか、はがきを出すということなのですが、どういうタイミングでどういう内容のものを出されるのでしょうか。わかりますか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

要配慮者の避難支援に関しまして、恐らくこれから自治会等と協議をしながら、実際の計画、それから訓練等を計画していくこととなりますが、その際にご協力いただく自治会とか自主防等、その他の団体に対しまして、ご協力いただくということ、それから、実際は名簿の送付なども含まれておるかと思いますが、そういう計画、それから、避難訓練に際して必要になる郵送料というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 済みません。ちょっと聞き取れない部分があったのですが。そうしますと、要配慮者に何か出すということではなくて、名簿の送付とか自治会宛での連絡とか、そういうものに使うために発生する郵送料、こういうことでよろしいですか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 実は、要支援者の質問については、自主防とか防災会とかでも結構あるがですけども、そういったときに市民の方は防災対策課のほうの対応じゃないかとか、どっちへ聞いたらえいとかって、ちょっと混乱が今あるようです。自分としては、防災対策課との協議も割と連絡を密にするとか、そういったことが必要ではないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

避難行動要支援者の対応につきましては、まずこの基礎データを管理しております福祉事務所のほうで一元的に対応していくということで、業務のほうの区分については決定をしておるところでございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

23ページのプラザ八王子費、備品購入費、一般備品の28万7,000円、AED

についてちょっとお伺いしたいんですが、耐用年数の7年間の使用期限を超過するという事で書いてますけど、AEDを買いかえるという28万7,000円の、これは1台ということによろしいのか。

それから、各市の管理する施設にAEDを設置していると思いますけど、7年間の使用期限ということを設定する場合、今後どのようになっていくのか。結構な金額というふうに思いますけれども、そこら辺のちょっと背景もあわせてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

1機の予定となっております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

ほかのところについては福祉事務所はわからんところもあると思いますけれども、実際のところ1台で28万7,000円と高額。そしたら、その1台はがそのまま廃棄ということになるんですか。何か後メンテナンスして使えるとか、そういうレベルじゃないのか。ちょっとそのAEDの仕組みわかりませんのでお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 福祉事務所が所管をしております施設におきまして、他の施設でAEDの設置というものがあるところがございまして、全体としてのAEDの更新計画というようなものは現在持っておりませんが、今後7年ペースでということですので、さまざま機種も最近はあるようでございます。できるだけ安価な選択ということもありまして、子ども用のAEDとまた大人用が別というようなこととか選択肢がさまざまありまして、今後は最適なAEDのチョイスをしていくということを考えております。ほか、福祉事務所所管以外の施設における更新計画というのは、ちょっと存じ上げておりませんので、申しわけございませんが以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 保育園等でもAEDを備えておりますけど、リースで行っております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 全体としての更新の計画、リースの部分もあるということも言われてましたので、そこら辺の計画はお持ちなのか。今は持ってないと、各部署部署にお任せというレベルでいいのか、その点を最後に聞かせてもらえますか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田学君。

○企画財政課長（川田学君） お答えをします。

AEDは各いろいろな施設にいろいろな形態で配置してますので、当初は1台2台だったものが、だんだんいろいろな施設に入ってきました。山崎議員のおっしゃられるように、今後はそういったことも含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） AEDにつきましては、いろいろ調べますと買い取りは安いやつで15万円前後から三十数万円まで、1台で子どもまで対応できるやつから大人だけのやつとか、いろんな種類があります。この金額を見たところ妥当な金額かなという気もしますが、実はリースが多いですね。リース料金も調べましたら、リース料金のほうがやっぱり割高ながです、かなりね。こういったように購入したほうが安かってことは自分も一応確認をしましたが、それだけに買ってしまうリスクっていうのが、メンテナンスというか、常時使わないんで本当にそれが生きてるのか死んでいるのかの定期的な管理のメニューというか、プランをつくらんといかんがと思いますけども、その辺を購入した以上は立てるべきやと思いますけど、その辺の確認をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

メンテサイクルについても、今後検討しながら購入、機器の管理を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。31ページでお聞きをします。

教育費の中で8節と11節、報償費と需用費が上がってるんですけど、この説明を見ますと、コア・エリア実践研究指定事業に係るものだということですが、これについてちょっと詳しくご説明をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

コア・エリアにつきましては、英語教育を進めていく中で、先生方が小中も合わせて教育方法等を勉強していくといいますか、そういった事業になっております。コアと言いますか中核となる施設として、そういった英語教育を進めていく上での取り組みを進めていくという事業になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたら、市内の小中学校の先生が集まって勉強して行って、そこに講師の派遣とか、それから、その実践記録集というかそういったことをつくっていくということで、何か研究指定校というか研究をして、そういう公開研究のようなことなんかもしていくんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） おおむねそのとおりでございます。小学校、中学校

も連携して、英語教育に取り組むために講師を雇って勉強会をしながら、そういった事業を展開していくということになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑がないようですので、これで歳出の質疑を終わります。

以上で議案第39号の質疑を終わります。

「議長」との声あり

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 議案第39号の修正動議を提出させていただきたいと思えます。

○議長（小松紀夫君） ただいま修正動議が提出をされましたので、その写しを配付をいたします。

暫時休憩とします。

（午前11時04分 休憩）

（修正動議を配付）

（午前11時06分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第39号に対し、山崎眞幹君ほか5人から、お手元にお配りをしました修正動議が提出をされました。この動議は2人以上の発議者がありますので成立いたします。したがって、これを本案とあわせて議題とし、修正案提出者の説明を求めます。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、修正動議について説明させていただきます。お手元の資料をごらんください。

議案第39号 平成29年度香美市一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議
上記動議を、地方自治法第115条の3及び香美市議会会議規則第17条の規定により、別紙のとおり修正案を添えて提出します。

平成29年6月5日、香美市議会議長 小松紀夫殿

発議者 香美市議会議員 山崎眞幹、同 利根健二、同 爲近初男、同 小松 孝、
同 甲藤邦廣、同 山本芳男

1枚おめくりください。

議案第39号 平成29年度香美市一般会計補正予算（第1号）に対する修正案
議案第39号 平成29年度香美市一般会計補正予算（第1号）の一部を次のように修正する。

第1条中 「1,207万7,000円」を「2億3,285万9,000円」に、「1

85億192万3,000円」を「182億8,114万1,000円」に改める。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

第2表 地方債補正を次のように改める。

なお、別表にあります修正した数字につきましては、中学校施設整備工事に係る補正分の全額を担当課のご指導によって修正したものでございますので、その点をよろしくお願いいたします。

それでは、修正案について説明をさせていただきます。

この修正案は、平成29年度香美市一般会計補正予算（第1号）から鏡野中学校武道館及びプール施設等新設工事に係る補正予算を全額削除するものです。今回の補正予算は、平成29年2月23日の工事入札が不落となったことから、議案細部説明書に記載されている見直しが行われています。

過日の議員協議会では、このことに関連し、遅延の経緯を初めとしてこれまでの経過、今後の整備計画等の説明を受け、質疑等を行いました。

補正予算が可決された後に入札を行うとしている施設設計は、このプロジェクトのスタート地点である平成26年2月26日の整備検討委員会の報告書で示された武道館とプールを合築するコンセプトは維持しつつも、取りまとめられていた構想案とはかけ離れたもので、機能についても重要な追加、変更が行われています。これらの件について、議員協議会での経過説明、また機能の追加、変更等に対する質疑を経ても、それぞれの場面場面で必要な情報をもとにした十分な調査・検討等が行われ、その決定が目標に対して最善もしくは次善のものであったのだという認識に至ることができませんでした。

議会は政策を決定する決議機関であり、市民に対して執行部と同等の、場合によればそれ以上の説明責任を負っています。この間の追加、変更に関連し、提案された予算を可とする議決を行ってきた責任や、不落に至るまで厳正な審査を行うことができなかった私たちの責任は重く、何を今さらとのそしりを免れることはできませんが、それゆえになおのこと、後顧の憂いが予測される現状での補正予算には賛同することができません。

執行部におかれては、完成時期にこだわることなく一旦立ちどまり、施設の目的、構造、利活用方針等々含め、整備計画全般の再点検を行うとともに、今後の推進に当たっては統一見解を持ちながら、確信と熱意に満ちた説明責任を果たせることを希望し、提案理由の説明を終わります。

同僚議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。

【修正動議 卷末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 修正案の説明が終わりました。

これより、修正案に対する質疑を行います。

発議者への質疑及び確認等のため執行部への質疑も許します。質疑はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） それでは、提案者にまずお聞きをしたいと思います。

今、提案理由ということをお聞きをいたしました。当初の目的よりかは設計を変更もされてきたけれども、それが最善ではないというようなお話でありました。ということは、これ根本の設計から見直せということなのかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 最善、次善の策ではなかったのではないかとということでございまして、最後に言っているとおり、目的、構造、利活用方針等を含めて再検討を行っていただきたいという趣旨でございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） それでは、執行部のほうにお聞きをしたいと思います。

設計から丸ごと見直すということになりますと、どのぐらいの期間の延長とか、それから予算とかそういったものがどうなっていくのか、実際の設備の設計のスケジュールなどにどういった影響があるのか、そういったあたりをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 設計をやり直すとしますと、約半年を見込まれると考えております。ですので、発注につきましては平成30年度になろうかということが考えられますので、もちろん平成28年度の分としてつく予定の武道館に対する補助金が受けられなくなるということもございます。それと、繰越明許予算で支出した原設計に対する過疎債などについても、適材性がなくなるということも考えられます。それと、平成29年度に繰り越した4億6,070万円の過疎債については、全額使えなくなる。不用額となりますので、今後の過疎債のシーリング等にも影響が出てくるのではないかと思われます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 原案の計画どおりでいけば、来年の11月竣工いうんかそういう流れになっております。今の課長の答弁でどれぐらいスパン、また長期化するか、おおむねの期間がわかりました。

そして大事なことは、誰のためのプールであるか、武道館であるか、その1点なんです。今の武道館、プールの現状、大変厳しいものがあるのではないかとそのように思っております。

そして、課長にちょっとお尋ねいたします。

これフルスペックいうんじゃないですが、精いっぱいまた市民のほうにも開放していくという、そういう検討も視野に入れて進めていただきたいと、私はそんなに思っております。その点、課長、答弁お願いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） プールと武道館につきましては大変老朽化しております。プールの現在の位置につきましても、中学校の建物から離れておって、水着を着て道路を歩いていかなければならないといったこともございます。こういったことも早く解消したいという部分もございます。この設備は鏡野中学校の学校運営に極めて重要な施設になっておりますので、可能な限り早く建てていきたいと願っております。

それと、開放につきまして、卓球場等も武道館も合わせて、できるだけ市民の皆さんにも活用できるような形で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 提案者に伺います。

プールの屋根が必要ないということでしょうか。もしそうなったときには、あっちは裏が山になってると思うんですが、あぁいったところの立地条件において、ほこりですとか落ち葉ですとかが通常のところよりも影響が、落ちるといいうのも多いかなと思うんですけれども、ほこりも含めてですね、そういった取り除く作業とかも含めまして、そういったことは誰がするといいますか、どういったことで対処をするような方向になればいいとお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） プールの屋根が必要ないという議員協議会での発言につきましては、協議の前提として温水プールをやめてということでございます。この提案につきましては、もしプールの屋根が必要でない、建設そのものがとまるようであれば、国庫の補助金については減額じゃない申請を出してるところでございますけれども、あくまでもこれは立ちどまってよりよい施設にするために、もっと検討する時間が必要ではないかと、それが一議会3カ月なのか6カ月なのかわかりませんが、立ちどまるための提案ということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

14ページのほうに執行部サイドはマイナスということ、ゼロということ、発議者のほうは準備されたわけですが、そこのとこと発議者全体の認識が一致しているかなと。議員協議会でのさまざまな話を聞いたときに、やはり加温をやめるがやったら、プールの屋根が要らないという強硬な意見もございました。それを立ちどまって、今回はその部分で言った発議者6人のご意見が、ある部分一致しているかなというふうな感覚に捉えられます。立ちどまって見るときに、どのレベルの意見を実際尊重するのかということについて、実際そこをを発議者6人おられますので、やっぱり私は統一した見解なのかなということについて、この際お尋ねしておきたいと思っておりますが、いか

がでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 議員協議会でさまざまな方からのさまざまなご意見がありまして、その屋根のことだけでございません。一旦立ちどまるということをご提案理由としております。そこで、その後のほうですけれども、そういう立ちどまりながらさまざまな意見を聞いた中で、施設の目的、構造、そして、利活用方針等を含め再点検を行って、時期に急ぐことなく、後顧の憂いをなくしてやっていただきたいという趣旨でございますので。

数字につきましては、だから先ほど言いましたように企画財政課のほうと相談をいたしまして、これでオーケーということになっておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで修正案に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に賛成、修正案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表して、議案第39号、平成29年度香美市一般会計補正予算（第1号）の修正案に反対、原案賛成の立場で討論を行います。

まず述べておきたい点は、鏡野中学校武道館及びプール建設は、早期に建設が必要な教育施設ということであるということです。そして、プールに屋根をつけることは当初から学校サイドの要望であり、検討委員会でも示され、議会においても平成27年度から今日までの予算に賛成してきたところであります。ただし、当初の設計坪単価の設定ミスから来る工事金額の大幅上昇等から、議会の不信を招いたことは否めません。また、加温設備は結果、議員協議会等の議論から取りやめとなりましたが、積算の甘さと説明責任の不十分さを厳しく指摘しておきます。

本件につきましては、本年3月議会で約5億5,000万円の繰越明許補正、そして、今年度当初予算にて約4億7,600万円が可決された上で、議員協議会の議論を経ての補正提案であります。

そこで、修正案についてであります。加温設備の交付金返還は見送り、屋根をどうするかに対しての見解を明確にせず、立ちどまって見直せということです。いたずらに事業をおくらせます。また、そうなれば実施設計のやり直しが想定され、現在の実設計が使えなくなります。その場合、平成28年度繰越明許予算で支出した実施設計分に充当した過疎債1,000万円の適性を失い、元金に加え加算金も発生し繰上償還となり

ます。また、新たな実施設計の予算の審議も必要ですし、設計にも約6カ月期間を要します。その後、入札、発注となります。どう考えても平成30年度以降の事業となります。そうなれば、平成29年度に繰り越した4億6,000万円の過疎債が全額不用額となり、今後の過疎債要望時のシーリングに大きな影響を与えます。現在でもシーリングが厳しい中、巨額の不用額を発生させたペナルティで本市への配分が少なくなり、過疎債充当予定の他の建設事業等の財源がなくなることも想定されます。チェック機能を果たさねばならない議会の責務からも、そのような状況は避けなければなりません。

さて、屋根の必要性についてであります。今後建築するプール等の施設は、使用する生徒たちのために紫外線対策は必須条件であり、また災害時に使用する水であれば、落ち葉やほこりよけにも屋根は必要な対策であります。

原案は議案細部説明書にて示されておりますので省きますが、今後、安易に予算を膨張させることなく、平成30年10月完成を目指して、事務を確実に遂行されることを求め討論いたします。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案及び修正案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成、修正案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 1番、市民クラブの甲藤でございます。賛同者を代表して、議案第39号、平成29年度香美市一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議に賛成の討論を行います。

平成29年度香美市一般会計補正予算は、当初予算より1,207万7,000円を減額し、185億192万3,000円となっております。原案は、本年2月に実施をされました鏡野中学校武道館及びプール施設等新築工事が入札不調となり、再度入札を実施するための費用を含んだ予算であり、中学校費のプール加温施設の取りやめや工事費の見直し等を行ったため、2億2,078万2,000円の追加をするものとなっております。これを2億3,285万9,000円減額し、182億8,114万1,000円とする修正動議を提出しました。

そもそも平成26年2月に提出をされました鏡野中学校武道館及びプール施設等整備検討委員会の報告書では、それまで3回開催されました検討委員会の結果を受けてのものであり、この時点で温水プールでの建設の検討は全くなされておらず、その後に執行部内部による検討の結果、温水プール建設へ方針転換をしたものとなっております。このような基本方針の重要な転換をする場合、再度検討委員会に諮るべきであって、議会に対してもきちんとした経過を含めた説明をする必要があるということはいまでもあ

りません。今日に至る混乱の原因は、こういった一連の当然とすべき手続、説明等を怠ったがためであると言えます。一旦白紙に戻した図書館建設計画と、全く同じ構図のように私には思えます。

平成27年5月から策定に取り組み、本年3月に決定をされました香美市公共施設等総合管理計画によりますと、市有財産である公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化を計画的に行うことにより、財政負担を軽減し平準化するとともに、公共施設の適切な規模とあり方を検討し、公共施設等のマネジメントを実施する必要がある。また、現在所有をしております公共施設等で、未利用施設や使用頻度の低い施設の統廃合や、除却解体も検討していくことになるというふうにされております。さらに、財政規模の推移の項目では、少子高齢化による人口減少や平成29年度以降交付金の漸減も始まることにより、より厳しい財政運営が続いていくとなっております。

また、建物系公共施設の将来更新費用の推計では、更新時期が到来した建物を現状規模のまま建てかえた場合、平成28年度から平成67年度までの40年間で約600億円が必要であるというふうに推計をされております。本市が所有する公共施設全てを大規模改修し、現状規模のまま更新を行った場合、40年間で約2,203億円の投資的経費を要し、年平均55億円必要となり、過去5年間の投資的経費の約22億円と比較すると約2.5倍になって、全体の財源不足は年間当たり33億2,000万円ほどになるというふうに記載されております。

また、公共施設等の統廃合や廃止は、住民サービスの水準低下を招く可能性があることから、影響を最小限に抑えるため、公共施設コンパクト化については、住民、議会と協議しながら検討していくということになっております。さらに、本総合管理計画の推進に当たっては、公共施設を日々利用し、支えている住民との問題意識や情報の共有が不可欠であり、そのために公共施設等に関する情報公開を積極的に実施をしております。

また、全国的なスポーツレクリエーション系施設の建てかえの費用は、解体費用含めて平均で1平方メートル当たり36万円となっております。本件の場合、解体費用を含まずに40万円以上、あるいは50万円になるかもわかりませんが、費用が高過ぎるのではないかというふうな疑問も持っております。

本年2月の入札の不調を受けて今後の対応を協議するため、議会から申し出により3月に開催されました議員協議会の場で、初めて施設の構造図面の提示、また国の補助金が受けられるために温水プールに変更したと、そして、それまでの経緯等についても説明があり、設計上の問題、ランニングコストの問題等さまざまな質疑が行われました。

さらに、5月の議員協議会では、将来的なランニングコストが財政的に負担になることから、温水プールを断念するとの説明を受けました。また、災害時の避難場所とするため、温水シャワーの設置でありますとか紫外線対策等についても説明を受け、さまざま

まな質疑が行われたところでございます。

しかしながら、温水プール設置が前提であるドーム型の屋根構造については、何らの変更もなく建築する計画となっております。加温設備を取りやめて温水プールを断念するのであれば、全く必要のない構造であって変更すべきだと考えます。また、避難場所として活用するのであれば、このような大型のドーム屋根は必要なく、軽量の鉄骨トラス構造での建設も可能であり、紫外線対策を優先するというのであれば、プールサイドに簡易な設備、施設を設置すれば十分であるというふうに考えます。中学生に対して紫外線対策が必要であるとすれば、なおさら幼稚園、小学校のプールこそ紫外線対策が優先されるべきであって、別途予算計上してでも早急に対応すべきであると考えます。

公金を使う、つまり税金を使わせてもらっているという意識に欠けているのではないかと。また、コスト面に関しての意識が低いのではないかとというふうにも思われます。きちんと手順を踏んで手続を進めた上で説明がなされていけば、また違った結論、結果も見出せたのではないかと残念でなりません。

しかしながら、幾ら説明がなかったとはいえ、一度議会として予算を承認しております。入札不調が発生しなければ、全く気がつかないままに建築が進んでいたということでございます。このことは議会として一番重要であるチェック機能が果たせていなかったということであり、真摯に反省しなければならないと思います。混乱を招いた責任の一端は我々議員にもあります。市民の皆さんに対して説明責任を果たすためにも、反省点を踏まえた上で一度立ちどまって再検討し、再出発されるように求め討論といたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。

次に、原案及び修正案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 3番、市民クラブ、利根健二です。原案に反対、修正案に賛成の立場で討論を行います。

さきの議員協議会で、課長は温水を断念して冷水プールにする、中学校の授業を対象にすると言いました。相前後しまして、教育長は、香美市の基幹プールにしたいと発言するなど、利用の構想にまだまだ行政のほうで中身に食い違いが感じ取られます。このままこの計画が進んでいくと、教育長の思いと違う計画をみずから提案し、進めていくこととなります。全国的には、小学校のプールを温水にし、地域の基幹プールとして通

年利用していくところもたくさんあります。もちろん市民に公開をしますので、それなりの運営方法を検討する必要があります。教育長の望みどおり香美市の基幹プールを目指すなら、それに向けた設計及び利用計画、ランニングコストを精査して、検討委員会、議会、市民とともにもっと汗をかくべきではないでしょうか。

10億円を超えるこの事業には、まだまだ多くの検討課題があるのではないかと思います。合併特例債等期限のある補助金等を利用する計画ではないようですので、立ちどまることの影響は余り多くないと思います。それより、以前から議員のほうから指摘しておりますように、こういった事業の進め方がまかり通ることのほうが、今後の香美市にとって悪影響があるのではないかと思います。

現段階では、数千万、数億円単位で建設のための予算がたびたび増額変更になっていることを、私たちは市民に対して十分な説明責任を果たすことはできません。多くの血税が投入されるこの建設計画には、一旦立ちどまり腰を据えた検討、そして市民の同意が必要ではないでしょうか。そして、市民とともに喜べるすばらしい武道館、卓球場、プール建設を推進していくべきだと思います。

修正案に対して同僚議員の賛同をお願いをいたしまして、修正案に賛成の立場での討論を終了いたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論がないようですから、これで修正案が提出されています。議案第39号についての討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

まず、本案に対する山崎眞幹君ほか5人から提出をされました修正案について、採決をいたします。

本案の修正案に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立少数でございます。よって、議案第39号の修正案は、否決されました。

次に原案について採決します。

原案に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

これから、日程第27、諮問第1号及び日程第28、諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題とします。

まず、本案について執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市香北町美良布168番地1

氏 名 半 田 光 子

生年月日 昭和32年1月10日

平成29年6月5日提出、香美市長 法光院晶一

提案理由は議案細部説明書のとおりです。

続きまして、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市香北町美良布1039番地

氏 名 橋 本 薫

生年月日 昭和35年12月25日

平成29年6月5日提出、香美市長 法光院晶一

提案理由は議案細部説明書のとおりです。

なお、諮問第1号、諮問第2号ともにお手元に参考資料を配付しておりますので、ご参照ください。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

これから、諮問第1号を採決します。

本案は、原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、諮問第1号は、原案の候補者を適任と認めることに決定しました。

次に、諮問第2号を採決します。

本案は、原案の候補者を適任であると認めることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、諮問第2号は、原案の候補者を適任と認めることに決定をしました。

これで本日の日程は全て終了しましたが、ここで報告事項がございます。

去る4月26日、高松市で開催をされました第79回四国市議会議長会定例総会において2名の方が表彰をされました。

また、去る5月24日、東京で開催されました第93回全国市議会議長会定期総会において1名の方が表彰され、2名の方に感謝状が贈呈をされましたのでご報告します。詳しくは事務局長より報告をします。猪野事務局長。

○**議会事務局長（猪野高廣君）** 第79回四国市議会議長会定期総会において表彰されました方々をご紹介します。

議員在職歴12年以上の特別表彰で比与森光俊議員、山崎龍太郎議員が表彰されました。

続きまして、第93回全国市議会議長会定期総会において表彰されました方々をご紹介します。

議員在職歴10年以上の一般表彰で織田秀幸議員が表彰されました。また、監事として会務運営の功績により、石川彰宏議員、小松紀夫議長に感謝状が贈呈されました。

ここに謹んでご報告を申し上げます。受賞されました議員の皆様、大変おめでとうございます。

○**議長（小松紀夫君）** 以上で四国市議会議長会表彰者及び全国市議会議長会表彰者の報告を終わります。

受賞されました皆様におかれましては、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は6月13日火曜日の午前9時から開会をいたします。

（午前11時43分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 9 年 6 月 1 3 日 火曜日

平成29年第2回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成29年6月5日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月13日火曜日（会期第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	三 谷 由香理
総務課長	山 中 俊 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
企画財政課長	川 田 学	産業振興課長	西 本 恭 久
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建設課長	井 上 雅 之
管財課長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美貴子
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教育次長兼学校給食センター所長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 山 崎 泰 広

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪野高廣 議会事務局書記 山本絵里
議会事務局書記 一圓まどか

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成29年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第2号)

平成29年6月13日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 4番 山崎真幹
- ② 5番 森田雄介
- ③ 12番 山崎晃子
- ④ 16番 比与森光俊
- ⑤ 13番 山崎龍太郎
- ⑥ 17番 依光美代子
- ⑦ 15番 織田秀幸
- ⑧ 8番 島岡信彦
- ⑨ 6番 濱田百合子
- ⑩ 7番 村田珠美
- ⑪ 3番 利根健二
- ⑫ 14番 大岸真弓

会議録署名議員

12番、山崎晃子君、13番、山崎龍太郎君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従い順次質問を許可します。

最初に、4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 4番、市民クラブの山崎眞幹でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず最初に、協働のまちづくりをめぐるです。

平成18年に合併した本市は合併足かけ12年目を迎えまして、平成29年度から38年度までのまちづくりの指針として第2次香美市振興計画が策定されまして、過日その概要版が自治会を通して各戸配布をされました。

広報香美の4月号では、第2次香美市振興計画策定として特集記事が生まれ、文中で「香美市振興計画とは」として「本計画は、香美市が抱える現状と課題を見つめ、未来への展望をはかり、どのようなまちの将来像を目指していくのかを明らかにしたもの」であり、「多くの市民の皆さんの意見を取り入れながら策定された第2次香美市振興計画。本計画を実現するためには、市民と行政が手を携え、共に汗をかき知恵を絞りながら、安全・安心で、魅力あるまちづくりに取り組んでいく必要があります。」とこのように協働のまちづくりについて言及をされております。

協働のまちづくりを担保する市民の市政参画に関連する第2次香美市振興計画の基本方針6、政策25、施策63、市民の参画機会の拡充の基本的方向には、第1次計画から一貫して「本市は、市民との関係を大切にしながらまちづくりを進めてきました。今後ともこの姿勢を大事に、情報共有、参画システムの確率を図ります。」とこのように継続的に書き込まれております。

また、本市議会は、議決機関としての厳正な監視機能の発揮と市民の市政参画を拡充する視点から、3月議会でご承知のように附属機関の委員については、法令に定めのある場合を除いて参画をしないという決議を行うとともに、「協働」・「参画」調査研究特別委員会を立ち上げて、協働・参画の基本的なルールの条例化を目指しているところのような経過でございます。

そこで、協働のまちづくりに関連して、以下に幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず、1点目です。

地方自治法第202条の3で「その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。」とされております附属機関は、協働・参画のさまざまな場面で住民自治につながる有効なツールでございます。

そこで、附属機関に関連し、2つですけれどもお尋ねをしたいと思います。

まず、まちづくり委員会に関連してでございます。

昨年12月議会での第2期以降の運営の参考とするために、それぞれの委員からこの会について感想、意見等をいただいたらどうかと考えるが見解を問うという私の一般質問の答弁におきまして、「第4回終了時に委員の皆さんにアンケートのお願いをしております。現時点で約半数の方から回答をいただいておりますので、第2期の計画に生かしていきたいというふうに考えております。」と当時の担当課長の答弁がございました。

また、ホームページのほう見させていただきますと、2月24日の第1期のまちづくり委員会の終了式では、22名が参加されたということなんですけれども、「委員の皆さんから一言ずつ挨拶をいただき、最後に会長から委員を代表して挨拶をいただいた」とこのように掲載をされております。これらのことを含めまして、第1期まちづくり委員会のアンケート調査の結果、例えば参加してみてよかったのか、思っていたことと違っていたとか、それから期待外れとか、いろいろあると思います、評価はね。その概要等のお尋ねを、まず最初にしてみたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

アンケートは、まちづくり委員会の開催回数、内容、会議形式以外で行うとよいと思うもの、その他の4項目の内容について質問を行いました。30名のうち17名の方から回答をいただいております。

そのアンケート結果の概要につきましては、振興計画について理解を深めるための時間が足りないなど、少し開催回数が少ないと感じられた方が多かったようです。また、内容に関しましては、勉強になった、よい提言ができたという意見がある一方、振興計画についての資料や説明が少なく時間的にも不足していたため、中途半端な提言になったという意見や、提言が振興計画に生かされていないと感じられた方もおり、満足いかなかったという方が少し多かったようです。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 30名中17名とちょっと少ないですよ。残念でした。

それでは、次の質問に移ります。

②です。

第2期のまちづくり委員会の構成メンバー、これはもうやられるつもりですよ、多分ね、もうやっているとしますけど。メンバーを新任、再任、男女、年齢層、地区別等々含め、少しまずお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

第2期まちづくり委員会は24名での構成となります。内訳は新任8名、再任16名

で、男女別では男性15名、女性9名、年齢層は20代2名、30代3名、40代3名、50代3名、60代9名、70代4名、地区別では土佐山田地区が15名、香北地区が4名、物部地区が5名となっております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 全部で24名ということですがけれども、これ30人以内で組織する、24名で悪いわけじゃないですけれども、そういう人数に至った経過ですね。それと、一応情報発信という意味で、割とホームページは関心を持ってずっと見てるわけですが、公募に関する掲載があったのかなかったのか、ちょっとそこ確かじゃないんですけれども。この中で継続じゃなくて新任も含めて公募したのか。それで、公募した段階で何名の方の応募があったのかとか、そしてもう一点、なんで30人以内のところが24名なのかという、前は30名でしたので。そこら辺の経過を説明をいただきます。お願いします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

公募はそのうち10名であったわけですが、人数が少なかったというのは、ちょっとPRが足りなかったのかどうなのかっていう、部分はわからない部分があるんですが、公募の仕方としては広報に載せてまして、それである程度の期間をもって募集をかけたところですが、結果として10名という形になったと。30名以内ということもあったんですが、合わせて24名になったと。もう少し多ければよかったのかもしれない。ただ、前回のまちづくり委員会の委員さんの意見として、30名はちょっと多いんじゃないかという意見もありました。というのは、部会を4つに分けて8名から7名と、そういった状況でなかなか意見交換が難しかったという意見もあって、24名を今度どういう部会に分けていくかという部分もちょっとまだ決めてないですが、24名だったら何とかやっていける人数だというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 広報では募集したけど、ホームページは掲載しなかったと、こういうことですか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。挙手をしてください。

○企画財政課長（川田 学君） 済みません。自分のほうはその辺の確認をようしてませんが、恐らくホームページでも公募をしてるというふうに思っております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） このまちづくり委員会のホームページの最終更新日は3月8日みたいなんです、最終のスタンプが押されると思うんで。その状況で見たときに、募集してますよというふうなことは何もないんですよ。でも前回ははずっと記録が残ってましたね。どういう経過でどうだったかというのが残ってるんで、多分してない

んじゃないかなと。お忘れになってたのかどうかはわかりませんがそういうことなんで、そういうことの余りないように、これからしていただければというふうに思います。

それで、最初の設置条例において30人というふうに、そこまで枠を広げるということは、ある意味は自分はいいことだというふうに思ってるわけです。ただ30名をうまくコントロールできなかったのは、やっぱり執行部のほうの何というか準備不足とか、そういうことのほうが大きいんじゃないかなというふうな感じがするわけですけどね。だから、30人が多いというのは、自分はちょっとよく理解できない。そういう声が出ること自体がやっぱり執行部、準備する側のコントロールがちょっと悪かったんじゃないかなというふうに私は考えますけれども、その点についてどうですか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 山崎議員のおっしゃるように、コントロール不足という面も否めないというふうには考えております。ですので、次回人数が少なくなります、その辺もうまくできたらというふうに思うところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） この公募10名ですよ、10名の方は、再任の方ももしかしたら公募の中に入ってます？

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 10名のうち9名が再任でございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 確認ですけど、ということは広報見て1名の方が応募してきたと、こういうことですか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） そういうことです。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ここであんまりやるわけにはいきませんので、次行きます。

③です。次の質問に移ります。

平成27年3月に取りまとめられました、議員協議会でも説明を受けました、まちづくり委員会の設置についての冊子（資料を示しながら説明）の制度設計上では、第2期はパターンBということになりますけれども、アンケート調査とか、あと今後はどうするかまだ決めてないみたいなお話も一旦あったような気がするんですけども、今後の全体スケジュール、何を担当するのかと、第2期の委員会に期待する役割等があれば、それもあわせて一旦お聞きをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

第2期まちづくり委員会には、振興計画の第1次実施計画の進捗に関する検証をお願いすることになりますが、委員の皆様は、まちづくりに対する意識も高く、思いも強い方が多いですので、また第1期まちづくり委員を経験された方も多数おられるということもありまして、第2期まちづくり委員会につきましては、自主性を尊重し、意思を反映した内容となるように、基本的には委員みずから主体的に運営していただきたいというふうに思っておりますので、全体のスケジュールや活動内容につきましては、委員の方の意向を取り入れながら決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ということは、パターンBをやるということですか。ちょっと、その点はっきりした答弁なかったと思うんですけど。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） そういうことです。パターンBをやるということです。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 実は時間がなかったということが、委員の皆さん一番ご不満な点やと思うんです。というのは、第2期のまちづくり委員会に提出したさまざまな資料って、実は議員の皆さんも持ってないような資料を提出してるんです。でも、そういう資料をばんと提出されても、なかなかそれを理解することができないということがあったと思うんです。だから、それはすごく難しかったと思うんです。実施計画の進捗をやるということですけども、このまちづくり委員会の制度設計上を見ると、やはり目的、役割として4つあるわけですけども、その一番大事な何のためにこのまちづくり委員会は設置されているのかという設置条例を見ると、所掌事務としてまず1点目が、振興計画の進捗状況に関する事、これをやろうということを言ってるわけですよ、基本的には。でも、そのあと1つ大事なところなんですけど、2番目として、協働のまちづくりの推進に関する事という、これ別書きがあるんです。振興計画の進捗とは別に。それから、もう一つが、前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事ということなんで、これはちょっとあとの議論にもつながっていきます。ここであんまり時間をとることができないんで、さらりとして行ってみたいと思うんですが。

せっかくだから、この設置条例の趣旨に沿って、まちづくり基本条例の制定について取り組んでみたらどうかとまちづくり委員会で、というふうに私は思ったりしています。

その点についてはどのようにお考えですか。とっぴなようなんですけど。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 条例で先ほど言われたような内容になっております。

ご質問のまちづくり基本条例につきましては、あとのちょっと質問の回答の部分にもかかわってくるんですが、一定やはり意見をお聞きしてみたいというふうなことは考えてます。ただ、委員さんがそれぞれ参加する上で、今回臨むに当たってそれぞれの思いも多々あると思いますので、そのあたりをお聞きしながらという形にはなろうかと思えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） あと、これも後の議論にかかわってきますけれども、まちづくりの中で大事な協働ですよ、協働の相手として自治会ってすごく大事な存在だと思うんです。だから自治会のあり方を検討材料の1つに加えてみたらどうかというふうな思いもしますけれども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） ちょっと繰り返しの回答になりますが、今提案いただいた件も含めて新しい委員さんと意見を交換しながら、そのあたりも決めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） じゃあ、また後のほうで多分この話が出てくると思いますが、次の質問に移りたいと思います。

それでは次に、これも附属機関という位置づけになると思います。定住推進課が担当になると思うんですが、ものづくり会議に関連して、少しお尋ねをしてみたいと思います。

かつて議員協議会の場で説明いただいた際の香美市ものづくり会議イメージ図という、これ（資料を示しながら説明）、これしか多分議会のほうには説明をいただいてないと思うんですが、資料には「話し合える」「市へ提言していく」「産業間でのマッチングを」そんな場をつくりたいということで、ものづくり会議設立と最後になってるわけですけれども。

まず最初に、この会議の趣旨、目標等について、一旦お伺いをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） おはようございます。山崎眞幹議員の協働のまちづくりをめぐって、ものづくり会議に対してお答えさせていただきます。

人口が減少する中、市の産業を発展していくのは、付加価値をつける、新しいものをつくる、起業者を応援するなど、産業発展に向けた仕組みづくりが必要と考えております。そのためには、行政だけでなく産業にかかわる組織が集まり、課題の共有や発展に向けた施策などを考えていく必要があります、ものづくり会議の設立に至りました。

ものづくり会議としましては、事業者が主体で取り組むことに対する環境整備やPR

活動、また、人材育成などによる支援を通じ、市の産業が発展していくことを目標としております。また、高知県産業振興計画と連携しながら、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランに掲げております地場産業（土佐打刃物、フラフ）の振興や、香美市ブランド確立などに向けて、将来的に発展していけたらよいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 環境整備、PR活動、人材育成というふうなことを目標に設立をしたということですね。

②に移ります。

第2次香美市振興計画の基本方針6、みんなで築く、政策25、市民と共に歩むまちづくりの推進、施策63市民の参画機会の拡充、その中の政策の内容（2）です。市民参画の機会の促進では、「市民の参画を促進するために、行政計画等の策定や評価にあたっては、審議会・各種委員会への市民の参画を原則化します。」とこのように書き込まれています。これは、先ほど最初にご紹介した情報公開っていう話と一緒に話なんです。これは市民の参画を促進するために参画を原則化するという事で、審議会・各種委員会は、委員の公募を原則とすると、こういうふうに私は読むわけですけども。

このメンバーですね。イメージ図を見ると準備会の構成で、例えば商工会、森林組合、観光協会、高知工科大学、山田高校云々、移住定住促進協議会、高知県産業振興センター、市議会、市教育委員会関係、市議会はこれなくなったと思うんですが、あります。この中で公募の委員の有無も含めて、どのようなメンバー構成になっているのか、そこをちょっとよろしくお願いします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

メンバー構成につきましては、現在、委員への委嘱を依頼中であり確定したものではありませんが、これまで開催してきました設立準備会にご参加していただいた方を委員にと考えております。具体的には、香美市商工会、香美市観光協会、JAとさかみ、香美森林組合、物部森林組合、高知工科大学、山田高校、NPO法人いなかみ、高知県産業振興推進部の代表者と、市からは市長、副市長、教育長、企画財政課長、産業振興課長の予定となっております。

公募ではありませんが、会議のテーマにより関係する事業者の方や地域の方など、市民の方にはぜひまた出席はしていただきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 公募しませんか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 現在のところは公募は考えておりませんが、準備会
のときにもオブザーバーとしてフラフや打刃物、それぞれ企業の方などを呼んで一緒に
参加はしていただいておりますので、また、それぞれ会議のテーマによりましては、ま
た事業者の方とか市民の方も、ぜひ参加をしていただきたいと思いますと思っております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） やっぱり協働・参画のまちづくりということ考えると、基本
は公募をしていくんだと、こういうものづくり会議というものに関して、やっぱり関心
を持つ市民の方もいらっしゃると思いますし、先ほど課長述べられたように、その目的
に沿って何か意見を持つてる方もいると思うんで、やっぱりより広いところから意見を
求めるという姿勢が必要なんじゃないかなというふうに思います。ぜひオブザーバーと
かそういうことじゃなくて、オブザーバーは意見言えないじゃないですか。そういうこ
とじゃなくって、常時いて、さっき課長のお話にあったように、わからずに参加してて
も、何となく一端がわかったような気がするっていうふうなお話もありましたよね。そ
ういう市民の方を育てると言う口幅ったいですけどね、皆さんになっていただくとい
うふうな意識を、やっぱり常に持つことが大事なんじゃないかなというふうに思います
けれども、ちょっとオブザーバーにもう一段上げてみませんか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 先ほどオブザーバーとは言いましたけど、準備会
のときにもそれぞれご意見とかいろいろ言っていただきましたので、今後もまたそれぞれ
会では、皆さんには率直なご意見は賜りたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 1期目かもしれませんが、1期目では考えてないという
ふうなお返事やったと思います。

次の質問に移りたいと思います。

平成28年の3月議会で行いましたふるさと納税に関連した質問の中で、ものづくり
委員会の機能の一部を、このときはものづくり会議ではなくて委員会という言い方をし
てますけども…。

○議長（小松紀夫君） 山崎議員、③が。

○4番（山崎眞幹君） ごめんなさい。行き過ぎました。済みません。戻ります。

③ですね。

ものづくり会議がこれからできるということなんで、発足以降の大まかなスケジュー
ルと当面の達成目標について、まずお尋ねをしたいと思います。済みません。飛ばしま
した。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

会議は7月に、来月発足を予定しておりまして、年間3回から4回を予定しておりま

す。

当面の目標としましては、準備会で土佐打刃物に関する課題やフラフの認知度向上、製造業における学校との連携などが課題として上がっておりますので、まずはこれらをテーマにもものづくり会議で、課題解決に向けた取り組みを考えていきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） やっぱりそう行く流れがスムーズですよ。

はい。わかりました。

次、さっき途中になりましたけれども、どういうテーマを持って会を運営するかということで、やっぱりそこにふるさと納税という外に向けた窓口があるんで、そこに向けて、例えばさっきの話だったらフラフね、どういうフラフにするのかとか、どういう打刃物にするのかっていうふうな、そういう具体的なものをやったらどうですかということで、その当時、平成28年3月議会でお尋ねをしたときには、そのときの担当課長の答弁は、「ものづくり委員会というのはまだ仮称の段階でございますが、昨日の質問にもお答えしたように、まだ方向性を示す段階にはなっておりませんので、ふるさと納税の返礼品がテーマになるかどうかにつきましても、これからの議論になっていくと思います。」というものでした。

先ほどの話では7月にいよいよ発足ということで再度のお尋ねですけれども、やっぱり具体的なテーマを持って、今出ましたよね打刃物、フラフ、学校との連携というふうなことでしたけれども、目標と定めてやったらどうですかということについての見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

ふるさと納税の返礼品をテーマにするというよりも、ふるさと納税は納税者への返礼品として、市内でつくられた製品や香美市の特産物をPRする大変有効な手段ですので、既存の製品やものづくり会議の中から出てきたものは、返礼品として積極的に活用していきたいと考えております。

また、打刃物につきましては、ふるさと納税の返礼品のほうに出ておまして、今現在ランキングはトップになっておりますので、今後もまた頑張っていきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ぜひ頑張ってください。ふるさと納税、また後で聞きますけれども。

それでは、（3）になります。

本市議会におきましては、附属機関の委員として議員が参画しないという決議を行いました。このことから、議決機関としての厳正な監視における機能を発揮するためには、

附属機関における政策形成過程や評価過程での議論を含めた会議の内容等を、できるだけ詳細に知ることができる仕組みが担保されることが必要でありまして、附属機関に関する情報公開に関しては、会議の原則公開はもとより、議事録、参照資料等のホームページへの掲載等が求められるというふうに考えております。

また、参画しない決議の趣旨を尊重しまして、会議の開催予定日については公開、非公開も含め議会への周知が必須であるところのように考えておりますけれども、その件に関しての見解を求めたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

1点目の附属機関に関する情報公開でございますが、現状ではホームページへの掲載状況が十分できていない部分がありますので、今後各部署に公開するよう周知徹底を図っていきたいと考えております。

2点目の議会への周知でございますが、議会への周知は重要なことであると考えており、今後、審議会等の開催内容等を各部署から議会へ報告するよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） よろしくお願ひします。次の答弁構えてました？構えてない？いいです。済みません。

ぜひ課長の言葉を信じていきたいと思ひます。

それでは、次の質問に移ります。

パブリックコメントでの意見公募でありますとかアンケート調査というものも、やはり住民自治についてつながる有効なツールであるというふうに考えております。

実は、今月の広報香美に「新図書館建設のアンケートにご協力を」という記事が掲載されておりますが、これを見ると締切日は示されていないし、ホームページ上からも回答できますよということで見ました。ホームページ見たら、ここに書いてある6月5日現在ですけども、ないんですよ、それ。ええ、ないじゃないって。で、回答できないなと思ってたら、6月6日付で新着情報として掲載されました、アンケートが掲載されました、パブリックコメント。それを見た途端私も早速回答を送付しましたが、60代男性で送付しました。それはそれでいいんですが、よくないんです。6月広報で告知されたことが、6月6日まで何で掲載されんのか。これは香美市の広報のある意味、信頼性を大きく損なうことでもありますし、5日まででそれを見たときに意見を送ろうかなと思った方の何名かのご意見をいただける機会を逃した可能性もあるというふうに思ひますけれども。

何でこのような今回の事態を招いてしまったのかという、理由をまず一旦お尋ねをしてみたいと思ひます。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えします。

アンケート用紙の郵送及びホームページへのアップにつきましては、6月1日までに処理するスケジュールで準備を進めていましたが、アンケート内容の調整に日数を要したため、当初の予定より郵送がおくれる結果となりました。

また、アンケート用紙は6月6日発送し、締切日につきましては「6月30日までに同封の返信用封筒でご返送ください。」と記載しております。また、ホームページでのアンケートにつきましても6月6日にアップしまして、募集期間は6月30日までと記載しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 準備がおくれたということですが、それでそうですかと言いたいところもあるし、いやいやと言いたいところも実はありまして、広報に掲載されるというのは、あれ締め切りが随分手前なんですよね、時間があるはずなのね。その間にアンケートの内容が詰め切れなかったという、こういうアンケート（資料を示しながら説明）私の手元にありますが、結構たくさんアンケートですね。ここまでののかしないのかみたいなどころもあります、それが1点疑問に思うのと。

それから、普通パブリックコメントって、これ行政手続法の国のパブリックコメントを参照してやってると思うんですけども、これ基本は30日なんですよ、30日以上、期間は。6月1日に出す予定で30日やったらわかるけど、6月6日になってしまったら、もうちょっと延ばしたほうがよかったのかなというふうなこともあります。

答弁はこれについて特別要らないですけど、そういうこともありますので、以後気をつけてというか、やっぱり図書館、皆さんが関心持ってることなんで、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

図書館のこのアンケート、パブリックコメントが出たときに、一緒に基本計画への意見募集、パブリックコメントに寄せられたご意見に対する回答、これが出まして、これはよかったのなど。7名の方から寄せられたご意見があつて、それにちゃんとお答えしていると、こういうことでこれからもずっとやっていただきたいというふうに思います。自由記述の欄にさまざまな意見が集まると思います。あれはパブリックコメントなのかアンケート募集なのか、ちょっと両方が一緒になってるような感じなんで、自由意見のところには、ぜひまとめて、それに対する答えをぜひ掲載していただきたいと思うんですけども、その点について。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

議員の言われるとおり、寄せられたご意見等については、わかりやすく掲載したいと思えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） よろしくお願ひします。

それでは、次に移ります。

これが今回の協働のまちづくりをめぐる最後の質問です。これが一番言いたいことなのかなというふうに思いますけれども。

地方自治の本旨の実現に向けましては、平成12年の地方分権一括法の施行を受けまして、数多くの自治体がまちづくり基本条例もしくは自治基本条例を策定しまして、協働のまちづくりに取り組んでおります。

本市でも、第1次振興計画から一貫して情報共有、参画システムの確立を図りますとうたっておりまして、「協働」・「参画」の基本的なルールづくりは、執行部が積極的に取り組むべき案件であると、このように実は考えております。

平成27年3月議会で行いました住民参加型の市政を目指す多くの先進地では、自治基本条例を制定し、役割分担を明確化することで住民参加型の市政を担保している。住民参加型の市政を目指す本市の自治基本条例を問うという質問に対する担当課長の答弁は、「自治基本条例については、市民、行政、議会等の役割分担を決めることにより、協働のまちづくりを推進していこうとするものだと認識しています。本市においては「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」という基本理念があり、そして、山崎議員にも検討していただきました市民憲章がございます。基本理念は市のまちづくりの方向性を示したのですが、市民憲章は基本理念を一步進めてわかりやすく表現し、市民みずからのまちづくり活動を喚起するものとなっています。基本条例というのは、この市民憲章でうたっている内容をさらに具体化したものだと考えています。まちづくりには市民と市の協働が重要なことだ考えておりますが、今回、住民参加型の委員会としてまちづくり委員会がやっと産声を上げようとしているところで、現在、このまちづくり委員会発足に向けて、職員一同精いっぱい取り組みをしているところです。自治基本条例もまちづくりを推進する重要なツールだと思いますが、現時点ではこのまちづくり委員会を軌道に乗せ、継続していくことが最も重要なことだと考えております。」とこのようなものでした。これは2年前の話。

課長がその当時言われるように、市民憲章というのは確かに、市民みずからのまちづくり活動を喚起するものでありますけれども、市民の生活の最高規範として市民の自発的、自主的なまちづくり活動の継続性を理念的に担保するものでありまして、協働のまちづくり活動を具体的に担保するためには、まちづくり基本条例はやっぱり必須のものであると、このように私は考えております。

また、本年3月議会でも同様の趣旨で、自治基本条例をめぐる質問を行った際の担当課長の答弁でも、いまだ検討段階であるかのような答弁だったというふうに記憶をしております。

第1次振興計画策定からずっと情報公開、住民参画を言って、もう既に11年が経過しました。まちづくり基本条例の制定に向けた早急な取り組みの必要性につき、市長の見解を求めますということでしたが、担当課長が先に答えるみたいなので、課長の答弁を。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

まちづくり基本条例の制定につきましては、住民主体のまちづくりの観点から市民の皆様機運の高まりも必要だというふうに思いますが、まずはまちづくり委員会にも意見をいただきながら、制定についての検討を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 機運の高まりが必要ということですが、それはやっぱり機運をつくっていくのが執行部の役目じゃないかなと。本当に協働のまちづくりをしようとしているのかどうかちょっと、失礼な話なるかもしれませんが、よくわからない。

平成19年にもう第1次振興計画ができました。そのときはコンサルが入ってまして、そういうふうにまとめられたというふうに思うんですけども、そのまとめ方は間違いじゃないですよ。平成12年は、さっきも言ったように地方分権一括法ができて、機関委任事務が廃止されて、もう基本的に自己負担、自己責任とかそういうルールのもとに、自分たちの自治体は自分たちでちゃんと経営していきなさいという、その方向性が国から示されている中で、そのように将来の目標として書いたと思うんですが、それが11年何もされないということについて、それで、これまでいろいろ問題になったところでも、総務課長はそのルールづくりについて、一旦議会への情報公開であるとかそういうことはしますと、担当課につないでって言ってますけれども、それをきちっと担保するものがないんですよ、今。その必要性が僕はあると思うんですが、その追加の話も含めて市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 協働のまちづくりをめぐる基本条例の制定については、具体のお答えを申し上げたわけですが、私自身は市民本位、市民参加ということの基本にしながら、行政は進めていくべきものだというふうに考えておりますので、山崎議員のお考えとは全く一致するところであります。

ただ、今課長からも話がありましたように、住民の皆さんがこのことの大事さをやはり理解をしていただいて、住民が主人公になっていこう、主体となっていこうということでもありますから、そここのところはもっともっと山崎議員以外の議員の皆さんもご発言をいただきたいし、市民の皆さんからももっともっと我々を参加させろという、パブリックコメントも5つや6つじゃなくてたくさんいただけるような環境にならなきゃ、そ

のために行政のほうがもっともっと汗をかかなきゃならないということを、質問を聞きながら感じていたところです。

この考え方についてはもう一致いたしておりますので、つくるつくりたくないの問題じゃなくて、環境をしっかりとみんなで作っていくということが大事だというふうに思いますので、これからも市民の参加のしやすい行政を全力を挙げてやってまいりますので、ひとつその点で議員のほうにも力添えをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 市長の答弁をいただきましたので、ここで打ち切りということになるはずなのですが、その答弁を受けて担当課長、さっき言いましたね、幾つか提案をさせていただきました。まちづくり委員会で参画のシステムづくり、市民の皆さんの参画のシステム、いわゆる基本条例ですけど、それを研究することに取り組むとか、それから自治会の話ですよ、それにちょっと取り組んでみる。具体を持ってというふうなこと、やってみようかなというふうな気持ちが少し動いたのかどうか、ちょっと確認をしておきたいと思うのですが。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

何度も繰り返しになりますが、その点も含めて、次の委員さんと交えて話をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） やっぱり行政っていうのは、市民の皆さんから地域経営というものを請託というか付託をされてます。それで、いろんな物事については、市民の皆さんに利益になることについて積極的に、やっぱりリードしていくということが必要ですので、ぜひ積極的に捉えていっていただければなというふうに思います。期待してま

す。

次の質問に移りたいと思います。

次は、諸般の報告をめぐってということですよ。

まず、ふるさと納税です。ふるさと納税については諸般の報告でもあって、ぶんとはね上がってますけども、これ全国的なブームで、納税者の意識もどっちかというところ得をする賢い買い物をしようみたいな、消費者意識というものが強く出てるような感じで、それじゃなくてやっぱり自分が応援したい自治体へ応援するという、本来は自分の出身地というふうな原則論でいくべきか、それはそれとして、ここのところで競争を勝ち抜くべきか議論のあるところでもあります。

本市も本当におくればせながらでしたけども今一生懸命努力してまして、その努力に相応した成果が、ある意味数字にあらわれてきてるのではないかとこのように思います。

そこで幾つかお尋ねをするわけですが、1点目、総務省からは、いわゆる変な消費者意識というか得してやるというふうなイメージで、返礼品について行き過ぎじゃないかということで3割以内の方針が示されて、最近ではそれに反旗を翻した知事もいたり話題に事欠きませんけれども。本市の返礼品については、当初設計は4割5割みたいな感じだったと思います。そういう動きを受けても現状のままかを、まずちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

平成29年度末までに、返礼品の割合を3割に下げる方向で考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 総務省の方針に沿うということですよ。3割に下げたほうが手元に残るお金も少しふえて、より幅広く市民の皆さんにも利益があるという判断だと思います。

②です。

今年の当初予算では2億5,000万円が計上されております。まだ大分気が早いというふうに思いますけど、6月ですからね。9月からの雇用を目指して、ふるさと納税担当の地域おこし協力隊員の募集も行われているところであることから、今後の展望、意気込み等につきましてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

体験型や観光型の返礼品をふやすことによって、寄附された方に香美市へ来ていただき、香美市のファンとなってもらい、先々には移住定住につなげていきたいと考えております。また、新しく採用を、募集している地域づくり支援員とともに地域と密にかかわり、新たな返礼品の開発や発掘も行う予定です。

平成29年度は、香美市内の観光業者によりまして、体験型観光コース3コースの登録をしていただく予定となっております。1番目は塩の道コース、約11キロを5.5時間かけて塩の道をウォーキングしていただくコース。2番目、自然満喫コース、大荒の滝とか轟の滝、また、べふ峡温泉とかあちこち、杉の大木、土佐打刃物など自然の満喫コース。3番目にはお勧め定番コースとして、龍河洞とかアンパンマンミュージアム、べふ峡温泉などを行っていただくようなコース。そしてまた、龍河洞保存会による冒険コース体験型のほうもお話をいただいておりますので、そちらもまた登録のほうの予定をしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） いい感じだと思います。引き続き頑張ってください。

次に移ります。

香美市のまちづくり寄附金報告書を見ると、これちょっと古いのかな、（資料を示しながら説明）もうそろそろ平成28年度版が出るのかな。寄附金はコース別に基金に積み立てて適宜使用されているというふうに思われますけれども、現在のコース別の基金の残高、本年度に使用を予定している施策、将来使いたい施策等ありましたら、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

現在のコース別基金残高は、かがやきコース、主に教育・文化が3,177万6,000円、やすらぎコース、主に福祉・環境が1,793万2,000円、にぎわいコース、産業・まちづくりが450万5,000円、市長おまかせコース、市政全般ですが5,719万2,000円で、合計1億1,140万5,000円となっております。

本年度の予定している施策は、香長小学校に図書を購入を予定しております。

将来使いたい施策は現在検討中ございまして、市役所内でふるさと納税の寄附金の活用方法を募集し、来年度の事業に反映したいと考えております。また、市長おまかせコースが5,719万2,000円と非常に多くございまして、今年11月ぐらいまでには、市長と協議しながらじっくり検討していきたいと考えております。そのほか香美市をアピールできるように体験型の観光コースや、将来的には伝統産業の町としてアピールできる打刃物体験教室やフラフ体験教室などを行い、県外また海外から足を運んでいただけるようなまちづくりを行いたいと考えております。また、やなせたかし先生につくっていただきました香美市の13体キャラクターを生かした施策を企画して、また香美市の地域活性化につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） いいですね。何となく楽しい気持ちになりました。ちょこちょこ使うのもいいですけど、ぐっとためて、何かみんなで協議してばんと使うのもいいんじゃないかなというふうに思いますので、それはまた場合によっては、まちづくり委員会のほうで連携しながら考えてみたらどうかなというふうに思います。

それでは、次に移ります。

次に、観光事業の中で龍河洞まちづくり協議会が発足したという報告がありましたので、これに関連して以下にお尋ねをしたいと思います。

まず①、龍河洞エリアの活性化や物部川エリアの観光振興を目的にどの表現から、これは物部川DMO協議会、株式会社ものべみらい等とのかかわりがあるんじゃないかというふうに推測されますけれども、それがありましたら、それぞれの役割等について、まず一旦お伺いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 山崎眞幹議員の龍河洞まちづくり協議会についてのご質問にお答えいたします。

⑥のご質問にある基本計画策定後の推進体制と関連していくと思われませんが、物部川エリアの観光振興という点で、物部川DMO協議会や株式会社ものべみらいも、その一翼を担うものと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 計画策定後の推進に関連して、この両者が一翼を担うという意味ですね。

（産業振興課長、西本恭久君、自席にてうなづく）

○4番（山崎眞幹君） じゃあ、次に移ります。②です。

高知県主導のもととあることから、県の産業振興計画とも連動しているものだというふうに思います。5月30日のシンポジウムですね、産業振興計画で知事より説明を受けた第3期の振興計画のバージョン2「ここが初めてのご披露です。」とか言ってましたけども、19ページまた45から46ページに戦略的な観光づくり1つとして龍河洞等の再活性化が掲げられていますけれども、産業振興計画における位置づけ、また、計画との関係性をお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

龍河洞の取り組みについては、現在県の産業振興計画における地域アクションプランの観光に関する項目の1つとなっていますが、これを機に新たな項目として取り上げるよう準備をしています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 産業振興計画の中に項目として取り入れてやるということですかね。ということは、これ同じ物を課長持つてると思うんですけど（資料を示しながら説明）、56ページに物部川地域26事業とあります。そこに龍河洞の再活性化ということは特にうたっていないわけですけども、広域観光の取り組みの推進というふうな形でここに書き出されていますが、これを例えば龍河洞の再開発というふうに書きかえて、計画できたらやっついこうというふうなイメージですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

おっしゃられますように龍河洞再活性化ということ掲げておりますので、そのようにしていけたらと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○ 4 番（山崎眞幹君） 産業振興計画を位置づけるということですね。

次に移ります。

龍河洞保存会、逆川地区の住民代表、そして龍河洞の商店街の方々というふうに諸般の報告には書かれていましたけれども、それ以外のメンバー等がありましたら、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

協議会の会員は龍河洞保存会、逆川地区の住民代表、龍河洞の商店街の方々以外には、株式会社ものべみらい、四国銀行、県、市で構成されています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。

○ 4 番（山崎眞幹君） これ、ものべみらいとDMO協議会是一緒ですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 現時点では、ものべみらいのみ入っております。ものべみらいとDMO協議会の関係につきましては、昨年9月に前課長がここでご報告したような形だと思います。ものべみらいは実行機関であって、DMO協議会はその企画等を審査する機関というふうに捉えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。

○ 4 番（山崎眞幹君） ものべみらいがDMOの、これすごく面倒くさいんですよ。わかりづらくて、これ産業振興計画の中で古川さんが事例取り組みのときに説明いただいた資料なんですけれども、ものべみらいについては推進主導というふうに書いてまして、その周りをDMO協議会っていうのが囲んでますよね。それで、最初に課長が答弁されたように、最終的にはものべみらいとDMOがかかわって、計画ができたならそれを推進していくんだというふうなお話だったと思います。

とりあえずは、このDMO協議会の中で、ものべみらいが事務局担当というか、推進主導しているものべみらいがこれにかかわって、計画ができた段階では、繰り返しのようになりますけどもDMOとして全体にかかわっていくというふうなイメージですかね、これ難しい。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長。西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 物部川エリアの観光の振興として、物部川DMO協議会がかかわっていくものと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。

○ 4 番（山崎眞幹君） ちょっとまた後ろのほうに関連していきますので、ちょっと整理なかなか難しいんです、これ。

次に移ります。

先ほど基本計画というお話がありました。策定を予定している基本計画の概要と策定時期についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えをいたします。

基本計画は、ワークショップの意見を集約した後に計画案を取りまとめることとしておりますので、概要については現時点ではお答えすることができません。なお、策定につきましては、10月もしくは11月ごろを予定しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 内容も言えないということですか

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 今ワークショップをして意見を集約中ですので、まだできてないから言えないというように捉えていただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ある意味、期間限定の大重要課題というか、行政課題を抱えたものべみらいというのが、何の予定もなくワークショップを開くとはとても思えませんが、まあそれはそれとして置いて、次に移ります。

この第1回目のワークショップの開催を伝えた新聞記事を読みますと、「会合には公益財団法人「龍河洞保存会」のメンバーや県、香美市の職員ら30人が参加し、龍河洞本洞や博物館など周辺施設の強みをいかに生かし、弱みをどう克服するかなどを議論した。」とこのように紹介されています。30人が参加したということですので、先ほどのものべみらい、県、四国銀行、龍河洞保存会、住民代表、商店街の方々というふうなことも含まれると思いますけれども、この際のワークショップの構成メンバー、協議内容等についてお伺いをしたいと思います。ここでは先ほど紹介しましたように龍河洞本洞と博物館など周辺施設の強みをいかに生かし、弱みをどう克服するかというふうなことについて話されたということなんで、ちょっとその点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

ワークショップの構成メンバーにつきましては、先ほど申し上げました協議会の会員が入っております、その中でも龍河洞保存会からは、入洞者に直接サービスを行っている冒険コースの案内人や入洞券販売窓口の職員も加わっております。

ワークショップは4つのテーマに分け、1回ごとに課題と具体的な対応策を議論し、まとめを含め5回を予定しております。4つのテーマは、1つ目は博物館、珍鳥センターを含む龍河洞本体、2つ目としまして商店街・沿道、3つ目がPR、集客戦略、4つ

目が運営方法や役割分担としております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 課長、その答弁は1つ前の答弁じゃないかなと僕は思ったんですけど。概要ですよ、こういうものをやろうとしていること、わかりました。そういうことを検討するのに5回の会を予定しているということですよ。

これ産業振興計画として県が旗振りをしているということだと思えるんですけども、1回目の協議は終わってますよね、1回目の協議は書いてあるんで。まあ内容は、いいですか。済みません。自分の中でいろいろやりとりしてました。

次の質問に移りたいと思います。

先ほども言いましたように、ものべみらいとそれからDMO協議会、この切り分けが実にわかりづらいということがあります。というのは、この地域経済活性化機構の今年の8月18日に出されたニュースリリースがあるがですけど、これでものべみらいへの投資に関連し、見出しの中でこのように書いてます。「高知県観光活性化ファンド、広域連携DMO、「株式会社ものべみらい」への投資決定について、～日本初の取り組み！地域経営資源の統合を目指す「事業持株会社型DMO」モデルの構築～」ということ。それで、途中もありますけども、「本年6月30日に「物部川DMO協議会」（会長：株式会社西島園芸団地 専務取締役の発足に至りました。」とあって、「投資・経営支援機能」（地域に分散するヒト・モノ・カネ・情報の経営資源を統合・整備する）を持つ事業持株会社型DMO」モデルを構築する点が、日本で初めての新しい取り組みとなります。」ものべみらいがDMOやというふうに読めるがですよ、これ。ものべみらいがDMOって読めるんですが、ここがすごく難しいんで、それで、このことから質問に行くわけです。

ということは、このことからすると、設立後は計画ができた後は、ものべみらいの持ち株会社となる団体等を立ち上げて、計画推進に当たるというふうに読めるんですけども、その点も含めて基本計画策定後の推進体制についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように現在ワークショップで検討中ございまして、ちょっと今のところまだ案はないというような状況になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 苦しい答弁になってるというふうに思います。中身じゃなくて推進体制を聞いてるわけですし、これ日本初の取り組みとして、地域経済活性化支援機構がものべみらいに対して投資をしたということの大きな理由は、日本初の試み地域経営資源の統合を目指す事業持株会社型DMOモデル構築ということに対してお金を

してる。そのところがすごいある意味重要な点でして、その件についてはワークショップで話される内容は、じゃあどういふ計画をするかということでワークショップをしてるわけで、その後の推進体制については、これにのっとってやるとしたら、当然先ほど話された幾つか、珍鳥センター・穴ね、それから周り、PRとかいろんな側面がありますが、その中で公益財団法人としてかかわれる部分は限られていると思うんで、それ以外のことについては、このものから読むと何か新しい団体をしっかりと立ち上げて、公益財団法人と協力しながら、香美市とそして高知県を巻き込んで、事業推進に当たろうかなというふうに読めるわけですけども。

課長も来たばかりなんで、なかなかその前後わかりづらいのかなという部分、僕もよくわかりません、このDMOとものべみらいの関係については。またもう少し整理して、再度質問するかもしれません。今後わかりませんが。その点について、もう一度答弁をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

おっしゃられるとおり、ものべみらいについては当然かかわってくるものと思いますが、どのようなかかわりになるかというのは、今の段階でちょっとお答えすることはできません。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 非常に苦しそうなので、もうこの辺でやめたいと思います。次に移ります。

この協議会の事務局をちょっと一旦お尋ねをしたいと思います。一体どこが事務局をやっているのか。体制を担えるとしたら、先ほど言った参加メンバーの中では、県とか市とかいう感じだと思うんですけど、これ一体どこがこの事務局を担っているんですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

協議会の事務局は、高知県物部川地域産業振興監駐在所と香美市産業振興課となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ということは高知県のあそこの駐在所の附属機関、ずっと話題にしてる附属機関、それから、香美市の附属機関というふうにも読めるんですけども、その点の認識についてどのようにお考えですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 主は県のほうになっております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 主は県って何かすごい難しいですよ、切り分けが難しい。

ちょっと後に、これDMOのときに、僕はこれ別に反対してるわけじゃ全然ないんです、賛成してるけどわかりづらいんで、ちょっと整理しなきゃいけないというふうに思ってるわけです。反対しているととられると困るんですけども、そうじゃありません。よくわからないということで、お尋ねをしてるところです。

地方自治法の中で国は、「附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定めがあるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。」というふうにしてますので、事務局を持っているということは香美市の附属機関という位置づけでもあり、その附属機関ということになると、先ほどずっと議論してるように、情報公開ということをやっぱりしてもらいたいなという。

龍河洞の活性化っていうのは、やっぱり香美市としても重要な案件でして、これまでもある意味、何十年も議論してきた中でもあるわけですよ。それがやっとな動き出して、何かワークショップの情報にしろ、この協議会の立ち上げにしろ全然情報がこっちわからない、もう新聞報道で知ったみたいなことで、議会としていいのかなというふうに思うわけです。

だから先ほど言いましたように、附属機関に関係にするものは、やっぱり基本的に動向、情勢については上げていっていただきたい、議会へもお知らせいただきたいと、そのことで議員の皆さんも関心を持つこともできるし、市民の皆さんも関心を持つことができるというふうに思ってます。だから事務局を聞いてるわけですが、ちょっと県の地域産業振興監駐在所のほうの僕はホームページは見てないんで、そのところにこの情報があるのかどうかわかりませんが、でも附属機関という意識はあるわけですよ、再度お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） はい。ございますので、公開できるものについては情報を公開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎真幹君。

○4番（山崎真幹君） よろしくお願ひします。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

市民の声に関連して、2点をお尋ねをします。

まず、①でございます。

香美市の市営住宅条例の市営住宅の修繕費用の負担（第22条）と入居者の費用負担義務（第23条）の対象となる案件は、立地条件等で非常に判断が難しい場合が、もしかしたらあるのかなというふうに思います。

この事例は、近くに大木がありまして、それで、その落ち葉で雨どいが頻繁に詰まるという話です。そういう場合、雨どいの適宜・適切な管理は、どちらの負担になるのかなということをお尋ねをしたいと思ひます。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えいたします。

この内容から想像しますと片地2号団地のことと推測いたします。片地団地の横には幹の直径が約2メートル、高さが20メートル程度の大きなクスノキがあります。強風時には広範囲に落ち葉が飛ぶことをも想像できます。また、団地の屋根の一部が落ち葉がたまるような構造になっておりまして、といが詰まることも考えられます。外的要因、屋根の構造上の問題という内的要因とも入居者の責任ではございません。調査の後、市の負担で管理、修繕いたします。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 的確にその場所も捉えていただきまして答弁もいただきましたので、この件についてはこれで終わりたいと思います。

それでは、②でございますけれども、過日の議会報告会では、自治会に関連した要望、意見等が多く出されまして、執行部にもおつなぎをし、多分今それに対する見解等について一定を取りまとめられておるといふふうに思います。

内容は、例えば自治会長の手当が2万円余りでは少ないと、全地域一律ではなく、均等割だとか世帯割、地域の状況に応じて手当を出すべきでありますとか。自治会で民生委員を推薦しなければならないということは、人事にかかわることを自治会が推薦することはもってのほかというふうなご意見でありますとか。敬老会ですよね、これもずっとあるんですけれども、参加者には補助金が出るが、世話をする者の手当は自治会が出しているであるとか、敬老会について、自治会に入っていない人に対してどこまで対応しているか、自治会の責任範囲を超えているとか。自治会の会員が減ってきて入会してもメリットがないとか。あと、行政担当職員を配置してほしいとか。さまざまな意見が寄せられたわけです。これはやっぱり社会情勢も変わってきたこともあるんですね。だから、市民のさまざまな今出てる声を市民ニーズと捉えて、社会状況、職業別人口構成等が10年前とは、合併して市が誕生したときよりは大きく変化している現状を踏まえて、先ほども言いましたように協働・参画の中で自治会というものを担う協働の部分は、結構やりようによっては大きいというふうに思っています。その意味からも、自治会をまちづくりに向けた協働のパートナーとして、しっかりと位置づけし直すということですね。それぞれの地域の実情に合わせたあり方・役割等を検討する時期に来ているのではないかというふうに考えております。見解を一旦お尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

自治会との協働につきましては、現在、市内全域の自治会長が参加する行政連絡会を開催し、行政との情報共有、意見交換を行っておりますし、各種審議会や委員会では委員として参画していただくなど、協働のパートナーとしてまちづくりを進めております。

また、あり方・役割につきましては、自治会の規模は大小あり、活発に活動されている地域やそうでない地域などさまざまですが、ごみステーションの管理を初め清掃、防犯や防災など、その自治会のできる範囲の中で地域の実情に合った形での活動を行っていただいていますし、行政と市民とのパイプ役としての役割も果たしていただいております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そういう答弁もあり得ると思うんです、あり得ると思いますけど。やっぱり、合併して10年たって、そのやり方でずっとやってきたわけですよ、実は。やってきて、なおこういう声が市民から出るということをやったり、ニーズと捉えるか捉えないかということやと思うがです。そこの姿勢というか、今までと同じやり方で、もしかしたらいいのかなと思うことがあるとすれば、それは余り市民目線ではないんじゃないかな。これに対してどのような答えを返されたのか僕はわかりません、まだ見てないんでわからないけれども。でもやっぱり、行政にはアカウントビリティってあると思うんです。説明責任があると僕は思っています。その説明責任は自分の理論で通り一遍のことを言うんじゃないなくて、相手が納得するまで説明しなきゃだめなんです。アカウントビリティっていうのはそういうことなんで、だから行政が持つ説明責任ってすごく重たいものがある。そうじゃないと、みんな市民は行政のほうを向かない、そっぽ向いてしまうということで、結局協働のまちづくりっていうのは1歩も進まないということになるわけです。

そういう答弁をされた上で、また聞いてどうのこうのということは多分しにくいと思うんで、それと、香美市の場合、土佐山田町、香北町、物部町の3つの地域がある。合併したじゃないですか。そうすると全部地域性が違うんですよ、これ。それを1つのルールをしようとするのが、ここに来てかなり制度疲労が来てるという認識を持たなきゃ僕だめだと思うんですよね。そういう市民の声がたくさん出てるわけですよ。1つのやり方でよしやろうとして、やっぱりいろんなでこぼこなところできてるわけで、そのところをやっぱりある意味、全体的なG k Hの向上を目指して施策を推進するということについては、もうちょっと地域性も含めた対応は絶対必要やというふうに思います。

だからそういうことも含めて、これはまた最初と同じ話になりますけど、せっかくまちづくり委員会っていうものを組織して、協働のまちづくりについて考えるということをして3つの項目のうちの2番目、1番目はもうつくることに関してだからいいですよ。2番目、そこを徹底的にやられたらどうかなというふうに思うんですよ。その中で自治会の今後のあり方、地域別にどうしたらいいのだろうというふうなことも含めて、地域審議会の役割というか、そのかわりのものも役割として担ってるということですから、それを1つぜひテーマとして取り上げてみたら、皆さん関心のあることでやる気を出して

取り組んでいただけるんじゃないかなというふうに思いますけれども、自治会に対するさっきの答弁は別にして、そういう現状の市民の声があるということについて、ちょっとまちづくり委員会の中で検討してみるとか、そういう気持ちについてはどうですか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 先ほど山崎議員の言われたことはよくわかります。地域によってさまざま何とか組織を保っているところとか、活動自体が困難になっているようなところもありますので、そういったこともあって先ほど提案いただいたまちづくり委員会でのテーマの1つということで、その辺も含めて繰り返しになりますが、第2期の委員さんを交えて、ちょっと話を聞いてみたいというふうには思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 第2期のまちづくり委員会の皆さんに、ぜひ自治基本条例の必要性、自治基本条例はいかなるものかということ、また自治会についてのあり方、そういうものを一度検討課題に上げていただくということを希望して、全ての質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

一般質問を続けます。

次に、5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。議長の許可をいただきましたので、順次通告に従って質問をいきたいと思います。

今回の質問は3点であります。駅周辺の整備事業、給食費の無償化、そして災害時協力井戸の整備事業についての3点であります。

まず1点目、駅周辺の整備についてお伺いをしていきます。

龍河洞とアンパンマンの駅と紹介されている土佐山田駅は、史跡天然記念物龍河洞神の壺とアンパンマンキャラクターを配した香美市いんふおめーしょんがあり、アンパンマンバスの乗り場も合わせて本市のシンボリックなたたずまいを見せています。

ふだんの様子に目を向ければ、通勤通学の交通手段としてなれ親しんでいる人がおり、1日の乗降客数は民間調査によると2,024人ということで、高知駅、後免駅に次いで高知県下で3位の利用数となっているということだそうです。周辺人口数からいうと利用割合は高いと言え、中心部である高知市への利便性、学生の利用、また特急を利用しての本州へのアクセスのよさと好条件が重なっており、本市山間部や香南市、南国市

の一部など、広い裾野からの利用者がいるということが数字にもあらわれていると思います。そんな優位性もあり、町の玄関口として生かしたいとの思いは、先ほどの山崎眞幹議員の話でもありましたまちづくり委員会の中でも出され、市としても前向きに検討していきたいとの方向性が示されたと聞くところでもあります。これまでの議論も踏まえつつ、これからの土佐山田駅にふさわしい整備が再検討されていくものと思います。

その具体化ということになれば、現在整備中の新町西町線道路の整備完了後、地元との協議をしながら、財政確保のための事業模索といったスケジュールが考えられ、すぐにはならない印象であります。

今回は、駅本体とは別の駅周辺の整備についてお聞きをしたいと思います。

①であります。

近年はアンパンマンの駅としての印象が強い土佐山田駅ですが、かつての観光の目玉は龍河洞であり、駅前には龍河洞神の壺のレプリカが配置されています。その印象が薄れてしまっては忍びないとの声があります。長年の風雨もあり、汚れや色落ちもしております。塗り直しなどの手入れができないか、お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 森田雄介議員のご質問にお答えします。

神の壺のレプリカは、昭和50年12月5日の国鉄土佐山田駅開業50周年の記念事業として龍河洞保存会が作製したもので、現在の状態及びご指摘の件につきましては、保存会に伝えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 龍河洞保存会にお伝えを願って、ぜひ実行されるように市としても協力していただけたらと思うところでもあります。

②の質問に移りたいと思います。

②です。土佐山田駅を利用して通学する学生の皆さんの中で、保護者の方の送迎により駅を利用する方も多く、発車時刻前にはかなりの台数が数珠つなぎに南側へ伸びていることがしばしばあるということです。きょう、ちょっとプロジェクターのほうで写真も撮ってまいりました。この日は（スクリーンを示しながら説明）たまたま少な目の日であったというふうに、近くで交通整理をされている方からの話もありました。こんな形で連なっているということです。これがひどいときには、南側の信号のところを越えるようなところまで並んでおるといふことでもあります。駅の南は送迎の車に加えて、東の市道からの小学校へ向かう子どもたちが横断をします。この画面で言うと、左側のほうから小学生が歩いてきます。また、反対側、西の市道、この画面で言うと右側であります。そちらのほうからは南へ曲がろうとする通勤の車もあります。以前には、地域の方も警察の方と一緒に現地で対策を検討したが、やりようがなかったというふうにも聞いております。しかしながら、この状態の改善は今後求められる課題でもあると考えま

す。考えられる方策はないかお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 森田議員のご質問にお答えいたします。道路管理及び都市計画（まちづくり）担当課としてお答えさせていただきます。

国道195号からJR土佐山田駅への主な進入路線は、県道土佐山田停車場線となります。

最初に、道路管理の観点から現地確認を行いました。JR敷地内には6台の一般車両用駐車場があり、観光案内いわゆるインフォメーション及びタクシー乗り場等もあり、あわせて隣接バス乗り場もあり、手狭感は拭えません。渋滞自体が一過性なのか慢性的であるか、また時間帯等今後の調査の必要性はあると思いますが、応急的には誘導ライン等にて、ある程度解決するものと思われました。ただし、JR用地となるため、担当課を通じJRとの協議が今後の課題と考えます。

また、都市計画（まちづくり）の観点としましては、先ほど森田議員のお話もありましたが、県にて駅南広場に取りつく2路線が昭和46年に都市計画決定されていますが、現在まで未着手となっています。

本市としましては、旧土佐山田町時代の平成6年に区画整理事業にて、平成8年には市街地総合再生事業にて、市となりまして平成18年には前記事業をもとに駅舎橋上化も踏まえた調査を行いました。事業費等の関係により他事業優先となり、残念ながら実施には至っていません。

今後、あけぼの街道（国道195号山田バイパス整備）の進展により、香北・物部方面への交通の流れが、南から北へ今以上大きくシフトすることが予想されています。現在、南北アクセス道路となる都市計画道路新町西町線整備を進めているところですが、関連してJR土佐山田駅周辺整備が今後の課題となることが想定されています。今後も都市計画道路等のインフラ整備を進展することで、民間開発等の促進を図り、町なか整備、特にJR駅周辺について考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 今、課長のお話ありまして、特にあけぼの街道が開通していった先には、香北・物部方面への車の流れなども、そちらのほうへ中心がシフトしていくということでありました。後の質問とも絡んでくるかもしれませんが、そうするとやはり整備をすとなれば、これは南のほうの質問であります。北のほうが中心にもなってくるということでしょうか。1回伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今後どのような形での利用状況調査の上とはなると思いますが、やはり駅北整備も重要な課題と考えています。それが香美市、土佐山田町市街地のまちづくりの基本になるのではないかと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） この状態、慢性的かどうかという話もありまして、今後新町西町線の完成を見ていくと、またちょっとこの流れも変わってくる可能性も多少あるのではないかなと思います。ただ、北が開発をされて解決ということになると、なかなか少し時間もかかるということも思いました。提案も入れたいと、停止線引いて、もし少しでも緩和になるというような方向がありましたら、またその点も調査研究を進めていただきたいというふうをお願いを申し上げて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

③であります。

駅前から商店街通りに連なる街灯ですが、いわゆる防犯灯として設計されたものというより、デザインを優先した飾り街灯であると思います。駅前に店が連なって華やかだったころには十分な設備であったと思いますが、現在は商店の数も減っており、少し薄暗さのほうに気になる状態であるとの声を聞きます。街路灯を明るくするなどの対策はできないものか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

商店街の街灯につきましては商工会が整備されたもので、現状で十分であると考えております。なお、県道部分の道路照明につきましては、道路管理者である県に協議しましたが、設置はしないとの回答でした。また、防犯灯につきましては、自治会からの要望があれば、防災対策課との協議の上、社会福祉協議会に防犯灯新設の申請をしていただくこととなります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 今の回答だけではなかなか展望にはならないのかなというふうなことも思ったわけなんですけれども。

実際に、商工会のほうは今で十分というふうな回答だったのかもしれませんが、私が聞いたのは車を運転をされてる方、タクシーの運転手などではありますが、歩いてる人が視認できないことがあったと。自分の車のライトの範囲は見れるんだと思うんですけども、そのもう少し先におった場合、たまたま街灯より少し離れたところにいけば視認がしにくいというようなこともあるようなことがあると思うんです。そのことは1つ、情報としてお伝えをさせていただきたいと思います。

もう一点、防犯灯としての役割を持ってもらうのにか、防犯灯として整備をするのであれば社会福祉協議会にという点がありました。今より何らかの方法でワット数を上げるとか、今どんどん新設のものはLED化をしてるわけなんですけれども、その中でも一定の明るさの性能を上げていくというような対応はできないのか、社会福祉協

議会の事業も使いながらというところで、できないのかということをお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

現在、防災対策課で防犯灯に関しまして取り扱っている事務につきましては、自治会が整備した街路灯を防犯灯として認定すること、それと認定した防犯灯の修繕の費用、これには蛍光灯からLED化を含みます。それと、年間電気料について補助することでございまして、これは要綱に基づいて実施しております。自治会が新たに街路灯を設置する場合で、その後に防犯灯の認定を希望する旨ご相談のあった場合につきましては、既存施設から原則40メートル以上の距離が必要であることを説明し、社会福祉協議会の補助制度を紹介しております。現在のところ、市が防犯灯を設置すること、自治会による防犯灯の設置費を補助することは予定してはおりません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） そうですね。今の整備事業の決まった形という中では、なかなか難しいというふうなことなのかなというふうにも受け取りました。しかし、実際に暗いというような声もあるわけでありまして。何か方法がないのかということは、また今後も調査をしていただきまして、私のほうからもまた提案もさせていただきたいと思うところであります。

済みません。次の質問に移っていきます。④です。

かつては大がかりな駅前広場の整備計画がありましたけれども、今では人口減の時代になっております。それに合わせた整備が求められているというふうに思っております。実際に、昭和46年の計画がいまだに未着手であったというようなお話もいただきました。

一方で、今後のことを思いますと駅北口に関しても、あけぼの街道の整備とあわせて、あけぼの街道からの市道延伸の計画とか、また北通用口の設置もしくは連絡路の整備が言われたことがあったとも聞いたところであります。以前の議会報告会の中でも、そういったかつてのいわゆる北シティー構想というようなものが、どうなってるのかというような話も出たというふうに聞いておりますし、北口ができるとういという声も聞くところであります。整備計画は現在どうなっているのか、お聞きをします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

駅北地区には、過去に土地区画整理事業として調査を行い北シティー構想がありました。事業費等の諸問題により、事業化を断念した経過があります。その後の施策として、地区内道路の中心的骨格となる県施行のあけぼの街道、市施行の都市計画道路宮前秋月丸線を整備したことで民間開発が促進され、新興住宅地としての町並みが形成されてい

ると考えています。

駅北地区には都市計画道路のほか、まちづくり交付金による秦山公園整備を核とした都市再生整備計画により、市道秋月丸3号線、市道須江北幹線等の改良工事や高質空間形成施設整備としてのソーラー街灯や案内看板設置等の整備を行ってきました。今後も秦山公園周辺の新興住宅地の道路整備として、あけぼの街道からJR土佐山田駅及び国道195号を結ぶアクセスの向上を目指す、都市計画道路新町西町線の1日でも早い完成を目指します。

また、都市計画（まちづくり）担当課としましては、将来的にはあけぼの街道からJR土佐山田駅へのアクセスとして、駅北広場等の整備につなげていきたいとも考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 冒頭に少しご紹介もさせていただいたように、まちづくり委員会の中でもそういう話も出ておって、それに対する回答も実際ホームページほうにも出ていたのは見させてもらいました。何とか北側のほうの整備計画は進めていきたいというふうなお話でありましたので、また状況を見て進めていっていただけたらというふうに思います。今はそれ以上のことにはならないと。

（建設課長、井上雅之君、自席にてうなずく）

○5番（森田雄介君） また順次お話ができるような機会がありましたら、またお話も聞かせていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

給食費の無償化についてお伺いをしていきます。

現在の若者、子育て世代の不安定雇用、これを継続してる割合は増加をしてると聞いております。非正規雇用の割合が4割台の大台に乗ったというのは2015年の話です。各種社会保障からはじかれ、高齢者、障害者、児童、母子家庭のいずれでもない普通の若者は、みずからの力で未来を切り開くことを課せられたまま、どこにも受け皿のないこの社会の中を生きてゆかねばならなくなっています。このまま進めば一度も貧困から抜け出すことができないという意味から、「貧困世代」という言われ方をしております。

今回の質問を進めていくのに皆さんに知っておいてもらいたいことを、幾つか上げております。

1つ目は、総務省の「市町村税課税状況等の調べ」から、香美市の課税対象所得を納税義務者数で割って算出したものであります。資料の1をごらんください（資料を示しながら説明）。

お手元にあります表面、折れ線グラフになっているのが課税対象所得の推移であります。左側の縦軸の単位は1,000円であります。平成6年が280万円程度と、そこから平成10年をピークとして、その後ずっと下がり続けているという折れ線グラフに

なっております。

裏面には、そのもとになっております実際の所得の数字、これ上げておりますので同時にご参照もいただけたらと思います。

また、その下に三角と四角のプロットがあります。こちらが文部科学省の「子供の学習費調査」による2年ごとの学習費総額、内訳は学校教育費、給食費、学校外活動費となっております。単位はこれ右側の縦軸であります。同じように単位は1,000円あります。これを見ていただきますと、横ばいかわずかに上昇といった線が描かれておるといことが、わかっていただけるかと思ひます。所得は減っているのに負担は減っていない、もしくはふえているというのがわかると思ひます。

次に、近年の社会保険料等の改定であります。資料の2をごらんください（資料を示しながら説明）。

細かい字でちょっと書かれておりますが、ここに示されておりますのは、総務省の家計調査報告の中から引用をしたものです。2007年から2016年まで負担増のオンパレードが記されております。2007年を抜粋しますと、所得税、個人住民税の定率減税の廃止。国民年金、厚生年金の引き上げ。ここには書かれておりませんが、この年には住民税の一律の10%化、いわゆるフラット化がなされております。低所得の人の負担が、以前より大きくなったのもこの年からでありました。以下、その下の年代を見ていきますと、年金保険料・率は毎年引き上げをされておひ、それに加えて介護保険料の引き上げも繰り返されております。ずっと2014年の部分、平成26年になりますが、ここでは消費税の増税が行われております。これらの社会保険料の負担の上に、この消費税の増税というのは重ねられたものであります。家計の中で使えるお金と言われる可処分所得、こういったことも言われるんですけども、その減少も言われております。その可処分所得ですが、その数字の中には消費税は計算されておひませんので、可処分所得の減少で示されたデータ以上に、使えるお金は減っているというのが現状であります。

このほかにも日本銀行内に所在をする金融広報中央委員会による調査、この調査は20歳以上で2人以上世帯8,000世帯に対する無作為の抽出法による調査ですが、金融資産が全くない世帯というのが2013年に31%と前年の26%から急上昇したという記事もありました。

こういった事情を背景に、家計の貧困は子どもの貧困につながり、やむにやまれない気持ちになった人がボランティアで運営する子ども食堂を立ち上げるようになりました。公的な補助もなく瞬く間に広がったことは、これ問題の深刻さの裏返しでもあると感じるところです。

そういったことを踏まえながら①にお聞きをしたいのは、本市が平成21年と平成26年にそれぞれ給食費を値上げをしております。なぜこんな、家計が大変な中で値上げをしなければならなかったのか、それぞれの値上げの理由をお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育次長兼学校給食センター所長、野島恵一君。

○教育次長兼学校給食センター所長（野島恵一君） 森田議員のご質問にお答えします。

前提としまして、学校給食における食材等の経費については、児童生徒の保護者の負担で賄うこととされております。この負担額が学校給食費です。

そこで、2回の値上げにかかる改正の理由ですが、平成21年度については、原油価格の上昇等社会情勢の変化により食材費が高騰し、合併時に調整された学校給食費の設定額では、食材費が賄えなくなったということが理由となっております。

平成26年度については、平成26年4月1日から消費税が5%から8%への増税となるということにより、食材費の値上がりに対応することが理由となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 実際に見てきたように社会保険料等、家計への負担がふえた上に食費も上がってきたというようなこともあって、それを給食費に反映したということがよくわかりました。その判断としては、実費は保護者負担で賄うという前提があればなかなか変えれなかったとは思いますが、本当にその経済状況のしわ寄せは、全部家計へ回ったということが確認できたと思います。

その上で②をお伺いをします。

やはり、値上げをされたら給食費を払えないという家庭も出てくると思います。値上げ後の給食費の納入率は落ちたのではないかと、その影響をお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育次長兼学校給食センター所長、野島恵一君。

○教育次長兼学校給食センター所長（野島恵一君） お答えします。

現年度分学校給食費の収納率の変化についてお答えします。

平成20年度97.21%、平成21年度には96.37%で0.84%の減となりました。また、平成25年度は97.61%、平成26年度には97.22%で0.39%の減となっております。

このことを考えますと、ともに収納率が減少しているということを鑑みますと、分析はしていませんが値上げによる影響はあったと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） わずかであるが値上げによる影響もあったというふうなお話でした。しかし、私が懸念をしたほどには下がってないということも、同時に思ったことでもあります。ただ、内訳ですかね。家計のほうは本当に大変になってたということは、前段でお話をさせてもらったように、これ事実なんだと私は思っております。しかし、給食費ということになれば、大変な中でも払っていくという家庭が多かったというふうに、私は受けとめをさせていただきました。

それで、大きな(2)のほうへ移らせていただきたいと思います。

大変な中でも他人様には迷惑をかけるわけにはいかないと、これは多くの日本人が育んできた社会的性格であろうかとも思います。

しかしながら、物が無い時代に比べて絶対的貧困はなくなっているものの、相対的貧困が広がっていると言われております。困り事を抱えていても、見た目にはわかりづらいように装ってる方が大半なのではないかとも思います。さきの子ども食堂の取り組みでも、食事とともに温かい人のつながり、困り事が何でも相談できる雰囲気がそこにあることで、自然な助け合いが生まれることがポイントのようです。

お金の心配がなく子育てができる、当たり前であってほしいことが、年々厳しくなってきたのではないのでしょうか。次の世代を育むためにも、社会の側がこういったところに積極的な支援をしていくべきだと考えるところであります。

今回は給食費の無償化を求めて質問をするわけですが、資料の3をごらんください(資料を示しながら説明)。

こちらに示しておりますのは、全国の給食費の無償化をした自治体をずっと書いて並べてあります。現時点で全部で55自治体があるということでありまして、さらに今年度、2017年度の予定で2つの自治体が予定をされておまして、合わせると57ということでありまして。この順番があるんですけども、資料の上から7番目、群馬県上野村というふうにあるんですが、ここが2011年度以降に給食費を無償化したということなので、それから、以下の市町村の並びは全部時系列で並んでいると思っていただければよろしいかと思っております。ここ6年余りでこういった無償化をする自治体は、非常にふえてきたということが読み取れます。これ引用元の新聞赤旗によりますと、給食費の一部を補助する市町村、これは362になるということも明らかにしております。この55は全額無償で、それ以外に一部補助が362ということでありまして。

広がる貧困に対しまして、新しい政治課題の解決方法として採用されてきている状況にあるのが給食費の無償化です。財源のこともあり、市長のリーダーシップがなければ進まない話でもあると思うところであります。取り組みを求めてお聞きをいたします。

○議長(小松紀夫君) 教育次長兼学校給食センター所長、野島恵一君。

○教育次長兼学校給食センター所長(野島恵一君) お答えします。

ご質問の中で資料の中にもありましたが、ここ数年間で全国では数十の自治体の子育て支援や定住促進対策の1つの施策としまして、学校給食費の無償化が取り入れられております。

香美市では、経済的等の理由により就学に援助の必要な児童生徒の保護者に対しましては就学援助を行っていますが、学校給食費についてもその援助の1つであります。平成27年度からは生活保護の要保護者に対しての全額補助に加え、それに準ずる準要保護者に対しましても、それまでの給食費の2分の1援助から全額援助に支援を拡大してきたところであります。今後、県下の、全国的な市町村の動向を注視していきたいと思

っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ちょっとお答えがありました移住者支援というような政策も含めて、この給食の無償化が広がっておるといこともご紹介をいただきました。確かに今、前段で申した貧困化とはまた別の意味で、人口減少に悩む自治体の子育て環境を充実させることによって移住者をふやそうという政策という面でも語られております。しかし、その背景にあるのはやはり全体に広がる貧困というのがあって、それを裏側にしながら、実際に少しでも子育て支援が充実してる自治体へ移りたいというニーズがあるのではないかと思ったところであります。

実際にこの政策ですね、ほかの市町村の行方も見守っていきたいというお話でもありましたけれども、実際にこうやって近年ふえてきてるという中であります。単にほかの市町村を見るだけではなく、当市でもこれを取り組むんだと、取り組むにはどういったことが必要なかというような、研究ないし取り組みを進めていくことによって、やはり必要だということになって、進めていくことができないかというふうに思うわけであります。それは何よりも（1）でも申しましたように、市長のリーダーシップあつてのことではないかというふうに思うわけです。財政面のこともあると思います。しかし、これ必要な支援ではないか、そのことを重ねて市長にお伺いをしたいと思ひます。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 今、給食費のお話でありますけれども、今回、一般質問の中には、次代を担う子どもたちに関するご質問を何人かの議員の皆さんからいただいております。そしてきょう森田議員のほうから、給食費をめぐってそれぞれ厳しくなっている家計と比べながら、もっと考えろというお話であります。

私は今、次代を担う子どもたちと申し上げましたけれども、ここをしっかりと応援をしていかなければならない時期になってきているというふうに思っております。

ちょうど今、この議会の中でもご質問いただくようになっておりますけれども、私はこの3年間の中で「安心・安全、そして活力のあるまち、元気な香美市」をという思いで進めてまいりました。その後段の部分の元気な活力のあるまちをつくっていくためには、さまざまな産業政策とか、活性化の努力もしていかなきゃなりませんけれども、やはり次代を担う子どもたちをしっかりと支えていくことがなければ、長いスパンでの将来を展望していくことができないんじゃないかなというふうに思っております。

その点で、今私も、子どもたちの貧困化の問題に対しては非常に心痛めておまして、今ちょうど、これはアメリカの話でありますけれども、「われらの子ども」という本が出ております。「OUR KIDS」という本ですけれども、これを読みながらつくづく、子どもたちへの手当てが非常に大事だというふうに思っております。

今、この給食の問題についても、平成27年度からやっつとそこの準要保護の部分につ

いて底支えをいたしましたけれども、今後もこうした厳しい環境にある子どもたちの教育の環境を、しっかり支えていかなきゃならないというふうな思いであります。

ただ、ここには議員から示された学習費総額というのは、学校教育費、給食費、学校外活動費になっておりますけれども、今香美市は、子どもたちの学習の環境を整えるべく、大変皆様方にもいろいろと検討していただきながら、大きな事業を進めております。図書館もそうですし、中学校の体育館・プール・卓球場もこれはそうです。そして、放課後児童クラブの整備もしていかなきゃなりませんし、前回の議会でもお話がありました。トイレの問題も粗末なままになっております。そして、障害者の子どもの方々についても、学校の中で移動が十分できない状況にもあるということがあります。そうしたやらなきゃならない課題がありますので、そこに今注力してっておりますので、そうした環境を整えながら、さらに今おっしゃられたようなことについても、しっかり考えてまいりたいと思いますので、今は全体で底上げをやっているところでございますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 本当にやらなきゃならないというようなことでお話もいただきましたが、給食費に関しては今すぐというお話でもなかったように思ひます。もちろんやらないという話でもなかったのでありますから、ぜひこういった状況が今あるということは、市長も心に既にあられると思ひますけれども、課題として持っていただひてほしいと思ひます。

実際に、政府の経済財政諮問会議というところがありますが、これ去年の2016年度3月には、今の1億総活躍の構築に向けた中でサプライサイド、供給側という言葉だそうだけれども、供給側・供給力を強化することで経済成長を達成するという考え方、経済学一派だそうだけれども、それによる所得の増加を通じて、成長の好循環に持っていくと。その具体的な政策として、少子化対策について2020年までの早期に、家族手当など家族関係支出の倍増を実現すべきだとしたほかに、現在の小中学校合わせて総額5,120億円の給食費の無償化も検討することなどを提案をしたということでもあります。国としても取り組まなければならないという認識を持っておるといふことをご紹介をして、もし本当に困っているという声が多いときには、ぜひ取り組みを前向きに検討していただきたいと思ひます。

それでは、次の質問に移らさせていただきますと思ひます。

災害時の協力井戸整備事業についてであります。

大地震への備えは、近年相次ぐ地震もありまして意識的に整備が進んでいます。ちょうど1年前の6月議会では、同僚議員より、雨水を利用する井戸のようなもの「路地尊」が提案されています。このときの趣旨と同じように、水道が復旧するまでの期間の生活用水の確保が大事であるということをお出ししていただき、現在補助メニューにあります災害時協力井戸整備事業の充実を求めて、以下にお聞きをしていきたいと思ひま

す。

①であります。

現在の井戸の整備状況と今後の整備拡大に向けた取り組み、考え方をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

平成26年度から開始しました災害時協力井戸整備に係る補助事業で、井戸ポンプを整備した災害時協力井戸は現在7カ所です。

現状では井戸の実数、実態に関する調査がなくともに把握できておりませんが、補助事業の対象として活用可能な井戸はほかにもあるものと考えられます。地域における互助の力を強化するためにも、補助制度の活用を広く周知するよう努めます。

また、他県では、日常使用している井戸水を災害時に広く地域で役立てるため、無償でご提供いただくよう井戸の所有者から協力を募り、災害用井戸として認定するという方式をとっている自治体もあります。このような事例も参考にしながら、大規模災害時の生活用水の確保に努めたいと考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 既に7カ所あって、さらに地域で登録されていない井戸がまだあるものとして、呼びかけもしていきたいというお話であったと思います。

これ整備された井戸の所在を知るためにはどうすればいいのか、あわせてお聞かせ願ってよろしいでしょうか。既に整備された井戸の所在が7カ所あるということでしたが、それはどこにあるのか、どうやったら知ることができるのか。済みません。お願いします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） 既に補助事業を活用しまして整備した井戸につきましては、この補助事業として採択する際の条件といたしまして、各自主防災組織で作成します防災マップのほうに所在地を記載するといったことが条件になっておりまして、その際には井戸所有者の方の同意が必要ということになっております。今現在7カ所で整備中でございますけれども、こちらにつきましては地元の自主防災組織が作成しました防災マップのほうに記載しておるということでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） そのマップは我々も見ることができるということですのでよろしいですかね。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えします。

防災マップにつきましては、各組織が作成、管理しておりますものですので、各組織にお諮りいただければ、そこでご回答が得られるんじゃないかというふうに思われます。以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） わかりました。

では、②に移りたいと思います。

井戸を日常使っているが、新たに手押しポンプをつけるというのがこの整備事業なんですけれども、その補助があるとはいえ負担感が大きいとの声を聞くところであります。災害時の備えとしては、整備される井戸がふえることが望ましいと考えます。地元負担を軽くし整備が進むことを望みますが、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

現行の補助制度は、補助率が3分の2で上限額を20万円に設定しております。事業を行う自主防災組織などに一定の自己負担が必要となっております。毎年度の予算では整備件数10件を見込んでおりますが、過去3ヶ年度の実績数が7件ということで、執行件数が伸びていないのが現状でございます。自主防災組織に対しまして補助事業利用の意向、予算事情に関する調査を行いまして、制度の拡充の必要性について検討したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 実際に自主防災組織のほうにも調査していただけるということで、それに基づいて検討もするという事でお聞きをいたしました。ぜひ、そういうふうに必要なところが「よっしゃ、やろう。」というふうになっていただけたらと思います。

それで、実際に井戸がないところでも、先ほど前段で触れました同僚議員が質問を去年度しました路地尊というものも、これ雨水をためておくようにする仕組みがあって、そこに同じようにポンプを設置するというようなものだそうなんですけれども、井戸がないけれどもどうしようかというところには、こういったものもあるということをお聞かせして研究の材料にもしていただけたらというふうに思います。そういったことを提案も申し上げまして、私の質問を以上で終わらせていただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 森田雄介君の質問が終わりました。

次に、12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 12番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切に、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、介護保険に関して、胃がん検診について、買い物難民を出さないために、中山間対策に関しての4項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、介護保険に関してお伺いいたします。

5月26日、介護保険法、医療法、社会福祉法などの関連法が見直され、改正・成立しました。今回の見直しを受けて、地方自治体は平成30年度から始まる第7期介護保険事業計画に、介護予防と重度化防止の取り組み内容と目標を記載することになります。軽度の要介護者に対する訪問介護の自己負担化や福祉用具の上限設定などは、今回の見直しでは見送られましたが、これらのことも含めて引き続き検討されているとされています。

今後の社会保障制度の見直しが、誰もが安心して暮らせるための改正であることを願いまして質問に移ります。①です。

介護サービスを利用する際の自己負担は原則1割ですが、2015年から一定の所得のある人は2割になりました。2018年8月からはさらに引き上げられ、所得の高い高齢者は3割負担になります。3割負担の具体的な所得水準は今後政令で決められることになっていますが、厚生労働省は単身で年収340万円以上、夫婦所帯で463万円以上を想定しており、利用者の全体の3%に当たる約12万人が該当すると言われています。本市の利用者への影響について、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 山崎晃子議員の介護保険に関して、本市の利用者への影響はという質問にお答えします。

平成29年6月12日時点での試算になり、現在2割負担は112人、108世帯です。香美市の2割負担から3割負担への影響を受ける方、平成27年度中の所得で該当する方は79人、うち単身71人、夫婦世帯4人の75世帯です。そのうち平成28年5月から平成29年に4月にサービスを利用してる人は、65人になります。負担の影響として現在2割負担の合計が2,232万1,870円であり、2割から3割への負担影響額は1,116万935円となります。どのようなサービスを利用してるかは調査できていませんが、この中で高額介護サービス費の対象となる利用者もいると思いますので、実際の負担への影響額はわかりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 今利用者への影響をお聞きしたんですけれども、やはり一定影響を受けられる方がおいでということがわかりました。2割に引き上げられたときにも、全国的に施設から退所せざるを得なかったという方も1,600人余りおいでるし、それから、またサービスの利用を制限したという方などもおいでということをお聞きをしております。ですから、やはりそういうことが本市にも起こり得るということも考えていかなければならないと思いますが、来年8月からということですので、金

額等もかっちりしてませんので、まだ詳細なことはわかりませんが、なごうした影響を受ける状況が確かにあるというふうに思いますので、そうした影響とかほかにも制度を改正するということが出てきますので、そうした影響などは調査をまたしていくという、退所を余儀なくせないかんかったとか、あるいはサービスを、もう利用を控えなければならなくなったっていうそういった状況、やはり調査をしていくということが必要かと思いますが、そういった調査をする意向はあるのかお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

先ほど議員のおっしゃられたとおり、施設に入所している利用者は高額介護サービス費の対象となり、負担限度額を超えた金額が返還されるために負担額は影響はないと思いますが、在宅を受けている利用者は負担増と思われ、経済的な負担理由でサービスを控えるということも考えられます。そうならないように注視していかなければならないと考えています。調査につきましても、また検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 最後ちょっと聞き取りにくかったんで、もう一度お願いします。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 調査のほうも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 調査も検討していただけるということでしたので、サービスを控えて困るというような状況の出ないように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それでは、②の質問に移ります。

今回の見直しでは、住民の要介護度をどれだけ改善・維持できたかということや、介護予防などの成果に応じて国が自治体を財政支援する仕組みが導入され、2018年度から実施されます。また、来年度の介護報酬改定では、事業者への成功報酬も検討されています。これは介護度軽減、介護給付費の低減を自治体に競わせて、介護認定の厳格化などに進めさせる圧力となりかねません。

こうした介護保険からの自立や、要介護状態の改善を無理やり求める施策に対して、専門家からは懸念の声が上がっています。例えば、認知症の人にとっては、著しく改善はしなくても今の状態が変わることなく過ごすことができている状態は、病状が進行していない証であり理想的なことです。また、介護サービスが適切に提供されている証でもあると言えます。

これらのことに関して見解をお伺いいたします。あわせて、今後の取り組みについてもお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

国・県からは詳細はまだ示されていませんが、香美市の現状では、今後さらに介護保険に関する費用はますます増大することは明白であります。介護保険法の基本条文にありますとおり、「保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するように行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行わなければならない」。また、「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、それを有する能力の維持向上に努めるものとする。」とあります。このことは国民の努力及び義務とされています。このことにより、あくまで行政からの押しつけでなく、市民みずから健康の保持に興味を持って、健康な状態を長く維持できるようにやることが理想であり、今まで以上に総合事業等による予防支援の必要性が問われていると考えています。また、今後は介護予防を充実していくことにより、その結果として、市民への財政支援や事業所への報酬が得られるようになれば、理想的な市民生活を支えていけるのではないかと考えます。

認知症の方に例を挙げていただきましたが、そのとおりだと思います。香美市では、元気な高齢期を過ごしてほしいと介護予防事業に力を入れていますが、今後市民への啓発等に力を入れていきたいと考えています。また、介護保険サービス事業所においては、介護職員の確保への大変さなども聞かされる中、頑張っていると思いますが、市としても事業所の連絡会やさらなるスキルアップに向けた研修等についても検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 確かに今回導入されたこれは、自立支援、重度化防止っていう、それに取り組む保険者に交付金を交付するというので、先ほど課長も言われましたように介護予防、そういったものに、また重度化を防止するために頑張って工夫とか努力をなさいということの意味合いが入ってるということで、そしたら、どういうふうなことでそういう財政支援が得られるのかっていうのは、詳細はこれからということでお聞きをしたところですが。

1つ気になることは、もちろん自立支援、重度化防止、大切なことですがけれども、そういった財政支援が得られるということが先走って行って、本当に必要なサービスが利用できない、要介護度からの自立とか、「あなたは介護のサービスをもう利用しなくても大丈夫ですよ。」っていうことが、そういうことが強制的に進められるというようなことがあってはならないし、また、事業所のほうでも介護度の改善ができやすい方の受け入れをしていくというふうなことになってもいいませんし、また、なかなか重度にな

ると改善っていうところが難しいところも出てきますので、十分そういったことも配慮をしていただきながらっていうことになろうかと思いますが、その点について課長のお考えをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

介護事業所が高齢者の自立や重度化の防止につながるサービスの強化をしていくという中で、ケアプランの立て方や介護職員のスキルを上げていくという研修なども必要となってきます。しかし、高齢期において介護度の高い方の向上は厳しいと思われれます。現状維持の方が大半やと思いますし、また認知症は、生活が安定したといった場合の評価をしなければならないということも出てきます。ですから誰が評価するのか、また評価基準もまだ未定ですので、国の制度となればまた実施しなければなりません、今後は国の動向を見ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 詳しい指標とか出てないですけども、これが来年4月からということが始まるということですので、またその点、第7期の介護保険事業計画策定の中でも話が出るかと思っておりますので、そのあたり十分配慮をお願いしたいと思います。それでは、次の③の質問に移ります。

国は公正取引委員会の提言を受け、介護保険のサービスと保険外の自己負担サービスを一体的に提供する混合介護の導入も検討しており、政府の規制改革推進会議は、今年4月、混合介護拡大へ向けた事業者や自治体向けのガイドライン策定を求める意見書をまとめました。

混合介護が導入された場合、高額な利用料の要求や保険外サービスを利用しないと介護保険サービスが利用できなくなるおそれ、サービス格差の拡大などが危惧されます。混合介護の導入に対する見解と導入された場合の市民への影響について、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

混合介護により、利用者にとっては介護保険内サービスと保険対象外サービスとの多様化により自分に合ったサービスを受けることができ、事業所の競争が促進されるということでサービスの質が向上するメリットも考えられますが、ヘルパー等の介護職員の人材が限られている事業所では、優秀な人材の確保や十分な人材育成ができないことなどにより、経営が困難になる事業所も出てくるのではないかと危惧されます。

一方、サービスの価格が自由になって価格が上昇し、サービスの複雑化による適切なサービスかどうかの判断が難しくなることも予想されます。また、介護保険内との線引きや管理が煩雑になる可能性もあります。利用者が気兼ねなくサービスを受けられる制

度を、いま一度政府の規制改革推進会議等で検討していただきたいと考えます。

香美市では、現在も自費のサービスを利用している方もいますので、導入となりましたらケアプランや契約の見直し等が必要になるのではないかと思います。詳細がまだ示されてませんので、今後国の動向を見ていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） これからということですがけれども、たしか来年から国の特区で東京都豊島区がモデル事業するような予定になってるようですけれども、私が心配するのは、これを使える人はいいかもしれませんが、お金にかかわってきますので、そういう方は使えないというところで格差も広がってくるだろうし、それから、ひよっとしたら事業所のほうは高い料金を求めてくるとか、あるいは認知症などの判断能力が不十分な方は高額なサービスを買わされるというか、そういう状況も出てくるのではないかとことをすごく危惧しております。ケアプランでそのあたりをちゃんと見ていくということになればまた違うかと思えますけれども、そういう一番収入の少ない人が利用できない、それでいて介護保険の内容っていうものが、今提供できている内容がもうそういう介護保険外のものを使ってということ、そういう介護保険で適用される範囲がせばまってくるということも、これが拡大していくとなってくるんじゃないかというふうなことも、そういう心配も思うわけですがけれども、課長はどういうふうに考えますか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） やはり自己負担がある限り、介護保険サービスを限度額の範囲内で利用してる方もいます。介護サービス外のサービスはいろいろ、草むしりとか犬の散歩とか便利な部分もありますが、保険外サービスは自費となりますので、実際使える人、使えない人という格差は出てくると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） モデル事業もありますので、その状況も見ながらという国がその判断をしていくということになるかと思いますが、また私のほうも注視をしていきたいと思っています。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前 11時56分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） それでは、午前中に引き続いて質問をさせていただきます。
④になります。

厚生労働省は、特別養護老人ホームへの入所を申し込んでも入れない、いわゆる待機者が、昨年度は全国で約36万6,000人だったと発表しました。2013年の調査では約52万4,000人でしたが、このときより30%減少していますが、大きく減った要因には、2015年4月から新規入所の条件が厳格化され、原則として要介護3から5の中重度の人しか入所できなくなったことにあると言えます。しかし、まだ36万人もの人が入所できない実態があります。

本市でも「入所申し込みをしているが、なかなか順番が来ない」という声をお聞きします。待機者の状況を要介護度別人数、待機場所等についてお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

平成29年6月7日現在での調査によりますと、香美市内の特別養護老人ホーム3施設について、香美市の被保険者の待機者数は104人で、要介護1が1人、要介護2が4人、要介護3が40人、要介護4が43人、要介護5が16人となっています。待機場所につきましては、在宅が26人、有料老人ホームが1人、ケアハウスが9人、病院が32人、老健施設が30人、グループホームは1人、養護老人施設が5人となっています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 待機、待っている状態の方は104人で、うち自宅で待たれてる方が26人と、それ以外の方は何とか施設に入所できて待っておられるということですが、この26人という方は介護度からいったらどういう状況でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） この26人の介護度のほうは調べていません。ただ、在宅にいる方につきましては、ショートを利用したりして在宅で過ごしていることを聞いております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） ショートステイを利用したり、デイサービスを利用したりしながら待っているという状況だということですが、第6期の介護保険事業計画では、平成29年度中に土佐山田町圏域に30床でしたかね、老人ホームの増床の計画がされているわけですが、そういう計画が整備されたらある程度解消はされるかと思うんですが、その整備の状況とか、そういったことはどういうことになっていますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

30床増床という話がありまして、今現在建築というか設計のほうを進めているところですが、まだ内容的なものは、ちょっと内容と場所は変更がありまして、その事業所のほうが今設計のほうに取り組んでいます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） それが整備されたらある程度は解消されていくということだと思いますが、1つちょっと気になるのは職員不足の問題も出てくるかと思いたすので、そのあたりもまた十分注意をしながらということになるかと思いたす。

それでは、次の⑤の質問に移ります。

2015年4月からは、要介護1・2の人の入所が特例的となりましたが、要介護度が低い人でも在宅介護が困難な場合があります。全国では要介護1・2というだけで申し込みを受け付けてもらえないケースもあり、厚生労働省は、条件に当てはまる場合は、申し込みを受け付けるように求める通知を自治体に出したと聞きました。厚生労働省からの通知内容と本市の対応状況をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

厚生労働省より平成29年3月29日付で、指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針についての一部改正についての通知があり、その中でこれまでの指針にはなかった「申込者から特例入所の要件に該当している旨の申し立てがある場合には、入所申し込みを受け付けない取り扱いは認めないこととする。」との記述等が加えられており、特例入所の要件に該当していれば、受け付けをしなければならなくなっています。このことは現在各施設でも理解はされていますが、先ほどの答弁にもありましたとおり、入所の要介護3以上の待機者が多数いますので、そちらを優先することは当然の選択になるものと考えられますし、施設の経営や人員等の状況により、入所に関しての取り扱いは施設の判断に委ねるほかはないと考えております。

また、施設は特例入所の手続を行う際には市に対して意見を求めることが必要であり、平成28年度には既に入所されていた方が更新申請により要介護1及び2となられ、その2名についての意見書を作成し、表明しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） その通知が来たということで、それのおおりに進めていっているということですが、

そしたら、要介護3以上がどうしても優先をされてくるということもあろうかと思うんですけども、要介護1・2でも認知症の方なんかはなかなか在宅で難しいというようにあろうかと思いたすのですが、施設の判断によることになるということでは

んですけれども、保険者のほうに意見書を求めるということですが、要介護3でなくてもそういう大変厳しい状態にある場合には、施設の判断だけではなくて保険者のほうからも、意見書は書かれるということなんですけれども、3と1と比べて3が重いとしたとしても、必要性があれば1の方もというふうなことの話し合いとか、協議とかそういうことはなされるのでしょうか。それと、今までにそういったケース、先ほどは入所されての方が更新で介護度が下がってということで意見書を書かれたということですが、そうでないケースがあったのかどうかお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

これ施設のほうで判断しますので、入所検討委員会ですかね、そちらのほうで検討しているということで、優先入所の指針のということで書かれています介護の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要が高いと認められる入所申込者を優先とするということになっております。

要介護1・2の方ですが、先ほど④の回答でも話ししましたが、要介護1が1人、要介護2が4人待機しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そういったケースは今までなかったのかということもお聞きしたわけなんですけれども。

待機の状況はわかりましたが、それとあわせて特例入所になる要件というのが通知のほうから出されておるとは思いますが、その点についても一緒にお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 要件につきましては、認知症や知的障害、精神障害により日常生活に支障を期するような症状、行動や意識疎通の困難さ等が頻繁に見られ在宅生活が困難な状態、または家族等による深刻な虐待が疑われるということになっております。

先ほどの質問ですが、介護1・2が優先的に入所したということは聞いておりません。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 本市では今のところそういう特例的で、在宅で生活されている中での申し込みはないということをお聞きしました。要介護1・2でも在宅介護が困難な場合には、そういう要件が合えば入所は可能ということで、施設のほうとしては3以上っていう優先ということにもなるかと思いますが、そのあたりは介護度1・2であっても、在宅が難しい場合には入所の優先度が上がるというようなことも意見書にも判断されと思いますが、その点にも配慮をしていただきたいということを申したいと思いますが、その点についてお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

要介護1・2の意見書の作成の書面のほうも、やはり香美市としても書いて意見書として提出したいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたら、その方向でよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

次に、胃がん検診についてお伺いいたします。

胃がんは胃の壁の内腔側にある粘膜にがんが発生する病気で、50歳代から増加し、高齢になるほど発症率が高くなるそうです。国立がん研究センター、2015年のがん統計予測によりますと、過去1年間にがんを発症した人は13万3,000人で、そのうち死亡された方は4万9,400人とのことです。

胃がんは、早期の場合に自覚症状がほとんどなく、胃がんに関係して起こる胃炎や胃潰瘍などによる胃の不快感や痛み、胸やけなどが続くことが多いそうです。そして、がんが進行してくると、食欲不振や体重の減少、貧血、疲れやすいなど症状があらわれてくるそうです。現在は診断や治療技術が進歩しており、がんが胃の内側の粘膜下層の手前にとどまっている状態の早期胃がんで見れば、治療率は90%を超えるまでになっていると聞きます。

このことから、40歳以上の方は、市が実施している胃がん検診を受診して、がんの早期発見に努めることがとても大切です。しかし、本市の昨年度の胃がん検診受診率は、これは集団検診での受診率ですけれども10.7%と低い状態となっています。市民の中には「X線検査でバリウムを飲むのがどうしても嫌」という声があります。このことも胃がん検診の受診率が伸び悩む原因の1つかもしれません。

厚生労働省は、自治体が発行する胃がん検診の指針を見直し、昨年4月からX線検査だけでなく内視鏡検査も行えるように決定しました。専門家の話では、内視鏡を使用した検診は精度が高く、早期発見にとっても有効な方法とのことです。また、先行して実施している自治体では、受診率の向上にもつながっていると聞きました。

そこで、お伺いいたします。

本市では、本年度のがん検診受診希望調査票の中で内視鏡検査に関する調査を行っていましたが、この調査の目的と調査の結果をお聞かせください。また、本市の胃がん検診受診率が向上することを願ひまして、内視鏡検査の導入を求めます。そして、バリウム検査と同様に胃カメラが苦手という方もいらっしゃるかもしれませんので、X線検査か内視鏡検査のどちらかを選択する形での導入を提案いたしますが、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 山崎議員の胃がん検診についてにお答えいたします。

現在、香美市では、高知県胃がん検診実施指針に基づきバリウムによる胃部X線検査を実施しています。胃がん検診の内視鏡検査については、今年度高知県が実施医療機関を取りまとめ、県下の実施市町村での集合契約ができるように準備を進めているところです。

今年度のがん検診希望調査票で胃の内視鏡検査に関する調査を行った目的は、現在胃がん検診を受けている方の中から、内視鏡検査へ移行される方の数がどのくらいいるかを把握するためです。希望調査票の発送数は1万2,629通で、返信数は5,089通。この中で胃の内視鏡に関する調査に回答していただいた方は1,801人、あとの3,288人は無回答でした。

内容として「現在、実施していない胃の内視鏡検査が、病院で受診可能になった場合についてお聞きします」という問いに対し、「バリウム飲用で市の集団検査を受ける」と答えた方は629人、「病院で内視鏡検査を受けたい」と答えた方は1,172人という結果となりました。

香美市でもこの調査結果をもとに、県の実施指針に基づき、対象となる50歳以上の方が胃内視鏡検査とX線検査を選択できるよう、平成30年度からの実施に向けて準備を進めています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 来年度から実施に向けて、準備を進めていってくださるというお話をお聞きしました。あと、病院での内視鏡検査1,172人、結構多いかなというふうに思ったんですけども、それでもまだアンケートを送って返ってきた分が50%も満たないということで、また回答を得られた方も100%ではないということです。それから、無回答のこの内視鏡検査がどういふのかわからないという方もおいでたんじゃないかと思えますので、だんだんこれわかってきたらもっとふえてくるという可能性が出てきますので、そのあたり、また来年度実施の方向ということですけども、その辺医療機関の兼ね合い等もあるかと思えますが、希望者は多いということがわかりましたので、ぜひ来年度実施に向けてということですので、実施を求めて次の質問に移ります。

それでは、次の質問に移ります。

次に、買い物難民を出さないためにについてお伺いいたします。

今年になって物部町、香北町では相次いでスーパーマーケットが閉店しました。スーパーは食料品から日用品までそろっているため「何軒も行き回らなくてよいから便利」と、特に高齢の方々が多く利用されていました。利用されていた方々からは、「お店がなくなって困っている」との声がたくさん寄せられました。過疎・高齢化に悩む中山間地域では、今後もこのような状況が進み、地域全体が買い物難民化していくのではないかと危惧し、売り手側の移動販売業者や買い手側の市民の双方に対する支援策などを積

極的に検討する必要があると考えます。

今、身近で買い物ができる店がなくなった地域では、定期的に巡回してくれる移動販売車が人々の生活を支えてくれています。このような命をつなぐための重要な役割を果たしてくれている移動販売車ですが、本市の現状について移動販売が来ている地域、巡回の頻度、移動販売が来ていない地域などについて市として正確に把握されているか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 香北支所長、黍原美貴子さん。

○香北支所長（黍原美貴子君） 香北地区の移動販売の状況について、お答えいたします。

5月末現在、把握している移動販売業者は、地元の3業者と市外の3業者を合わせて6業者になっております。

移動販売を行っている地域と巡回の頻度は、地元業者が月曜・金曜日に白石、根須、梅久保、大井平、永野、火曜・土曜日に根須、清爪、猪野々、加えて土曜日には美良布地区も巡回しております。また、別の地元業者が火・木・土曜日に日ノ御子、朴ノ木、永野、もう一つの別の地元業者が月・火・木・土曜日に下野尻、美良布、葦生野、小川、吉野を巡回しております。市外の業者は、月曜・木曜日に美良布、岩改、水曜日に猪野々、清爪、吉野、谷相、朴ノ木、永野を、また別の市外業者が月曜・木曜日に葦生野、朴ノ木、永野、もう一つの市外業者が月曜・木曜に永野、吉野、金曜日に葦生野、日ノ御子、永野、美良布を巡回しております。

なお、移動販売業者が入っていない地域は、西川地区と旧暁霞地区と思われれます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

物部地区の移動販売の現状、5月末現在把握している移動販売業者は、地元の2業者と市外の1業者、合わせて3業者となっております。

移動販売を行っている巡回の頻度と地域は、地元の業者2業者のうち1業者の販売地域は、火曜日に国道195号沿いで別府方面、別府まで、木曜日は影仙頭、百尾、川口、桑ノ川方面、金曜日は楮佐古、神池、程野、国道195号沿い別府方面で別府までとなっております。また、もう一つの地元の業者の販売地域は、槇山地区で月曜日に庄谷相方面、中内方面、百尾方面、桑ノ川方面、国道195号沿いで別府方面、別府まで、水曜日には上葦生地区に入り、楮佐古、神池、程野、黒代、安丸から県道大豊物部線沿い五王堂まで五王堂から県道久保大宮線沿い久保方面、影までとなっております。市外業者は、火曜日・金曜日に山崎から県道大豊物部線沿いで五王堂方面、五王堂までとなっております。

なお、販売業者が入っていないと思われる地域は、自治会名で拓、中谷川、頓定、浦山、南池、笹、平井、立花などの地域となっております。それで、拓の分は、来てください

と電話すれば、拓にはまた入ってくれるということを聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 結構あちこち行っていただいているということで、入っていない地域で、拓は電話すれば入ってくれるということですがけれども、それ以外の地域で入っていない地域で、入ってほしいという要望とかは支所のほうに、そういう話とか来てますでしょうか。確認いたします。

○議長（小松紀夫君） 香北支所長、黍原美貴子さん。

○香北支所長（黍原美貴子君） 香北支所のほうには来ておりません。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 物部支所のほうにも、そういう問い合わせはまだ来ておりません。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 今のところ、そういう要望とかはないということですがけれども、以前移動販売が来ていて、人が少なくなってもう移動販売が来なくなったっていう地域も、来てない地域の中に入っていると思ってるんですけれども、この移動販売、地元の業者さんなんかは買ってください、お年寄りが待っているからということで移動の販売をしていってくださいってわけですがけれども、今後過疎が進行していくと、なかなか移動販売の運営も厳しくなってくるということも出てくるかと思えますけれども、地域の状況とかですよ、それから移動販売のルート、今はこれですがけれども、また地域の状態によっては変わってくるということも考えられますので、そういった状況を把握していくということが必要になってくるかと思うんですけれども、その点について地域包括支援センターなのか、あるいはそれから、物部町は地域担当職員制度がありますけれども、そういったところと連携をしていって、そういう状況になったときにすぐに対応できる体制っていうのを整えていく必要があるかと思うんですけれども、その点についてお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 香北支所長、黍原美貴子さん。

○香北支所長（黍原美貴子君） 今回の移動販売の状況についても、包括支援センターの職員の方にはお世話になっていろいろ情報いただきました。今回、移動販売が入っていない地域の中でも、移動販売ではないんですけれども配達とか行商のような形で、お魚を持ってきてくれている業者なんかも幾つかあるという情報をいただきました。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 物部支所の現状ですけど、やはり地元のお店の方が電話注文すれば持って行くというところもあります。現状、本当に買い物に困っているという状況になっているかっていうのは、スーパーの閉店によっての調査ですので、スーパーで集約して買えるのがちょっと面倒くさくなったというお話はいろいろ聞いてます

ので、今後また検討していかなければならないかとは思いますが。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 私も移動販売のほうお聞きをいたしました。本当に移動販売が来てくれるからここで生活ができるという、利用されてる方でそういう声もお聞きしました。また移動販売をする側にしたら、今後人も少なくなってきた、実際続けていける状況がずっと続くかっていったら、なかなかそうにもならないというふうなお話もお聞きをいたしましたので、今はスーパーがこういうことでなってきましたけれども、いずれこの移動販売に関しても厳しい状況が出てくるのではないかというふうに私は思っているんです、地域を回りながら思っていますので。その点そういった、移動販売が来なくなったからどうするかどうするかじゃなくて、やっぱり日ごろから地域の状況は把握しておく必要があるのではないかということでのお聞きをしたところです。この点について、お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 香北支所長、黍原美貴子さん。

○香北支所長（黍原美貴子君） なるだけ地域のほうに出向いて、状況等を聞き取り等したいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 物部支所のほうも今後この状況を詳しく把握していきたいと、地域担当職員のほうも利用させていただき、包括支援センターのほうも情報いただきながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） それでは、②の質問に移ります。

今回のスーパーの閉店を受けて、市は5月18日、香北町、物部町でスーパー等閉店に伴う中山間地域の商店等に対する支援事業説明会を開催しました。この中で意見交換やアンケート調査が行われました。その意見交換やアンケート調査の結果も受けて、今後業者への支援策について、どのような支援を検討されているのかお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 山崎晃子議員のご質問にお答えいたします。

物部町、香北町のスーパー閉店以降、品数、商品量をふやすなど、地域住民の方のために努力して下さってる既存の商店を応援する目的で、買い物困難に陥りかけている市民を救うために設備投資、店舗改装を希望する事業者に対して補助事業を導入することとし、物部・香北両地区の商店に支援事業説明会の開催案内とアンケート用紙を配付いたしました。

説明会には両地区各3店舗の出席があり、うち3店舗から支援を望むアンケートの提出がありました。要望の内容は、店舗の改装や設備費などで、検討の結果、県経営支援課が所管する中山間地域等商業振興事業費補助金の買物困難地域店舗維持確保事業を活用することといたしました。

当事業の県の補助率は3分の1以内で、市は事業者の負担を極力抑えて店舗存続を図っていただく観点から、補助率を2分の1とし、県の補助限度額150万円での総事業費450万円では十分な支援が行えないという思いから、超過分は市単独経費で賄うこととし、総事業費1,000万円を限度とする補助金交付要綱を早急に整備する予定です。なお、6月8日に県の経営支援課とともに補助対象品目を決定するため各店舗に聞き取り調査を行い、早期の事業開始となるよう県と協議を進めておりますので、事業へのご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 県の事業に上乘せをしてということでお聞きをいたしました。積極的にご支援をしていただけるといってお話をお聞きしましたので、業者のほうのお話もお聞きをして、十分に進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

最後の質問ですけれども、中山間対策に関してお伺いいたします。

県は、5月1日に集落調査報告書を発表しました。それによりますと、県内の中山間地域を中心に過疎・高齢化が一層進み、10世帯未満の集落の割合がこの10年間で4.1ポイントふえ、12.2%（288集落）に上がることがわかりました。居住実態が確認できない集落も10ほどあり、集落の小規模化や無人化が進む厳しい現状が改めて浮き彫りになっています。

集落調査は県の中山間対策の基礎資料となるもので、2015年の国勢調査に基づく報告書では、県内の集落総数は2,531集落で、2,020集落で人口が減少し、世帯数が20世帯未満で、県が小規模集落とする割合は29.4%、中でも10世帯未満の割合は、2005年に8.1%、2010年に10.4%、2015年に12.2%と、限界集落から消滅の危機に直面している集落はふえ続けています。

そんな中、物部町の中津尾集落の現状が「限界集落から消滅へ」と題して報道されました。この報道を見て、山間地域に居住されている方々から「この地域もあと5年ぐらいたらなくなる」とか「あと10年もたんかもしれん」という寂しい声を耳にします。山間地域の集落では過疎と高齢化が進行し、大変厳しい状況となっていますが、この状況をどう捉えておられるか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 山崎晃子議員の中山間対策に関してお答えさせていただきます。

香美市の人口は、人口ビジョンでもお示ししていますように、香美市全体では2015年に2万7,354人いた人口が、2040年には1万8,274人となり、2060年には1万4,681人にまで減少すると予測されております。さらに物部町に関しましては、2015年に2,132人いた人口が、今から23年後の2040年には81

6人、43年後の2060年には367人まで減少すると予測されております。

このままでは人口減少が続き、過疎・高齢化が進むとともに、消費市場の縮小だけではなく、あらゆる現場で深刻な担い手不足を生み出すなど、本市の経済にも重大な影響を及ぼし、本市は人口減少が地域経済の縮小を招き、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥ることになり、今後大変厳しい状況となることについて十分認識しております。

県の発表した集落調査報告書でも、集落の小規模化や無人化が進んでいる現状が見えてきておりますが、市としてはこのような現状に危機感を感じまして、人口減少と地域経済の縮小の克服に向けて、また豊かな香美市を次の世代へ残すため、平成27年9月に香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。基本目標4に掲げております「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」ということは大変重要なことであり、住みなれた地域で安心して暮らし続けるために地域の担い手を確保し、地域住民の活動拠点の整備や交流の場づくりをつくることが重要だと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 課長のほうは、この現状を十分認識をしてくださってるということでお聞きをしたところですけども。

香美市で今回、中津尾集落が誰もいなくなったということで、香美市内ではここが最初、初めてのことだったかと思うんですけども、それでも中津尾集落、人がいなくなっても新聞のほうでは息子さんがそこへ地域を残していきたいという思いがあって、シキビを植えられてるというような記事が載っておったわけですけども。誰もいなくなっても、それでも地域を残したいという思いで、息子さんがシキビを植えてという状況もあり、またそういうことがすごく大事だと思うんです。そのまま放っておくと草ぼうぼうになって、またいろんな鹿とか猿とかも出てくるということで、国土の保全の意味でもすごく大事なことだと思うんですけども。

市長はいつも安心・安全、そして活力のある香美市っていうことで言われておるわけですけども、市長も中山間対策は重要な課題だということは日ごろ十分述べておられますけれども、この記事、初めてだったと思うんですけども、この集落の誰もいなくなった状況、それでも人が来て何とか地域を残したいという思いも受けて、市長のご見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 過疎の中の消滅集落についてのご質問でございますけれども、今大川村におきましても昨日からマスコミをにぎわして、大川村があれだけ新聞をにぎわしたりテレビをにぎわしたりすることはないんじゃないかなというふうい思うわけであります。私自身も大川村で生まれた1人でありますので、非常に身近な出来事と

して感じております。

残念ながら私たちの国においては、過密と過疎というふうな状況が起こりました。これは国の政策の中で起こってきたことですから、私たちが今これをもとに戻そうとしてもなかなかできることではないというふうに思います。ましてや、まだ人口が減少しているこの国にあっても、東京には人口が集中しているような状況にあります。

一方では、今議員さんがおっしゃられたようなところも出てきているわけでありませけれども、こうしたところをどういうふうに残すのかというお話でありますけれども、正直に申し上げまして、人がいなくなったところを残すというのは、これはなかなか難しいことだというふうに思います。そこに暮らしをしている人をどのように支えていくのか、そこに暮らしをしている人の希望はどのようにあるのか、そのことを大切にしてやっていかなきゃならないと思いますけれども、そこに人がいなくなったところをどのようにしていくかということは、行政として今できる術ってというのは、もう本当に限られているというふうに思います。

この厳しい現状の中で皆さんが今とれる取り組み、さまざまな取り組みをみな頑張っでやってるわけですが、資源を生かしていこうとか、集落の活動センターを構えて頑張っていこうとか、そういうふうな取り組みをされる地域を、もうこれは本当にあとがないという思いで応援をしていかなきゃならないことだというふうに思います。

議員のご質問に対して、きちんとしたお答えにはならないこと大変苦しいわけですが、人のいなくなったところをどう残すかということについては、なかなか私が今この場所で答えられる答えがない、そういう状況を酌み取っていただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 大変難しい問題、人がいなくなった地域ってというのは大変難しいと、市長が言われたとおり、本当に今いる人のところを、何とかそこに支援をしていくってことは大事なことだと思いますので。

そこで、②の質問に移るわけですが、

県は中山間対策として、集落活動センターの取り組みを推進しています。本市にも第1号となる集落活動センターが香北町に設立されました。立地条件のよい地域に設立され、今後の取り組みが期待されるようです。

さて、集落活動センター設立に関しては、積極的な地域もあれば、過疎・高齢化が進み、もうそこまで力が残っていないという地域もあると思います。しかし、今後何の手だてもしなければ、消滅していく地域はますますふえていく可能性があります。本市の中山間地域に残された時間は少なく、早急な対策が必要な状況と思いますが、本市の中山間地域に対する対策をどのように考えておられるか、見解をお伺いいたします。あわせて、今後における集落活動センター設立の見通しについても、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

先ほどのご質問にもありましたように、中山間地の集落では、過疎・高齢化が進行しております。人口減少対策については市が一丸となって取り組んでおりますが、その中でも中山間地域対策として定住推進課では、この厳しい現状への対策として、地域が維持・再生し、安心して元気に暮らし続けられるよう、小さな拠点づくりとして集落活動センターを設立できるよう取り組んでおります。1つの集落ではもう力が残っていない地域も、周辺の集落と一緒に連携を図り、地域の課題やニーズに応じて総合的に取り組むことで持続可能な地域づくり、人づくりができると考えております。地域により、それぞれ地域性や抱える課題が違いますので、地域の要望をお伺いし、その地域の住民が主体となって運営できる仕組みづくりを形成する集落活動センターをぜひ設立していきたいと考えております。

今後の集落活動センターの設立計画につきましては、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランのKPI成果目標といたしましても、平成31年度までに市内3カ所で集落活動センターを設立することを目標としております。既に1カ所は香北町で設立しておりますので、今後2カ所の設立に向けて目指していきたいと思っております。地域住民が主体となり、近隣の集落との連携を図るとともに、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて地域ぐるみで取り組む仕組みづくりが実現できる集落活動センターの設立を目指しております。

また、そのほかの中山間地域対策といたしましては、少子高齢化と市外転出等による人口減少に歯どめをかけるために推進しております移住促進の取り組み、集落維持、活性化を目指した地域づくり支援員の雇用、中山間地域で生活する人々が安心して暮らし続けることができる生活環境を築くための香美市中山間地域生活支援総合補助金制度など、各地域で必要な支援や取り組みを積極的に実施しております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 集落活動センターあと2カ所という目標ということですがけれども。

先ほども言いましたように、そういう元気なところは何とかっていうところもあるんですけども、なかなかそうじゃない周辺地域をどうやって助けていくかっていうところで、先ほど周辺地域も含めた集落活動センターというようなお話もあったかと思うんですけども、これについてももう少し、課長が考えてるところがあればお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

香北町では1地区できておりますが、まだ土佐山田町、そして物部町のほうにはまだできておりません。そちらのほうにもまた機会があれば、地域の要望にもよりますけれども、また設立をとっては考えております。また物部町のほうにおきましては、スーパーの閉

店とか人口減少も加速化しておりますので、そちらのほうもまた地域住民との話し合いもしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） これからということかと思うんですけども、いろんな意味において、買い物の先ほどの件もそうですけれども、やっぱり地域の状態、大変厳しい状態になってますので、まずは地域を把握することが必要かと思うんですけども、そういった地域のこの集落の状態っていうのは、状況調査したものを何かまとめて、よく集落カルテとかっていうような言葉も聞いたりもしますけれども、そういったことにも落とし込んでいくっていうことも大事であろうし、それから、支所との連携っていうのもすごく大事になってこようかと思えますけれども、この中山間対策、その状況把握という意味では、このことについての見解を求めます。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

状況把握につきましては、スーパーが閉店したことに伴いまして町内でも検討委員会も立ち上げて、そこで香北支所、物部支所のほうでもアンケートを約150人ぐらいとっていただき、それで状況把握を行いました。やはりスーパーがなくなって困っているということもお伺いしております。また、物部支所のほうには地域担当職員もおりますので、各支所とも連携をしながら、それぞれ中山間地域の状況は把握していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 大変厳しい状態になってきておりますので、やはりスピード感を持ってそこに必要な支援をしていくということが大事になってくるかと思えますけれども。地域づくり支援員さんも今募集中ですかね、物部町のほうにも配置をしていただけるようにはなってきたかと思うんですけども、そこに住んでいる人はなかなか見えにくいところもありますので、新たな外からの目を見たときに、その地域はどうすれば活性化というか、そういう提案もしていただけるというふうにも思っておるわけですが、そうした地域づくり支援員さんのほうについては、今後のスケジュール的にはどうということになってますか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

現在、地域づくり支援員を3名募集をしております、うち1名はふるさと納税のほうの支援員の募集なんです、2名につきましては大栃・神池地区のほうに入っております、また大栃の空き家の店舗を活用したいろいろな活動とか、地域の活性化など、そういうことを主にやっていただきたいと思います、募集をしております。もう1名は塩の道のほうで、1月に1人もう3年で任期が終了したので、そちらのほうの拓、中谷

川、庄谷相地域、そして、また塩の道のほうを活性化していただくように地域づくり支援員のほうを募集しております。

予定としては今募集中で、6月28日ぐらいまでに締め切りということにさせていただいております。9月1日から採用の予定にはしております。また、6月24、25日と大阪、東京でも移住相談会がありますので、職員のほうがそちらへも行って移住相談をします。そこでまたPRをして、ぜひ地域づくり支援員になっていただく方がいらっしゃったら、ぜひPRしてきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 考えられるあらゆる方法を検討していただきたいと思えます。やはり行政として、集落をどうサポートしていくかという戦略とか体制づくりというのはすごく大事だと思いますので、その点、ぜひ活性化に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午後 1時57分 休憩）

（午後 2時15分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 16番、比与森です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、本市小中学校における特別支援教育についてお尋ねいたします。

この件につきましては、私が土佐山田町議会議員になって間もないころ、ADHD（注意欠陥多動性障害）児童の保護者からさまざまな相談を受け、その後議会でも何度か学校の体制などについて質問をさせていただきました。

文部科学省の取り組みなどもあり、支援体制は堅実に充実してきたと思っております。そのころ山田小学校では、支援を必要とする児童数は数名ではなかったかと思えます。ここ数年、診察などの進歩もあろうかと思えますが、支援を必要とする児童数の増加は大変気がかりになっているところであります。

以上を述べまして①、平成29年度もスタートして2カ月が経過したわけですが、本市の小中学校では支援を必要とする児童生徒の人数を学校別に、そして、状況別にお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 比与森議員のご質問にお答えいたします。

特別支援学級の児童生徒数は、小学校が57人、中学校が19人の計76人で、学校別、状況別の人数につきましては、お手元の資料のとおりです。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 非常にわかりやすい資料をつけていただきまして、ありがとうございます。

この人数ですけど、他の自治体の小学校、中学校の状況はわからないわけですが、例えば山田小学校の28人、土佐山田町全体で見ると5校で47人ですか。これを均等に各学年に割ると、数年後には鏡野中学校は、これからいうと10人ほどふえるというような状況になるかと思えますけど、全国的に増加はしているとは報道等で聞くわけですが、県内の他の自治体、もしわかれば多いほうか少ないほうか、それだけ1つ。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

各市町村の実態はちょっと手元に資料がございませんが、先ほど議員がおっしゃったとおり、全国的にも増加傾向と言われております。本来であれば普通学級に以前であればおった子どもでも、今見取りとかが進んで、ふえておるような状況もございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） それでは、②です。

支援を必要とする児童生徒に対する取り組みは、支援員の資質向上やスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの体制充実など、細かな体制が進められていることは十分承知をしております。また、11年前になりますが、平成18年10月の定例会では、幼・保・小・中の連携のとれた支援教育の体制づくりが当時求められているというような質問もさせていただきました。現在は連携体制も進められ、小中学校に入学する児童生徒の状況も把握できているかと思えます。受け入れ準備も万全な体制がとられているのではないかと考えています。昨年末、山田小学校では、支援を必要とする児童が入学をすることで教室が不足する事態が発生ということで、その教室の確保に大変苦慮されておりました。

以上のことから、②です。

本市小中学校での特別支援教育に係る教員配置、そして、支援教室は適切に確保されているのか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

特別支援学級に各1名の教員が配置されることになっておりまして、年度当初の教員数は確保できております。また、支援教室については、各校の努力や工夫によって確保しておりまして、体制を整えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ③です。

正確ではないかも知れませんが先ほど述べました山田小学校では、応急処置的に支援教室が確保されたものの課題が残る。資材を置く場所がないとか、そういうような問題は発生していないのか。特別支援教育に取り組む中で課題があれば、そして、今後の対策についてお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

現在、市内の小中学校での特別支援学級は、先ほどの資料にもございますとおり25学級で、昨年度より5学級の増加となっており、教員の確保とともに教室の確保が課題となっております。就学前からの見取りを進めながら、見通しを持った教員や教室の確保を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） よろしくお願ひします。

それでは2項目め、安全対策について質問します。

公用車にドライブレコーダーの搭載を求めて、順次お尋ねいたします。

ドライブレコーダーは、ご存じのように車の走行中、主に外観を中心に記録する撮影機材です。交通事故発生時の責任の所在を明確にするための材料としても扱われています。安全対策としての効果も大きく、ここ5年間で売上台数は10倍に伸びていると言われています。

以上を述べまして①です。

ドライブレコーダーに対する認識をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 比与森議員のドライブレコーダーの設置についてという質問にお答えします。

申しわけありません。私自身ドライブレコーダーに対する知識も認識も余り持っていません。この質問に際しまして、ドライブレコーダーについて調べた内容を回答させていただきます。

まず、ドライブレコーダーは映像、音声などを記録する自動車用の車載装置のことです。主な機能としまして、ドライブ中の映像を記録保存する録画機能、映像とともに録音できる録音機能、映像記録とともに車の速度やGPS情報などを計測・記録できる速度・GPSデータ記録機能、動画だけでなく静止画像も撮影できる静止画撮影・保存機能が主な機能です。

また、レコーダーを取りつけた場合のメリットとしましては、事故時の映像を記録し、

事故処理をスムーズにすることや安全運転の意識を高めることに役立つことが考えられます。現在では、運行事業者や公用車に導入している公共団体も見受けられます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 一昨日ですか高速道路での事故が、観光バスにドクターが運転する車が対向車線に飛び出したというのも頻りに流れてますけど、ああいうふうな事故の責任の所在とかいうふうな点についても、非常に有効な機械ではないかというふうに思います。もし課長、テレビなんかで出会い頭とか、今回のような映像はごらんになったことはありませんか。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 先日の事故の映像を見ました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 安全対策についての認識として、欠かせないものということが今回の勉強でついたというふうに受けとって、次の質問に移ります。

②です。

本市公用車における平成27年度、平成28年度の自損事故も含めた事故件数をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 平成27年度15件、平成28年度22件でございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 管財課の分での答弁です。消防署にも救急車、消防車があると思いますが、そっちのほうでの事故等はなかったんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 比与森議員のご質問にお答えいたします。

平成27年度、平成28年度の消防署管理の車両の事故件数でございますけれども、平成27年度は6件、そのうち修理を要したものが2件、平成28年度が5件、そのうち修理を要したものが1件となっております。この件数につきましては、路肩の石や縁石、ガードパイプ等とのごく軽微な接触事故を含むものでございます。なお、警察の事故処理等は行っておりません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 消防署関係の事故ちょっと気がつきませんでした、それだけあるとは。

それぞれ事故の件数をお聞きしたわけですが、市の公用車、そして消防関係の消防車、救急車、それぞれドライブレコーダーの設置を現在されていますか、されてませんか。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えします。

行政関係の公用車はドライブレコーダーはつけておりません。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 消防本部管理の車両につきましては、平成28年度に救急車両3台に設置をしております。また本年度、平成29年度にはポンプ自動車3台、救助工作車1台、計4台に設置の予定をしております。また他の車両につきましても、来年度以降、順次設置を予定をしております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） それでは、③の質問です。

ドライブレコーダーはその機能により価格もいろいろあるようです。数千円のものから2万円を超えるものまでいろいろあるようですが、今年度から公用車70台にドライブレコーダーを搭載しました京都府向日市の状況を先日お聞きしました。

1日の公用車の走行時間が長い公用車で5時間程度と算出し、その時間内で機能すればよいとの点から、1台5,000円ほどのドライブレコーダーを搭載したとのことでございます。

本市において、ドライブレコーダーを設置した場合、予算を幾らほどに見積もられるのか、消防のほうは大体わかりましたので、管財課のほうから、見積もられるかをお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えします。

自動車会社に問い合わせたところ、大体1台あたり3万円、それで行政関係の車が135台ありますので、約405万円ということになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 1台が3万円は高い。この向日市のように夜走るわけではないので、職員の方が乗られる勤務時間内に機能すればいいということで、先ほど言いましたように5,000円ほどのものを設置してます。自分もいろんな種類見ましたけど、本当に機能によって、それにしても3万円というのはちょっと言葉悪いんだけどぼったくりみたいな、のような気がします。大体四、五千円で、通販なんかで見ますと限定で3,000円とか4,000円とかいうことも聞くわけですので、この辺については再度調べていただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

④です。

ドライブレコーダーの販売が開始されたのは17年前の平成12年のようですが、その後普及が進み、業務用トラックや乗り合いバス、そしてタクシーなどに設置が進めら

れ、交通事故が大幅に減少しています。

事故が減少する要因はドライブレコーダーを設置することで、ドライバーはそのことを意識して運転するようになり、安全運転を心がけるようになったようです。また、危険な場面での映像を振り返り見ることにより、客観的に確認することで安全運転に対する意識が向上すると考えられています。市職員の安全運転に対する意識の高揚は大切ですし、しかし、いつ誰に起こるかわからないのが、またこれも交通事故であります。警察庁でもドライブレコーダーの活用を進めています。

話を聞きました京都府向日市では、安全対策を目的としたことは当然ですが、向日市は道幅の狭い箇所が多く、公用車で市内を走行する中でドライブレコーダーから危険箇所を的確に選び、注意警告の看板設置をすることも目的の1つとしています。

以上を述べまして、公用車に対する交通安全対策としてドライブレコーダー搭載を求め、見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えいたします。

公用車で事故を起こして被害を出している状況は、改めなければならないと考えております。ドライブレコーダーを公用車に導入することによりまして、職員の安全運転意識及び運転マナーの向上、交通事故発生時における責任の明確化が図れるのであれば、順次導入についても検討したいと考えています。

ただし、公用車の事故のほとんどが運転手の不注意によるものです。導入の必要性は認めますが、それ以前に公用車を運転する職員は、自分の立場及び相手方、市に対しても損害を与えていることを十分自覚して、ミスのない運転を心がけていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 初めにも述べましたように、当然ドライバーの安全に対する意識の高揚は当然ですが、ドライブレコーダーをつけることによって、タクシーにしろ大型トラックにしろドライバーの意識が変わる。そのことによって交通事故が減少しているという調査の実態があるわけですけど、その辺に対する見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 先ほどもお答えしましたが、職員の安全運転意識及び運転マナーの向上を図れるのであれば、そういうドライブレコーダーの導入も必要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 初めの予算のことにもかかわるかもしれませんが、3万円とするとそれは設置になかなか二の足を踏むような金額ですけど、5,000円ぐら

いにすれば135台でしたかね、135台の5,000円はそんなに高い金額ではないし、2年間に分けて頻繁に使う車と使わない車に分けてでも、設置に向けた取り組みをしてほしいと思うところですけど、再度お願いします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 最初にお答えしたとおり、私ドライブレコーダーに対して余り知識も認識もございません。それで車に取りつける会社に聞いたところ、やはり5,000円とか安いのは傷みやすい、せめてこれっばあ要りますよということをお聞きしたために、この3万円という金額でお答えさせていただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 私も売るほうの立場になったら、先ほど課長が述べましたようなことを言って販売に努力すると思います。なお、研究をしていただくことを願ひまして、次の質問に移ります。

3項目め、市長の抱負について質問します。

早いもので法光院市長の任期も残り10カ月を切りました。昨年3月の定例会では、市長としての2年間の振り返りどのように評価されているか、自己採点すれば何点をつけられるか質問させていただきました。そのときの答弁内容はさておき、今回も大変答弁しづらいとは思いますが、質問の入り口だということを理解していただきまして、自己評価をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 市政の自己評価についてでございますけれども、合併10周年を初め、香美市にとりまして大変大事な時期を多くの皆様方のお力添えをいただき、市長の職に専心していることについて、感謝をいたしておるところです。

私は、市政運営におきまして2つの課題を念頭に置きながら進めてまいりました。1つは、合併特例の期限を見据えた慎重な財政運営、そして、長期的な財政運営を見通す中で合併協定、お約束したことを誠実に果たしていこうということでありまして。このことについては、皆様方の本当に力をいただきまして前進はしてきたというふうに考えております。

もう一点は、私自身の公約であります安心・安全、そして活力のあるまち、元気のある香美市をつくろうとこういうことでございますけれども、このことにつきましては手応えを感じながら精いっぱい頑張ってきた、汗をかかせていただいた、現在汗をかいているという状況でございます。

点数評価というのはなかなか難しいので、これにつきましても、私はこれらの課題については誠心誠意努めていくということを当初から申し上げてきたところですけども、これについては誠心誠意、偽りなくやってきたというふうに考えておるところでございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） それでは、②の質問です。

残された期間での市政運営について、抱負をお聞きいたします。この項目につきましては、3点に絞って随時答弁をお願いします。

初めに、子育て支援について、子育て支援といっても広い内容になろうかと思いますが、市長が特に気にかけてきた、また今後が気がかりな点、そういうものがありましたら答弁をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 子育てでございますけれども、まず手始めにやったのは医療費の助成の拡大を図ったということで、次にはきょうもご質問がありましたけれども給食費の助成、準要保護の世帯の給食費の助成を拡大をしたというふうなことでございます。

今、大事なところは、保育所などにつきましても非常にニーズが高まっております。ここのところの現場で頑張ってくださっている保育士については、臨時職員の方に大きく力をかしていただいているような状況がありますが、やはり正規の職員の雇用というふうなことで、もっともっと安定した保育運営ができるような状況も目指していかないと、これは大きな課題であります。そのためには雇用関係などということが頭に出てくるわけですが、この雇用関係っていうのは当然費用のかかるものです。雇用の責任というようなこともございますので、ここについてはいろいろと一般質問でもご質問をいただいたところですが、なお、ここはもっともっと検討させていただきたい大事な課題だというふうに考えておるところでございます。

また、学校などについても今、中学校の施設についても大変心配もいただいております。そして、お話をしましたようにトイレの状況なども非常に悪い。あるいは、障害者にとって本当に学び舎としてそれでいいのかというふうな問題もありますし、これから質問もいただく予定でありますけれども、放課後児童クラブも皆さんがもう認識されておるよりも、やはり早く整備をしていきたい、その運営体制もしっかりしたものにしていきたい、そういうふうな課題を感じておるところでございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） わかりました。

先ほど課題等をお聞きました。先ほどの保育園の高いニーズに応える等については、法光院市長のもとで何とかやり遂げたいというご意思でしょうか、答弁をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 保育所の問題は、これは市にとってみても本当に長いスパンで物事を考えなければならないことでございますので、やはりそこに保育をされる子ども、預ける保護者の皆さんにとって、そして市にとって一番よい選択は何か、これはしっかり研究をしていかなきゃならないだろうと思います。そのためには、これまでの

運営のあり方などにつきましても抜本的に検討もする、そういうぐらいの幅を持ってやりたい。民間に助けていただけるところは民間に助けていただく、そういったこともしっかりそこを研究はしなきゃいけないというふうに思っております。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 次に、抱負の2つ目ですけど、過疎対策についてお尋ねしたいと思います。

今定例会初日の諸般の報告では、公共交通機関について、そして香北町、物部町の先ほど同僚議員の質問にもありましたが、量販店閉鎖について述べられました。それらも含め、過疎対策に対する抱負をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 過疎対策は、消滅集落の話でもありましたように大変難しい問題であります。しかし、そこに暮らしている皆さんは、本当に困った状況の中でやられてる方が多いわけですので、そうした地域の切実な課題の解決には、市長みずから先頭に立って解決に注力しなきゃならないというふうに思っております。

この間も水の管理でありますとか買い物また医療、介護、それから、本当に人がいなくなった地域で孤独な思いをしながら寂しく夜を過ごしている高齢者もおられます。雨が降る日、風が吹く夜は不安だという方もおられます。鳥獣対策の様子を見ると、網に囲まれて暮らしをしているようなところもありますので、そうしたところについては、しっかりと応援をさせていただきたいなと思っております。これらの応援については、1つは、今まで皆さんから税を納めていただきましたふるさと納税など、思い切ったこういうものに使わせていただくのも1つの方法ではないか。過疎・過密の解消にはならないかもしれないけども、都会の皆さんから贈っていただいた税金をこうしたところに使うのも、1つの方法ではないかとそんなふうにも思っているところでございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 次に、3つ目です。地域産業振興についてお尋ねします。

市長からは、初日、人づくりはまちづくりの立場から県とのさらなる連携強化に努め、香美市ものづくり会議をスタートさせるとの報告をお聞きしました。道の駅開設に対する考えも含め、地域産業振興に対する今後の抱負をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 今、香美市でできるものについて、大変やっぱり素晴らしいものがたくさんあるんだということを改めて感じているところです。それはふるさと納税で商品をたくさん構えていただいて、そして、それが全国の皆さんに喜んでいただいている状況を見たら、こうしたものをもっともっとたくさん皆さんに提供をできる場所、いわゆる道の駅なども含めてやるのが大事ではないか、そのことが地域にもお金が回る、地域経済にもよい効果をもたらすのではないかとこのように思っております。

今、集落活動センターという形で香北町美良布のほうにできていますけれども、ぜひ

そういう形で皆さんが遠くからも来て、喜んで香美市の産品をお求めいただきたいなと思っております。さらには、山田バイパスなどもできますので、そういうところも新しい場所として考えていくのもよいのではないかというふうに思っています。特に地場産については、打刃物にしてもフラフにしても、もっともっと魅力を知っていただくような場所にしていきたい。そういうものをもし得るであればそういうところにも、この近くにも道の駅のようなものがあるのではないかなというふうには思っております。これは非常に、これからは大事なところだというふうに思っております。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 道の駅についてですが、自分も詳しく勉強してないもので申しわけないですが、国の補助を受けて地元の木材なんかも使うと、また違った角度での補助金が受けれるとかいうようなこともお聞きしました。道の駅開設について、再度市長の今後も含めて見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 道の駅は、今議員がおっしゃったような地域の特性を生かしてつくる場合の応援もあるでしょうが、この道の駅という非常に広いスペース、それから、幹線のそばにある道の駅には、これからできる道には国土交通省などが災害対策のためのさまざまな施設を整備する際に応援をしていただけないかというふうなこともあります。そういうことになりますと、本当にもう一つの、市庁舎、消防庁舎、支所の整備をしまいましたが、この道の駅も大きな防災拠点、災害復旧拠点になり得るというふうに思います。非常に広いスペースを構えることによって、そこに県外、外から来ていただいた方々が集まっていただいて、そこから災害のところに駆けつけられるというふうなこともありますので、復旧の基地になる可能性があると思います。今後、道路整備がされていく中でそういう可能性のあるところがあれば、ぜひ検討もしていかなくちゃならないだろうと思いますけど、もちろんお金のかかることですから簡単にはいきませんが、さまざまな可能性を皆さんと一緒に探っていきたいなというふうには思います。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 次の③の質問です。

これは複数の同僚議員からも質問をしてみたらということで今回質問させていただきますので、同僚議員を含めて代表質問ということで。

法光院市長の任期も来年4月8日までと理解しています。市長に着任して以来あっという間であり、本当に長い3年2カ月ではなかったかと思えます。

市長着任間もない平成26年6月定例会において、私が一般質問で「現在の心境と今後の決意を」と質問したところ「率直に言わせていただければ、これほど忙しいとは思いませんでした。しかし、前に向かっていく気持ちが勝っておりますので、初心を忘れずに誠心誠意、力を尽くしていく決意です」との答弁をいただいたところです。また、

諸般の報告では、香美市ものづくり会議のスタートの報告の際、あとはない思いで取り組んでいくと、その強い決意をお聞きいたしました。

今年、高知県内では11市のうち3市において市長の任期が満了になります。5月14日、任期満了の四万十市の中平市長は昨年の6月定例会で出馬表明、約11カ月、大方1年前には出馬表明をされています。2期目の挑戦だったと思います。また、6月7日任期満了の土佐清水市の泥谷市長、先日選挙が終わりましたが、泥谷市長も昨年の12月に出馬表明をされています。そして、9月2日任期満了の2期目安芸市、横山市長は、昨年の12月定例会でそれぞれ市政運営への強い思いを述べ、出馬表明をしたところです。

7カ月から11カ月前の出馬表明ですが、以上述べまして、法光院市長の2期目に対する決意、見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 私、先ほど申し上げましたお約束をしてきたこと、安心・安全、そして活力のあるまち、元気な香美市を実現をしたいという、そこをやっぱりきちんと点検をしていかなきゃいけないんだろうというふうに思っております。

その前段の安心・安全の部分については、地域防災計画でありますとか避難所運営マニュアル、災害時職員の初動マニュアル改定整備をするとともに、防災対策拠点となる消防本部、香北支所、物部支所などが建設されました。防災行政無線について、これは懸案でありましたけれども、来年度には完成の見込みとなりました。そして、第二備蓄倉庫も完成しまして、ヘリポートの整備もおかげさまで進んでおります。そして、地域の皆さん、本当に頑張ってくださいまして、防災自主組織は、低かったんですけども今は97%まで上がってまいりました。耐震化についても思い切って耐震化の応援をして、耐震化率をぜひとも上げたいというふうに考えております。

ですから、この部分はまず前進をしているけれども、その後段の部分の活力のあるまち、元気な香美市のところでもありますけれども、いろいろと種まきは今までしてまいりました。農林業の後継者づくりであるとか、木材住宅の支援でありますとか、農業施設の支援など、これらはもう一段ギアアップをしなければならないというふうに思っておりますし、ものづくり会議につきましても、早急に立ち上げて県の産業振興計画と連動できるようなところまで持っていきたいというふうに思っております。そして、アンパンマンミュージアムでありますとか、龍河洞の周辺の活性化、いよいよ動き始めておりますけれども、そこにまた鍛冶屋の学校創設プランなどを持たせていただきました。これらのことってというのは、本当に大きな可能性を秘めておるわけでございます。

一方で、図書館、鏡野中学校の武道館・プールなど、都市計画道路、山田バイパスですとか大栃橋など、元気へつなげるための課題ってというのは、まだこれからだという状況にあります。そして、南国インターから土佐山田を通過して東部自動車道路のインターへつなげるような道でありますとか、新四ツ足トンネル、これらももっともっと熱く皆

さんと議論をしたり、話題になるような形のものをぜひやっていきたいなというふうに思っております。これらはまだまだのところであります。

今非常に大事な時期にかかってきておりまして、これからが大事なところということで、一層気を入れて課題前進のために全力を挙げるべきだというふうに考えておりまして、質問の趣旨につきましては、いま少し時間をいただきたいというふうに考えております。しっかりやらせていただいて、その中で結論を自分から導き出したい、周りの皆さんともしっかりお話をして、狂いのない結論を出したいと思っておりますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） るるお聞きしました。先ほどの答弁を聞く中で、先おくりでもないですけど決意は、答弁の内容を自分が推察するに、続けてもう一期はぜひやりたい、やりたい言うのはおかしいね、やらしてくださいですか、というふうにとれる部分もあったわけですけど、種まきをしたということですので、やっぱり種をまいたら水はやらないかと思えます。その水はまかないですか。その辺も含めて再度答弁をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 水も肥料も草引きもして、しっかり実りを得たいと思っておりますので、できる努力は精いっぱいやってまいります。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 3年前を思い出していただきたいと思うんです。今回なぜ質問をこういうふうにしたか。前門脇市長が出馬しないということで、市民の方々に対して誰が市長になるのかと、立候補の混乱ではないですけど、おくれることによって激しい選挙戦が3年2カ月前にありました。そういうことも踏まえていつごろ、今の答弁からすると、きょうはやる意欲を見せていただいたというふうにとれるわけですが、正式に発表するとすれば、余り先おくりも市民に対してすべきではないと思えますし、その辺の見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） そのあたりにつきましては、まだ1期の始まったばかりで、そのあたりの微妙なところはなかなかわからないわけですが、きょうご質問いただいたお話について本当に真剣に受けとめて、早い時期に結論を出していきたいというふうに思います。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 以上で質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午後 3時00分 休憩）

(午後 3時10分 再開)

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問をいたします。一問一答であります。

最初に、中期財政計画についてお尋ねしてまいります。

諸般の報告では、平成29年度から平成33年度、5カ年を計画期間とする中期財政計画が3月末に策定されたとのことです。今議会最終日に議員協議会で説明があるとのことですが、いまだ資料は目にしておりません。公共施設等総合管理計画は同じく3月策定ですが、配付され一読させていただきました。平成29年度が始まってはや2カ月、私は執行部が今後5カ年をいかに財政計画を立てたのか関心があったところですが、資料が示されていないので今後のことといたします。

平成24年度から平成28年度の前中期財政計画の、策定に当たっての方針は、行政財政改革に積極的に取り組む重要性、公共サービスの質の向上に努めること、公債費負担が財政の硬直化を招き、将来の財政運営を圧迫することがないように適正な市債管理を行う必要性を述べ、財政運営の健全性を確保するための指針とするとともに、振興計画に位置づける施策、事業を実施する上での財源の裏づけになるものとするとしております。今回も計画策定に当たってのスタンスは変わらないと考えます。

そこで伺います。①です。

平成26年6月議会の前課長の答弁を引用すれば、前中期財政計画の実績との差異等については検証を行い、今期の策定につなげると申しておりました。前計画の精度はどうであったのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

計画の精度につきましては、5年間の累計額で歳入総額では約73億円、歳出総額では約55億円の誤差がそれぞれ生じていますので精度が高かったとは言えませんが、財政運営上において重視しています収支の状況や実質公債費比率などの各種指標につきましては、計画の数値よりも改善された結果となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そうですね。確かに平成28年度をとってみても、中期財政計画では143億円の計画のところを実際は現時点で187億円と大きな差異も出ておりますし、5年が積み重なれば先ほど言われた73億円、そういう数字になって当然というふうに思います。確かに、そういう部分の精度的には、なかなか厳しいものが

あると思います。現実的に歳入自体を厳しく見ているという部分があって、歳出のほうでは、新たな事業等も入ってくるというふうなところで思いますけども。現実、実際そういうふうには予算規模等がもっとこう大きくなっていくときに、課としては修正かけるわけにはいきませんので、あくまで計画ですので、その時点時点の検証等をどうなされるのか、それをちょっとお尋ねしておきます。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 計画は5年間ですが、立てた以上、毎年の動きは注視しております。当然計画の範囲内で数値が動いているのかということを中心に重点的に見てまして、その中で例えば大きく悪化するとか、そういったことが想定される場合は、もう一度見直すというようなスタンスでおります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ということは、今後のことにもなりますけど、もう一度見直すという可能性も、こういう計画であってもあり得ると、議会等に話もしながらということではよろしいのか、再度。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） そのとおりでございます

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 1点聞いておきますけども、前計画の説明のときに、公債費の返還のピークを平成30年度ぐらいに設定しているということで、ただ事業等がどんどんおくれたりしてますので、そのピークが新しい計画のほうでは、かなり私の発想ではこれ下がっていくんじゃないろうか公債費返還の、額の変動も踏まえてですわね、そこら辺はどうなのかなと。聞いたのでは、やっぱり一本算定でしんどくならないうちに、やっぱりピークを迎えておこうというふうなことがたしか以前の議論であったように思いますが、そのところをどういうふうに考えているのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

今の予定では、市債残高のピークが平成30年になるだろうと予測されております。それから、公債費負担比率といまして、起債を返す額の比率ですけども、それが平成33年度がピークだろうというふうに考えてますし、また、実質公債費比率という3年間の平均がございしますが、そちらのほうは平成35年ぐらいがピークになるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） まだ新しいやつの資料を目にしてないのでわかりませんが、実際そういうことということで、次の②に移りたいと思いますけれども。

当初の普通交付税の一本算定と合併算定がえの差額が12億5,000万円と当初予想されておりましたが、総務省は平成の合併を経て誕生した自治体への地方交付税を支所経費の算定、人口密度による需要の割り増し、標準団体の面積の見直しの3点から、算定見直しを行うことを基本方針としました。平成26年度から順次実施されているところではありますが、現実、算定見直しによる緩和策により減額幅がどうなったのか。また、今回策定された中期財政計画にどのように反映したのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

普通交付税の推計につきましては、国勢調査人口の減少や基準財政需要額に算入される公債費を勘案するとともに、平成の合併により市町村の面積が大きく変化したことに対応する交付税算定方法の見直しが緩和策として図られておりますので、そのあたりも新計画へはその影響額を反映しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） その反映はどのような数字になったのか、具体的にね、なかなかわかりにくい部分もあるかと思えますけど。以前、支所経費の部分については、2つの支所で3年間かけて3億4,000万円から3億8,000万円ぐらいではないだろうか。減額幅がね、そういうふうな答弁もいただいております。だから、そういうのがどういうふうな数字として、交付税の部分で反映してるのかというのがおつかみでしょうか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えいたします。

支所経費につきましては、平成29年度の試算で約3億7,000万円です。あと、消防のこれも広域といいますか合併に際しての見直しで、その分が5,900万円ぐらいを試算してまして、合計で4億3,600万円というのが一本算定の加算という形になっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 約4億3,000万円ぐらいが一本算定の加算、積み増しされたということですが。人口減少の部分があったりして、算定がえによってマイナスになる方向とかいう部分は加味されてますか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 当然、算定がえが段階的に減少する部分も勘案してまして、見直しによってその減少幅が抑制され、緩和された部分も一応勘案しての交付税の見込みを立てております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ちょっと聞き方が悪かったかもしれませんが、ちょっとこの議論については、また新しい計画を見ながら議員協議会でも深めさせてもらいたいと思いますけれども。

ちょっと最近気になる記事がございまして、我々の地方自治体は地方交付税にお願いしている部分が多い中で、最近、過日の新聞記事で財務省等が自治体の基金の現在高を問題視して、地方交付税の削減に結びつけようとしているというふうなことがちょっと審議されておって、国会でも取り上げられたところでもあります。総務大臣は地方全体として基金が増加していることをもって、地方財源を削減することは妥当ではないというふうなコメントも委員会の中でされてるんですけど、こういう議論がされることが自体が、私はちょっといかなものかというふうに思いますけれども。ここら辺のことで我々、交付税が加速度的に減るようなことは財政当局としても想定もしてないだろうし、こんなことになることについて、ならないということを前提にして聞いているんですけども、こういう議論がされることがいかなものかと思いますが、担当課長、こういうことについて知っているとありますが、見解があれば求めておきます。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

その報道にもありましたが、実際市町村のほうに基金の残高の調査も新たに加わっておりますが、基金の積み方とか、どういった目的で積んできたとか背景もさまざまです。ので、一律に交付税に反映させてそれを減額するというようなことは、恐らくできないだろうというふうには考えてますが、その辺もしっかりと見ていかなければいけないというふうには考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次の質問に移ります。

文化財保護についてであります。

文化財保護、私には似つかわしくない質問かもしれませんが、自分なりに調べてまいりましたのでよろしくお願ひします。

3月議会における同僚議員の質疑等において、旧百石団地跡地の利用において、市の普通財産の活用のあり方に対して一考させられたところでもあります。県は文化財としての管理を求めている中での、行政としての利活用について意見が交わされました。その件の進展は見守るとして、一議員として本市の歴史や伝統に対しての見識を深めるために今回の質問に至ったところでもあります。

さて、香美市文化財保護条例では、文化財は「その保存及び活用のため必要な措置を図り、もって市民の文化の向上に資することを目的とする。」となっております。

そこで、順次伺ってまいります。

①です。

ホームページや平成28年度生涯学習のしおりにおいて、国・県・市指定の文化財は見てきたところでありますけども、市の有形・無形・民俗文化財の指定・管理の状況についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えします。

香美市の文化財の指定状況は、有形文化財が63件、無形文化財が6件、国登録有形文化財が14件の合計83件です。

有形文化財の管理の状況につきましては、文化財巡視事業として巡視員2名が年2回巡回し、必要に応じて補修などの指導を行い、適正な管理・保護に努めています。また、無形文化財につきましては、香北町には「おなばれ保存会」、物部町には「いざなぎ流神楽保存会」と「根木屋太刀踊り保存会」が存在し、それぞれの保存会が伝承活動を行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 年2回巡視員の方が回ってられるということでありましたけれども、巡視員の方の資格や身分について、1点ちょっと確認させてください。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

資格は必要としません。また、身分は非常勤職員でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） もう一点、無形文化財については伝承活動をされているということで、本日の高新聞の記事にも根木屋太刀踊りの復活の記事もございましたし、素晴らしいことと思いますが、実際そういう中で後継者が育っているのかという部分、いざなぎ流なんかも、さまざま伝承活動してるとは思いますけど、後継者の育成の部分についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

後継者は伝承活動が行える人数は育っており、また確保もできていると思います。

まず、いざなぎ流神楽保存会では小学生が2人、中学生が2人、高校生が4人、大人が8人の合計16人で伝承活動を行っております。

また、おなばれ保存会では当家を持ち回りにより運営しており、棒打ちやお鳥毛などで人数が不足した場合は、地域外の方や青年団から雇い入れて伝承活動を行っております。

根木屋太刀踊り保存会は今年の1月に結成され、10日と本日の地元紙では14年ぶ

りに復活したと記載しておりますので、今後の動向を見守っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

本市の遺跡地図等を見ますと、土佐山田・香北地区を中心に数多くの遺跡がございます。そのような中重要な発見もあったと聞いておりますし、古代の出土品もございます。また、昔の暮らしがうかがえる民具等も寄贈等されております。これらの保管はどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

発掘調査による出土品は、楠目文化財事務所（旧楠目保育園）で保管しております。民俗資料については、土佐山田町と香北町の資料は明治倉庫（旧明治保育園）で保管しております。物部町の資料は、別府の農林漁業体験実習館に保管しており、それぞれ良好な状態で管理しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 別府の農林漁業体験実習館ですが、以前、私も議会の関係で立ち寄って見させてもらったというふうな記憶がございます。

また過日、楠目、明治については、職員さん立ち会いのもと見学させていただきました。大量の出土品、また明治のほうの民具等も、素人感覚でありますますがすばらしい保管がなされてるというふうにも感じたところではありますが、実際、現実的に一般に行って見れるわけではないんですけれども。

課長自体もそこら辺は調査されると思いますけれども、全体的な感想をこの場をかりてお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

発掘された土器や鉄器などの出土品の多さには、驚くとともに2000年に近い時の流れを感じたところでございます。また、民俗資料は時代に即した身近な生活道具などが展示されており、先人が築き上げた産業や文化などの奥深さを感じたところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 何年も担当課長をやられてるようなすばらしい答弁ですけども、それでは次に移ります。

③です。

それらの保管品は、現在までいかに活用されているのかという点について、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

香美市文化展及び中央公民館のロビーでは、発掘により出土した土器等の展示を行っております。また、学校から文化財の解説や見学等の依頼があった場合は、授業に応じた資料を校内に持ち込み、時代に即した解説を行ったり、また民俗資料の見学につきましては、明治倉庫を開放し地域学習に役立ててもらおうなど、学校教育の現場でも活用しています。

次に、無形・民俗文化財については、毎年11月3日に大川上美良布神社の御神幸（おなばれ）が公開されており、いなぎ流舞神楽は文化展のオープニングセレモニーや香美市合併10周年記念事業で公開を行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 調べていく中でさまざまやられてるということを私自身も認識してる場所でもありますけれども。

学校教育で活用もされているという部分で、ただ全ての学校というわけじゃないと思うんですけども、どの学校がそういう教育に利用しているのか、おわかりでしたらお願いします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

今まで活用した小学校につきましては、山田小学校と舟入小学校が見学に来たという経緯がございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 地元の歴史や文化を学ぶということで、小中学生向けのやっぱり教材なのかパンフレットの的なものなのか、香南市では文化財マップですね（資料を示しながら説明）。行ってきたんですけど、もらって来ました、香美市にもあるということですけども。いろいろな展開をしていると思いますが、やはり学校自体が、山田小学校と舟入小学校ということで利用しているということですが、全市的にそうではないというときにやっぱり、そういう副教材的なものなのかが必要じゃないのか、そこら辺について見解を求めます。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

小学校の地域学習の教材としましては、副読本の香美の暮らしを活用して学習を行っております。まだ保管品のパンフレットは作成していませんが、需要があれば作成に向

けて検討をしたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 3年生向けに「香美の暮らし」（資料を示しながら説明）、これも一読させてもらいました。全体的にいい冊子だと思いますけれども、特化したものではないとね。実際、町の様子から働く人々の仕事、それから、暮らしの移り変わりとかそういうことで全体的な部分で使ってますけども。もうちょっと高学年生を対象にやっぱりこういう文化財を特集したみたいな、何か教育現場とも話せんといかんと思いますけれども、あれば近くの山田小学校と舟入小学校は、実際を見たらやっぱりすごい感動もするし、生きると思いますけれども、遠くの学校なんかそうもいかないときには、そういうマップ自体はうちもあるんですけども、それじゃちょっと大人向けみたいに思いますけれども。そここのところは教育振興課なのか生涯学習振興課なのかわからんけど、今後の検討課題になりませんかね、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

民俗資料の記載内容につきましては、教育振興課と協議検討を今後行いたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

④です。

楠目・明治保育所の跡は、通常に施錠して見ることはできません。市民の文化の向上に資するためという目的があります。そのためには、定期的な展示会の開催や無形についてもイベント等にて、今以上幅広く知ってもらうことが大切と思いますが、見解を求めます。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

有形文化財は、香美市文化展及び中央公民館のロビーによる展示に加えて、本庁、各支所において期間限定の展示や公開を行いたいと考えております。また、無形文化財は各種イベントや記念行事等への出演を各保存会に呼びかけ、市内外に対して周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） この件を調べていく中で、無形にしても有形にしても素晴らしい財産を香美市って持っているんだなということを再認識したところであります。

せんだって6月3、4日に大柵高校において県立歴史民俗資料館が第6回の県下各地

の民具の一般公開を行ったということで、私ちょうど行けなかったんですけども、テーマを持って開催して、今回のテーマは麦ということでやってたんですけども。実際、民具等を明治に見に行ったときも、この道具は麦がつくるまでの一連の道具やいうことを担当の人にも説明を受けたんですけども。また、教育長はパネラーで参加した香美異界談義ですかね、今年はちょっと補助金の関係がだめやったということも聞いておりますけども。そういうさまざまな取り組みをされてるということで、県のほうは結構ポスターとかつくったりしてPRもしながらということですけど、課長の答弁では本庁やったら市民ホールとかになると思いますけども、それから支所、期間をかけてということで前向きな答弁ですけど、これをどういうふうに幅広く広報とか周知をしていくのか、それについてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

今後イベント等を行う場合は、広報及びホームページへの掲載、また地元紙や高知県観光コンベンション協会のホームページのよさこいネットへの掲載依頼を考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） なかなか明快な答弁が続きますので、ついていけませんけれども、次に移ります。

⑤です。

生涯学習のしおりの平成28年度版では、文化財のところで今後の課題ということで読ませてまいりますと、「文化財を活用しての文化の創造、発展に役立てることはもちろん、貴重な遺産として長く後世に保存・継承することは大きな課題となっており、調査研究はもとより市民が文化財にふれる機会を提供することが急務です。」と書いてます。「そのためには文化財の公開や講座及びイベントの開催などが考えられます。また、常設展示ができる場所の確保についても検討する必要があります。無形文化財の保存・伝承に関しては、保存会等の団体を育成し、世代間の交流を図ります。また、既にDVD化した無形文化財資料の検証と公開及び活用を進めます。」

課長のめり張りのいい答弁をいただくのは、この基本線があってというふうには思うんですけど。やはり、私は香南市のほうにも行ってまいりました。別府のほうは先ほど言ったように見らせてもらったということもありますが、体験実習館で民具を保管・展示してるということ。そして、山北にある文化財センター香南市では、正職の方が2人、作業の方がそのとき2人おられました。結構、洗浄、注記、接合とかいう、そういう作業をどっかで出てるかもしれないけど、そんな作業もされてました。やはりそういう作業もされるということと、確かに来場者自体は少ないんです。趣味のある人というか、興味のある人が来るので、名簿見たらそんなに来館してるという様子じゃなかったんで

すけど。実際、常時公開のための施設の必要性というのは、教育委員会も含めて必要であるということを書かれておりますので、どういうふうなお考えを持っておられるのか、この場でお聞きしておきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

現在、香美市には資料を展示する専用施設がないため、施設整備の必要性については今後の検討課題であると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） さまざまなすばらしい取り組みをされてるといふ部分、片一方で無形についてもいろいろな活動をされてるといふ中で、唯一最後の部分の常設展示できるものがないと。ただ、私がここですぐどうのこうのといふことの提案めいたものを持ってわけじゃないんですが、実際のところ、香南市の場合やったら旧の保育所跡、山北保育所の跡を活用してます。それはうちの場合やったら現在、楠目とか明治の保育所跡に保存してるといふふうな状況がございます。また、今、図書館の問題で前回同僚議員から図書館候補地の問題とか、そんなことも言われておりました。ただ、施設の老朽化も踏まえて、やっぱり耐震も踏まえて考えると、そしたらこうしなさいといふような提案めいたことが言える立場ではございませんけど、実際、担当課みずから課題として認識しているといふところでは、一歩前へ進むといふ必要性があるかと思ひます。そこら辺の時期的なことも踏まえて、検討といふのは検討であつて、一歩前へ進めるためには具体的に時期等も踏まえて、課長はどうお考えなのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

展示専用施設について、今後方向性を示すことは必要でありますので検討は行ひます。しかし、施設の整備等については、現在取り組んであります新図書館のめどがついてからになると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 新図書館のめどがついてからといふことですので、確認しておきたいと思ひます。

それでは、次の質問に移ります。

年金事務についてであります。

消えた年金が問題になってから10年以上を経過し、日本年金機構は年金特別便や年金定期便を送り、年金記録の確認を行っているにもかかわらず、いまだ2,000万件の記録が宙に浮いたままであります。また、昨年、質問させていただいた高齢者向けの臨時福祉給付金しかり、せつかくの受給権を放棄している例が後を絶ちません。申請主

義であっても、手続困難な高齢者等に行政が支援する立場で、もらえるものがもらえていない状況を打開できないかという観点で伺うものであります。

さて、年金の加入期間が25年から10年に短縮され、受給権のできた方は全国では64万人ほどおられると伺っております。国民年金のみの加入者は、市窓口での手続を年金事務所では促しております。

手続が終わった方の封書を預かってきたんですけども（資料を示しながら説明）、国民年金の第1号被保険者、自営業などの機関の方は、市または町村役場の国民年金の担当窓口というふうに書いてます。そして赤で、書類の提出先は上記の赤い四角で囲んだ部分の提出先をお願いしますということで、一見見たら国民年金だけの加入者の人は市の窓口でやりなさいよというふうに見受けられます。ただし、下に黒い字で、この書類は年金事務所及び街角の年金相談センターでも承っておりますと書いてますので、実際はどこでも構んということになるんですけど、一見見たら国民年金のみの加入者の方のは市役所で手続しなさいよというふうに見れたので、年金機構では促してるというふうに今言わせてもらいました。そのような中で、手続すべき本人は相当高齢であるというふうなことが想定されます。

そこで、①にお伺いします。

年金請求の案内書類では、加入期間全てが国民年金第1号被保険者の方、先ほど言いましたけれども、その方は市窓口での書類の手続を促しております。現在の申請状況とさきに述べた対象者数は把握できているのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 山崎龍太郎議員の質問にお答えいたします。

対象者の把握についてですが、現在、日本年金機構が年金加入期間が10年以上ある方に対して年齢区分を5つに分け、区分ごとに2月末から7月上旬にかけて順次、期間短縮用の年金請求書を送付しています。その後、市には、送付対象者のデータが日本年金機構から国民健康保険中央会及び国保連合会を經由して提供されてきます。現在までに提供されているデータは、第3の年齢区分、生年月日が昭和26年7月1日までの方で、合計人数は97人です。そのうち国民年金のみの対象者は43人となっています。

また、申請状況ですが、市の窓口で現在までに受け付けた件数は8件となっています。以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 国民年金のみの加入者は43人ということで、現在8件ということで、第3の区分というふうなことを言われて、昭和26年からということでありましたけれども、その対象が43人中8件。この数値的な部分は、多い少ない踏まえてどうお捉えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） まだ全部が送付をされていないということと、年金

の手続が、一応ご案内では7月中旬までにというふうには書かれておると思います。そういう状況の中で8件ですので、思いでは受けとられた方がすぐに行けば、2月末からですので、若干少ないのではないかというふうな気はいたしております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私も少ないと感じます、実際のところね。だからそのこの部分が、結局支給の開始は10月からになるんですかね。そうなったときに7月中旬までと言われてたんですけど、実際全てにまだ送られてない状況もあるというふうなこともおっしゃってたかとも思いますけども、現実問題としてはやはりこの部分に対して、私は市として手だてを打つ必要があるというふうな考え質問です。

申請状況については実際聞きましたので、課長も若干少ないではないかということをおっしゃっておられましたので、②のほうに移っていきたいと思います。②です。

現在まで無年金の方が月額1万円であろうと年金収入を得るということは、生活を営んでいく上では大きなお金であります。対象者の世帯状況等はわかりませんが、援助者がいない場合、請求手続の困難さが見えてきます。市として個別具体的に申請の案内はできないのか。また啓発はどうか、そこら辺についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えいたします。

年金受給資格短縮の啓発についてでございますけど、今までも厚生労働省から周知広報が行われているところでございますけれども、市も啓発用のポスターの掲示や広報香美8月号へ年金受給資格の短縮に係る記事を掲載する予定としております。

また、個別に年金申請の案内をすることについてでございますけれども、申請に当たり年金の中に載っている情報の確認を市ができるのは、国民年金第1号被保険者の資格の情報のみで、厚生年金があるとか、空期間、現在空期間と言わないかもしれませんが、合算対象期間等の情報は確認することができません。そのため、現在案内されている受給申請も、市の窓口へ提出していただけるのは全ての加入期間が国民年金の第1号被保険者の方のみで、厚生年金期間を含む等がある方の申請につきましては、年金事務所で現在も申請を行っていただく必要があります。年金の受給資格期間を正確に把握をし、適切な受給申請につなげていくためには、資格期間の一部しか確認することができない市からの個別案内を行うことは適当でないと考えますし、未請求の方に案内をするにいたしましても、年金事務所へ直接受給申請をされた方の情報はまた市の手元にもございません。ということで、ご質問の個別に案内をすることは現在のところ適当でないし、できないと考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 説明自体はよくわかりました。

ただどうなんかな、確かに国民年金でちょっと何カ月でも厚生年金を入ってた、それで年金事務所に行かねばならないというような状況もあろうかと思いますが。私はちょ

つと、一度要請があつて広報にも出したということですのでけれども、やはり援助者がいる方やったら大抵気づかれるかなとも思うんですけども、親の分についてこういう黄色の封筒来ますのでね。そのところで、いない場合とか踏まえたときに、電話でも構んき市に一報くださいと、加入状況は関係なく何に入っても、国民年金であろうが厚生年金であろうが、それから年金事務所につなぐというふうな手だてはとれないことはないと思いますので、そこら辺の受給漏れがないような、市として何らか対策をお願いしたいんですが、要望しますがいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 暫時時間を延長します。

市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

おっしゃられるとおりでと思います。案内では、やはり内容等の確認につきましては、10年ということのできるだけ今回の申請に結びつけるという意味でも、市町村での受付は確実なものではできますけれども、それ以外は年金ダイヤルというところに電話をして年金事務所に行きなさいというようなことになっております。その封筒を持って来ていただくとかいうことで、ご相談には応じることはしたいと思いますが、8月、また10月にもちょっと文面を工夫した広報は出したいと思っております。本当にお気づきになられるようにするためには、先ほど議員さんがお持ちの黄色い封筒で、目立つような封筒ではありますけれども、その封筒にこの袋が届いた方には「年金の支給ができます」とかいうような、大きな文字で注意喚起ができるような文言でも入れておいていただければよかったですかなというようなことはすごく思うところです。

そして、もし未請求の方があつた場合に、うちが情報がないと調べることができないわけですが、一応年金事務所のほうに香美市の方から請求があつた方が拾えないかというようなことも聞き合わせをいたしました。そういう市町村ごとの未請求、また出してない方の情報は拾えないという情報ももらっております。私が考えてるところは、そういう未請求の方が漏れないようにするために、年金機構を通じまして再度送っていただくとか、その表に「この請求が届いた方は年金を受け取ることができます」とかいうような文言で、再度、日本年金機構のほうから送っていただくようなことを要望もしていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長のおっしゃるとおり、私は2回も3回も、やっぱり手続が終わってない方には送ってもらうように、私は議員の立場でこういう場で発言させてもらいましたが、やはり担当課としては、受け持っている事務が国民年金の部分だけではありませんので実際そうもいかない部分もありますが、やっぱり年金事務所等にもそういうふうな意見はぜひ上げてもらいたいということはお願ひしておきます。

それでは、次に年金事務の（2）です。

福祉事務所関連についてお尋ねします。

今回の短縮改正によって、生活保護行政には少なからず影響を与えます。被保護者世帯の62%、190世帯が高齢化世帯との内訳が示すとおり、その方々は低年金、無年金状態にあります。

①に、25年から10年への加入期間短縮により、新たに年金の請求権のできた被保護者数についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えをいたします。

福祉事務所では、平成29年3月1日現在で、年金を受給していない60歳以上の被保護者を対象といたしまして、生活保護法第29条に基づき、南国年金事務所に対しまして期間短縮年金、いわゆる10年年金の調査回答を求めました。その結果、新たに請求権のできた被保護者は40名となっております。このほか期間短縮年金の受給権の可能性のある者が45名程度おりますので、今後その方々の受給権が判明した時点で、先ほどもお知らせしました被保護者は若干ふえるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 可能性のある者が45名おられるということをおっしゃってました。この可能性のある者の45名ということについて、ちょっと具体的にお答えを求めます。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

累計として示されておりますので中身ははっきりは、具体的なことはわかりませんが、住所不一致者、それから、年金の基礎年金番号が統合されていない現在記録不明者ということでございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ということは、そういう住所が不一致とか年金の基礎年金番号が統合されてないとかいう方については、それがわかり次第10年年金の対象になるということですか、再度確認です。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。

②です。

本人にも年金請求書が届いているでしょうし、先ほどの黄色いやつですね。市としても調査のための予算も組んで、先ほど3月1日には10年年金の調査回答ももらったということでありましたけども、この申請に当たってですけども、申請は本人が行うのか、

まずは40名ですかね、先ほど言ったね。ケースワーカーが代理で行うようになるのか、その点についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

先ほども申しあげました調査によって対象者を把握したわけですが、これとあわせてまして60歳以上のケースの方に、ケースワーカーが訪問時に先ほどの黄色の封筒が届き次第、福祉事務所に連絡するよう呼びかけを行いまして、請求漏れがないように努めております。

現在は、期間短縮年金の受給発生が判明しました40名の方、この方に対してケースワーカー、それから、資産調査員が手続の必要性をご説明をさせていただくとともに、請求手続の支援を継続しているところでございます。中には高齢とか傷病とかでなかなか請求手続ができないというようなことはありますが、その都度ケースワーカー、それから資産調査員が支援をして、請求に結びつくように全力を挙げてやっておるところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ケースワーカー、それから資産調査員の方々が支援をしていくということで、まずは黄色の封筒が来たら持って来てということで、これ先ほどの市民保険課長が答えた部分と全然違って、結局さまざまな手だてを打てるわけですね。結果、今の現時点では40名ということですけども、これ100%請求の手続はできるというふうなことでいいのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

100%かどうかはちょっとわかりませんが、今年度の福祉事務所の保護班の主要事業ということで、この10年年金の支援ということを行っておりますので、できるだけ40人の全ての方が受給できるようにというふうに進めております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私は今の見解聞いたら100%いくと思っておりますので。ただやっぱり矛盾を感じるんですね、先ほどの、もちろん申請権は本人であるんですけども、やっぱり生活保護で被保護者となってる方々については、行政の支援が確実に行き届くという分で、片一方ではなかなかそうはいかないから年金事務所や年金機構のほうに何とかするようという依頼をかけるという分、この件についてはここら辺でとどめますけども、市民保険課長のほうはそういうことも踏まえて、やはり公平な行政のためには、同じようなスタンスがとれるような何らかの方策を年金機構も踏まえて模索してもらいたい。何ととっても、ゼロにすると行ってた消えた年金の分がまだ2,000

万件残ってますので、こんなことから言ったらもっと頑張らんといかんというふうには思うんです。実際、そのところを福祉事務所長との今の議論を踏まえて、市民保険課長はいかにお考えなのか、再度見解を求めます。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） おっしゃられるように、そのとおりだと思います。今おっしゃられるとおり、通達等では被保護者に関しては非常に手厚く、いろんな窓口が設けられたりお世話をするようにというような通達は来ておりますけれども、一般の方についてはなかなかそこまでいってないということもありますので、未請求の方がないように日本年金機構のほうにも再度要望はしていきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

③です。

掛けてる期間が25年に満たなかって、ぎりぎり足らなかった方も結構見受けられたりもします。それがまた、給料らが多くて厚生年金掛けてる部分なんかの場合は、結構今回のことによって年金がどんと入ってくるというふうな事例も聞いたりもしております。福祉事務所のほうですけれども、今回のケースで自立に至るようなケースはあるのかどうか。その辺についてお答えを求めます。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

受給権は平成29年8月1日に発生をいたしまして、初回払いが平成29年10月13日となっておりますので、まだ保護の要否の判定を行っておらず、したがって自立に至ったケースはございません。

期間短縮年金ということで、少し10年から24年というような幅がありまして、議員のおっしゃったように2号年金、厚生年金等に参加されてる方がもしこの40人中にいた場合であれば、当然自立に至るといふようなこともあるいはあるかもしれませんが、現在把握している中ではいずれも2号というようなところはなくて、恐らく自立に至る可能性は低いというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次の質問に移ります。

交通安全対策です。

新町西町線は工事完成が相当な期間を要する中、児童生徒の安全な通学という点で不安の声が寄せられております。山田小学校前踏切の狭さ、また、現状の踏切北側道路の幅員では子どもたちがぎりぎり歩いている、また、通勤車両のスピードもあったり、対策を求める声がございます。踏切・道路の拡幅による仮の歩道の設置も含め、見解をお尋ねするものです。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

新町西町線は平成27年度より工事に着手していますが、国からの交付金の減少やJR協定工事、踏切拡張ほかの工事になります。またあわせて、上下水道工事との工程等調整に今後も時間を要することから、完成まで相当な期間が予想されます。

当路線は通学路でもあるため、できる限り現道を利用し、現道を通しもってということでの拡幅工事を計画しています。平成28年度には小学校前踏切北側取付道路を整備しました。また、本年度は踏切北の現道を西側、畑部、土佐山田幼稚園側になりますが、への拡張を計画していますが、予算等の都合もありますので、年度内の全拡幅計画区間の施工は困難であります。通学児童の安全確保のためにも、安全を確認の上ということになります。拡幅部の一部でも歩行者用歩道の確保を検討したいと考えています。

今後の事業の進め方ですが、踏切本体及び付近の工事に関しましてはJRの工事となり、夜間工事や通行どめによる工事も想定されます。また踏切前後、取り合わせ部については、一部全面通行どめによる工事や片側通行どめの工事となり、ガードマンなどによる誘導員を配置し、通行の安全、特に通学児童の安全を最優先と考えています。

また、教育委員会が主体となりますが、学校、警察、市関係課で構成する香美市通学路安全対策連絡協議会にて検討したいと考えています。

ただし、1日でも早い完成が一番の解決であります。本年度より市長のほうで、高知県市町村道整備促進協議会の会長となり、建設課が事務局となりました。議員の皆様のお力もあり、今まで以上に国・県への要望活動を行い、予算確保に努めなければならないと考えています。

また、財政サイドとの協議になりますが、交付金以外の財源、起債等財源についても今後の検討課題と考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 拡幅部の一部を歩行者用道路として確保を行うということで、それはわかりました。

今あけぼの街道まで新しくできつつある部分がありますわね、実際。それで、踏切北の拡幅と合わせて北の部分、先ほど言うた土佐山田幼稚園のこっち側、あわせて安全性を加味した上で歩行者のみの通行ができないものなのとか。私、以前ちょっと相談受けたのは、信号は東から行ったらバリュー山田あけぼの店のところにありますわね。次、西へ行ったら、今、あけぼの佐々木歯科のところですよわね。それから、今ファミリーマートのところ、それから、県道立田線ですよわね。以前言われたのは前山へ突き当たる、墓山へ突き当たる、あそこにも信号をつけれないか、子どもらが来るので。だから、あけぼの街道より北の山田小学校へ通う子どもたちというのは、結構あけぼの佐々木歯科のところをどんと南へ来れたら、安全に登下校ができるというふうに私は考えるんです

わ。ということは、やはり踏切の拡幅とか幅員を広げるということで、北のほうを整備できたときに、今の工事が途中でやまってとか現在進んでないけど、どうするのかわからんけど、そこを真っすぐ北へ突っ切れるような格好の児童生徒の安全な通学のための方策はとれないのか。それちょっと、この場をかりて聞いておきます。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） あげばの街道から入るところにつきましては、現在下水道工事を行っております。それがもう少しかかると思います。その後一部、道整備をかけ、またそこから今の土佐山田幼稚園の通りからJR踏切を含めての部分で工事を計画をしておりますが、担当課としましては、安全面の確保ができれば、歩行者だけでも通すような検討はしていかなければならないと考えています。ただし、今の秦山公園へ入るT字型の信号整備の問題等もあります。信号になれば公安委員会のほうの設置になって、かなりのお金はかかるといふうに聞いております。そこら辺、車は別として歩行者だけでも、通学時だけでも通れるような形っていうのを、うちのほうは検討はしていかなければならないと思います。ただ、その都度都度によりまして、学校サイド及び警察サイドとの安全確認の協議はしていきたいとは思いますが、また先ほど話ししましたように、教育委員会のほうにて香美市通学路安全対策連絡協議会があります。その場へはその関係機関が全て集まりますし、県のほうも集まってくると思いますので、そこら辺で検討して安全確保の上でできればいいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） その場へ教育長なんかも出ますかね。それは関係ないか。こちらのメンバーか。

ぜひそういうことも念頭に置いてもらって、子どもたちがやはりどういうふうな登下校をされてるのか。私も駅北の児童がどんどん多くなってるということは認識はしてますけど、歩道を確実にやっぱり安全に登下校できるような形には、工事の進捗の状況もありますが、課長自体はもちろん1日も早く工事が完成することを目指しているんですが、なかなかいかんともしがたい状況の中で、そのこともぜひ頭に入れておいてほしいということですが、再度の見解を求めます。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 子どもの安全、通学時の安全というのが一番ですし、今の状況では危ないから、今の新町西町線をやるということが一番の理由ということもあると思います。その中でできる限り、通学に配慮したような形態がとれるよう今後も考えていきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会とします。

次の会議は6月14日午前9時から開会します。

（午後 4時21分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 9 年 6 月 1 4 日 水曜日

平成29年第2回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成29年6月5日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月14日水曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	三 谷 由香理
総務課長	山 中 俊 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
企画財政課長	川 田 学	産業振興課長	西 本 恭 久
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建設課長	井 上 雅 之
管財課長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美貴子
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

監査委員事務局長	山 崎 泰 広
----------	---------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪野高廣 議会事務局書記 山本絵里
議会事務局書記 一圓まどか

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成29年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第3号)

平成29年6月14日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 17番 依光美代子
- ② 15番 織田秀幸
- ③ 8番 島岡信彦
- ④ 6番 濱田百合子
- ⑤ 7番 村田珠美
- ⑥ 3番 利根健二
- ⑦ 14番 大岸真弓

会議録署名議員

12番、山崎晃子君、13番、山崎龍太郎君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 17番、香美市をよくする会の依光美代子でございます。あらためまして、おはようございます。通告に従って、3項目について一問一答方式で質問をさせていただきます。

最初に、ファミリー・サポート・センターの来年度、平成30年度開設に向けてについて、お伺いをいたします。

今年度は、ファミリー・サポート・センター来年度開設に向けて大変重要な準備の年です。その開設に向け、担当課も力が入っていることをお聞きし、大変期待をしてお聞きしたいと思います。

前議会でファミサポの質問に対し、本年度開設に向けて早い段階で事業計画を立て、本年度見直し予定である香美市教育振興基本計画の中で市民のニーズ調査を行い、進めていきたいと答弁がございました。

それでは、開設に向けての質問を行います。

本年度は、開設に向けて事業計画に基づき事業を進めていると思います。いつごろから何をどのように進めていくのか、その事業計画の内容、何月に何をするのかを詳しくと進捗状況についてお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 依光美代子議員のご質問にお答えいたします。

ファミリー・サポート・センター事業につきましては、現在、平成30年度の実施に向けて検討を進めている段階です。

昨年度は高知市や佐川町への視察や講習会への参加を行い、事業開始に向けた予備知識の習得に努めてきましたが、本年度は5月から健康介護支援課、福祉事務所、定住推進課など庁内の関係部署で検討会を立ち上げて、運営方法やスケジュール、設置場所などの検討を始めたところでございます。

現在、香美市教育振興基本計画とは別途にニーズ調査を実施しておりますが、その結果も踏まえて、関係部署との調整を図りながら、設置要綱や運営要領の作成に向けた準備を進めているところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 5月に関係部署との検討会を立ち上げて、今後の事業計

画などを話し合ったということで、ニーズ調査もそしたらその基本計画とは別に行うということですかね。

そうしますと、開設は平成30年度の何月を予定して行う予定ですか？春、4月から？当初からと私は思っておりますが、今から事業計画を立ててこの事業計画が。そうしますとでき上がるというのはいつですか？

やはり今年度の事業計画がきちっとできないと、事業って前へ進んでいきませんよね。今年度の準備段階の事業計画、それはいつごろを予定しておりますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

準備段階と申しますか、来年度の実施に向けた準備、計画を年度内に立てていくということになります。

そして、年度内に庁内の調整を終えたら、予算の獲得ですとか県への補助申請の準備とかを行うということになります。事業開始そのものは平成30年度当初からになりますが、サポートセンターの開設につきましては夏以降となります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 開設は夏ごろを目指してやるということですかね。少し心配をするんですが。

そうしましたら、次の質問に移ります。

次は、ニーズ調査についてお聞きをいたします。

ニーズ調査は、教育振興基本計画と別にニーズ調査を行うということで、それはとても大事だと思います。やはりどれだけの需要があるかの声を把握する、それがとても重要なことになっていくと思います。

この調査の対象者として、転勤や移住などで転入してこられた子育て世代の声をぜひ聞いてほしいです。本市の子育て支援や教育に対して、この方々は関心が高い人が多いです。そしてまた、外から見た視点を持っている方が多いということを感じました。

そして、子育て支援センター、ろばみみ、移住定住促進センターいなかみなどの利用者の声もあわせて聞いてはどうでしょうか。

香美市ではニーズ調査をいつごろから始め、対象範囲や対象者数をどのように考えているかお聞かせをください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） ニーズ調査につきましては、今始めておるところです。6月に始めました。

そこで、対象につきましては、保育園（市立6園、ひまわり）、それと幼稚園、小規模保育事業所、小学校の低学年で、対象者数は約1,200人となっております。

また、同時に香美市子育て支援センターにおいて、6月中に利用される保護者を対象

にアンケートを実施いたします。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） そうしましたら、保育園とか小規模保育事業所とかそういう関係、子育て機関のところへ行っている人の声は聞けるけれど、保育なんか行っていない、子育て支援センターのほうの方にもアンケートとるようになってます？

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 子育て支援センターで、一時預かりとか利用されている皆さんのアンケートもとるようにしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） ぜひその一時預かりの方、それから、一時預かりでなく参加されてる親子の方がたくさん子育て支援センターへ来てますよね。

それから、プラザ八王子の3階でろばみみさん、親子の集う場があってやっています。保育園や幼稚園へ入る前の親子の方が、ぜひそういった方々の声も聞いてはどうかと思います。見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 先ほども申しましたとおり、保育園、幼稚園、それと小規模保育事業所、小学校低学年と子育てセンターを利用される皆さんの声を聞くようにしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 子育て支援センターに来てる保護者の方の声を聞く、とってもいいことですので。

あと1点、プラザ八王子でやってるろばみみさんだとか、いなかみさんも私たまたまあそこへ訪ねて行ったときに、そこのお部屋で親子が集まって、何してるんですかっていうことで、そしたらやっぱり移住してきた方、それからそうでない方もおいでたけど、そういう集まりをそこでしてたから、やはりそういった保育園とかいろんな施設を使われる前の親子とかお母さん方おいでるから、ぜひそういう方々にも意見を聞けたらと思いますので、それを求めて次の質問へ移ります。

このファミサポの事業の成功は、依頼会員の登録者数をかなり上回る数の援助会員の確保が重要となってきます。依頼会員より依頼があったときすぐに対応できるように、また、その依頼会員のできるだけ近くに住む援助会員が必要となります。最低でも各小学校区を対象に、何名かの援助会員の確保が必要です。

援助会員の確保目標数は何名を考えていますか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

今のところ目標数の設定はしていませんが、高知県版のファミリー・サポート・センター事業の要件が当該事業年度内の最大会員数がおおむね30人以上となっていることに鑑み、援助会員については平成30年度末までに20人程度は確保したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 平成30年度末までに20人を予定しているということですが、これ開設に当たって、近隣の市町村の動向なんかお聞きになったことがありますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 香南市の場合も、年度当初に事業は始めるんですが秋に開設してます。それまで、秋の11月の開設時点で依頼会員が3人、援助会員が14人ということでスタートしております。年度末までに若干はふえておるようですが、開所当初はそのような数字になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 香南市に聞かれたということで、自分も子育て支援員の研修をずっと受講してやったりするもので、県がちょっとやってることを聞きましたけど、ほとんどのところが援助会員さんの確保に苦労されてという状況がございます。

それで今回この質問を取り入れたんです。

平成30年度末にその20人の確保を目指してということですが、香南市も今おっしゃったように開設前に1回行い、そして開設後、やはり足りないからということですがやりました。けど、それではやっぱり十分に声に対応できないからということで、本年度は3回の講習会を計画をしてその確保に努めております。その辺を非常に心配をするのですが、それでは次の質問に移らさせていただきます。

援助会員の確保はいつごろから募集をかけ、何時間の研修をどのように行う予定でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 援助会員の確保につきましては、地域で活躍しているボランティア団体や女性団体などへ出向いて説明と協力依頼を行うとともに、事業開始に当たっては広報やホームページ等の活用もしていきたいと思っております。

研修の内容ですけれども、一応決まったものがございますので、4月に事業を始めたとしたら5月とか6月に行います。県の子育て支援員研修もございますので、そのどちらかを受けていただくという形になります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 今4月からもし始めるんだったら6月ごろにということでしたが、開設の前にやっぱりしてないといかんのではないかと思うことと、それと、県の子育て支援員研修もいいですけど、市町村でやる場合には市町村の時間であったり研修内容は自由裁量、多少の動きはあるんだと思いますが、何時間を予定しているのかお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

県のほうが作成しております研修カリキュラムの参考としましては、保育の心でありますとか心の発達とその問題、体の発育と病気といった研修項目で、その他いろいろございますけれども、合計24時間の研修を数日に分けて行うという形になります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 24時間を2日、3日にかけて。

（教育振興課長、横山和彦君、自席から「数日」と発言する）

○17番（依光美代子君） ごめんなさい。数日にかけて行うということですが、他市町村と比べたら結構市の講習会というか研修会にしては、綿密にやろうとしているということですよ。他市町村の講習会はご存じでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 各研修の時間の目安が2時間とか4時間とかなって、目安ですのでその2時間の部分が1時間半であったり1時間であったりという場合もあると思いますので、佐川町とか高知市がやってる部分が2日間の合計12時間という、既にスタートしているところはそういった時間数でやっておりますので、多分研修の内容が確保できておれば、目安の時間となっておりますので、その時間で時間の調整につきましては、また県とも協議しながらやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） そしたら、次の質問に移らさせていただきます。

同じことを言うようになりますが、この援助会員さんになるには、県が実施する子育て支援研修、6日間30時間の修了者、または市が実施する研修を受けなければなりません。

本市では現在24時間を予定しているということで、この研修について前議会で、アドバイザーを雇用してから研修を開催すると答弁でしたが、先に研修を行い、援助会員の養成をすべきではないでしょうか。

アドバイザーの仕事は依頼会員と援助会員の間に入り、調整役ですので援助会員の養成ができていなければ依頼があっても仕事はできません。

この事業の重要なポイントは援助会員の確保です。早目の研修会実施が必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか。

今いろいろ聞いたけどちょっと心配をするがです、今の状況で。香南市さんもそうです。当初それに向けて呼びかけ、いろんなボランティア団体とかに協力依頼とか、広報とかホームページで呼びかけもするっていうけど、意外とこの講習会開催するになっても応募してくださる方が少ないっていう現状がどこもあっております。それで心配をして、ここに質問をさせていただきます。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

アドバイザーの雇用と講習は、同時並行的にやることになろうかと思えます。講習の実施までの準備段階では年度内に担当者のほうで進めていって、アドバイザーの雇用の準備についても同時に進めていって、講習についてはアドバイザーの雇用をするのとはほぼ同時といいますか、5月、6月を目指してやっていくということになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 講習会の実施に向けてかなり手前からしなければ大変になりますので、それをぜひお願いをし、次の質問に移らせていただきます。

次に、委託先の検討についてお聞きをいたします。

この委託先ですが、社協のほうも今の状況では受け入れはできないということで、もしくは直営とかほかの形も考えてみたいというような前回ご答弁でした。

例えばですが、移住定住促進センターいなかみさんを委託先の選択肢の1つとして検討してはどうでしょうか。いなかみの代表はイクメンパパです。みずから子育てにかかわり、子育て支援にも関心が高く、子育て世代の親子に集う場を提供し、困り事の相談にも応じております。ファミリー・サポート・センター事業にも関心が高く、移住者から、身寄りや知り合いが少なく急用ができたとき子どもを預かっていただく人がおらんから、不安だというようなお話なども聞いております。移住者の状況も把握できており、何と云ってもこの子育て世代とのつながりも多くあります。委託先の1つとして検討してはどうでしょうか。あわせて、委託先の検討についてどのように進んでいるのかも含めてお聞かせをください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 現在、社会福祉協議会のほうが受け入れは今できないということで、直営の方向で進めております。いなかみにつきましては、まだいなかみとそういった話はしておりませんが、現状では移住定住促進の事業に力を注いでいただいていますし、人員的にもこの事業を受けてやっていただく段階ではまだないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 直営で考えておるということ、それはとてもいい方向だと思います。いなかみさんももしこの事業を受けるとなれば、やっぱり今の体制ではできないと思うんです。委託の料金で新たに人を雇ってということも、可能ではないかと思って提案をさせていただきました。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

児童クラブの今後についてお伺いをいたします。

放課後児童クラブの必要性と期待感はますます高くなっております。

法改正以前は児童クラブに対しての市の責任については利用促進の努力義務でしたが、新しい制度、子ども・子育て支援法の施行により市町村が実施主体となり、市の事業として位置づけられ、責任も明確となりました。

昨日の市長答弁で、次代を担う子どもたちへの支援が大事である。しっかり支えていかなければならないと三本柱の1つに放課後児童クラブの建設と運営が入っており、大変力強く市の責任を明確にされ、期待をされております。

児童福祉法の改正と子ども・子育て支援法の施行により大きく前進をし、国は研修や施設建設などへの財源措置が増額をされました。このチャンスを逃すべきでないと考えます。

本年度の施設建設予定は、山田小学校内に2つの放課後児童クラブです。議会での施設建設の指摘に対し、建設の優先順位の再考も必要と思う。施設建設については再検討し、整備を加速していきたいとの答弁がございました。

それでは、最初に施設建設についてお聞きいたします。

今年は、くじらとめだか放課後児童クラブの専用施設を山田小学校敷地内に建設予定であります。

先日、保護者に放課後児童クラブの施設建設候補地の説明と意見交換会が開催されました。2カ所の候補地のうちで候補地Bが、保護者の総意により適地となりました。ただし、この候補地Bは民有地と借用地のため、児童クラブ用地として取得する必要がある、土地取得に時間を要すると説明がございました。

この土地取得は年内に可能なのか、それとも年度内なのか、また来年度になるのか、お聞かせをください。

土地取得に時間を要するのであれば、答弁で施設建設については再検討し整備を加速していきたい、建設の優先順位の再考も必要と思うという課長の意気込みと、昨日の市長の力強い発言もございました。ぜひ用地交渉と並行して、既に学校内に用地確保は可能である児童クラブの施設建設を考えてはどうでしょうか。

敷地内に用地の確保が可能なところは、片地小学校、舟入小学校、香長小学校。楠目小学校も狭くなって、増設ということを考えなければいけない状況になっております。

その中で、特にかたじ児童クラブは公民館を他の施設と併用して利用しているので、

たびたび問題が発生し、トイレと手洗い場が一緒のため、子どもたちは大変不自由をしております。早急に施設建設をお願いしたいということで、かたじ児童クラブから陳情書が議会へ提出され、平成28年12月議会に全員一致で採択をされております。学校内には用地も確保をされております。同時進行でかたじ児童クラブの建設ができないか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

山田小学校以外の学校につきましては、議員のおっしゃるとおり学校内に用地が確保できる可能性が高い学校が多いですので、並行して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 並行して進めていくということですが、その並行して進めていくときに、優先順位というかどこを予定をしているのかと。もう1点は、その土地取得には時間を要するということですが、その土地取得はいつごろを目標に、やはり目標があつて前へ進みますよね。時間がかかるから仕方ないで進んでいけば、やはり向こうへ向こうへ行く可能性って高いと思うがです。

土地取得はいつごろを目標に進めていくのか。そして、建設の優先順位、再検討するということの前回ご答弁でした。並行して建設を進めていこうと予定しているのは、どこの児童クラブかお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 土地取得につきましてはできるだけ早くということで、山田小学校につきましては設計予算を組んでおりますので、できるだけ早く取得して、できれば年内の設計を行いたいと考えております。

あと、次どこを建設するかということでございますけれども、先ほど議員がおっしゃったように、かたじ児童クラブにつきましては、陳情が全会一致で採択されておりますので、どこの施設も急ぐわけですがけれども用地の確保もできるということで、来年は設計の予算を上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 次の建設に向けて来年度は設計の予算を確保していくということで、ぜひ再検討し、整備を加速していきたいという力強い発言も前回ございました。用地確保に時間がかかればかかるほど、次のことに対してずれ込んでいきますので、ぜひ並行して進めることをお願いを申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

次は、既存施設の設備基準についてお伺いをいたします。

この放課後児童クラブは、香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定し、第2条第2項で、「市は、最低基準を常に向上させるよう努

めるもの」とうたっております。この条例の第8条、設備の基準は守られておりますか。その中に「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設ける」となっております。

旧施設の放課後児童クラブでは、静養するための機能を備えた専用区画は設置できておりますか。お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

既存施設の設備基準ということでございますが、生活の場としての機能や活動拠点としての機能として、開設日時とか開設時間などについては全ての児童クラブが基準を満たしておりますが、先ほどのご質問にもありましたとおり、楠目小学校のうぐいす児童クラブが面積基準を下回る状況になっております。また、現時点ではくじら児童クラブが集団の規模という部分で、基準を上回る状況になっております。

専用施設につきましては、ほとんどの施設がとれております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） その静養するための機能を備えた専用区画はほとんどが備えられているということですが、現場へ足を運ばれたことありますか？子どもさんがちょっと熱が出た、ぐあいが悪いというときに休む、ちょっと横になる、それがあある児童クラブでは、あっても物置小屋になっております。ほかはないというような状況がございまして、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 現在建てられておる専用の児童クラブ専用施設以外の部分では、休憩室がない施設がほとんどになってます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） ほとんどがない状態ですよ、旧施設。

なければ今後そこへの対策をどのように。新たに専用施設を建てるまで、まだ全て行き渡るのに数年かかりますよね。その間にやっぱり子どもさんがぐあいが悪くなったりとか、いろんな状況が発生すると思うがです。そしたら、それに対応する何らかの対策を立てていくべきと思いますが、そこへの対策はどのように考えておられますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

現時点で既存の施設に新たな部屋を設けたりすることはちょっと不可能ですので、どの施設につきましても、先ほど申しましたとおり老朽化でありますとか、学校から離れているとかさまざまな問題、専用施設でないとか問題抱えてますので、できるだけ早く建設を進めていくということが一番大事なことはないかと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） そのためにもできるだけ早く建設を進めていくと、建設に向けて加速をしていくということで、ぜひそのことは肝に銘じて取り組みを進めてもらいたいと思います。

そこへ新しい施設をね、旧施設をわざわざ改修してということ望んでいるわけではないです。例えば仕切りとなるような、もしそういう子どもさんができたとき、その子どもさんの親御さんが来るまでの間、ほんの少し安静にできるように仕切りを、パーティション言いますかね、ああいうものでもあればできるんじゃないかと。それで、そういう簡易なものの設置、そういうことは考えられないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

パーティション、仕切りとかについては、設置しておる児童クラブもあろうかとは思いますが、ないようでしたらまあその辺も確認して、対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） ぜひまた聞き取りをして、対応をよろしくお願いします。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

くじら放課後児童クラブでは、老朽化などによる壁の剥離やひび割れなどで危険箇所が数カ所ございます。

先日の保護者への説明会でも説明をされたところですが、南側廊下にコンクリート部分にクラック、ひび割れ、そういうのがあったり、南の外の壁にもあったり、それから北側の廊下にもある。また、南側の廊下の配管上部が一部欠損して、雨水によりコンクリート内部の構造劣化、そういうこと。この現場はごらんになってよく把握していると思われませんが、この状態で見ますと、この子どもたちの頭の上にいつ壁が剥離して落ちてきても不思議でない状況だと思います。自分の子どもさんがそこに通っていたら、安心して預けることができますか。

条例の第8条第4号には、遊び及び生活の場などの専用区画などは「衛生及び安全が確保されたものでなければならない。」とうたっております。あの状況では決して安全は確保されておられません。

施設管理は市に責任があります。早急に対策すべきと考えますが、いつから対策に取りかかるのかお聞かせをください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

5月31日の意見交換の際に現状の写真等を見ていただきましたとおり、現状把握はしております。危険箇所につきましては、保護者会とも協議の上、必要な修繕は早急に

行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 早期に対策をしていきたいということで、言葉として本当に安心できるんですが、早期であればそれからきょうまで10日以上たってますが、いつから取りかかるようにしておりますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 一部見積もり等もっておりますけど、まだ正確に金額等も把握できていない部分もございますので、いつとは言えませんが、予算の関係もございまして、できるだけ急いでやっていきたいとは考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） ぜひできるだけ早く、あの状況ですと本当にいつこの壁が剥離して、落ちてくるかわからないような状況ですので、早急の改善をお願いし、次の質問へ移らせていただきます。

放課後児童クラブの運営についてお伺いをいたします。

この放課後児童クラブの運営についても、議会質問はもとより行財政改革推進特別委員会からも問題点を指摘し、改善を求め、提言書が出されております。

運営については、第2条に「適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するもの」と最低基準をうたっておりますが、守られておりますか。

その適切な訓練を受けた職員、指導員さんが新たになったところもあると思います。順次県の講習会を受けていってるのはよくわかりますが、その最低基準は守られているのでしょうか。

また、指導員の一般的要件である「児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。」となっております。この指導員の一般的要件第6条は満たされておりますか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

支援の単位ごとに必要な指導員数、有資格者数などの要件は満たしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 数は満たしているということですが、それであるならば、そのことに対してどうするか。

この一般要件なんかを見ると「できる限り」となっておりますが、身につけていなければ訓練を行い、その児童福祉事業の理念や実際について身につけるようにしなければなりません。子どもの命を預かっているのです。そのような訓練を行うべきだと思います。

す。県の養成講座へ参加することも大事です。それは1名しか行けないでしょ。大変問題になった児童クラブでは、ほとんどの方が何の研修も受けずに実際の場についていると思うんです。その辺をどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

県の研修会は1名ということではございません。昨年も6名が認定資格研修に参加しておりますし、今年も同様の人数ぐらいは確保していきたいと考えております。それはちよっと⑤の質問と重なる部分がございますけれど、それだけの研修はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 私が1名と言ったのは、各児童クラブから1名参加をされて6名だったということをお聞きをしております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、指導員の研修についてお聞きをいたします。

この放課後児童クラブ事業の実施主体が市と位置づけられ、初めにも申し上げましたように、指導員の仕事は専門性が求められる仕事として位置づけ、資格の創設や処遇改善が求められるようになりました。国は、研修に対し財政措置も増額するようになっております。

市の責任において、指導員の知識及び技術力も含め、力量を向上させていくための研修が求められております。研修の実施はできておりますか。県以外のことでお答えをお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 市単独の研修とかは行っておりません。県が必要な研修は行ってきておりますので、先ほども申しましたとおり認定資格研修には昨年6名が研修を修了しております。今年も同数程度は確保したいということ。

また、子どもの発達と発達障害についての理解を促進するための研修でありますとか、子どもの育ちを支援する研修、あとは防災対策の研修とか、さまざまな研修が行われておりまして、それらの研修には随時参加するようにしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 市単独では行ってないということで、県から来る研修を各児童クラブに案内をして参加をしてもらって、それによって力量を向上さすようにしているということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） それならば、昨日県の研修会がありましたよね。その案内状が指導員の元へ届かなかったのはなぜでしょうか。急遽申し込みをして参加されたと思いますが、その原因は何なのでしょう。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 昨日という、その最近の研修についてはちょっと今手元で把握しておりませんので、その実態はよくわかりません。また調べておきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） せっかくの案内が担当課にとまってたんでしょうね。毎年行ってる方が、あれっ、今年はどうして来ないのということであれしたら、案内は来てなくて、急遽中で骨を折ってくださって、昨日参加をしたということを知っています。その原因が何なのかということを知りたいと思います。

それと、市が単独で研修を行ってないということですが、やはり研修会についても市が実施主体ですので、市の公的な責任において研修を体系的に行うべきだと思います。各児童クラブへ携わっている先生方、県の研修に行ける方っていうのは、各児童クラブで1名ぐらいだと思うんですが、日々子どもさんに携わっていたら、いろんな問題が発生してくると思います。だから、そのためにも定期的な市の単独の研修を行い、やっぱり指導員さんの知識や技術力を高めていく、また問題点にもよりよい形で相談していく、子どもたちの命を預かっておりますので。国もそういう研修に対して財政措置を、市町村がするならば市町村がすることを求めていき、各施設に対しても研修費が予算化されておりますが、各市町村、自治体に対してもこの研修費が増額をされたということを知っていますが、そういった財政措置を県へ補助申請というようなことはしてないんですか。

それと、研修をするべきでないですかということに対して、お考えをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

その児童クラブ、先ほどのファミリー・サポート・センターに関しましてもですが、県に子育て支援の研修をかなり豊富にやっていただいておりますので、基本的にはそちらを利用していきたいと考えております。

また、市単独とかで研修をされているところがあれば、そちらのほうの状況も見ながら検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） よその状況を見なくてもいいと思う。何かあれば近隣の市町村を見ながら検討していきたい言うけど、何事も近隣より先に香美市独自のものを打ち出していく、そんな姿勢が大事ではないかと思えます。

まして子どもの命を預かり、この児童クラブに対しても市が実施主体となってやらなければならないとなっておりますが、まだまだ市にそのことが感じられないかなということも思えますが。学校教育でもそうでしょう、保育でもそうですが、先生方が日々子どもと携わってたらいろんな問題が発生します。それからまた、いろんな知識、技術力をつけていかないと追いついていかんがですよ。児童クラブであったら、誰かが1人が研修に行けばいいということではないんです。全員のやっぱりレベルアップ、質の向上、力量の向上、そういうことが必要となってくると思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 議員のおっしゃるとおり、指導員のレベルアップとか質の向上は大事なことだと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） ぜひそれに向けての努力をお願いいたします。

そうしましたら、次の質問に移らさせていただきます。

次に、保護者会を児童クラブの指定管理者としてしていることについてお聞きいたします。

児童クラブの指定管理者として保護者会に運営を任せることについては、議員はもとより行財政改革推進特別委員会からは、審査の結果、問題点を指摘し改善を求め、今後は指定管理方式によらない一括しての委託、もしくは直営での管理運営を行うように提言をしております。保護者からも改善を望む声が多く上がっております。昨日の市長答弁を聞き、運営についてもこういう危機感を持っているということを感じたことでした。

保護者は仕事で忙しく十分に子どもを見守ることができないので、放課後児童クラブへ預けているのです。その保護者が指導員の雇用や会計処理などの事務に追われ、負担は重く、運営に大変苦慮している状況でございます。保護者は放課後児童クラブがなくなるとたちまち仕事ができなくなるので、やむなく役員である1年間を孤軍奮闘で何とかやりくりをして運営しているのが現状でございます。まさに戦っている状況です。保護者会での運営には限界が来ております。

来春は指定管理の更新時期です。指定管理者として保護者会への運営を見直す時期に来ております。

例えばですが、放課後児童健全育成事業に理解のある学校や保育園を退職した先生を中心に組織をつくり、そこへ一括委託をして各児童クラブ指導員の研修なども体系的に行い運営するなど、今年1年かけじっくりと見直しを検討すべき時期に来ていたと考え

ます。

今後について、どのように考えているのか見解をお聞かせをください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

児童クラブによりましては、運営にかかわる役員の負担感が大きいことがあることなども承知しておりますが、保護者が指定管理者として運営にかかわることによって、行事等への積極的な参加でありますとか、児童クラブに関心を持っていただけるなどのメリットもございます。

安定した運営をされている児童クラブもございます。改善すべき点はありますが、児童クラブの運営事業者として、現時点では適切であると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 現時点では保護者会が運営をするのが適切と思うということでございますが、積極的に保護者が行事にも参加しているって言われておりますが、それは子どものことですから、とても大事と思ってやっております。その運営をしてる方の声を聞かれておりますか。皆さん本当に大変な思いをしている中で、保護者会のほうから声が出ん現状をご存じですか。指導員さんがほとんどお金のことも全てやっております。会長さん、ここへ判こ押してって、判こだけ押してます。そういう状況がございます。それでもいいとおっしゃるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 保護者会からはさまざまな声が担当部署へも届いてきます。経理とかにつきましては、専門の経理の方を入れてるところもありますし、労務士さんを入れてるところもできております。会計処理については負担をかからないように各保護者会が工夫をされて、まあ小さな児童クラブにつきましては自前でやられてるところもございますけれども、そういった改善は進んできておると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 改善はできおるということですが、今私が言った経理の運営を全て指導員さんがし、帳面も書き、そこに判こを押すのみの保護者会で運営をしてる。そういう状況もあるけど、それでもその保護者会での運営が適切と思われませんか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 指導員さんが全てをつくられて、会長さんが判こをつくだけというのはちょっと問題があるんじゃないかと考えますが、その辺はちょっと、どういった内容なのかを見せていただきたいと思います。と思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 　　ぜひ、本当に保護者の方が大変な思いをしてるんです。保護者の方も本来は役員になってしなければならない、けど仕事を持ちできないんですよ。そこで指導員さんのほうも、そしたら私たちでお手伝いしましょうかという善意のもとでやられてるけど、こういう状況が続いてるといのは決していい状況ではございません。そこにもう一度目を向けてください。

そして、このことについて市長はどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 　　市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 　　児童クラブにつきましては、議員もおっしゃいましたように議会からもご提言をいただいております。

複数の児童クラブがそれぞれ運営をされているわけですがけれども、市としてはやはりどの児童クラブにおきましても、子どもにとって同じサービスが受けられる環境であるかどうかということ、非常に大事だと思うんですね。

それからまた、そこで働いている方にとっても、同じような条件でやられるということが大事だというふうに思います。そのためには、まずはその運営をしておられる方々が一堂に会してさまざまな意見を出していただくことも、これひとつ大事だというふうに思っております。

運営の方法については、直営が全てではないとは思いますがけれども、今言いました実際に運営をしている方々が一つにまとまっていただくという中で、市の中でやっておることについてはひとしくサービスが受けられる、等しい条件の中で勤めていただけるような環境に持っていくことが大事だろうというふうに思っております。

そののところをまず、根幹のところを少ししっかり担当のほうでも調べて、提言をいただいたものに対して、きちっとそれについて応えていくようなことをしていかなければいけないじゃないかなというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 　　17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 　　市長からご答弁いただきました。

本当にそうなのです。今そういった条件がひとしく受けれてない。それから、働く方も不安な気持ちでやっておりますので、ぜひそういうことを今年1年、来年の春が更新時期になってますが、やはりそれまでに、同じように更新するのであれば条件を整えて統一したサービスを受けられる。そして、指導員さんもどこの児童クラブにおいても同じ条件で働ける。それが最低の条件になるように努力を、努力というか、そこに向けてお願いをします。

そのためにも、職員さんの研修っていうのは市単独で行わなければ。そして、指導員さんの声を聞くということが非常に大事になってくると思います。

ご存じですか。今年から2カ月に1回、各児童クラブの指導員さんが集まって勉強会、研修会をしようということで始まっておりますが、ご存じでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 　　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

その2カ月に1回の勉強会を始めたという分は、ちょっと私は承知しておりません。
以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） そういう状況もご存じないということで、ぜひもっと児童クラブの皆さんの声を聞いてください、保護者会、指導員さん。指導員さんなんかも、悲鳴を上げてる方もおいでます。それで、自分たちはこのままではいかんよねということで呼びかけをして始めてます。

ぜひその会へ市の担当課として参加して、やっぱりそこで悩みを聞く、わざわざ担当課がそういう会を献立てなくとも指導員さんが始めました。このままではいけないということで、ぜひそこへ参加をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） そういった勉強会が開かれるようでしたら、市としても参加はしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） ぜひその辺をよろしくお願いします。また、皆さんの声をしっかりと聞いてあげてください。

それでは、次の質問に移ります。

放課後児童クラブの位置づけについてお聞きをいたします。

本年度は香美市教育振興基本計画の見直しの時期と聞いております。この計画は「郷土を愛し、未来を拓く人づくり」を基本理念のもと、「学ぶ!」「つながる!」「未来を拓く!」と3つの視点を定め取り組みを進めております。子どもの教育に大切なことは学校教育だけでなく、保育教育、家庭教育などとさまざまなことを体験し、経験を積むことが大切でございます。

放課後児童クラブでは、日常生活の中で異年齢での遊びや体験から多くを学び、子どもたちの健全育成につながっております。放課後児童クラブは、学校教育、保育教育、家庭教育とともに重要であり、教育の一環でございます。

市の責任も明確になっております。昨日、市長は力強く次代を担う子どもたちへの支援が大事である。しっかり支えていかなければならないという発言がありました。

本年度見直しをする香美市教育振興基本計画の中へ、放課後児童クラブの位置づけを明記すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

教育振興基本計画につきましては、児童クラブに限らず内容を充実させたらよい部門が多々ございますので、あわせて位置づけをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 位置づけをよろしくお願いします。

そうしましたら、次の3番目、最後の質問に移らせていただきます。

脳卒中当事者の交流会への支援について、お聞きをいたします。

最初に、脳卒中など発症後に、体の麻痺や言語障害などにより人との会話がスムーズにできないなど、他人に会いたくないと自宅にひきこもり、このひきこもりというこの表現が正しいかどうかわかりませんが、自宅に閉じこもりがちになっている方の本市の状況把握はできていますか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 依光議員のご質問にお答えをいたします。

脳卒中に限らず、特定疾病に起因する障害により自宅でひきこもりとなっておられる方の状況については、香美市としては特に把握をしておりません。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 香美市として把握してないということですが、今後把握していくことが必要ではないですか。

昨日も出ておりましたが、第7期の介護保険事業計画の中に、その自立支援や介護予防、重度化防止の推進を盛り込むようになっております。そのためにも重度化予防の目標を立てるとともに、進捗状況をきちんと把握しなければなりません。

こういう方々が重度化しないように支援が求められているので、早目の把握が必要と考えますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。担当課がひょっと違うかもわかりませんが、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） ご質問の中にありました、障害かつひきこもりという事案に対するその把握というのができていないということでお答えをいたしました。

個別の疾病に対する把握ということであれば、疫学的な観点から県の保健所等々が把握をしているものと思われませんが、市としては把握してないということ…。

（17番、依光美代子君、自席から「わかりにくい。もうちょっとマイク上へ上げて。ボソボソボソって」と発言する）

○福祉事務所長（佐竹教人君） 済みません。

あと、ひきこもりに関しましては、セーフティーネット関連事業等々で相談事業を行っております、そちらで平成28年度は4件だったかと思えますけども把握をしてございます。

それから、生活保護のケース等々でも1件把握をしてございますが、いずれにいたしましても脳卒中起因ということではないということ、把握をしてないということ、申し上げております。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） そうしたら、セーフティーネット事業の中で4件ということは、家族からこういう状態で困っているというような相談を受け、その状況がわかるというようなことでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 議員もおっしゃってましたように、ひきこもりという概念が現象の概念でありまして、自宅で我々が通常使っているような感覚で数カ月家族以外の方と隔離された状況でいらっしゃるというような場合に使っておるかもしれませんが、そうした日常的な用語としてのひきこもりということで4件、そういう事案が上がっておるということでございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） わかりました。

次の質問に移ります。

そのひきこもりという表現が適切でなかったかもわからんということで、閉じこもりがちとかそういう方という思いで聞かしていただきましたが、次の質問に移ります。

そしたら、その方たちへの支援をどうするのかをお聞きしたいと思ってましたが、把握ができていなければ支援のやりようがないですが、この高齢化とともに支援が必要とする方は増加してくるのではないのでしょうか。

疾病後自宅に閉じこもりがちな方を放置しておく、孤独になりじっと動かない時間が多くなり、やがて寝たきりと重度化してきます。再入院も考えられます。今後の介護報酬にも影響をしてきます。本人も家族も大変になってきます。重度化しないように何らかの支援が必要と思いますが、現状ではその把握ができてない、疾病後に閉じこもり、脳卒中以外でなくてもあると思うんです。今後、その方たちへの支援をどのように考えていくのかお聞かせをください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 脳卒中の後遺症で体が不自由になられた方の多くは、障害の部位、程度によりまして、各種サービス、おっしゃられたように介護保険の各種給付の対象になっているかと思われまます。

介護予防の観点から、そうした方々に対して一定のケアをすることによりまして、いわゆる廃用症候群とか、そういうものを抑えるというようなことが取り組みとしては恐らく考えられはするかと思いますけども、今回のご質問の脳卒中ということに関して保健師のほうに問い合わせをいたしましたら、脳卒中由来の傷病後の体の不自由な方に対する介護予防事業ということは特段行われたいということ、その予定もないということ聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君）　　こういう方々のための予防事業というのは、特段予定もないと、する予定もないということでございますか。本当にそれでいいのでしょうか。

それでは、次の質問に移ります。

脳卒中の当事者が閉じこもってはいけないということで、自主的に呼びかけ、交流会コミュ・カフェ「Y e s ☆脳！」を中央公民館で開催をしております。障害ができて、参加者は明るく前向きに生きております。この交流会へ、より多くの方が参加できるようになればとの思いで質問をいたします。

この交流会は、香美市中央公民館で平成26年度から開催をしております。資料をごらんください。

①でございますが、これは香南市での様子です。香美市の交流会に香南市の方が参加され、香南市へと輪が広がり開催するようになりました。後で広がった経緯をお話をさせていただきます。

昨年、高知新聞に掲載された記事です。皆さんの楽しそうな様子がうかがえると思います。

この交流会の主催者、ここにも書いておりますがFさん自身も当事者で、平成17年に脳出血を発症し、右半身麻痺などの後遺症があります。Fさんは障害者の相談員をしておりますが、相談日に相談に訪れる人はほとんどなく、このままではいけないと思い、みずからが率先して、みんなで会話を楽しみませんか、ぜひ一歩踏み出してと参加を呼びかけたのです。

当初は、プラザ八王子でコーヒーなどを飲みながら始めました。もちろんコーヒー代は各自が払います。しかし、その後土曜日の開館はできないということで、やむなく中央公民館となりました。当初は社会福祉協議会の支援もあり、県社協の会では社会福祉協議会の職員が、香美市の社会福祉協議会は脳卒中当事者の交流会を支援をしておりますと発表したにもかかわらず、そのわずか2カ月後に部屋の利用ができなくなりました。おかしいですね。

しかし、そんなことにもくじけず交流会は続いております。参加する当事者は、みんなで話をするすることで前向きになり、また、相手の話からヒントを得て、それを当事者自身が取り入れることで症状が改善し、仕事につけた方もおられます。

②の写真をごらんください。

先月の中央公民館での様子です。交流会開催時に写真を写し、参加できない人へ次回のお知らせと、そのときのお話などを一緒に発信をしております。

交流会には3つのルールがあります。1つ目「自分の正直な気持ちを隠さずに打ち明ける」、2つ目「他人の発言を否定しない」、3つ目「失敗を喜び合える仲間になろう」と、会の始まりにはみんなで声を出して読みます。そして、会では日々の生活やチャレンジしたこと、楽しかったことなどを話し、交流を深めています。

④をごらんください。

この記事は、香南市から交流会に参加された家族の記事です。高知新聞のあけぼのに掲載されたものです。

この交流会へは、香美市だけでなく他の市町村からも参加をしています。

この香美市の北本さんは、ご主人が脳卒中を発症して5年6カ月で64歳、右片麻痺と失語症があり、他人とほとんど話をしない閉じこもりがちになっておりましたが、奥さんがこの会を知り、夫と一緒に参加するようになりました。その夫の変化と感謝の記事です。

蛍光ペンの部分をごらんになってください。

会に参加しての「その後の夫の変化、笑顔は7割増し。できなかったこと（爪切りなど）をする意欲は5割増し。人の集まる場所への参加意欲10割増し。心のリハビリがあつて体のリハビリが生きてくると思える会「y e s ☆脳」。これからは楽しみです。」

まさに心のリハビリ、このことがとっても大事になってくるんです。心のリハビリが体のリハビリに生きているのです。この会を家族が知り、その後に当事者が参加するようになるという方も多くあるそうです。香美市からのこの交流会の輪が香南市、高知市など県下へ広がっております。

この会へ香南市より北本さんが参加しているので、香美市以外の参加者をふやそうと、昨年7月から毎月1回、コミュ・カフェ「優☆脳！」を吉川総合センターで開催しております。

最初の①の写真が昨年9月の様子です。そして、③の写真が先月の写真です。

このときは、この4月には高知市の駅前にある南の風診療所のデイサービスを利用している当事者の方と職員さんが参加をしたそうです。そして、4月には行政や施設関係者、高知市社会福祉協議会の職員も参加され、総勢で20名を超える大盛況だったようです。最近は多くの方が視察に来るようです。

香南市では、この交流会に対して担当課が、この交流会の内容を十分理解していなかった。とっても大事なことです。ぜひこの場所使って続けてほしいと言われ、本年度から貸館料が無料となり、当事者の皆さんの負担は少なくなりました。

この例会の案内は、高知新聞「こみゅっと」でお知らせをしております。

先日、この新聞の掲載記事、⑤の記事でございます。少し読みます。

コミュ・カフェ「Y e s ☆脳！」例会。20日13時から15時。香美市土佐山田町宝町2丁目、中央公民館。脳卒中の当事者同士が共感、共有できる場。家族や医療従事者の参加も歓迎。参加費100円。

この記事を見た中央公民館の職員は、このように当事者のみでなく不特定多数への呼びかけや参加費を徴収するのであれば、今後貸すことを考えねばなりませんとの発言がありました。この呼びかけが不特定多数となるのでしょうか。営利目的ではありません。

この記事が当事者のみの交流会であれば、家族から当事者へと広がっていないと思

ます。医療従事者の参加は、当事者がデイサービスに行ったときに交流会での楽しい話をされ、その医療従事者が関心を持ち見に来られ、ぜひうちの病院へ来て、当事者の皆さんの前でお話を聞かせてほしい。そのことがきっかけになり、それぞれの地域でこのような交流会ができればとなって、活動の場が広がっております。

また、そのように医療従事者の方が参加したことで、その方の病院で障害者の雇用枠で採用をされ、仕事について方もおられます。いろいろな方が参加していることで輪が広がっております。

そして、参加費のことですが、参加費100円を徴収しなければ貸館料を誰が払うのですか。当事者自身のみずから立ち上がり、会場の設営や運営の企画なども考えて頑張っています。この発言は私には理解できません。腹立たしく、とっても残念です。

香美市公民館運営規則第1条には、公民館の目的をうたっております。市民のためから始まり、文中には健康の増進、そして社会福祉の増進に寄与することを目的とするとなっております。

交流会は十分この目的、皆さんが集まることで健康の増進、症状の改善、そういうことにつながっております。そして、社会福祉の増進にも寄与しております。十分にこの目的に沿っていると思います。規則は掲げるだけでしょうか。守るべきものではないでしょうか。香美市はどうなっているのでしょうか。

片や香南市のほうでは、ぜひいい活動だから続けてほしいと行政の方から声がかかり、手を差し伸べてくれております。

この交流会を担当課の所管事業として取り組めば、疾病後の障害を抱え悩んでいる方も多くいると思います。担当課であればその方たちの把握もでき、声がけも可能となり、多くの方の交流の場となることが可能でございます。第7期介護保険事業計画に記載すべき自立支援や介護予防・重度化予防の推進に大いに役立ってきます。所管事業として行えば、場所の確保や参加費の負担も軽減できます。

当事者への支援として、担当課の所管事業として、当事者が参加するだけでなく当事者が参画できる事業として、取り組むことができないかお聞かせをください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

脳卒中の後遺症などにより障害を持つ当事者の方々の主体的な交流会が、本人の積極性や社会生活を改善させるなど、一定の成果を上げていることについては、大変素晴らしいことだと思っております。

交流会の場所の確保に苦慮しているということのお話がありました。主宰者の方からそうした要望があれば、その趣旨によりまして、必要によれば関係機関と協議していきたいと考えております。

また、事業化につきましても、そうした交流会の目的や効果、他団体との均衡等を精査した上で、行政として判断していくことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） その団体から要請があれば、関係機関とも協議しながら検討するというご答弁でした。

精神障害者の集いの場として、プラザ八王子で第4火曜日に「ぷちカフェ・アトリエ」を開催してますよね。精神障害者のある方が本当にその日を待ち望んで、そこでお茶を飲んだり一緒にお弁当食べたりということで、楽しみで来ております。やっぱりその交流の場というのは、非常に大事になってこようかと思えます。

そしてもう一点は、その当事者みずからが企画をして、その会場の設営、そして、その運営なんかに携わる。従来の事業でしたら、行政がするともうそこに参加するだけというような形になるけど、そうでなく障害がある方がともに参画できる、そういう会を育てていかなければならないと思えます。

昨日の健康介護推進課の課長さんのご答弁にありました、その重度化を防ぐためにも市民みずからが健康保持に努めてもらうことがますます大事になってくるということをおっしゃいました。この当事者自身の方がこのように心のリハビリとなる交流会、こういうことによってまた体のリハビリが生きてきて改善もし、明るく前向きにいけてる現状があります。脳卒中と限定しなくても、今後は疾病後ほかの病気であったり、それから交通事故の後遺症であったり、やっぱり不自由して人に会いたくない、こんな自分を見られたくないというような状況で閉じこもりがちになっている方、その方へのやっぱり働きかけが、今後の本市の介護保険事業にも影響してくると思うがです。

そうやって障害があっても皆さんが前向きに明るくできる、そういった会ができればと思いますので、ぜひ検討をしておざなりにするのではなく、何とか近づこうと香南市のように検討をできないでしょうか。最後にもう一度ご見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 会場の件につきましても、健康の増進ということが公民館運営規則にもあるようですので、そうした取り組みの中身を見させていただいた上で、要望がありましたら教育委員会のほうにもつないでいく。

それから、事業課のほうでも、健康介護支援課のほうで介護予防事業等でそうした取り組みはできないか、あるいは精神保健のほうでプチカフェあたりでそうした事業をやられておるようですが、それとあわせて同じような形でできないかというようなこと等々を、要望がありましたら関係課、関係団体で協議しながら、検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 議員からご質問のあった内容でありますけれども、詳しくお話をいただいたわけでありますので、内容は十分わかったわけですので、要望があればというような待ちの考え方では私はだめだと思います。

直ちにこうした方々にお話を伺いに行つて、関係課と協議するように指示させます。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 市長から力強いご答弁いただきました。

本当に待ちの姿勢でなく、活力のあるまちになるためにも、皆さん方の積極的なこの熱意がこのまちを盛り上げていきます。私たち議員としてもできるだけ協力をして、よりよいまちにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上をもって私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 依光美代子さんの質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前10時27分 休憩）

（午前10時43分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、公明党の織田でございます。議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式で順次お伺いをいたします。次の質問者からも、40分ぐらいをめぐりにいうそういう話がありましたので、その予定で進めさせていただきます。まず、用務員の件でちょっとお伺ひします。

本市の小中学校に配置されております学校用務員は、鏡野中学を除く全てが臨時職員であると伺っておりますが、この用務員さん、かつては雑用係として教員の身の回りの世話をすることが中心的であったわけでございますが、時代の変革に伴い、児童・生徒が安全で安心して、快適に学校生活を送るための教育環境の整備を行うという業務に移行をしてきております。また、庁舎の用務員とは、業務内容は全く違うのではないかと考えているところでございます。

学校用務員の業務内容は独特で幅広く、かつ教育現場であるということから、即応性も求められる業務ではないかと思ひます。学校長からの指示、命令のもと、他の教職員と協力、連携しながら環境整備を行う業務であり、経験的な専門職であるといえます。学校の教職員の一員として環境整備の立場から、学校の教育目標の実現を目指しているわけでございます。この教育的環境整備を行う専門職員でありながら、まあこれ今回の質問なんです、臨時職員では業務レベルが大きく低下するのではないかと、そのような懸念があるわけであります。

教員や事務職員の人件費、これは国庫負担として定数基準で守られている一方で、学校用務員の人件費は各市町村で負担しなくてはなりません。これは地方交付税の算定基礎に当たり、各学校1人分が掲載されているわけでございます。

学校によって違いはあるわけですが、職員会議等に参加し、教職員と一体になって子

どもたちを育てている、そのように思われます。

また、学校は塾とは違い、授業だけを行ってればいいというそういう場所でもありません。義務教育9年間を通じ、社会人として自立できるような人間形成を行う場所があります。ですから、授業をしなくても学校用務員というスタッフが必要なのであります。教員免許がなくても、社会人として児童・生徒との直接的なかかわりの中から、清掃方法を指導したり、ごみの分別を指導したり、また、破損してしまったものを一緒に修繕したり等々、日々子どもたちに寄り添いながら成長を見守っているのではないかと、まあそのように思われます。

過日、教育委員会の指導により鏡野中学校を訪問させていただきました。その節はありがとうございました。

校内では木々の剪定、また草刈等環境美化への取り組み、そういったものがすごく私自身も目についたわけですが、学校長からも幾度となく用務員さんのおかげでありますと称賛をされていました。

以下、用務員に対する問題点をお伺いいたします。

①でございますが、本市の小中学校に配置されている学校用務員の正職及び臨時職員の数をちょっとお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 織田議員のご質問にお答えいたします。

正規職員は2名、臨時職員は11名となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 中学校3校、小学校7校、10校あるわけですが、これ2名と11名で13名、どっか複数人がおるということで、その点ちょっと教えていただけますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

山田小学校は臨時職員2名、鏡野中学校は正規職員2名ですが、臨時職員も1名入っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 山田小、鏡野中以外は1名いう、そういう認識でよろしいわけですね。

（教育振興課長、横山和彦君、自席にてうなづく）

○15番（織田秀幸君） それでは、②のほうに移らせていただきます。

例年2学期の始まり、これ私はもう9月から始まる思っておりましたが、お話を聞くところによれば8月の下旬ぐらいから2学期が始まる、そのようにお伺いしております。

ひょっとこれ、用務員さん休んでおれば、どのような対処しとんかいうことでちょっと気になったわけなんです、この用務員の空白期間はどのようになっているのか、その点をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

臨時職員の用務員につきましては、8月の1カ月間が雇用しない期間となりますので、2学期の始業式から8月末日までの間が、用務員が不在ということになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これ2学期の始まりいうたら、何日から始まるんですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 今年につきましては27日が日曜日ですので、28日始まりとなりますので、4日間が不在期間となります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） わかりました。

その4日間は空白になるということでこの③に移りますが、その空白期間は教職員の負担増、そういった懸念があるわけですが、その点について答弁をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 数日間ではありますが、負担増になっていると思われれます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これ聞くとところによれば、子どもたちが8月の下旬、まあ今年であれば28日ですか、登校してくる中で、やはりその休んでおる用務員さん、また父兄会ボランティア等の皆さんが、みんなが清掃活動とかそういう対応をされておると、そのような話を聞きました。これは全小学校とか全部の中学校とかではないですけど、一部の大きな小学校等についてはそういう対応をされておるわけですが。

そういうことに対して、この現状を課長はどのように思われます。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） その数日間において、用務員さんが常日ごろ行っておる環境整備とかいった部分を教職員が全てするというにはなりませんけれども、朝校門を開けたりですとか、給食の受け込みとかいった部分で教職員の方に負担がいておるのは事実ですが、そこら辺はできたら改善はしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 子どもからすれば、用務員さんも全部先生なわけですよ。2学期始まるということで、いろんな宿題等を持ち寄って学校へ登校するわけですが、あれ、用務員さんはいませんいう、そういう感覚を子どもたちも持つのではないかと思います。

これは確かに、学校現場から何とかありませんでしょうかという要望はなかなか言いにくいと思います。これは香美市が用務員さんについては対応しとるいうんか、そういうようなこともあるのではないかと思います。何とかそのところはまた変えていくような検討いうんか、そういったことも必要ではないかと思いますが、この④のところではちょっとお話を聞きたい思います。

④に移りますが、正規の職員とか通年雇用の解消策は考えられないか。そしてまた、今後もこの臨時職員はそういった形で継続していくのか、その点をちょっとお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

用務員の正職員配置につきましては、定員管理や行政改革の観点から難しいと考えております。また、臨時職員については、現在財政面等を考慮して11カ月雇用としていただいております。

ご質問の用務員に限らず、臨時職員の通年での雇用は今後の検討課題と考えており、他市町村の動向や長期的財政状況も踏まえた研究が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 当然財政的な面も視野に入れた施策、そういったものが必要であるわけですが。この一般の臨時任用職員、そういったものと一緒にする自体が私はちょっと懸念がある。先ほどの前段の部分で話したとおりでございますが。

今後、計画の余地があるということでございますが、この総務省の通達、空白期間を置かない任用対応も可能であると、それは認識されておりますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

総務省通達でございますが、総務省通達は6カ月の雇用期間の後、6カ月以内で雇用ができるということで、12カ月以内の雇用ができるということになっておりまして、またその総務省通達の中には、臨時職員の固定化というのには留意しなければならないというようなこともございまして、そういうことも踏まえてこれまで身分の固定化とか常用の雇用にならないような配慮ということもこの通達で求められておりますので、そういったことも考慮して、現在は11カ月雇用ということでやらせていただいておりますので、12カ月雇用ということにつきましては、中長期的なことも踏まえた総合的な研究課題であろうというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思

ます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 総務省の通達云々、これは同じ臨時的任用の人間が続けて何年も何年も、そういった者はまた検討しなさいと、そういう任用の仕方については是としてないような、そういうようなことではないかと思えます。

これ香美市としては1カ月間休まないかん。そこで仕事が切れるいうんか、またその1カ月後にはハローワーク等で申し込みして、また新採用、そういったことになるわけですが。

これ他市とか県、3月31日の1日だけを休むとか、そういうこともこの総務省通達の内容とリンクするんですかね、その点ちょっとお伺いいたしますが。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

この臨時的任用職員の雇用については各自治体に任せられておるところでございますので、県とか他市の制度運用についても、今後研究していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） それぞれの自治体に任されておると。まあそういう答弁でございますので、やはり現場にあった対応が私は重要ではないかとそのように思っております。

極端な話が、これ8月の15日に新たにハローワークを通して、7月16日ぐらいから8月15日まで休むとかいうようなことはできんわけですか。それちょっとお伺いしますが、わかったら。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 済みません。一応臨時職員の雇用につきましては、もう月初めからということで運用させていただいております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これは条例でそのように決まっておるわけですかね。その点。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

条例ということではございません。そういう運用ということで、統一的な取り扱いをしてるということでございます。

もし雇用の日がばらばらということになってきますと、事務処理が大変になってきますし、さまざまな問題も出てくる可能性もございますので、そういったことは現在のところ考えておりません。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） まあそりゃ事務処理が複雑になってくるのはわかります、それは。ほんでもこういった時代の変遷、流れにおいてはそういったことも変えて、自治体で変えられるものであれば、これは法的なものを変えとは言えないわけなんです、そういったことも検討課題として取り組んでいただきたい。

事務が煩雑になるということでなかなか着手しにくい、そういう答弁は私はやっぱり今後変えていかなくてはならんのではないかと、そんなにも思っておりますので、その点、総務課長よろしくお願いいたします。

次、2点目になります。

英検は小学生から社会人まで、幅広い方を対象とした英語検定試験であるわけでございます。実用英語の力を育てる7つの級を設定し、学習進度やレベルに応じた学習目標として最適であると、このようにも言われております。英検取得者は多くの高校、大学の入学試験や単位認定で優遇されています。また、英検は世界各国の教育機関で海外留学時の語学力証明資格に認定されています。英検資格で世界へ羽ばたく道が広がるのではないかと、そのようにも思うわけでございますが。

英検の出題形式には、高校や大学の入学試験と多くの共通点があり、例えばセンター試験のリスニングテストには、会話や文章を聞いて質問に答える形式があり、英検の準2級や2級レベル、出題形式との共通点が多く見られます。また筆記試験においても共通の出題形式が多く、英検の学習をすることでセンター試験に対応する英語力を養うことができ、これはまさに一石二鳥なわけでございます。

学生時代に英語を勉強するモチベーション、そういったところのメリットもあるのではないかと思います。

英語の授業でも勉強をしているわけですが、これまたいろんな級がありまして、資格へのチャレンジ、そういった話になると勉強への心構えもまた変わってくるのではないかと。すなわち効果も大きくなるのではないかと、そのように思っております。

リスニングの試験、これは聞き取りなわけなんです、リスニングの対策もすることとなり、英語検定の資格を持っていることで云々というよりは、英語の勉強のきっかけ、そういう意味合いが大きいのではないかと思います。英語学習のためのモチベーションや目標になる点が挙げられるのではないかと思います。

それでは質問に移りますが、英検、これは皆さんもご存じのように5級から1級まで、この準2級、準1級と7つの級に分かれておるわけですが、取得級別で能力の目安がわかるわけで、これ3級だとまあ中学校卒業程度だと言われております。2級は高校卒業程度の英語力であると言われておるわけですが、本市中学で昨年度、英検を受験した延べ人数と合格率、年に3回ぐらいあるとか聞いております。今年また近々鏡野中で十七、八人やったですかね、そういった方が受けるようなそういう話も聞いておりますが。

昨年度の延べ人数と、そしてまたその中身、合格率をちょっと教えていただきたい思

います。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 織田議員の実用英語技能検定のことについて、お答えをいたします。

昨年度の英語検定試験の中学校での受験者は延べ68名、これ3回の延べでございます。市内全中学生512人のうちの13.3%です。

合格率は73.5%、68人中50人ということになっています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これ年々その受験者はふえているような傾向にあるのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

この年々ふえてるかどうかはちょっとわかりにくいのですが、大体これぐらいの数じゃないかなと思っています。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） それでは、②のほうに移らせていただきます。

これグローバル化の進展、そういったもので英語の必要性はますます高まっている。

教育長も英語学習については、かなり力を入れておられるとそのように私は受け取っているわけなんです。この英検受験、学校現場でどのようなことが話されているのか、その効果的なものとか検証をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 文部科学省が強力に進める英語教育の抜本的改革を受けて、日本英語検定協会でも、国の動向を注視しながら、時代に対応した英語検定試験のあり方について改善を図っているところです。検定内容につきましても、今求められる英語力に基づいて、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能を総合的に図ることができます。

また、年間3回、自校や近隣の会場で受験することが可能となっています。

以上のことから、生徒自身が客観的に自分の力を詳細に図ることができ、また、課題を克服するためにどのような学習が必要なのかを知ることができるので、教員による生徒への指導にも役立てることができると考えています。

受験した生徒にとっては、英語学習への動機づけになるとともに、英語力の向上につながっていると思われま。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これは英語力の向上にもつながっているのではないかと、そ

ういう答弁がありました。

これ同じ英語の検定ではTOEICとかTOEFL、そういったものがあります。実用英語いう形でTOEICなんかがあるわけですが、これ英検の2級は私が思うにはTOEICの600前後ではないかと、準1級が800前後、1級になったらまあTOEICの990点満点の990と同等ではないかと思えます。

ある愛知県の小学生がTOEICの980、小学生ですよ。英語もペラペラで英語の書籍なんかの分厚い本でも大体数時間であれば読みこなすという、そういうような記事も目にした経緯があります。

そしてまた、今将棋の羽生4段は中学生、また、スポーツ界でも卓球なんかでもそういう若い選手選手なんか出ております。

これ小学校中学校時代にしっかりとこの基礎から初めて、また語学、英語の勉強に力をつけていただくのが、私はまた今後のこれからの若い世代にとっては大変重要ではないかとそんなにも思っておるところでございますので、また教育委員会のほうとしてもいろんな形でサポート、ご指導のほうを学校のほうにお願いをしていただけたらと、そんなにも思っております。

私を取り上げたかったのはこの③になるわけでございますが、この③に移ります。

英検は受験料が要るわけございまして、これざっくり書いておりますが3,000円前後ではないかと思えます。3級、4級、5級は3,000円前後じゃないかと思えますが。その中には経済的な理由でちょっとこう控える生徒がもしあれば、今後英語力のアップに向けた教育を推進していく上では、何らかの形で手助けも必要ではないかと思えますが、その点ちょっとお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

ちょっと今香美市で取り組んでいることも説明をさせていただきながらですので、済みません。ちょっとお時間をください。

香美市では、昨年度より全ての中学校1年生から3年生を対象に、英検I B Aというテストを実施してます。これは英語能力判定テストということで、全員の中学生に実施をしているところです。時間は英検と違って45分、費用は1人500円です。

学校にとっては、生徒の力が何級程度であるかを客観的にはかることができるテストです。また、生徒にとっては自分が何級程度の力をつけているのかを知ることができます。

この調査によって、教育委員会としましても各中学校及び香美市内の中学生英語力の現状や伸びを把握するようにしているところです。

この調査につきましては、市からは受験料を全額負担、予算で言うと約25万5,000円を負担していただいています。

昨年度、英検3級程度の力を有する生徒は香美市全体で31%でした。しかしながら、

この英検 I B A という今やっているテストは、合格などといったものではなく、級の資格取得にはなりません。英語検定は高校や大学への入試の際に優位な条件にもつながりますので、今後受験料の補助について検討を行っていただければと考えています。

ちょっと初めに細かいところを言っていないでしたけれども、①のところでご質問をいただいたその級による合格率ですけれども、これが昨年度受けた子どもというわけではなくて、今の中学校 2、3 年生で英語検定資格合格者は 51 名います。さっき 50 名って言ったのと、この 51 名が何が違うかという、受けた子どもも 3 年になったら卒業していつているので、ですから今いる 2、3 年生を洗い出してみましたら全部で 51 名。

ただ、この数は延べ人数ですので、例えば 1 人の生徒が複数の級に順番に合格している場合があるので、これが 51 名いるというんじゃなくて、いろんなところに 51 名通っていると捉えていただいたらよろしいです。

級については、中学校 2 年生で上のほうの級から順に言うと、3 級が 1 名、4 級が 7 名、5 級が 16 名です。中学校 3 年生では準 2 級が 1 名います。3 級が 7 名、4 級が 11 名、5 級が 8 名です。

ですから、先ほど申しました今後受験料の補助について検討を行っていただければと考えているというのは、県のほうも国のほうも、特に文部科学省では中学校 3 年生卒業時に英検 3 級程度の力を有する生徒を、平成 32 年度までに 50% まで引き上げることを学力向上に関する指標としているので、県もそれに応じて指標をそのあたりにだんだん向けていきます。

そのときに香美市のその 500 円の分でやっていたら、この I B A はここのあたりに子どもたちが力をつけて今こういうふうな状態であるというのは言えるのですけれども、データを出すときに英検を受けてないと何名ということが言えないということもあって、ですから検討の仕方はこれからちょっと考えないといけないと思うのですけれど、I B A で大体図ったところで、英検を自分がまあ 3 級程度のところにいる子どもについては、援助してあげるとまあはっきりするかなと、それから資格も持てるかなということもあるので、ただ費用的には 3 級が 3,800 円、学校を会場にしたら 3,400 円ということですので、それ掛ける人数みたいになってきます。

なお、これは今後検討していきたいと思っています。

○議長（小松紀夫君） 15 番、織田秀幸君。

○15 番（織田秀幸君） 詳しく答弁いただきました。

これ I B A いうのは 500 円、これは市の補助ということで、以前にもちょっと学校訪問のときに聞かせていただきました。この I B A いうのは、私は何かちょっとようピンとこなかったわけなんです。

これ、その経済的理由で受験を控える、そういったものが今後検討課題ということと、そして国レベルでも、中学校卒業時に 3 級程度に英語力のアップを 50% 言うたですか

ね、国がそういう指導いうんか、そういうような形になっておるわけでございます。

どうかまた、この英語力を香美市では上回る言うたらおかしいですけど、またそういう形で取り組んでいただけたらとそんなにも思っておりますんで、その点またよろしく願いをいたします。

次に移ります。

3点目ですが、本市の小中学校の児童生徒は、香美市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則により、通常の場合この規則に定める各学校に入学するが、児童生徒や家庭などの事情によって指定校以外の学校に入学する場合には、香美市指定学校の変更に係る事務取扱要領により教育委員会に申請し、許可を得て入学する。

そこで校区外通学、特に中学校は大栃中と香北中、鏡野中と3校ですが、校区外となると当然それ遠距離通学となってまいります。遠距離通学ということは、通学費が要るわけで、これがまた土佐山田から大栃となると通学費がかなり負担となるわけでございます。

そこで、香美市立小中学校通学費補助金交付要綱があるわけですが、これが活用できないものかどうか、その点を問うものでございます。

これは第2条第4項、それには「その他教育委員会が適当と認める児童生徒」、そして、第6条の「この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。」このようにまああるわけでございますが。この第1条では、通学に関する生徒について、保護者の負担軽減を図り、もって義務教育の円滑化に資するため云々とあるわけでございますが、これちょっと読ませていただいたら、「保護者の負担軽減を図り、もって義務教育の円滑化に資するため、香美市が当該通学に要する経費を補助することについて必要な事項を定めるものとする。」ということであります。

以上のことから、第2条第4号と第6条は大きな意味を持つ。つまり、第1条の保護者の負担軽減と児童生徒に対する義務教育の円滑化、すなわち小中学校での学習や学校生活が順調に行われ、児童生徒の健全育成が図られるようになるための告示ではないかとそのように認識するわけでございます。

諸事情を持ちながらも頑張ってお通学し、学習する生徒や保護者に手を差し伸べる、まあこれが本来の教育行政の姿ではないのかと、このように思うわけでございます。

今年度から鏡野中学から大栃中学に通っている、まあこれは小学校、山田小の先生からの薦めもあった、そのようにお伺いしておりますが、小中学校通学費補助金交付要綱は指定通学区域内から通学する生徒が対象で、中学生は6キロメートル以上となっております。そのため条例適用外で通学費の補助がない、大きな負担になっておるということですが、以上を申し述べまして、この3点についてお伺いをいたします。

中学校の校区外通学者、今年度から5年ぐらいいさかのぼった人数、何人ぐらいいるかいないのか、その点ちょっとお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 織田議員のご質問にお答えいたします。

中学校の校区外通学者の過去5年間の数字につきましては、平成24年度が9人、平成25年度が5人、平成26年度が3人、平成27年度が10人、平成28年度が9人となっております。なお、平成29年度につきましては7人となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これ私の想像以上の数字だったように思うわけですが、これは当然香北町から土佐山田町、またその逆もあったりするわけですが、土佐山田から大栃、そういった生徒は何人おるわけですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） はい。土佐山田から大栃につきましては、現在1名というふうに聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これ通学費の補助ということで取り上げたわけですが、そして、これ校区内で中学生は6キロ以上いう、そういう縛りがあるわけですが、

ほんで、この香北町から土佐山田町、これは6キロ以上になるんじゃないかと思いますが。そして香北町から物部町とかあれでも、土佐山田から大栃はこれはバスで40分ぐらいかかるそうなんです。ほんでこれ、1カ月の通学定期代が2万8,000円になる、約3万円近くかかるわけです。そして、私がまあお伺いしたいのは、これ校区外の学校に許可申請を出して教育委員会が認可した場合には、そのときは当然土佐山田から大栃の中学校へ行く場合には、通学費の補助がないとかその話のやりとり、認可の時点でそういう話はされておるかどうか、その点をお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 例えば土佐山田から大栃に通われる場合、これは本当に合併前からそういったお子さんがおりましたし、過去にも何人かおいでました。

校区外通学につきましては、申請のときに保護者の方が責任を持って送りますといった条件は書いてこられます通常は、それで認めておるといった状況です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これまあ②の質問となるわけですが。

これ何言うんですかね、当初そういう話がないがゆえに、後で定期代2万8,000円と3万円近く要るということで、これは何か補助制度がないんでしょうかという形で、何人かの人にそういう相談があったんじゃないかと思えます。

そして、私のところにもそういう声が届きまして、これ親御さんとも話をさせていただきましたので。まあ1カ月3万円近くいうたら、もう年間30万円ぐらい要りますん

で。

そして、何カ月かまとまった定期を購入してありますか言うたら、いや、1カ月単位で購入しておりますと。これはJRと違ってそういう半年とか3カ月とかいうあれがあるんかどうかはわかりませんが、まあ当然その夏休み等は当然休むわけですので、学校に用事がある場合には定期なしで行くのではないかと思います。

そして、一番大事に思ったのは、中学生がこの1カ月、2カ月たって、朝40分かけて大栃まで行き、部活もしながら元気で毎日通っておりますという親御さんの話を聞いて、私もこれはよかったなとそんなに思ったわけですが。この上段で述べましたようなそれぞれの条例の枠がありますけど、そういったことはこの特認事項の形で検討、親御さんがいつも送っていかるとかいう環境下にある子どもはそれはそれで構いわけですが、それだけの負担が要りますという子どもには、何らかの形でまあ補助制度いうんですか。

これは以前に取り上げた鏡野中学が、まあ余り父兄のほうから評判がよくなかったと、そして、高知市内の中学校に行ったりする子もおったそうなんですけど。これとはまた別で、香美市内の中学生で大事なのは子どもに合ったそういう教育環境、そういったものは大栃がいいのではないかとそういう話、勧めがあって、これはもう冬場の寒い中40分も50分もかけて大栃まで行く、それは子どもにとっては大変や思いますよそれ、それにまた大きく通学費もかかると。

そして、私は鏡野中学は鏡野中学のまたよさいうんがありますし、そして今や本当に素晴らしい学校運営、そういうものがなされておるように認識しております。

また、大栃は大栃で小さいそういった学校でございますので、よさいうんがあると思うんですが、何とかこの特認事項、そういった形でその通学費の補助はどのように考えておるのか、その点について、これは②ですが、その点お願いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

現在の運用としましては、小中学校通学費補助金交付要綱の第2条にあります「指定通学区域内から香美市立小学校及び中学校に通学する児童生徒」とされていますので、校区外通学の児童生徒については対象外となっております。

ただ第2条第4項についても同様の縛りがありますので、要綱改正が必要になります。

現在、高校生も含めた遠距離バス通学への助成について検討がされておりますので、教育委員会としましても校区外通学者に対する通学費助成について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これはまた次回でも、ちょっとまた取り上げさせていただきます。この件については、ちょっと私もまだまだいろんな具体的な一步入った内容等を踏まえて、また質問をさせていただきたいと。

要は補助がつくまで質問をさせていただきたいが、そんなにも思っているところでございます。

それでは③、これ先ほども言いましたけど、中1ギャップやいじめ、不登校などの解消、きめ細やかな指導が可能となるし、このような教育環境を望む生徒、通学費の補助、助成によって、私も大栃にほうへ行きたいとかそういう生徒もまた出てくるんじゃないかと。そして、今大栃中の1年生は8人である、そのようにまあ聞いております。全部でまあ24名ですかね。

ほんで、子どもがふえることによって大栃の住民の方も不満とかそういうもんはないと思うんです。受け入れに対して若い子どもたちがふえる、これはもう喜ばしい、そういう思いであるのではないかと思いますし、まずは父兄・親が、子どもが大栃中学へ行きよるいうたら、意識が大栃のほうへみんな向くわけなんですわ。そういったことがまた元気な地域づくり、まちづくりとか、そういったものにも少しではありますがつながってくるいうんですかね、そういうことでこの③の質問。

この教育環境、そういったことを望む生徒もふえていくんじゃないかとそのように思うわけですが、課長の見解をお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 通学費の負担が軽減した場合、大規模な学校が苦手とする子どもさんにつきましても、実情に応じた教育環境を望む児童生徒がふえる可能性があると感じております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） それでは、4点目に移らせていただきます。また質問させていただきますので。

今年5月30日から施行されました個人情報保護法は、5,000人以上って書いてありますが、5,000を超える個人情報を有する民間事業者が法律の対象であったわけですが、町内会などの非営利組織であっても個人情報取扱事業者となってまいりました。要するに、町内会は持っている会員情報の多少にかかわらず、この法律の対象になるわけでございますが、守るべき義務が生まれ、改正により小規模事業者、自治会、NPO、父兄会、そういったものも含めて法律の適用を受けることとなった。そのような明記がされた今回の改正個人情報保護法でございますが、これ具体的に自治会が所有する名簿の扱いはどんな変化があるのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

個人情報保護法については、ご質問のとおり、改正前は5,000人以下の個人情報を取り扱う事業者は法の対象外とされてきましたが、改正後は全ての事業者に個人情報保護法が適用されることになりました。そして、事業者には自治会や同窓会等の非営

利組織も含まれております。

さて、改正により自治会において保有する名簿の取り扱いでございますが、これまでも個人情報については慎重な取り扱いをされていると思いますが、これまでと同じように盗難や紛失等のないよう適切に管理していただく必要があります。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） まあ要するに、どういう変化があったか。

我々自治会が持つておる情報を提出するいうんはもう行政のほうだけなんですけど、いろいろ補助金をいただくそういう対象になったときに、どればあの世帯がおいでになりますかいうことで、この名簿一覧を出す補助金制度もあつたりして出します。

ほんでそれ以外、我が町内会においては、全会員に名前と電話番号を書いたものを渡しております。そして、個人情報の特定、これはこの名前と電話番号で、どこそこの誰で、住所とか生年月日が載ってないですよ。これを全員にまあ配布するわけなんですけど、これが悪用された場合ですわね。ほしたら、誰からその名簿を入手したとか、誰からもろうて悪用された場合は、出先が明確になっておれば構わんですが、全員にこの名簿を渡してどこかでそれが情報が漏れて悪用された場合、責任はまあ町内会長を初め役員がとる、そういう流れになるんじゃないですか。その点ちょっとお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

個人情報を保管している場合がございます。

先ほど言われたように、電話番号まで調べて、住所、氏名を書いたものをその自治会の方にお配りしているということでございますが、先ほども回答しましたように盗難、紛失等のないように適切に管理する必要があるということでございますので、もしそういった取り扱いをされるのであれば、名簿を渡されるときに注意していただき、厳重に保管していただくということで取り扱っていただくというようなことになろうかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） まあ厳重に取り扱う、これはこの改正前はそういう規則はなかったということで、住民の個人情報、町内会の個人情報、それは当然皆さんばらばらばらばらそこらへまいたりとかそんなことは当然せんわけです。

ただ今の新しい世代は、固定電話でなしに携帯番号が入るわけですよ、これ。ほんで、必ずこれは携帯番号を載せても構いませんかいうそういう確認のもと、構わん言うた人には携帯番号を入れて全世帯に配りよる。これ全世帯持つてなかったら、いざいうたときには何ら、対応ができない場合等があります。毎年新しくつくったそういう名簿を全世帯に配るようにしとるわけでございますが。

そういうことすべきこと、またしてはならないこと、そういったことも当然今回の改正によって出てくるのではないかと思います、この②の小規模事業者、また、自治会へのその周知、それは行うわけかどうか、その点お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

改正個人情報保護法の周知については、6月1日付ホームページに掲載しました。

また、今回の改正により自治会はもとより各種団体も対象になることから、広く知っていただくために広報に掲載し、個人情報の取り扱いについて周知していきたいと考えております。

なお、商工会においては会報に記載して周知を図ることにしているということをお聞きしております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これ刑事罰とか民事、そして行政指導とかいうような立て方があるわけですが、ここらをかっちりと行政は、ホームページ等で構わんわけですが、また各自治会にもそういったチラシいうんですか、そういったものも必要ではないかと思うし、それがなかったら各自治会が今後の名簿の取り扱いについては、慎重にとかそういった文言を添えて回覧で回すとか、そういうことをせんといかんわけですが。各自治会でも回覧で周知をできないか、その点をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

今回の改正内容が自治会はもとより各種団体も対象になっているということで、広く知っていただくためということで、先ほど答弁しましたが広報に掲載しということを考えておりますが、なおその点についても検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 時間がえらい中途になりました。

教育関連の問題、そして個人情報保護法と今回質問をさせていただいたわけですが、どうかまた継続してこの問題、教育問題については取り上げさせていただきたい、そのように思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前 11時40分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番、島岡信彦君。

○8番（島岡信彦君） 8番、島岡信彦、自由クラブ。通告に従いまして一般質問をいたします。総括方式によって行います。

2点であります。地震火災対策についてと、市民グラウンドの整備について行います。

南海地震対策については、本市にとっても重点施策の大きな柱の一つであり、さまざまな取り組みを継続して行っていくことが重要であると考えます。

本年度は、住宅の倒壊等による人的被害を軽減するための住宅耐震化補助金を上乗せする取り組み、防災行政無線、避難所運営体制整備加速化事業といったことなどを初め、また、自主防災組織の充実に力を入れているところでありますが、防災減災対策を強化し、災害に強いまちづくりを進めているところであると考えます。

平成27年に県から示された高知県地震火災対策指針の中で、震災時において地震火災対策を重点的に推進する地区として、土佐山田町の西本町1丁目から5丁目、東本町1丁目から5丁目、百石町1丁目、旭町5丁目指定を受けており、地域の方々とのワークショップなどを設けてさまざまな形で進めていくとのことでしたが、今までの取り組みと課題、今後の方針についてはどうか。

2点目ですが、市民グラウンドの整備についてであります。市民グラウンドについてですが、旧土佐山田町時代より広く市民に利用されている社会体育施設ですが、夜間照明があるということでソフトボール、ナイターリーグ、壮年ソフトボール、また、鏡野中学校野球部が利用しているところであり、また、土佐山田まつりの会場であります。利用者の方々のお話では、雨が降った後の利用にかなり日数がかかるという話もよく聞きます。

また、ナイター照明も暗いとのこともありますが、今議会初日に鏡野中プール、武道館の建設も一歩前へ進んだと思っております。プール解体後における市民グラウンドの整備についてはどのように考えておられるか、次の点についてお聞きします。

1点目はグラウンドの水はけ、2点目はテニスコートについて、3点目は利用者等の意見を聞く場、機会についてはどうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

地震火災対策について、これまでの取り組みをご説明いたします。

平成27年6月、高知県から本市を含む県内11市町の19地域が、地震火災対策を重点的に推進する地域として示されております。

この重点推進地区は、人口集中地域や建物が密集している場所などを基準に抽出を行

い、その中でも延焼しやすいと想定される地区を選定したものでございます。

香美市では、先ほど島岡議員さんがおっしゃられたように土佐山田町西本町1丁目から5丁目、東本町1丁目から5丁目、百石町1丁目、旭町5丁目がこの地区に該当しております。

この地区の指定を受けまして、平成28年度に香美市地震火災対策計画を策定いたしました。策定に当たっては、重点推進地区内の全世帯1,610世帯を対象としましてアンケート調査、自治会・自主防災組織の代表者によりまして2回のワークショップを通じて意見を集約し、計画に反映させております。アンケート調査の結果からは、感震ブレーカーの設置、耐震改修の実施、家具の転倒防止など、地震火災への備えとして効果が高いと、住民自身が考えている対策が実際には余りとられていないという状況が明らかになっており、取り組むべき課題が示されたと考えております。今後は、計画に基づき個人、地域、行政のそれぞれの立場で、出火防止、延焼防止、安全な避難の取り組みを進めることを対策の方針といたします。

具体的な市の事業としましては、出火防止対策を重視し、本年度中に簡易タイプの感震ブレーカーを重点推進地区内の全戸に配布する予定でございます。

補助制度の活用を広く呼びかけ、耐震改修、家具転倒防止の促進に努めるとともに、老朽化した家屋と危険なブロック塀の除却、撤去をあわせて進めてきます。

また、地区内の自主防災組織に対して、消火避難の訓練実施を呼びかけ、補助金による防災資機材の整備を支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 島岡議員のご質問にお答えします。

①の市民グラウンドの水はけが悪いことは、当課も認識しております。

そこで対策としましては、鏡野中学校のプール等の撤去時にあわせて、グラウンド全体に透水管の埋設を行うなど、排水性のよい施設に改修する施工方法が考えられます。

ただし、プールの解体撤去のほか、防球ネット、照明設備などの整備も必要であり、多額の整備費用が発生することが予想されますので、今後は関係各課と協議しながら、実施計画・概算工事費等について調査・研究を行いたいと考えております。

続きまして、テニスコートの整備についてお答えします。

テニスコートにつきましても、先ほどの水はけ問題を含め市民グラウンド全体の整備事業として捉え、予算の確保、施工方法について、関係各課と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

続きまして、③の利用者等の意見を聞く場を設けることにつきましてお答えします。

鏡野中学校のプール等の撤去に伴い、昨年8月にテニスコートを含めた市民グラウンドの利用団体を対象に、現状の問題点や今後において改良、改善すべき点について意見を聴取しております。

意見の中では、多くの団体からグラウンドの水はけが悪く、降雨量によっては二、三日晴れないと利用ができない意見や、北側の照明が暗い、ネットの高さが不足しているなど、議員ご質問の改善を求める意見が提出されておりますので、貴重なご意見として市民の方が安全で快適に利用できる施設整備に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 8番、島岡信彦君。

○8番（島岡信彦君） 8番。2回目の質問をいたします。

防災対策課長にお聞きします。

その計画書ができたということではありますが、やっぱり一部関係者に配布されたということもお聞きしますが、概要版等を作成されて対象地区の住民には配布されることが、やっぱりワークショップやって、その地区がこういうふうな形でこうだという結果が出てやったら、知らず義務ということがありますが、その点についてと。

もう一点は、やっぱり火を出さんことと初期消火っていう中で、この地域の自主防から出された要望がある、初期消火に必要な資機材等についての支援のあり方は、どのように考えておられるかという2点をお聞きしたい。

市民グラウンドの件であります、プールと武道館の学校施設のことが完了した後といますか、鏡野中学校の上のグラウンドを整備ということもあります、そのスケジュール的なことが、わかるようでしたらお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

地震火災対策計画の概要版の配布につきましては、重点地区内の全世帯につきまして、計画の重点項目を簡潔にまとめた概要版を作成し、配布したいと考えております。

もう一点、初期消火に使用する機材の整備の補助につきましては、ワークショップ等を通じましてご要望いただきました意見の中にも、資機材の充実を図りたいといったご意見がございました。現行の自主防災組織活動の支援事業補助金で対応可能な資機材も含まれておりますので、制度活用を周知していきたいというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

鏡野中学校の武道館、プール等の完成予定は、平成30年の秋ごろと聞いております。

また、排水処理、防球ネット、照明設備の整備など工種が多いことや、事業費等に加えて、整備の財源であります合併特例債が平成32年度で終了することなどを考慮しますと、平成31年度及び平成32年度の整備計画になると考えております。

以上です。

○8番（島岡信彦君） これで質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

次に、6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一問一答方式で質問をいたします。

本日の私の質問は5項目についてです。よろしくお願いします。

まず1番です。核兵器禁止条約に向けてについて、質問をいたします。

核兵器禁止条約は、核兵器の開発や保有、使用などを全面禁止する条約です。5月22日にこの条約の草案が公表されました。

経緯についてですが、2010年の核不拡散条約（NPT）第8回再検討会議の最終文書で、核兵器のない世界を達成、維持するのに必要な枠組みを確立する特別な取り組みを合意いたしました。核兵器の非人道性に改めて光を当て、核軍縮交渉の長年の停滞を打破しようという動きが出てきました。

そして、核保有国が自国の核兵器を廃棄するのを待たずに、核を持たない国が自分たちができることをまず始めよう、核兵器は非人道的だという訴えを土台に、核兵器は違法だという国際的規範をまずつくろうという方向にかじを切りました。

昨年5月と8月の核兵器禁止に向けた国連作業部会を経て、12月の国連総会で113カ国が賛同し、核兵器禁止条約交渉開始決議が採択されました。被爆から72年目の今年、3月27日から31日まで、ニューヨーク国連本部で核兵器禁止条約の交渉会議の第1会期が開催されました。27日の討論には約115カ国が参加をしました。残念ながら唯一の戦争被爆国である日本政府は、被爆者の願いに反し交渉への不参加を表明し、参加しませんでした。

地元紙3月31日付の夕刊には、「核禁止交渉『日本参加を』空席にNGOが折り鶴」という大きな見出しが載っていました。参加してほしいと日本政府に特別に送られたそうです。

核兵器禁止条約に反対しているのは、核保有国とその同盟国の38カ国、アジアでは日本と韓国だけです。核戦争には核攻撃で対応という軍事対軍事の応酬は、核兵器使用の危険を高め、人類の存続が危ぶまれます。核兵器禁止条約の締結こそ急務だと思います。

6月15日から始まる第2会期には日本政府が参加することを強く望むものですが、非核平和宣言をしています本市として、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 濱田議員の核兵器禁止条約の国連会議第2会期への日本政府の参加を求めるということにつきまして、お答えをしたいと思います。

確かにこれまで政府は、日本は唯一の被爆国であるということを強調してまいりました。したがって、禁止条約への参加は不参加というのは、国民的にはわかりにくい感じがいたします。そこで、丁寧な説明に努めるべきだというふうに思います。

私は、核兵器の廃絶、核兵器をなくしていくことについては、あらゆる取り組みにつきまして賛成をする立場でありますけれども、国と個人とは違いますので、国には国な

りの事情とか、あるいは考え方もあろうかというふうに思います。そこで、やはりそこは丁寧に説明に努力をするべきだというふうに考えるところです。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 市長は賛成の立場ということをおっしゃっていただきました。

やはり国も多くの国民に理解を求めるということであれば、もちろん丁寧な説明は必要かと思いますが、私は被爆者の苦しみを思うときに、核廃絶しか道はないと思うところです。

核廃絶を願う草の根の市民運動は全世界で広がっています。オランダは、北大西洋条約機構（NATO）加盟国で、米軍の核弾頭が配備中とされていても、市民運動で参加を求める署名が集まり、民意に押され参加をしました。

草案前文は、核兵器の使用に起因する致命的な人道的帰結と、核兵器がいかなる条件下でも再び使用されないことを確実にするためにあらゆる努力をする必要があると述べています。会議に参加していない核兵器保有国と同盟国の参加を粘り強く呼びかけていくもので、核兵器の禁止、廃絶を目指す条約と市民社会の力で、核兵器のない世界へと前進するものと思っています。

市の広報6月号の市民のひろばには、国民平和大行進の記事を今回載せていただきました。核兵器廃絶を呼びかけ、歩いて行進をいたします。今年は19日の月曜日5時半から市役所を出発しまして、町内を行進する予定にしています。

また、去る6月5日には、市長にはヒバクシャ国際署名にサインをしていただきました。市長の積極姿勢、大変心強く思いました。これからも本市の核兵器廃絶運動は、行政と市民の協働で活動していきたいと思っています。今後も非核平和を根幹に市政運営をされることを望みます。

再度のご答弁をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 私につきましては先ほども申し上げましたとおりではありますが、やはり多くの考え方もあるようであります。

今回の条約で、北朝鮮についてこの核攻撃というようなことを北朝鮮だとは言っているわけですが、この条約によって核戦力を放棄できるのかといった話もありますし、THAADの配備について反対をしている中国やロシアが自国の核戦力の相対的な低下を嫌っているという中で、条約があって核兵器が果たして戦力を放棄をするようなことになるだろうかというふうに考えている向きもあるようであります。

今回の条約は、確かに先進的な考え方を持っているわけですが、実効的なものについてはどうかというふうな判断をしている向きもあるようであります。

そういうことは、ドイツやカナダなど北大西洋条約機構（NATO）に加盟している

国でありますとか、今言いました韓国なども交渉に加わらなかったというところを見ましても、実効性について疑問を感じておられるというところがあるのではないかというふうに思っております。

したがって、こうしたところに対しても、もっともこの条約を推進しようとする側においても、説明責任といいますかもっとも丁寧の説明をする、お互いに説明をし合うということが大事だというふうに考えるところです。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 禁止条約を契機として、核保有国も理解をしていただけるものと私は確信をしておりますが、あしたから始まるこの条約の第2会期、どのような形になるか望むものでございます。

そうしましたら、次の質問に行きたいと思えます。

2番目の質問に移ります。

香美市立図書館香北分館についてです。

香北町にある香北分館は、通称「アンパンマン図書館」と言われ、住民に親しまれています。スクリーンをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。

これは「アンパンマン図書館」というふうに玄関に書かれています。この写真を私、前の議会のときにも使いましたが、これは2階のやなせ先生の著書がたくさんあるところで、子どもたちが寝転がったりして見ても構わないところです。外観は非常にかわいらしいところです。

この建物ですけれども、昭和5年に旧美良布村信用販売購買利用組合が事務所として建設したもので、その後旧香北町農協の事務所として活用し、昭和49年から旧香北町立図書館となり、平成18年合併後、香北分館となりました。築87年になります。

4年前の6月議会で、この写真を先ほども言いましたが使用しました。そのときのご答弁によりますと、老朽化に伴う雨漏り等は応急的な修繕がされていることや、安全性については書架の固定や転落防止などは設置しているとのことで、通常は大丈夫というお話でした。

しかしながら、香美市立図書館の新築移転が審議されている今、町内の住民からはこの図書館が今後どうなるのか、大変老朽化をしているが今後の改修や新築等の計画があるのか、やなせ先生著書の本が2階にたくさんあるが有効活用はないのかななどの声を聞くようになりました。

そこで、今回の質問をしました。

①です。平成27年度の来館者数が6,148人、貸出人数が2,864人、貸出冊数が7,417冊とのことですが、平成28年度の状況はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 濱田議員のご質問にお答えします。

平成28年度の来館者数は6,730人、貸し出し人数は3,410人、貸出冊数は

9,298冊です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 香北町の人口をちょっと見ましたときに、平成27年度が4月時点で4,776人、1年後の去年の4月時点では4,674人でした。1年間に102人減少しているわけです。にもかかわらず、先ほど課長から答弁をいただきましたが、平成27年度、平成28年度と比べましてもたくさんの方が来館をしているようで、貸出冊数も1,800冊ぐらいはふえております。図書館に親しみを持っている住民がふえているように思えて、大変うれしいことです。

この増加の要因について何が考えられるか、見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

増加の理由は、子育て世代のためのおはなしの会、どんぐりの会に参加した親子がふえたこと、Iターンで香北町に移住した方が、家族連れで来館したことなどが考えられます。

また、子育てセンター美良布の職員がどんぐりの会のチラシ配布や保護者への声かけなどを行ったことが、6歳以下の児童や保護者の来館につながったと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 小さい子どもさんを連れた親御さんが来館をしているということは本当にうれしいことだと思います。

2階に行ってもかわいらしい感じで、寝転がって絵本を読んだりするスペースもございますので、恐らくこの2階のスペースでどんぐりの会のほうはやっていると思うんですけども、司書の方も大変ご努力をされて、子育てセンター美良布のほうにもアピールに行きながらやっていってくださっているとと思います。

次の質問に移ります。②です。

このように、住民にとってはなくてはならない図書館になっています。改築や移転等も含め、検討委員会で協議はされてきたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

香美市立文化施設等検討委員会が平成27年5月に作成した報告書では、課題の大きい施設を中心に、各文化施設等の併設を含めた今後の方向性について検討を行っております。

その中で、老朽化が著しく緊急性が高い、図書館本館と美術館の収蔵庫の対策については記述していますが、香北分館の改築、移転等について具体的な記載はされておられません。

しかしながら、建築年数は議員ご指摘のとおり87年を経過しており、雨漏りなどの

修繕箇所も年々増加していることから、早急に移転等に向けた検討を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 早急に移転等の検討をということで前向きなお返事をいただきましたが、実際今、香美市立図書館、美術館収蔵庫の対策が急がれるわけで、そちらをやっているわけなんですけれども、建設した後で香北分館の検討も始めていただけるといえるのでしょうか。ある程度設計もめどが立った上で検討を始めていただけると、できるだけ早いほうがいいのですが、やはりあれもこれもということとはなかなか難しいかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

新図書館のめどがついてからになると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） それでは、③のほうに移ります。

香北分館は、写真にもありましたようにアール・デコ様式の鉄筋コンクリートの建物です。近代遺跡として以前書籍でも紹介をされました。市の文化財としての保存してはいかがでしょうか。

この質問については4年前にも同じものをさせていただきましたが、そのときは検討ということで終わってございました。それから時間もたっておりますし、今後のこともお伺いしたいと思ひまして質問をいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

この施設は、平成6年に高知新聞社が発行した土佐の名建築に紹介されています。

しかしながら、香美市の文化財としての保存をするためには、耐震工事や全体的にリフォーム工事を実施する必要性が生じ、新築と同等の改修費用が想定されることに加えて、施設の維持管理費等が発生します。

今後の厳しい財政状況や費用対効果等を考慮しますと、図書館は移転し、建物は撤去することが適正な判断であると考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） なかなか残すということにはならないみたいですが、また同じく今月の広報6月号の後ろを開いてもらったところに（資料を示しながら説明）、ちょうどそのアンパンマン図書館の紹介を記事に、もう本当に大変かわいらしい今映像を映してるのと同じような写真も載せていただいています。「ちびっこが喜ぶアン

パンマン図書館へGO」という見出しで、愛らしい外観と紹介をされました。

そのような方向で行くことはわかりますけれども、ぜひ地域の人の声を聞いていただきたいなと思います。長年親しんできたアンパンマン図書館ですので、町民の思いもあるかと思いますが、ぜひ市民の声も聞きながら進めていっていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

香北分館の今後の方向性を示す過程におきまして市民等の声を聞くことは必要でありますので、このこともあわせて検討をしたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） それでは、次の質問に移ります。

3番目の質問は、地域交通の再考をについてです。

香北町には農協の店や直売店、食品を販売している商店や移動販売業者があります。既存の商店からは、移動販売をしても山間地域の住民減で売り上げも少なくなっており、仕入れを含め維持が難しいというような声を以前から聞いておりました。

そこで私は、買い物弱者支援についてということで、2年前の9月議会で質問をいたしました。そのときのご答弁では、今後、山間部の高齢者が買い物弱者となる可能性が高いが、世帯は把握していないということ、また、地域の実態としては、移動販売の利用や市営バス、デマンドバス、福祉タクシーなどを上手に利用しており、買い物弱者は少ないということでした。また、県の補助事業として、大きな負担が発生する車両購入に対して支援を実施しているというお話をいただきました。

それから2年がたちまして、この4月以降地元でスーパーがなくなり、大変不便になったという住民の声をよく聞くようになりました。今後も高齢化は進み、車の運転ができなくなる方がふえてきます。食品も含め多種多様な商品が購入できたり、買い物をする楽しみや利便性をよくするためにはどうしたらいいのか。また、買い物弱者は同時に交通弱者でもあることから、地域での生活を守るという原点から出発して、地域交通のあるべき姿を再考できたらと思い質問をいたします。

①です。バスで山田まで往復したら1,000円以上要る。タクシーなら往復4,000円以上。年金暮らしで暮らしは大変。できるだけ節約したいから、何とか近くで済ませている。また、移動販売が近くまで来てくれるようになれば。月1回子どもに来てもらって買い物に連れて行ってもらうなどの声を聞いています。

このような住民の声をどのように受けとめていますか。また、庁内には声は届いてますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 濱田百合子議員のご質問にお答えいたします。

香美市ではスーパー閉店後の対策を考えるために、4月4日に産業振興課、企画財政課、定住推進課、香北支所、物部支所の5つの部署で庁内の検討委員会を立ち上げて、合計5回の協議を重ねました。

その中で香北・物部地区の住民アンケートをとりました。その結果、スーパー閉店で困っていることは、ちょっとした急ぎの買い物ができない、山田まで買いに行くのは遠い、日曜日に営業している店が少ない、ほかの店舗に遅く行くと品物が売り切れていたり閉店している、品ぞろえが少ないなど、地域住民が大変困っているご意見をいただきました。

また、移動販売の件ですが、香北町内では移動販売業者が6業者ありまして、定期的に巡回して販売しております。市民から大変助かっているとの声を聞いております。

また、移動販売業者からは、利益は余り上がらないこともあるが地域の高齢者が車が来ることを待っていているので、それが励みとなり定期的に移動販売を行っているというご意見もいただきました。

このように、地域住民が不便を感じていることは十分把握しておりまして、地域の利便性を確保するために市としても早急に対策を立てて、地域住民の支援をしていく必要があると十分認識しております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） アンケートもとっていただいて、そういった声が届いたということで、認識をしているということ伺いました。

私のほうに横谷、中谷、谷相の三谷地区の方から、市外の量販店が構えてくださっている移動販売が来てくれるところだと思うんですけども、移動販売が来てくれていて大変助かっています。車に乗れない方はとても喜んでいて。自分は、あっ電話をくれた方ですね、自分は夫に乗せてもらうことができ、今まで山田のほうまで買い物に行っていたが、将来のことを考えると不安だから、移動販売で買うようにしていますと言っていました。また同時に、地元の商店が頑張っているのに、買いに行っただけならいいけれど迷うところですよという話もされていました。

また、梅久保の方で、今地元の移動販売の方が来ているけれども時間が合わないというようなことをおっしゃってまして、時間が合うほうで購入できたら、他市から来た人でも構わないというようなことを言われました。

こういうふうに出ますと、4月以降私が外へ出るとこういうお話がよく私のほうには聞こえてくるんですけども、その中でやはり地元業者の方に頑張ってもらいたいという思いがすごく地域の方にはありますので、でも外から来てる方は本当にありがたいわけです。励みになるって喜んでくれるので来てくれるということだと思うんですけども。地元業者と他市からの移動販売をしてくださる業者との協議の場を設定するとか、買い物困難地域での懇談会を開催して、その住民の思いを対面式で聞いて、買い物難民が生じないような手だてを、住民とともに考えていくというようなことを念

頭に置いて、そういう会を開くということはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 今後そういうこともまた検討していきたいと考えております。また、地元の業者を応援するということは、先日産業振興課長も答弁がありましたが、経営支援課のほうの県の補助金を使ったり、また、定住推進課のほうの中山間の地域生活支援総合補助金のほうも使ったりということで、既存の業者さんのほうは応援したいと考えておりますので、問い合わせも何件かあっておりますので、今後協議していきたいと思っております。

話し合いについては、また今後検討していきます。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ②のほうに移りますけれども、この②の質問につきまして、前日の同僚議員へのご答弁の内容と答えが同じだと思いますので、それについてはご答弁いただかなくて構いませんが、1点再質問になるのでしょうか、私としては初めての質問ですけれどもお聞きをしたいことがあります。

香美市が県の補助事業に上乘せをして、店舗維持確保事業のを活用するというところをお聞きをいたしましたきのうの答弁で、事業者の方はもちろんですが、地域の方にとっても大変うれしいことだと思いますが、その3店舗っておっしゃったと思うんですけども、その地域はどこなのでしょう。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 濱田議員のご質問にお答えします。

3店舗は大柵地域で2店舗、美良布地域で1店舗を予定しております。

支援内容につきましては昨日ご説明したとおりですが、大柵、美良布地域を別エリアとして、おのおので事業を進めていく考えです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） はい。わかりました。

次に、③に行きます。

③の質問は今回議案第49号で提案をされていますので、これも答弁のほうは構いませんが、1点お尋ねしたいことがございます。

行政連絡会で要望が出ていましたが、猪野々や永瀬にお住まいの方は、美良布のほうに行くのではなくて、物部町のほうの病院とか買い物に行ったりしている方が何人かいることを聞いています。デマンドバスの運行をまた新しく、来年度香北町で運行するように計画の中に、ぜひその声も検討に入れていただきたいということと、それから、物部のゆず号についても、再考する必要があるのではないかなと思いますので、その辺また考慮に入れてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

平成25年3月の第1回目の答申書のほうにつきましても、猪野々地区につきましても、永瀬地区とともに物部町のエリア型デマンド交通システムの運行区域に含めて検討するようという答申も出ておりますので、行政連絡会でも回答させていただきましたが、これからの検討委員会のほうでも、また十分に審議をさせていただきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ④に移ります。

買い物弱者支援には、ひとり暮らしや高齢者、障害をお持ちの方たちがその当事者になる可能性が高いと思います。

本市には福祉タクシー料金助成制度があります。片道1,000円を除いた料金の2分の1の助成です。平成27年度、平成28年度の物部町、香北町、土佐山田町の各利用者数と年間の助成額をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 濱田百合子議員の質問にお答えします。

平成27年度の利用者数と申請者数、利用者数のほうはやはり数は数えられませんので、申請者数ということで回答させていただきます。

平成27年度、香北121人、物部125人、山田64人、決算額で、助成額は290万6,240円。平成28年度、香北が145人、物部が158人、山田が78人、助成額は321万2,930円となっています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 平成27年度、平成28年度を比べましたら、それぞれの地域、3町ともに申請件数はふえているという状況で、それに伴って助成額も290万円から321万円というふうにふえてるということがわかりました。

やはり高齢化が進んでいる中で、運転免許を返納したという方、やっぱり障害をお持ちの方とか介護サービスを受けてるとか、いろんな方がいらっしゃると思うんですけども、この住民サービスは非常に需要もふえてるということから見ましても、なくてはならないとは思っていますけれども、この福祉サービスの制度についての課長の認識をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） やはり高齢者になって遠くへ行くのが不安でとか、車を運転する配偶者が病気になったために福祉タクシーを申請したいとかいう声も上がってます。やはり山間部にとってはタクシーが必要な方もきっと出てくるんじゃないかなと思っています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 必要な事業だということでお伺いをいたしました。

⑤のほうに移ります。

土佐山田や物部では今デマンドバスが運行されていますが、家までの送迎は当然できていません。家まで送迎可能な福祉タクシーは大変うれしい交通手段です。美良布からタクシーの小型で山田の一番近い量販店まで約8キロだとすると、香北と物部は1.6キロでタクシー料金560円です。山田は500円ですので、およそ片道2,500円かかります。この事業を使いましたら750円助成をされますので、1,750円が自己負担となります。

タクシー会社にお勤めの方にお聞きをしましたら、自分らは高齢者の見守りも兼ねているつもりで仕事をしていると、大変うれしいお話をいただきました。

どこの地域にも、買い物弱者であり交通弱者の方がいると思います。山田の商店街の中にも買い物弱者の方いらっしゃるかもしれません。片道1,000円を除くのではなく、もう少し助成額の増額を検討する時期に来ているのではないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

助成額につきましては、平成26年4月から通院利用のみでなく、社会参加及び生活支援のためなどに利用できるよう幅を広げ、タクシー券も月2枚から3枚と増加し、1枚の補助限度額も3,000円から4,000円に変更しています。

また、家までは来ませんが、時間が合えば市バスや公共交通機関を利用させていただくことをお願いしたいと思いますので、今のところ増額については考えていません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 今のところ増額については考えていないということですが、市民の方にとっては大変喜ばれてるこの福祉タクシー料金助成事業です。

今のところは考えていないということですがけれども、例えば、地域交通を考えていく上において福祉タクシーも1つの地域交通なわけですので、デマンドバスとかありますけれども、市バスもありますけれども、この福祉タクシー制度もその地域交通の中の重要な役割を担っているという部分で、この地域の住民の交通の手段をどう守っていくかという方向で一緒に考えていってもらいたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

今現在申請者数が、先ほど言いましたけど今後ますます増加していくことが考えられます。補助額も膨れていくことも予想されます。

補助額の増額については、財政部局との協議もしなければなりませんし、利用者数の減ってきている市バスや公共交通機関の利用もしていただきたいので、まあ今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） それでは、大きな4番の質問をいたします。

自主防災組織についてです。

香美市地域防災計画では、自主防災組織の育成強化について記載しています。「すべての自治会等において自主防災組織が結成されるよう、計画的に推進する。」また、「地域住民に対し、自主防災組織の必要性等について、積極的、計画的な広報等の啓発活動を行い防災意識の高揚を図るとともに、防災活動が能率的に処理されるように、十分な理解と協力を求める。」と書かれてあります。

美良布の方や市営住宅、県営住宅にお住まいの方から、ここは炊き出し訓練などはしたことがないとか、防災訓練は父親だけが参加している、防災の話を聞いているだけなどの話をお聞きしました。

防災訓練は、繰り返し実施することによりいざというときに役立つと思いますし、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練が大事だと思います。

そこで、自主防災組織に具体的なサポート体制がとれているのか、住民の意識を念頭に置きながら質問をいたします。

①です。自主防災の組織率についてお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

自主防災組織の組織率は、平成29年4月1日現在で96.72%となっております。
以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 組織率のほうは非常によく上がっていると思います。96.72%ということですが、これはその立ち上げている地域の世帯の数だと思うんですね。なので、実際訓練に参加をしている世帯の数ではないと思うんですが、実際訓練に参加している世帯はどれくらいあるのか、把握されてますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

訓練参加の世帯数につきましては把握はできておりませんが、過去3年間訓練実績のない自主防災組織については調査データがありまして、これにつきましては28組織というふうになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） その辺を把握されてはないということですが、やはり96.72%で喜ぶのではなくて、立ち上げたものがきちっと継続されて訓練してるか、そして、訓練はあってもその地域の住民のどれぐらい世帯の人が参加してるかっていうことが、すごく大事じゃないかなと思います。

その辺も把握できるような体制をとってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） 今後は訓練に参加しました人数、世帯につきまして調査をいたしまして、自主防災組織の活性化に向けて、基礎データとしていきたいというように考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 自主防災の組織ですけれども、その96.72%の中に、市営住宅で独自に自主防災組織を立ち上げてるところがあると思うんですが、県営住宅の場合は、県から自主防をつくるようにということを言われてたようですので、例えば鏡野団地県営住宅は自主防があると思うんですが、市営住宅のほうではあるかどうかはつかんでらっしゃいますか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

今手元にあります市営住宅の自主防災組織の一覧を見ますと、市営住宅につきましても、自主防災組織は設立されているというようになっております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 済みません。私がちょっと調べたのには、香北町の下野尻にあります市営住宅は、自主防災組織はありますか。

黒土団地A棟、B棟、C棟にはそれぞれある。そして、物部のセトル成矢のほうにもあるというふうに思ったんですけれども、ちょっと私がお聞きしましたその下野尻のほうの方は把握をされてなかったようなので、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 濱田議員、関連しておりますので質問は認めますけれども、正確な答弁が欲しければ通告をしておくようにしてください。

執行部は答えれる範囲でお願いします。

防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

下野尻の市営団地につきましては、下野尻地区の自主防災組織に加入ということになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） この市営住宅のほうには、やはり24戸ありますけれども、

子育て中の若い世代の方が大変多く入っております。下野尻のほうに地域の自主防はあるんですけども、なかなかそこに行つての、一緒での防災訓練っていうことになってないようにお聞きしましたので、その辺をまた今後、組織を立ち上げる立ち上げないはその住宅の自治会によると思いますけれども、呼びかけ等はしていくような形はとれますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） 自主防災組織の組織内での訓練への参加率、活動の活性化という面につきましては、まだまだこちらのサポートが足りないところがございますので、今後課題として取り組んでいきたいというように考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ②に移ります。

自主防災組織の支援について、2年前の同僚議員の答弁では、対話を深め活動しやすい組織になるようサポートするとのことでした。その後のサポート状況についてお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

自主防災組織への支援は、資機材、井戸整備などのハード面、訓練費用、防災士資格取得などのソフト面、その両面にわたって補助制度を運用し、活動環境の整備に努めております。過去3カ年度の主な補助実績は、資機材の整備66件、井戸整備7件、訓練費用153件、防災士養成28名などです。

また、県主催の避難所運営訓練や消防学校1日震災訓練、リーダー研修会など、知識・技能の習得の機会に積極的な参加を呼びかけるとともに、事務手続を支援しております。

市内全ての自主防災組織で構成する香美市自主防災組織連絡協議会では、防災に関する諸施策につきまして、ご意見を伺っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 自主防災組織のその連絡協議会からご意見を聞いてるということをおっしゃいましたが、その会には多分防災担当の方は出席されていると、もちろん思いますけれども、そのときに防災訓練の状況や自主防がした、そのときの課題等のそういう意見交換っていうのがなされていると思いますが、それを受けて実際地域に出向いていったの支援とかは、今までされたことありますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） 連絡協議会の席上、承りましたご意見につきましてはやはりすぐに処理、対応できるもの、また今後検討が必要なものといった事項を整理いたしまして、優先度をつけまして対応していくという方針でございます。

ご質問にありました、地域に出向いて解決策を探るという必要がある場合につきましては、そういった方法をとりたいというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） それでは、次の③に移ります。

要配慮者台帳に基づき、自主防災組織への周知や地域カルテの作成の予定をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 濱田議員のご質問にお答えをいたします。

災害時避難行動要支援者名簿に基づきまして、香美市防災計画に定めるところにより、昨年11月に自主防災組織を初め消防本部、消防団、警察署、民生委員協議会等々の関連機関に名簿を提供してございます。

提供に当たりましては関係機関に説明会を行い、名簿の取り扱いや地域での支え合いやその仕組みづくりについて周知を図るとともに、今年6月の広報にも災害時要配慮者の避難支援や名簿を活用した地域での取り組みについて自主防災組織にも呼びかけ、啓発を進めております。

福祉事務所では、取り組みが始まったばかりということもありまして、地域カルテの作成予定はございません。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 福祉事務所のほうでは地域カルテの作成はございませんということでしたけれども、防災対策課のほうはどうでしょうか。

地域カルテを作成するっていうことは、以前防災対策課のほうからご答弁をいただいたこともある経緯もありましてこれを載せましたけれども、せっかく地域の中で要配慮者台帳ができて、自主防災組織のほうもそれを受け取ったということであれば、そういう方が地域にいるという、その地域カルテをつくれると思うんですね。で、それをもとに今度その自主防災訓練を実施したりとか、虚弱な高齢者や乳幼児のいる家庭なんかもフォローできるような、実技的な訓練もできていくかと思うんですが、そういったことの訓練につなげていくようにしないといけないと思うんですが、その辺の予定も含めた上での地域カルテ作成ができるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

要配慮者台帳の作成の過程におきまして、災害弱者の方の所在地というものを地域において判明するという事になっております。

今後その方個別の避難計画等が作成されていくというふうに考えておりますので、そういったものを地域で共有することによって、速やかな避難行動がとられていくものと考えられます。ただし、それには実践的な避難訓練といったものが不可欠でございますので、今後この台帳の整備がますます進んで個別計画まで進捗するという事になった

段階で、そういった実践的な訓練についても、自主防災組織のほうに呼びかけていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ④に移ります。

市内で防災士の資格を持っている方の把握はしていますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

NPO法人日本防災士機構に提供を求めて得られた、平成29年1月末現在の登録者名簿から認証者を把握しております。

ちなみに、名簿登録者は170名となっておりますが、これは住所の変更等が反映されておられませんもので、改めて調査したところ、住民票が確認できた防災士の方は123名ということになっておりました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 123名の方が市内にいらっしゃるということがわかったということですね。

そしたら、⑤に移りますが、この防災士の資格を持っている方がぜひその情報を共有したり、住民の防災意識向上のための防災士同士の連絡会っていいですか、そういうものが必要じゃないかなと思うのですが、その辺の見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

先日、南国市におきまして防災士連絡会が設立されたとの報道がございました。早速その概要について聞き合わせたところ、防災士が互いに連携し、スキルアップと各地区における防災啓発活動を行うことを通じて、自助・共助・協働の理念の実現を目指す組織であるとのことでした。

香美市地域防災計画では、消防団と自主防災組織を地域における防災力向上の担い手として位置づけ、育成強化することとしております。自主防災組織の構成員が防災士の資格を取得する際には、おおむね5年の間、自主防災活動に従事することを条件に費用全額を補助をし、人材育成を図っております。

現在のところ、公費負担で養成した防災士には、所属組織において中核的な役割を果たすことを期待しておりますが、組織の枠を超えて連携し横断的に活動すること、また、個人で資格を取得した防災士を貴重な人的資源として活用することなどの観点から、連絡会の必要性について検討したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ぜひ前向きに検討してほしいと思います。

個人的に取った方もいらっしゃると思いますが、やはり横のつながりということで、南国市のほうにお聞きしていただいたことは非常にうれしくと思いますが、ぜひ前向きに、南国市、四万十市、高知市が立ち上げてるとは思いますけれども、お聞きしながらいい形になればと考えます。

それでは、最後の5番の質問に移ります。介護保険について質問をいたします。

まず、①です。

介護認定の更新は1年ごとに行われます。更新時に判定結果が判定前より下がり、例えば要介護3が2になったりする場合ですが、再審査請求ができると思います。

過去3年間の再審査件数と、その内容についてお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 濱田百合子議員の再審査請求についての質問にお答えします。

過去において再審査請求は出ておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 再審査請求が過去において出てないということですが、一度介護認定を受けて1年後に更新がございますよね。そのときにドクターの意見書とか、家族の方に聞いたりとか介護度を変えていくと思うんですけども、そのときに要介護3が2になったりという判定で、まあこれは二、三の方に聞いたんですけども、そのときに、そうでなくともう一回審査してくださいというふうな訴えをされているとお聞きしたのですが、それはまた別の名前なんですか。

再審査請求をしたと住民の方からはお聞きをしまして、それでそういった件数もふえているようにお聞きをいたしましたものでこの質問をいたしましたけれども、そういうことは別の名前なんですか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） この再審査請求というのは、県のほうで再度審査請求ということで提出するものであって、確かに介護の認定が下がった方の相談はあります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 初めての介護認定ではなくて、もう既に、例えば3だった方が2になったということで、2だとサービスを受けるのが少なくなりますよね。そうした場合に、やはり家族のほうから見ると3ではないのかなと。

特に認知症がある場合の方にとっては、サービスが低くなることによって毎日デイに行っていたのが毎日デイに行けないとかいうふうなことにもなりますので、そうしたとき

に家族の負担っていいですか、家族の介護量がふえるわけですよ。

そうなりますと、その家族の方の生活にも支障が出てくるというようなことがあると本人さんからもお聞きをいたしましたけれども、そういったケースが窓口のほうではふえてきているというふうなお話をいただきまして、じゃあ、そういうことであれば何が、初めの判定のときにやはり家族の方に十分話を聞いた上で認定をしていただくとか、本人は認知症があったときには、なかなか何でもできるできるって言ってしまったら、それが全てできるわけではないので、家族さんから十分な話を聞かないといけないと思うんですけども、その辺のことについて、課内でそういうこともお話の議題になっているのかどうかということがちょっとございまして、質問をしたところです。

○議長（小松紀夫君） 質問の趣旨がちょっとわかりにくかったんですが、聞きたい部分をもう一度済みません。お願いします。

○6番（濱田百合子君） 介護3が介護2になったときに、介護サービスの内容が変わってきますので、それに伴って家族の方が非常に困ったというケースがございます。

その場合にできるだけ3が2に、そのとき家族の了解っていいですかね、特に認知症がある場合には、要介護の認定の低下がある可能性が高くなると思うんです。本人さんと対話をしたときに何でもできるっていうようになってしまうと、本当はできないのにできると言うってしまうというケースがあると思うんですね、認知症の方は。それがあるので、そのことも踏まえて主治医の意見書とか本人や家族の方からは聞いてるとは思いますけれども、一遍介護度が3から2になると、大体最大30日ぐらい下がった2で行ってしまうもので、それでまた再審査といいますかね、再審査してくださいって言ったときに、もどに戻るかどうかはわからないけれども、その下がった認定の介護度になった場合には、その介護度でサービスを受けなくてはならないので、家族が負担になるというようなことがあってるので、その辺のようなことを担当課のほうで話なんかに出ることはあるんでしょうかというお話ですが、わかりますかね。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） その話は自分は聞いてませんが、ただその介護認定を受けた後、例えば先ほどおっしゃったように、介護1から要支援2に下がったという、やはり住民の方からのお話はあっていますが、その分については済みません。自分は聞いておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） そしたら、(2)に移ります。

要支援1、2の人が利用する予防給付サービスのうち、訪問介護と通所介護が昨年度から市の総合事業に移行が始まっています。

そこで質問をいたします。①です。

従来の訪問介護、通所介護を受けている人数、時間短縮や緩和型へ移行した人数、一

一般介護予防事業へと移行した人数について、移行前、移行後の状況をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

通所介護、訪問介護ともに全ての事業所が総合事業を受けていただいております。そのため、従来の訪問介護を受けていた89名全員が、今までどおりの時間での総合事業としての訪問型サービスで利用されています。

訪問型サービスの時間短縮は行っていません。

また、従来どおりの通所介護につきましては、通所型サービスで123名の全員が移行しています。緩和型として時間短縮の通所型サービスを希望される人は、18名の人が利用されています。

一般介護予防への移行した人数としては特に把握はしていませんが、通所や訪問サービスを利用しながら一般介護予防事業へも参加されている方は多いと思います。

現在のところ、今までどおりの単価と内容で総合事業に移行しています。そのため、時間の短縮の緩和型の通所型サービスが選択肢に加わった以外には、移行前と移行後との差はほとんどない状態です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 確認ですが、時間短縮や緩和型へ移行した人は、変わらないということでしょうか。いないということですかね。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 全員がこれ総合事業のほうへ移ってまして、訪問介護を受けていた89名全員が今までどおりの総合事業の訪問型サービス、そして、通所型サービスへ123名全員が移行しています。

選択肢として、緩和型として時間短縮の通所型サービスを希望される方が18名となっております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 新しい総合事業の時間短縮の緩和型を希望する方が18名ということですね。

はい。わかりました。

この時間短縮の緩和型へ移行をするのも1つのサービスになってるんですけども、一定の講習を受けた方なんかがこの時間短縮の緩和型のサービスをできる、家事援助とか日常生活支援ですね、そういったサービスをできる方になるのでしょうか。提供者はつかんでいらっしゃるのでしょうか、何人いるのか。

時間短縮の緩和型へ18名の方が移行したけど、その18名の方をサービスする方ですよね、日常生活援助をする方は何人ぐらいいるのでしょうか。

それから、養成、研修に行ってもらおうようにしてるという話を聞いたんですけども。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） そちらの人数はつかんでおりません。
以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） じゃあ、②に移ります。

基本チェックリストで、生活機能の低下が見られた人への対応はどのようにしていますか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

基本チェックリストでの参加者は21名です。窓口や相談に来られた人のうち生活機能の低下が見られた人については、その場で基本チェックリストを行っています。

その後、すぐにサービスにつなげていくほうがいいと思う方は、認定の結果を待つことなく早期に通所型サービスを利用させていただいています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） すぐにサービスが必要な方は通所型サービスにつなぐということですが、それは①でおっしゃっていただいたそのサービスのことになりそうですでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） おっしゃるとおりです。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ③です。

介護予防を強化する目的で、サロン等を集える場の充実を進め、高齢者が地域で生き生きと暮らしていける地域づくりを推進することが重要だと思います。このことが地域包括ケアシステムであり、そのシステムを構築するにはメニューづくりが必要だと思います。そのため、住民の要望に沿った総合事業を実施していくべきと思いますが、このことに対する見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

現在、香美市内では50カ所前後の集いの場所があり、自主的に活動しています。新たに地域の集いの場を立ち上げたいと思っている方には、保健師派遣や運動指導士の支援を行っていますので、社会福祉協議会か地域包括支援センターへご相談ください。そして、総合事業での事業所が実施している通所型サービスを利用させていただきたいと思っております。

そして、地域の方や各種団体事業所等の中で、資源把握や活用など地域住民の要望に沿った事業の検討を進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 課長が先ほど地域に50カ所前後ぐらいの団体があるとおっしゃいましたが、土佐山田町圏域26カ所、香北町が18カ所で物部町9カ所というようにことになりますよね。53カ所の集いの場所があるっていうことは知っておりますが、ここへのフォローはどのような形でしてましますでしょうか。

これは地域のボランティアで成り立っていますけれども、ぜひここを総合事業としての位置づけをされて、定期的に訪問していくとか、持続可能な支援のメニューをつくるとかいうような形でのサポートをする必要があると思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

立ち上げ時には地域のほうへも出向いて、保健師、そして社会福祉協議会の職員が行っております。

また、必要に応じて南国署も要望に応じて行っております。そういった形で支援のほうはやっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ④に移ります。

四万十市では、高齢者在宅生活ガイドブックを昨年3,000部作成をいたしております。課長には手渡しております。

作成にいたしましたのは、総合事業への移行に伴い、多様な担い手による多様なサービスの提供体制の構築が求められたからとおっしゃっていました。地域住民との協働により、多様なサービスの創出を図っていくことになることにも記載をされています。好評で今年度も作成するとのこと、9,000部つくる予定だと担当課からはお聞きをしております。

これを一読されたかとは思いますが、どういうふうに感じられましたでしょうか。本市も参考にしてはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

香美市では、介護保険のパンフレットと暮らしに役立つ生活情報誌として地域包括支援センターと社会福祉協議会、そして住民の代表の方にも参加していただいて、「土佐山田町版」「香北町・物部町版」の地域の資源集、「私の町の情報誌」を昨年度末までに作成しています。今後も更新の際にはいろんなご意見や、他市町村のガイドブック等も参考にさせていただきたいと思っております。

内容につきましては、四万十市のほうにも記載されていますが、地域にある医療機関

や生活に必要な商店や交通機関などの地域の資源情報、また、地域での集いや事業所の紹介など、高齢者の方やその家族の方が役立ついろんな情報を記載しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 本市のほうも大変いいパンフレットがあって、私も見ましたけれども、住民の方は喜んでいると思います。

先ほど50カ所ぐらいの地域で頑張っているところがあるんですけども、四万十市のほうでは、地域の中で自治体、自主防災組織と一緒にそういった相乗効果を狙って、その組織のあるところに介護予防の事業も兼ねて、高齢者の交流事業ということで健康づくり事業や生きがい交流、ちょっとしたことの困り事に対する支え合いの地域づくり事業なんかをセットにして、地域の中でそういうことについてやってもらうところに委託をして、それを総合事業の中で財政的な支援も少ししながら、やってもらっているというようなことも四万十市の方はお話をされていました。

香美市は香美市で地域包括のほうに向かって着々と進んでいるとは思いますが、なおまたこのパンフレットのほうもご参考にされたらと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午後 2時31分 休憩）

（午後 2時45分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 7番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

発達障害は見た目ではわからない障害です。障害の種類は多岐にわたり、その症状はさまざまです。

主なものとしては、ASD（自閉症スペクトラム障害）、ADHD（注意欠如・多動性障害）、LD（学習障害）の3つがあり、それぞれの障害は重複することもあり、人によっては複数の特性をあわせ持つこともあるようです。また、成長するにつれ症状が変化することもあるようです。

発達障害は、人と上手につき合えない、相手の言ったことをうまく理解できない等、主に対人関係やコミュニケーションに困難があると言われております。

人間誰しも得意なことや不得意なことがあります。その中でも発達障害のある人は、得意なことや不得意なことの差が非常に大きかったり、ほかの多くの人と比べて違った

物事の感じ方や考え方をしたりすることが多くあるようです。

外見からはわかりにくく、本人は悪気がなく行動しているつもりでも、衝動的でわがままな人だ、人の話が聞けない変わった人だなどと誤解を受けたり、本人の努力不足や親のしつけの問題などといった誤った解釈や、批判を受けたりすることもあるようです。

本人と家族、そして周囲の人たちがお互いの違いを理解しながら、発達障害ゆえの困難さが起こりにくくなるような環境を調整し、特異な行動と特性を生かした過ごし方ができるような支援がとても大切だと思います。

子どもの発達障害について現状と取り組み、今後の支援等についてお尋ねをいたします。

①の質問です。

乳幼児健診、1歳6カ月、3歳児検診での対象者は全員でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 村田議員の質問にお答えします。

乳幼児健診につきましては、母子保健法に定められた健診であり、乳幼児健診での対象者は、香美市に住民票のある方全員が対象になっています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 全員とお伺いいたしました。

健診日に来れない方等については、どのような追跡調査をされているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 欠席の場合は、次の月での健診がありますので受診を勧めるようにしております。

あと、連絡なく欠席した場合は、地区の担当保健師から電話で保護者に確認し、受診勧奨をしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） ②の質問です。

平成27年度、平成28年度の調査対象児童数、受診児童数、要経過児童数をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

1歳6カ月健診の平成27年度対象児童数は171人で、受診児童数は159人、そのうちフォローが必要とされている方が49人となっています。1歳6カ月健診の平成28年度対象児童数は161人で、受診児童数は149人、そのうちフォローが必要とされた方は47人となっています。

3歳児健診の平成27年度対象児童数は182人で、受診児童数は164人、そのう

ちフォローが必要とされた方は39人となっています。平成28年度の対象児童数は163人で、受診児童数は159人、そのうちフォローが必要と診断されたのが29人となっています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） ③です。

そのうち、専門機関への紹介児童数をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

1歳6カ月児健診で専門機関へ紹介した児童は、平成27年度は15人、平成28年度は16人でした。

3歳児健診では、平成27年度は20人、平成28年度は10人でした。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 3歳児健診の要経過児童数は39人と29人でしたが、専門機関のほうの児童者数のほうは数字が変わってくるっていうふうなことで、この紹介をされて受診を受けるときですが、こちらのほうはもう保護者だけなのでしょうか。それとも同伴とか、そういった形はとってらっしゃるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 保護者だけのときもありますし、ときによっては保健師さんがついて行くこともあります。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） ④の質問に移ります。

発達障害の早期発見には、どのような手だてをなさっておりますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

健康介護支援課では、1歳6カ月健診、3歳児健診で保護者の問診やお子さんの発育、発達の経過から、発達障害の可能性のあるお子さんの早期発見に努めています。

経過を見ていく上では、保護者の日ごろの子育ての負担感や困難感に寄り添う支援を心がけています。また保護者の理解を得て、次回健診で発達の様子を確認したり、お子さんの通う保育所や子育てひろばなどと連携して支援を行っています。その中で、専門機関受診が必要と考えられるお子さんについては、受診を薦めています。

しかしながら、医療受診をすれば終了とするものではなく、家庭や地域、保育所、学校などでお子さんの個性を理解し、特性に応じた対応をしていくことでお子さんの長所を伸ばし、二次障害を防いでいくための早期発見ということが一番大切だと考えています。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 段階を得た健診ということで、1歳6カ月とそして3歳児、この次は就学前健診等もあると思うんですが、この健診自体は今の現状でこの年齢でよいとお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 1歳6カ月、3歳児健診と、その次ということですよ。

経過を見ていますので、保育園に入っているお子さんについては、また保育園のほうでも見てくれますし、途中の4歳、5歳健診というのは今は考えてはいませんが。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） わかりました。

それでは、⑤の質問に移ります。

お手元の資料をごらんになってください。香美市から県へ届けを出した、支援を必要とする子どもたちの現状でございます。

12.2%は、香美市小中学校に在籍をする発達障害の診断及び疑い、グレーのある子ですが、の割合でございます。平成28年度は13.0%と0.8%の増加となっております。

国は、毎年ではないのですが調査をしているそうです。気になる子どもたちが、全国的には40人クラスといたしますと、大体3人ぐらいいるそうです。

香美市はと言いますと、40人クラス中、四、五人いるということなんです。全国より多いと思われるでしょうが、本市はこの障害に対して分析研究と調査がとても進んでおります。そのことより、グレーゾーンの児童の数字も多くなっているということもあり、四、五人はいるというふうなことだそうです。

資料の下の段をごらんください。

円グラフになっておりますが、こちらのほうの発達障害＝脳の機能障害ですが、それぞれパーセンテージ、これは昨年度分の高知県の調査ということで出ております。あと残り、いろんな重複障害がある方が14.3%いるということなんです。

右側のグラフのほうは、それぞれの障害の特性を生かして活躍されてる方々です。

自閉スペクトラム症というところでは、スティーブ・ジョブズさん、スーザン・ボイルさんと、あとビル・ゲイツさん。

注意欠如多動症のほうでは、水泳で驚異の8冠を達成して世界を大変驚かせたマイケル・フェルプスさん、その下の方がSEKAI NO OWARIの深瀬慧さんという方も雑誌の取材で告白をしているそうです。

学習障害のほうのLDのほうは、皆さんご存じのように黒柳徹子さん、そして、世界的な俳優のトム・クルーズさんと映画監督のスティーブン・スピルバーグさんがいらっしゃいます。

また、ここには出ておりませんが、パリス・ヒルトンさんが12歳のころに診断をされて、パリスさんは同じ障害に苦しむ人の助けになる一番いい方法だと信じて、ご自分で告白をされたそうです。ほかにも、ブリトニーさんが18歳のときに発見されたという方がいらっしゃいます。

発達障害の半数以上に、見る力の問題があると言われております。

次のページをごらんください。

さまざまな障害の中の1つです。学習症というところが2つありますが、知的発達におくれはないが、読む・書く・話す・計算する・推論するなどのある特定分野で困難を伴う。症状としては、本読みがたどたどしいというふうなことが下にずっとこう書かれておりますので、またお目通しください。

その下になりますと、これは原文がちょっとないのですが、「思い出してください。あなたのクラスにこんな子はいませんでしたか。」というふうなことで、見え方が出ております。

次のページを見ていただきますと、失読症＝ディスレクシアの見え方ということで、普通の人には左の「ひろい うみの どこかに ちいさな さかなの きょうだいたちが たのしく くらしてた。」というふうに普通に見えるんですが、その1になりますと、文字や文章が二重に重なって少し見えづらい。この見え方は、近視で目が悪いからとか乱視だからということが理由ではなくて、目の検査では乱視ではなく正常で異常なしであっても、ディスレクシアの方は文字や文章を読もうとするとこんなふうに見えるそうです。

その2。こちらのほうは、先ほどもございましたが左右が反転して見える見え方です。全てのものが左右反転に見えているということではないようで、文字や文章になるとこんなふうに見えるそうです。なぜこんなふうに見えるのか、本当に不思議なんです。文字を書こうとした場合、当然左右反転した状態した状態の文字を書くということになると思われます。

そして、その3。この見え方はぎゅっと真ん中をねじったような感じになると言えいいでしょうか。文字自体は真っすぐ書かれているのに、こんな感じにぐねっと文字がねじれて見えるんです。

その4。背景に文字が溶け込んで潰れてしまい、文字がなかなか読みにくい状態で、こちらもすらすらと読めません。

その5は、これは最初の3行だけです。全部の文章ではないのですが、1文字1文字が前後左右にぐじゃくじゃにばらけてしまい、とても読めません。

そのほかにも、ぼやけて見える文字、または動く文字もあるようです。

次のページも、関連を載せております。最後のところになりますと、こちらのほうもまたごらんになってください。

そこで、次の⑤の質問に移ります。

学習障害の1つに、識字障害（ディスレクシア）があります。学習につまずく子どもたちの多くに、見る力が弱いことがあります。どのような対応をされているのか、お尋ねいたします。

また、いらっしゃらないかもしれませんので、よろしくお願いします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 村田議員のディスレクシアのことについてお答えをいたします。

この見る力の弱い子どもたちは、読むことや書くことに困難さがあらわれるので、日々の教育活動の中でどこに困難さがあるのか、見取りを大切にしています。

また、効果が確認されている読みと書きのアセスメント教材というのがありまして、それを全ての小中学校で購入して指導の際の資料とし、子どものつまずきに合わせて指導ができるようにしています。

先ほどの資料の、いろんなものがいろんなタイプに見えてくるものですから、そこを教える者がこの子はどういうタイプかということをしっかり見抜いて、例えば読みにくい子どもには1行の文章を両方隠して1行にしておいて読むとか、それから、間に線を引いて分かち書きのようにして読むとか、まあいろんな方法がありますので、研究も進んできていますので、そういう方法をとって指導しています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 本当に、読めないということがわかるまでに、子どもさんのことも理解するまでに、なかなか指導のほうも大変だと思うんです。

せんだって聞いた話の中には、カラーマス目といって、高知大学の医学部の先生が開発されたということで、カラーマスノートを使ったりして教えてるっていう話もお聞きしたことがございます。

この前にまた教えてもらったんですが、こんなふうに「めざせよみめいじん」というふうなことで（資料を示しながら説明）、いろんな工夫を教育委員会のほうもされてるということで、本当にありがたいと思います。

日本ではまだまだディスレクシアの認識度が大変低いということから、大人になるまで気づかないままだったという方が、せんだって昨年になりますか、テレビのほうで放映されてすごく話題になったということもあります。

トム・クルーズさんが先ほど出てきましたが、この方は台本を読むのも大変苦手で読めないと、台本は読み上げてもらったものを録音して覚えるという方式で、今まで乗り越えてこられたそうです。また、ご自身の経験を生かして学習障害の支援もなさっているそうです。

このように得意なことをさまざまな研究をして、この子にはこの方法ならできるということをいち早く見つけ出し、そして伸ばしてあげることが本当に大切だなというふう

に思います。

3月議会で同僚議員の方のご質問がありまして、その答弁の中に平成29年度で5年間実施してきたギルバーグ調査が終了され、新たに独自の相談体制を検討していくとありました。来年度までの段階として、準備等も兼ねて⑥の質問をさせていただきます。

臨床心理士や保健師等による個別相談等は今も実施をされているでしょうけど、今後どのようにされていくのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

1歳6カ月健診、3歳児健診の会場では、現在心理士が健診スタッフをしておりますので、心配なことはその場で対応しています。保健師につきましても、香美市の保健師が同様に対応しています。

健診後の個別相談については、現在行っている二次健診やのびのび相談室などで、保護者とともにお子さんの発達を見守っています。保護者は、健診で経過観察と言われるだけでも不安に思うことが多いので、保護者の気持ちを受けとめ、寄り添う支援を心がけています。また、お子さんの特性に合った対応について、保護者にお伝えするようにしています。

そのほか、医療機関受診前後の保護者への支援、就園時の支援、小学校就学前には文書を発送し、心配事がないかどうかを保護者に切れ目なく支援できるように心がけています。先ほど心配されてました心理士につきましては、NPOとかに声をかけて、次の準備をしていかなければならないということを考えています。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 1人の子どもを大切にそれぞれに合った対応をし、寄り添うような気持ちで受けとめ支援をしているというふうなことで、大変ありがたく思います。それでは、次の質問に移ります。

1歳のころに目が合わないっていうふうなこととか、だっこをすると反り返して拒否をする等の症状があり、病院のほうで診察を受けると発達障害と診断をされ、このときにもう発達障害とこのお母さんは知ったわけですので、入園するときには、うちの子どもは発達障害がありますっていうふうなことで、園のほうの支援もスムーズに受けやすくなるっていうケースと、中には先ほども課長のほうからお話がありましたように、なかなかそれを受けとめにくい保護者の方もおいでます。認めたくないっていう方も現在もいるっていうふうなお話も聞きますが、⑦の質問です。

親の理解度により、保育園入園の段階で受け入れ方が違うと思います。それについての対策はなさっているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

保育所の対応につきましては、子どもたちが安心・安全に集団生活を過ごすことがで

きるよう、また、子ども一人一人に応じた適切な成長発達を促していけるよう、各園の子どもの状況等の聞き取りをして、年度開始前に担任の配置のほか、障害児加配や支援等必要な人員配置について配慮をしています。年度途中につきましても、必要に応じて加配保育士の配置をするなど、柔軟な対応をしているところです。

また、保育園では保護者との信頼関係を築きながら、園や家庭での子どもの様子を共有する中で、子どもの状態を理解をしてもらえるように働きかけたり、小学校就学に向けて発達に応じたスムーズな就学ができるよう、保育士や特別支援保育コーディネーター等による保護者の相談等も行っています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 本当にこうケース・バイ・ケースでお一人お一人全て違いますので、本当に先生方も大変だと思います。

まず、障害を理解さすということから始めるっていうことがなかなか難しいと思います。万が一、保護者の方からクレームが来たときも、今の先生方はしっかり学習もされているので心配もないと思いますが、正しい知識があると対応も本当にうまくスムーズに行き、その障害を持つ子どもさんに対しても、保護者に対してもよい支援へつながると思います。

発達障害に気がつかなかったり、気づいても適切なサポートを受けられなかったりというふうなことで、子どもが保育園や学校でのいじめや、周りの人とコミュニケーションがうまくとれずに孤立してしまったり、また、友人関係のトラブルや学習障害によって自分の居場所がなくなってしまって学習意欲が低下してしまい、不登校になり引きこもりがちになるなど、二次障害を引き起こすことになると思います。

そこで、⑧の質問です。

二次障害が心配される児童はいますか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 心配される子どもさんはいらっしゃいます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 小学校、保育園、幼稚園なんかでもそういう子どもさんはいでるのではないかなと思うんですが、本当にそれぞれ研究も進んでもいますし、やはり周りの支えがすごく大事だと思うんですが、そういった中でそれ以上深くはお尋ねいたしません、大変だと思いますのでよろしくお願いします。

親としますと先ほども出ておりましたが、発達障害と診断されただけでも本当にショックということを知ります。まして、その子どもが二次障害で学校に行けなくなるっていうふうなことは本当にしんどいことになりますので、今回私がすごく言いたいのが、周りの方の発達障害に対する正しい知識と申しますか、支えをいかにどのようにしたらいいのかっていうふうなことで、この質問をつくらさせていただきました。

ある方は、まあこれは障害を抱えてるお母さんなんですが、自分たちはまだまだこの発達障害ということについて理解ができてないっていうふうなことがあり、専門家や主治医でない方から自分の子どもに対して、「発達障害なの？」などの話をされるのにはまだまだ抵抗があるというふうなお話も聞きました。

⑨の質問です。

障害を持っているということを知られたくない方々への対策は、どのようになさっているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） ⑨の前に、先ほどの⑧のところが非常に重要なところでして、ちょっとそこを加えてお話をさせていただきたいのですが構いませんでしょうか。

子どもたちの二次障害につきましては、この⑦でお話をしました、おうちの方の理解だったり適切な対応というのがとても大事で、早く発見をして早く対応をずっとしていき、好ましい状況で育っていくと二次障害が起こらないのですけれども、実はうまくいかなかったときにこの二次障害は、かなりの比率で出てきます。

それで、ちょっと詳しく話をさせていただきますと、発達障害の二次障害としては、長期欠席だったり学力低下だったり、非行とか無気力などが考えられます。コミュニケーションが苦手な子どもや、見通しがきかないことに不安が高くなり感情のコントロールが難しい子どもは、人間関係が築きにくく二次障害に陥ることがあります。また、学習に困難さを持った子どもは、適切な対応がなければ自分自身のしんどさに気づかないことがあります。

発達障害による本人や家族の困り感は、目に見えないために周囲に理解がされにくく、その行動の背景にある困り感を酌み取る前に叱責を受けることも多々あります。インクルーシブな社会が求められている今、発達障害について学校はもちろんのこと、家庭や地域とともに理解を進め、二次障害を防いでいかなければならないと思っています。

この何年間かで香美市の特別支援教育は先生方も大変勉強も進み、そして周りの方々も勉強も進んで、随分理解ができるようになってきたのですけれども、実は5年間減少傾向にあった長期欠席児童生徒の出現率が、昨年度からふえ始めています。

このことは発達障害の二次障害から来るものだと私たちは受けとめておりまして、学校はもちろんのこと家庭や地域とともに理解を進め、二次障害にならないその防止策に、努めていかなければならないと思っていますところでは。

ちょっとそれを前置きにしておいてその⑨のところですが、社会全体の障害理解が進まない限り、本人や家庭の気持ちも変わりにくいと思われれます。障害のあるなしにかかわらず、誰もが生活しやすくよりよい社会となるよう、大人が学べる機会もつくっていかねばなりません。

香美市では、高知大学の特別支援教育理解開講講座というのがありまして、これを無料で受講できるシステムを取り入れていますので、市民の皆様にも広くお知らせをして、

ともに学んでいけるようにもしたいと思っていますし、また学校のほうではQ-Uなどを活用して子どもの実態を把握し、温かい学級づくりに力を入れていくようにもしています。

かなりたくさん、特別支援の具体策についての研修を次から次から随分行っていきますので、保育園の先生、学校の先生、支援員さん、それから、いろんな地域のコミュニティー・スクールのメンバーだったり幅広く、できるだけこれを広げていくためにやっていますので、そういうことをお知らせしながら広げていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） わかりやすい説明ありがとうございました。

本当にこう、家庭ではやっぱり知られたくないっていうふうな気持ちがあるんですけど、それは決して子どものためにはならないこともたくさんあるわけですし、本当に発達障害の知識を周りの方がご存じじゃないから、私たちは知られたくないっていう話も聞いたりをしました。

理解や支援がやっぱりこう不足してくると、先ほど教育長さんもおっしゃったように、今度本当に親子で自信をなくしてしまい、将来不登校やひきこもりなどになるっていうことがすごく多くなると聞いております。

親や周囲の大人たちが今以上に発達障害を理解して、もしかしたらと早期に気づき、気になる子どもを持つ親、そしてその家族の方に、そのときにできる支援をすることがとても重要だと思います。

そして、就学前に適切な支援が受けられるようにしていくということがもちろん大事なんですけれども、やはり保育園、小学校、中学校への連携っていうふうなことが本当に大事ではないでしょうか。

⑩の質問へ行きます。

発達障害の世間への認知度の低さが原因で傷つく親、家族がいると聞きます。地域に正しい理解と協力、支援がさらにさらに必要だと思います。今後の取り組みを、先ほどちらっとお話もしていただきましたがお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 村田議員のご質問にお答えをいたします。

本市では、地域で発達障害についての理解が進むよう啓発の取り組みを行っております。

障害者自立支援協議会の子ども支援部会では、主に学齢期対象としたパンフレット「共に育てよう未来ある子どもたち～「発達障害」を知ろう～」を平成28年度に作成し、小中学校の全学年に配布をしております。また、今年度も新小学1年生、新中学1年生に配布をするとともに、関係団体に周知を図っております。

今後ともこうした取り組みを継続しまして、発達障害の子どもに対する望ましい対応

を広めていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 先ほど課長がおっしゃったのは、このパンフレットのことだと思います（資料を示しながら説明）。わかりやすいパンフレットで1枚物になっているので、見やすいと思います。このパンフレット自体も余りこう目についてないということが多いので、またこの配布場所等についても、また検討されたらいいかなというふうに考えます。

その周知のための1つの方法といたしまして、教育委員会の方がすごく頑張っておいでます。例えば、補導の関係のボランティアの方ですとか、いろんなボランティア団体があると思うんです。子どもと直接かかわるボランティア団体の方なんかには、やはりこういったことを知っておいていただくということがすごく重要ではないかなと思います。そういった形のボランティア団体のほうに、要請があればもちろんですけど出かけて行くっていうふうなことは、今後どんなふうにお考えでしょうか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

本当に多くの方に実際を知っていただいて、そして手だて等をどういうふうにするかという具体的なところも知っておいていただくといいと思うので、できるだけそのお話には行かせていただきたいと思っています。

何よりもこのことでご家族が萎縮することがないように、ご家族の方がこう本当に元気に、子どもにいい感じで対応してくれてたら、子どもも自信を持ってみんなが爽やかに周りともかかわっていけるのですけれども、だからひとりぼっちにしないように、みんなを支えることが大事だと思います。

そのためには周りがそのことをよく知っていて支えるという社会でなければならないので、教育委員会の中にはそういう担当もいますし、教育研究所が特別支援については研究をずっとして何人も話ができる人がいますので、また機会があればどんどん出させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） ぜひそのように、子どもたちに関係ある団体だけではなくていろんなところに出かけて行って、またいろんなところでこの発達障害について本当に他人事ではないっていうふうに思います。明るい、本当に安心・安全なまちづくりということがよく言われますが、やはり1人がしんどい思いをされてるでは、それはなかなかそういうふうにつながっていくものではないと思います。

前段にも申しましたが、発達障害は見た目ではわからない障害でございます。このことを理解して一人一人の個人の差異を認められるようになることで、社会から差別や偏見を減らせることになると思います。

初めにも申しましたが、いろんな分野で活躍されてる方がたくさんおいでます。障害だからっていうふうに思わないで、それを特性に持っていけるような香美市のまちづくりになっていけばと思います。

今月の初め、「発達障害児 診断に1年超」の記事が高新のほうに出ておりました。その記事の中にある小児科医のお話では、「発達障害の特性は誰にでもある。その程度が強いか弱いかという話で、明確な境目はない。特性は治るものではないし、無理になくすものでもない。発達障害は医療を通さないといけない風潮があるが、必ずしもそうではない。小さいうちからその子らしさを尊重し、理解してかかわればその子が特性によって誤解を受け損をすることが妨げる。そのための早期発見、支援です。」とありました。

香美市の教育委員会、そして担当課の方々の取り組みは、本当にほかの市町村よりは進んでいてよくやってくださっていると日ごろから思っております。子どもの将来をじっくり考え、一人一人が自立できるように、きめ細かい温かい支援、指導を今後とも期待をしております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2、今こそ観光大使を。

3月議会で、観光大使の任命を三山ひろしさんにという内容で質問をさせていただきました。今回、企画財政課から産業振興課と答弁の方が変わられましたので、引き継ぎをしてくださっていると思いますが、少し触れさせていただきます。

観光大使については、香美市にはまだ1人もいらっしゃらないということで非常に寂しいことなのですが、四万十市では四万十市の出身にとどまらず、ゆかりがあり、さまざまな分野で活躍されている四万十市の魅力を積極的にPRしていただける方に、四万十市観光大使を委嘱しています。内容は、それぞれの大使にはご自身の活動の中で、観光情報や魅力ある地域ブランドを広めて発信していただくというふうなことです。また、四万十市の観光振興にかかわるアドバイスや、国内外PRのための情報提供にも期待をしておりますとあります。四万十市の観光大使は、現在16名と出ておりました。

前回の答弁では、三山さんとは今回のコンサートで、これは香美市合併10周年事業のコンサートなんです、より深いつながりができたと感じている。なお、観光大使については、観光担当部署も含めて、今後の課題として検討をしていくと前課長から答弁をいただきました。そして、本市出身の著名な方も含め、今後の検討課題というふうなお答えございました。今回、企画財政課から産業振興課ということで、担当部署も決まってきたことは期待をしております。

観光大使について、その後の経過と今後の方針等、香美市のPR（全国へ）について、以下お尋ねをいたします。

①、本市にゆかりのある三山ひろしさんを観光大使にという提案の、その後の経過についてお尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

申しわけございませんが、市内での協議ができておりません。ただし、高知県下で大使を任命している市町村については、調査して把握しております。

議員がおっしゃられました四万十市が四万十市観光大使、宿毛市が宿毛大使、そして、須崎市がふるさと大使、そして、安芸市が安芸観光特使、近隣の南国市、香南市については任命されておられません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） まあ私も3月議会ということで、異動もありちょっとタイミングが悪かったかなというふうには思うんですが、何も検討をしていないというふうなことで、まあ非常に残念ではございますが、またこれからというふうなことも考えられますので、ネットのほうで観光大使の設置要綱をちょっと見てみました。

これは臼杵市、何カ所か、美馬市とかたくさん、観光大使のところで結構要綱をつくってらっしゃるところがあるんですけども、設置、委嘱等、役割、任期、報償等、庶務、その他というふうなことで、大体こう区分けをした要綱をつくってらっしゃいました。

その中の役割というところで、まあどんなふうにしたらいいのかっていうふうなこととか、まあなかなかそこまで、検討の中へは行ってないということですが、この臼杵市観光大使設置要綱の役割のところですが、「大使の役割は、次のとおりとする。第1項、市の観光情報等の魅力を積極的に宣伝すること。第2項、市に対して観光に関する意見又は提言を行うこと。第3項、本市の認知度及びイメージの向上を図るために市長が必要と認める活動」というふうなことが記載されておりました。

要綱自体はこんな感じの要綱でございます。

そして、あと、ちゅうちょされてるというふうなことでしたので、観光大使をして検証というところで、こんな効果があったというところを2点紹介をさせていただきますと、ロック歌手の西川貴教さんが、これちょっと古いんですが、2008年から観光大使を務める滋賀県では、野外ロックフェス「イナズマロックフェス」を主催しており、2015年までに累計40万人以上の方が滋賀県を訪れたと、もうすごくこう人数的に観光客がふえたということと。また、桐生市出身の女優さん、篠原涼子さんが観光大使をやってらっしゃるようでして、篠原さんをフューチャーしたポスターやクリアファイルを作製して、桐生観光協会が運営する「きりゅうファンクラブ」の会員特典として、そのクリアファイルを配布すると発表をしたところ、会員数が1カ月で200人増加したといいます。今までこういったことがなかったということで、大反響ということなんです。そして、ポスターの撮影等で費用は300万円ぐらいかかったそうですが、市は篠原涼子さん観光大使就任による経済効果が、2015年4月からの5カ月間で7,000万

円と試算しているというふうなことで、本当にこういういろんなことにすごく貢献ができるんじゃないかなと思います。

また、きょうの新聞のほうですが、香美市出身の鹿取義隆さんのことが記事に出ておりましたが、ごらんになった方もいらっしゃると思います。鹿取さんが今度、観光大使ではないんですが巨人軍のゼネラルマネジャーに就任されたというふうなことで、こんなすばらしい方も香美市にはいるんだなというふうに思います。

そこで、②の質問です。

本市にゆかりのある方、現在住んでいらっしゃる方、くさかり樹さんを初めとする出身の方々等、たくさんの観光大使は地域力につながり、魅力的なまちづくりに大きく貢献してくれると期待をします。観光大使についての見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

先ほど議員がいろいろご紹介してくださいましたように、PR効果は絶大なものがあると思います。名刺によるPRや市のイベントに招致するなどによって、PRの効果は絶大なものがあると認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 本当に効果だけではなくて、やっぱりこう市民の活力にもなると思いますので、まあそういったことも含めて検討をぜひお願いをしたいです。

ここでお断りをさせていただきます。

担当部署が決まっているようですので、③の質問ですが、こちらのほうは取り下げをさせていただきたいと思います。

市民の方々から、観光大使に三山さんをとすることはもとより、香美市は何かやってくれよう？この前の三山ひろしさんのコンサートのようなことをやってくれよう？また何か企画をしてくれようろうかっていうふうなお話を時々聞いたりもいたします。

それ以外にも、龍河洞を何とか宣伝して何とか観光客をっていうふうなこととか、まあいろいろこう、やっぱり市の事業に対しても期待をしてくれてる声を聞きます。

そこで、昨日の答弁の中にも香美市の観光ツアーでしたかね、その中にふるさと納税の返礼企画のほうもいろいろと趣向を凝らして下さってるようでございます。

企画をしても、やはりこうPR力っていうことがすごく大事なことになると思いますので、そこで④の質問です。

アンパンマンミュージアム、今度名称を変更されるようですが、ピースフルセレネや龍河洞、そして日ノ御子公園、鏡野公園等さまざまな香美市の魅力のある観光スポット、また、今後新たに始める事業についても、今以上に発展させるための活気の出るPR努力は重要ではないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

できれば③の質問でお答えしたかったんですが、あわせて言わせていただきますと、観光面というのであれば産業振興課のほうで受け持つことになると思います。

香美市ではアンパンマンミュージアムや龍河洞など、高知県でも有数の観光地を有しております。これら観光地を全国的に発信するよう、現在、物部川流域で広域観光への取り組みを進めております。香美市単独での観光誘致でなく、物部川エリア広域での観光誘致の戦略を考えていく中で、物部川DMO協議会で議論していきたいと考えております。

もし議員のお考えが観光のみならず香美市をグローバルにPRするというようなお考えでしたら、産業振興課だけではなく、全課での協議が必要になると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 物部川DMO協議会、そちらのほうへの働きかけというか、流域のいろいろ事業をやってらっしゃる中でそれを広げていくということは、本当に大事なことだと思います。また、3市が本当に協力し合ってさまざまな事業をしていくということは、すごく重要なことだと考えます。

そのグローバル、香美市独自のっていうところがありまして、いろんな企画をするけれども、なかなかこう皆さんにわかってもらいにくいっていうふうなところがあるのではないかなというふうに思うんですが、そのことはまた後ほど触れさせていただきまして、⑤の質問に移ります。

四万十市のような先進地に行き、研修をしてきてはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

現時点では、まずはインターネット等による情報収集や電話の聞き取り等で対応できると考えております。

先ほど言われました四万十市の観光大使につきましても、議員ご推薦の三山ひろしさんが観光大使になっておりますが、この方については旅館組合が働いて観光大使になったという情報も入っておりますし、その他宿毛市等も名刺等で割引とか特産物を配るといったことについて、インターネットで情報収集の段階で今のところは十分でないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） まあおっしゃっていることはわかるんですが、例えばこの12月にオープンを控えてるピースフルセレネ等につきましても、やはり初めは来てくださる方も多いのかなというふうに考えますが、なかなかリピーターになるっていうふうなことになると、厳しいのではないかなというふうに思います。

大体どれぐらいの方がリピーターになってくれるのかなっていうふうなことは、まあお考えになっているとは思いますが。そういった面で昨日もありましたいろいろなこう、龍河洞をこれからどうしようかというふうなことと、それから鍛冶屋の学校という話を市長のほうからお聞きしたようにも思います。

いろんなことでこんなに取り組んでいるっていうふうなことを少しでも全国的に知っていただき、例えば三山さんが観光大使になってくださると、三山さんがあちこちに行かれて、おじいちゃん、おばあちゃん、結構高齢者の方のファンが多い中で、子どもたち、お孫さんを連れて香美市へ来てっていうふうなことでお話をされると、このピースフルセレネのほうもアンパンマンを主にしたホテルって聞いておりますので、まあアンパンマンがいっぱいある中でお休みになれるかもしれないし、まあそこところはちょっとわかりませんが。まあそういったことも含めて、研修に行かなくてもインターネットで見たらわかるというふうなお話でしたが、インターネットだけではなかなか、やはり直に生に行って、そこでお話を聞くっていうふうなことはすごく重要ではないかなと。その中で自分たちの地域ではこういうやり方のPRが、またそこで観光大使はもちろんです、それ以外にもこんなやり方もあるっていうふうなことが、また学んでいけるのではないかなというふうに思ったりもしますが、いかがでしょう。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 議員がおっしゃるとおりとは思いますが、現時点では、まずはインターネットで情報収集で構わないと思いますが、おっしゃられましたように龍河洞、そしてアンパンマンミュージアムも再活性化の準備を進めておりますので、先々にはやはり先進地の視察の必要は出てくるかとは思いますが。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） やはりこういうことはタイミングということがございます。今でしたら三山さんのおじいちゃん、おばちゃんも物部町のほうでご健在でいらっしゃるし、いろんな面でこうゆかりっていうのがこう強く感じるっていうふうに思います。

まあ今のやり方でそれでいいっていうふうには私は決して思いませんが、まず観光大使じゃないと絶対いかんっていうふうなことではないのですが、ちょっとこう、ネックになってるところはどういった部分でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 先ほど申し上げましたように、観光のPRであれば現在物部川流域で力を入れておりますので、そちらのほうでPRしていきたいと思っております。

それで、議員のお考えが先ほど言いましたように香美市をグローバルにPRしたいというのであれば、新たに全課で協議する必要があると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） それでは、⑥の質問にまいります。

未来に向け、さまざまな取り組みの中にまず観光大使ということで、再度お尋ねをいたします。

⑥の質問をよろしく申し上げます。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 先ほどもお答えしましたが、まず観光面のPRというのであれば、物部川DMO協議会で協議いたします。

また、香美市の産業振興計画の中にも、広域連携の組織により共同PR等観光の情報の拡充を推進するとされておりますし、県の産業振興計画も同じようにリンクしておりますので、そのように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） その物部川流域のことですが、イベント自体はその物部川流域のほうであちこちでたくさんやるっていうふうに思うんですけども、それをこう発信するのは、もうインターネットだけではないですかね。

PRをするためにその観光大使をっていうふうなことで提案をさせてもらってるんですけど、いかがでしょう。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 観光面については物部川流域で広域で情報を発信するようにしておりますので、そちらで現時点では十分でないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） それでは、市長の見解をここでお尋ねしてもよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 観光大使のことに關してのお尋ねに対して、お答えをしたいと思います。

なかなか観光大使が前へ進まないの、観光大使をどううまくやっていくかということだと思っております。

議員が言われたように、観光だけではなくてまちにとっても活力になるよという話で、ぜひ大きな、みんなが喜ぶような、わくわくするような取り組みをぜひやってもらいたいということだと思っております。元気なまち、活力のあるまちをつくっていく上からも、これは非常に大事なことだというふうに思っております。

ただ、今県も加わり、そして3市が進めている物部川流域の取り組みの中にも、大きな取り組みとして観光があるわけですね。アンパンマンミュージアム周辺の活性化、そ

して龍河洞の活性化についても、これはそれらと離れたものではなく進めているところ
です。三宝山の開発でありますとか、その下のアクトランド、そしてのいち動物公園も
ありますし、西島園芸団地もあります。非常に魅力的なものですけども、これが点の状
態になっているわけですので、これをひとつこの3市の流域で考えてやれば、もっとも
っと魅力的な地域になるのではないかということで、今関係の自治体や県が、そしてま
たDMO協議会も力を合わせてやっているところなので、まあ我々としたらそういうと
ころの中でぜひ議論をして、3市のほうで1つ出せばいろんな人材も出てくるだろうと
思いますし、そういうところでもっと大きな取り組みでやっていきたいと。結果的にそ
のことが香美市の活力や元気にもなってくるというふうに考えておりますので、ぜひこ
こは担当課は産業振興課でございますという話を課長がいたしましたので、この動きを
注視していただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 市長よりお言葉を頂戴いたしました。ありがとうございます。

先ほど市長もおっしゃっていただきましたが、本当にこう市全体として元気な活力の
あるまちづくりっていうふうなことをすごく思っております。

そういった面で、これからも産業振興ということで担当の課長を初め皆様方にいろい
ろ検討していただきまして、やはり観光大使がいたらいいわっていうふうなことになる
かもしれないし、全くならないかもしれませんが、まあそのところをいろんなところ
で、そのDMO協議会と3市合同でいろんな観光というふうなことで力を注いでいただ
いて、発展が少しでもできるようなことになれば、いいかなというふうなことの提案で
ございます。

今後またそういったふうなことで進めていけるようなことがありましたら、このこと
を忘れないでまた覚えておいていただいて、ぜひ前向きに検討できる機会がありました
らよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（小松紀夫君） 村田珠美さんの質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思っております。これにご異
議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに
決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の会議は6月15日午前9時から開会します。

（午後 3時48分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 9 年 6 月 1 5 日 木曜日

平成29年第2回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成29年6月5日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月15日木曜日（会期第11日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	三 谷 由香理
総務課長	山 中 俊 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
企画財政課長	川 田 学	産業振興課長	西 本 恭 久
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建設課長	井 上 雅 之
管財課長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美貴子
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教育次長兼学校給食センター所長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 山 崎 泰 広

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪野高廣 議会事務局書記 山本絵里
議会事務局書記 一圓まどか

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成29年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第11日目 日程第4号)

平成29年6月15日(木) 午前9時開議

日程第1 一般質問

① 3番 利根健二

② 14番 大岸真弓

会議録署名議員

12番、山崎晃子君、13番、山崎龍太郎君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） おはようございます。3番、市民クラブ、利根健二です。一問一答方式で、通告に従いまして順次質問をしてみたいと思います。

きのう終わる予定でしたので、ちょっと1日緊張感が続きまして、ばくばく心臓がいておりますが、できるだけわかりやすいような言葉で質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず、香美市公式フェイスブックページをとということで、質問をいたします。

パート3でございます。これは、2013年の3月議会と2015年の3月議会と同じ質問をしておりますので、3度目の挑戦ということでパート3ということでございます。

2013年の1回目は、香美市においてもSNSを友好的に使っていくべきと思うがどうかということで、実際豪雨災害のあったときには市職員や市長がツイッターで道路の冠水状況などの災害情報を流し続けたとか、不審者による中学生に対する声かけ事件が発生したときに、素早くフェイスブックを使って注意を促したとか、そういうことを武雄市フェイスブックやツイッター活用を例にとり質問をいたしました。本来の効果以外にも防災、防犯においても非常に有効なツールであるということもあわせて質問をいたしました。

2015年の2回目は、総務常任委員会で2015年1月に行った行政視察の例、笠岡市では、市の公式フェイスブックページに観光連盟の公式フェイスブックページ、そして、ブログによる情報発信を行っております。邑南町においても3つの公式フェイスブックページ、邑南町防災情報、来てみちゃんさい邑南町、邑南町健康情報を例にとり質問をいたしました。

このように保存・検索機能、体系的な構成にすぐれたホームページと、即効性・メッセージ性、そして手軽さにすぐれたフェイスブックを上手に使い分けていくのは、官民を問わず主流となっております。ソーシャルプラグイン機能を使って、ホームページとフェイスブックページを以前よりももっと細かくリンクさせるなどして、効果を上げている自治体、企業もふえてきております。2年ごとに質問をしているのですが、そういった現実に対する認識をまずお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） おはようございます。ご質問にお答えいたします。

自治体のフェイスブックやツイッターなどのSNSの活用状況を調べてみますと、全国で約60%近く、また、高知県では34市町村のうち13市町村となっています。これだけ多くの自治体が活用していることを考慮すると、議員のご質問のとおり、即効性や手軽さなど、フェイスブックは情報発信のツールとして有効であるという認識でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 続きまして、②に移ります。

フェイスブックページをやったらどうですかという質問です。

4年前、当時の山崎綾子総務課長は質問に対しまして、このところ利用数が増加しているフェイスブックを市の情報発信のツールとして、防犯、防災、観光面での活用は有効であると思うし、自治体での活用事例も増加していると感じている。現在、市はホームページ掲載情報の内容の充実を図っており、当面はそのことに力を注がなければならない。フェイスブックの活用については、導入自治体の事例からメリット、デメリット等について、研究をすることから始めなければならないと答弁がありました。

課長が変わった2年前、当時の山崎泰広課長は、フェイスブックの自治体ページは、県内でも一昨年ごろから急速に作成した自治体が多いことは認識している。行政が情報発信を行う以上、個人で行うような手軽さはないと考えるが、情報発信ツールとしての有効性は認めている。フェイスブックについては、その有効性から導入について調査研究をしているが、もう少し時間をかけて検討する必要がある。作成するには、興味を引く情報の載せ方や定期的に情報を掲載するために、お知らせ情報の掲載計画を練っていくことなど、かなりの業務量が出てくるため現時点では困難である。しかし、フェイスブックは情報発信を行う上で有効なツールであるので、今後も導入について検討していくと答弁をいただいております。

そして、最後に法光院市長が「ここ2年かかって何も前進していないではないかというお話がありますが、着実に変わっていくだろうとっております。今、大変ご苦勞なさって説得をされていますけれども、やらざるを得ない時代が必ずやってくるだろうというふうに思っておりますので、それまでももちろん知恵は絞ってまいりますけれども、利根議員のほうも肅々、この点ではめげないで質問をしていただきたいと思います。どうぞよろしく願います。」と答弁をいただいております。今回、この市長のやらざるを得ない時代が必ずやってくるだろうというふうに思っておりますという言葉と、この点ではめげないで質問をしていただきたいと思いますという答弁を励みに、今回3回目の質問に至ったわけでございます。

2年プラス追加2年の合計4年間は、ホームページ掲載情報の内容充実やフェイスブックに対する研究、検討をするには、十分な時間ではなかったかなと思いますが、いかがでしょうか。

トップページにフェイスブックページへのリンクボタンは当然ですが、さきに申しましたとおり、ソーシャルプラグイン機能の1つである「いいね！」ボタンや「シェア」ボタンを利用しているところがかなりふえております。

ちょっとだけ説明しますと、記事ごとや商品ごとに「いいね！」ボタンや「シェア」ボタン等を設けて、ポチっと押してもらうとその人のアクティビティーに情報が載り、以前よりずっと細かく、しかも広範囲に情報を拡散していってくれます。通常のインフォメーションはもちろん、防犯・防災情報の伝達手段としても、ますますパワーアップをしてきております。

この4年間に前に一步進んだ自治体と立ちどまってしまった自治体のインフォメーション力は、大きく差がついてしまったのではないのでしょうか。今からでもついてしまった差を少しでも縮めるために、一步前に踏み出しませんか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

フェイスブックについて質問をして4年間が経過し、検討できたものと思う。導入をというご質問でございますが、本市においては普通交付税の一本算定を見据えての職員削減を進めてきた中で、一方では権限移譲による業務の増加、またマイナンバー制度の導入による新たなシステムの導入、そして、それに伴うセキュリティー対策など対応等も重なり、フェイスブックの検討は進んでない状況でございます。しかし、新たな取り組みとして、スマートフォンのアプリを活用した「マチイロ」を平成27年6月に、平成29年4月には、高知県下の市町村が参加している「K o c h i e b o o k s」に広報等を掲載し、現状でできる範囲の取り組みをしております。

今後の取り組みについては、平成28年度に策定した第2次香美市振興計画でも行政と住民との協働によるまちづくりを進めることとしており、施策63の市民の参画機会の拡充の中の基本的方向に「ホームページをはじめ多様な配布・配信手段を活用」と記載されており、本年度ホームページやSNSなども含めた情報発信や公開のあり方について、検討組織を設置して総合的に研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 一番の大きな理由は、人員のことかなというような気が今聞いてて思いました。

1つ前進したこと、山崎課長の置き土産、マチイロというね、当時マチイロって言わなかったですけども、今マチイロっていうアプリに変わりました。自分、利用してまして、すごくいいアプリ。何か結構事務処理が、契約というか面倒だったんですけども、スマートフォンでアプリ上げてたら、香美市の新着情報が勝手にどンドンアッパされてきて、すごく便利なツールながです。わざわざホームページを見んでも来てくれるというね。えいがですけども、残念ながらマチイロは利用者がまだ非常に少ない状

態ですね。マチイロはマチイロ、一步進んでそれはすごくうれしいしよかったと思えますけども、フェイスブックはフェイスブックでまた非常にいいもんがありまして、例えばホームページの充実っていうのは、4年前から内容の充実については言ってますけども、実際、今回初日でもなかなか質問も出たように、市民に対する告知情報力の弱さっていうのは、広報、ホームページだけではやっぱり実際弱いと思うがです。なかなか見に来た人しか見れない情報という形でね。ほんでマチイロがいいのは、見に来いでも、こっち側からどんだんだんだんだん情報を発信していくという。広報、ホームページに続く第3、第4の矢を準備して、その総合力で情報を共有し、本当に住民との協働を進めていくのであれば、そんなに大きい手間がかからない。香美市なんかよりもずっと小さい、前も言いましたけども人員の少ない市町村でもやっていますので、ちょっとその辺もう一度検討できないか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

議員の先ほどのご質問のような内容も含めてメリット、デメリット、またはリスク、それに係る経費、またそれに投じなければならない人的なものとかいろいろございますので、そういったことも総合的にちょっと研究して、どういうふうにしていくかということ、報告書みたいな形でまとめていければなというふうには考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） メリット、デメリット。お願いしたいがは、デメリットを取り上げて難しいねで4年間たちましたんで、やめるためとか問題点をわざわざ探すためじゃなくて、乗り越えるために実現するための課題、問題であるべきです。デメリットというのは、実はデメリットを克服したときはすごいメリットになる可能性も高いんで、前向きにデメリットを探していただきたいと、検討していただきたいと思います。

あと、いなかみライフ、今定住推進課のほうで結構連携をとってやっていますけども、実はいなかみのホームページは、かなり来るようになっていきます、フェイスブックなんかも。そこは記事の募集を、一般の方のボランティアライターが書くようなシステム、魅力ある記事をずっと連続して上げるのがやっぱりいなかみのスタッフでは厳しくなっていて、一応講習会みたいなやつを、いなかみセミナーっていうのをやった上で、市民のボランティアライターを募集してそれに上げていく、記事の最終チェックはいなかみで、職員が責任を持って上げるというようなスタイルとかもありますので、そういった手法もあれば、かなり職員の力を使わずともできる方法が幾らでもあると思いますので、その辺も研究をしていただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） そういったことも含めて取り入れることということになると、やはりこういう情報というのは、新しい情報を次々と発信していかなければなら

ないというようなものでございますので、確実に職員の事務はふえてくると思っておりますので、さまざまそういったことも含めて、研究をしていくということにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ありがとうございます。多分言ってもずっと同じことの繰り返しになると思しますので、この辺にしまして次の質問に移ります。

ふらっと中町です。

えびす街協同組合が中心商店街及び店舗対策事業の補助金を利用しながら、西本町1丁目の旧山田スーパーの空き店舗を利用して、ふらっと中町というスペースを運営しておりました。そして、現在はチャレンジショップの補助金を利用して運営をしております。なぜ、あえてここを店舗でなくスペースと表現したかと申しますと、ここはチャレンジショップに加えて、物販・食販等、実に多彩な事業を行っているからです。

補助金も入っている事業ですので、担当課のほうにはかなり詳しい事業報告が届いているものと思っておりますが、自分が知っているだけでもちょっと例を挙げさせていただきますと、独自の公民館（集会所）を持ってない、西本町1丁目から3丁目が、合同で町内会のお花見・敬老会を行っております。お花見のほうは東本町1丁目、西本町4丁目も参加をして、地域間の交流につながっています。また、町内会の忘年会や総会の場所としても利用をされております。

2番目。フォークの神様の岡林信康、そして、紅白出場歌手のマイク真木、ジャズピアニストの中山瞳などのプロのステージやえびす昭和横丁、そして地元のバンドの演奏会場等、地域のイベントの核として利用されています。また、これらのイベントにはIターンした方もよく参加されており、たまたまここで行われたイベントに出会って香美市に移住をされた方もおります。

土佐山田まつりのメダル会場、香美バルの会場等、そして、移住定住促進のためのいなかみセミナーの開催等、行政のかかわったイベントや会合にも多く利用されています。

近隣住民が集まって毎日ラジオ体操なんかも行っており、毎日の交流の場、見守りの場としての活躍もあります。また、月1回の「えびすで歌声広場」は、香美市内外から多くの参加者があり、好評をいただいております。

等々、実に幼児・園児から90歳を超えるお年寄りまで、地域に住んでいる方から県外から来られた方まで、幅広くこのスペースの恩恵を受けていることとなります。

一応、現在は補助金の関係で担当課は産業振興課ではございますが、今回答弁も産業振興課の課長になっております。先ほどから述べさせていただきましたとおり、事業内容は空き店舗・商店街活性化・チャレンジショップなんかは産業振興課の管轄、自治会の活性化支援・地区集会所機能・交流人口及び定住人口の増加は定住推進課、コンサートなど文化的事業は生涯学習振興課、児童の見守り・小学生に対するさまざまな事業は

教育振興課、ラジオ体操などは健康介護支援課等、実にさまざまな課の担当事業に渡って効果を上げていると思います。

ここで2点を質問させていただきます。

まず1点目、市長を初め多くの行政職員もここでの事業に参加をした経験があると思いますが、このスペースに対しての評価をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） おはようございます。利根議員のご質問にお答えさせていただきます。

ふらっと中町につきましては、さまざまなイベントや事業のみならず、地域コミュニティーの場として利用されています。また、商業組織の維持、活性化につながることを目的とし、新規創業希望者等の育成及び出店を支援するチャレンジショップ事業を展開するなど、ソフト・ハード面ともに利用価値の高い施設だと捉えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ②へ移ります。

これも実は自分としては2回目の質問になってるわけですが、現状よりもう少しだけ整備して、現在の事業にプラスしてシェアオフィスやシェアハウス、そして、地域の方々の交流や高知工科大学の身近な発表の場としても発展させてはどうでしょうか。

中心商店街及び店舗対策事業というくくりからもう一つ大きな枠で捉えて、今まで述べてきた数多くの課にわたる事業ができる、地域交流センター的な役割を持つ施設として、恒久的に整備できないかというようなことで質問した経緯があります。

という中で皆さんご存じのとおり、先日、この建物及び土地の一部を所有している会社が営業停止をいたしました。現在は管財人のもと財産、債権等の整理中であるということを知っております。また、土地の所有者がもう一名おられて、そのもう一名の土地所有者とも連絡、交渉ができる状態のようでございます。管財人、債権者代表になるのかな、管財人とか土地所有者、商工会、えびす街協同組合、地元町内会等と協議の場を持ち、この場を市民のために有効に活用できる方法を検討していただきたいのですがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

協議につきましては、商店街の情報発信及び地域活動を行う拠点としての存続を関係する方々と協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） このまま行ったら多分競売にかかったり、最終的にはあそこ

自体がないなる可能性もありますので、現在、多分担保物件とか管財人がどうかということとあわせて、交渉・調整をある程度地元の方でやろうという意思がありまして、今、売却の可能性とか金額等の調査を多分進めよう状態と思いますので、そういった中で香美市がどういったことできるのか。今協議って言うてくれましたけども、関係者ということ、今想定されている、なかなか今まであそこはえびす街協同組合1本でやりましたので、ちょっとこうよその例を見ると弱いのかなという気もしますけれども、今考えられているチームというかスキームというか、関係者ありましたらお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 先ほど議員がおっしゃられましたようにまず商店街の方々とともに、集会所等の機能も兼ねているということをお聞きしましたので、地元自治会の方々にもご参加していただければと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 自分がぱっとうこう考える中で、一番いいのが香美市が買い取って、地域の中核施設として整備をする方法。それは個人的にベストですが、なかなかそういうわけにはいかないかなという。あとは、民間が買った場合、固定資産税の減免とか、また整備については、地域活性化総合補助金を使った集会所整備プラス観光協会の建物が、今間借りしたところが危ないんでそこへ移したりとか、高知工科大学のサテライトとかと一緒にやるとか、いろんな方法があると思います。

それと、自分がちょっとこう昔から気になっていたやつが、土佐市のドラゴン広場ですね、あそこも商店街の中のスーパーが閉まった後をどうしようかということで、これは県の産業振興推進総合支援事業で整備をしております。これずっと調べていく中で、先ほど質問したように、なかなか小さいスキームでそれを受けるのはということで、土佐市の場合は土佐市商店街活性化推進協議会という組織を立ち上げて、調査研究をする中でやっておりますので、えびす街協同組合と町内会にプラスして、商工会とかもうちょっと幅広い、力のある協議会みたいなやつを立ち上げていただいたらいいかなという気がしますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

そのような地域での具体的な計画があれば、協議の場に出させていただきますと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 協議の場があれば参加をするということで、一緒につくり上げるというよりは、まず民間のほうから協議会をつくって参加というような手順を今考えているのか、確認をいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 市のほうでも新たな公共用施設の構想は今はございませんので、できましたら協議会を立ち上げていただいて、そちらに参加するというような形でいきたいとは考えております。ただし、時間がないということはこちらでも把握しておりますので、できるだけ早い対応はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 先ほどもちょっと気が早い質問をしまして、香美市が実際一緒に動ける手だて、今西本課長が言ったように、今産業系の商店街系というくくりで窓口ですよ、補助金の関係でね。けどずっと自分が質問した中では、もうちょっと総合的な、香美市としてももうちょっと大きい、香美市側のスキームというかね、もうちょっと大きいところで捉えて参加できる方法はないのか。またそういう、課長のほうからそんな声かけを、話していく中でこれはもうちょっと大きい香美市としてのスキームでやらんといかんとかいうようなことがあった場合、積極的に動いていただけるか、どうでしょうね。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

利用形態を見れば各課利用しておりますので、そのほうは取りまとめていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） そしたら、自分も全然関係のない場所ではないですので、地域の方なんかと話す中で、香美市も積極的に話に入って一緒にやろうって言いゆうでっていうようなことを言わせてもらいますので、その折にはよろしく願いをいたします。

これで一応質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 利根健二君の質問が終わりました。

次に、14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。議長の許可をいただきましたので、順次一般質問を行います。私は住民こそ主人公の立場に立って、一般質問を一問一答方式で行います。

まず、国会で審議中のと通告時にはそういう状況でありましたけれども、これにつきましては、けさ7時46分に法務委員会の質疑、採択を省略をして、中間報告という形で本会議で可決強行をされました。これにつきまして、憲政史上まれに見る暴挙と、私は満身の怒りを持って抗議したいと思います。

それでは、共謀罪の内容について知っていただきたいと思いますので、質問を行いま

す。共謀罪についてです。

犯罪を計画段階で処罰する共謀罪の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰改正法案が衆議院、参議院で可決強行されました。この法案に対しては、犯罪が起きた時点で既遂と言いますが、それを処罰するという我が国の刑法体系を根底から覆す点、また犯罪行為でなく内心を処罰の対象とすることから、憲法に保障された国民の基本的な人権、つまり内心の自由や表現の自由、プライバシー権を侵すおそれがある点、計画段階から処罰の対象とするので、捜査機関が国民の日常生活を監視するようになり、捜査権の乱用を許すなどの危険が指摘され、過去3回にわたって廃案になってきたものです。対象犯罪を676から277犯罪に絞ったとはいえ本質は変わらず、国会の審議では法案の持つ危険性が払拭されたとはいえません。

安倍首相は、テロを防ぐために国際組織犯罪防止条約、条約名は英語名の頭文字をとってTOC条約、トランスナショナル・オーガナイズ・クライム、その頭文字をとったものですがTOC条約と呼ばれます。以下TOCと言います。そして、そのTOC条約を結ぶ要件として、共謀罪の新設が必要と説明してきました。その説明は間違っています。TOC条約はテロ対策のための条約ではありません。この条約を結んだとしても、テロ対策にはなり得ません。その説明をしたいと思うのですが、資料2枚目③をごらんいただきたいです。

1枚めくって左肩、向きを変えると右肩になりますけれど、これは日本共産党の藤野衆議院議員が質問等で国会で明らかにしましたが、国連の立法ガイドで、TOC条約は「金銭その他の物質的利益を得ることを目的としない集団は含まれず、目標が純粋に非物質的利益にあるテロリストグループや暴動グループは原則として、組織的な犯罪集団に含まれない。」TOC条約は、テロリストグループや暴動グループは対象としてないのです。また、TOC条約の起草過程で2000年7月、日本政府交渉団がテロリズムを対象とすべきでないことを主張していたことが国会でも明らかにされました。日本だけでなく、G8のほとんどの国も同じ主張でした。ですから、この時点の共謀罪法案の原案には、初め「テロ」という文言はなく、後でのつけ足しです。

もう一点、共謀罪を新設しなければTOC条約を批准できないというものの誤りです。日本弁護士連合会の資料によると、国境を越えた組織犯罪への対応は必要であり、TOC条約は批准されるべきですが、私もそう思いますけれども、そのために共謀罪を新設しなくても条約は批准できます。日本には既にテロなど、重要犯罪については予備段階から取り締まる国内法の整備ができていますので、それを適用することでこの条約は批准することは可能です。そして、日本はじゃあ、テロに関する国際条約は結んでいないのかといいますと、既に世界で13本つくられ、日本はその全てを締結しております。テロ防止の条約は、国際社会並みに備えられているのです。後先しますけれども、資料の①をごらんください。

これが共謀罪の対象犯罪277です。裏表に掲載をされておりました、またゆっくり

見ていただきたいと思うのですが、犯罪名の横に「〇×」がありますのは、現行法で未遂の段階、予備の段階から共謀罪の処罰の対象とできるかを示したものです。これらの犯罪において、合意したと捜査機関がみなした時点で共謀罪処罰の対象になります。行為に示さなければわからない心の中を処罰対象とするのですから、せんだって違法と断定されましたGPS捜査もお墨つきを与えられ、怪しいとにらんだ人と日常交流のある人、会話、行き先、所属する団体なども全て監視の対象となるでしょう。メール、LINEものぞかれます。国会で審議を重ねても犯罪組織の対象も無限定であり、捜査権乱用の歯どめもありません。共謀罪は人のコミュニケーションを取り締まる法律です。

ここに来て国連人権理事会が選任したジョセフ・ケナタッチ氏が、プライバシー権侵害の懸念を払拭するよう求める書簡を安倍首相に送りました。これに対して日本政府の反応は、この書簡を送ったことに抗議したと報道されました。回答もしておりません。日本は国連人権理事会に特別手続の役割を重視すると公約して、この理事会の理事国となっております。国際的にも本当に恥ずかしいことです。また、共謀罪は一般市民には関係ないと言っておりますが、同法は戦前の治安維持法にも例えられます。

さっきの2枚目の③の資料に年表が載っておりますので、これは私、高知工科大学の質問で使うためにつけましたけれども、この治安維持法のこと載っておりますので、これを見ていただくと時系列でわかりますので説明をします。

学術と軍事をめぐる動きのこの年表です。マジックで私が丸をしておりますけども、1925年5月に治安維持法が制定され、3年後には最高刑が極刑になりました。やがて16年後には、対象範囲が大幅に拡大したことが示されております。治安維持法も初めは、一般人は関係ないと言っておりました。こうした歴史の教訓を忘れてはならないと思います。

政権がやろうとすることに反対する者の意見には一切耳を貸さない、国民や国際社会の疑問にも答えない、核心に触れる質問に対しては色をなして反論、攻撃、ごまかす、国会で倫理観が欠落しています。国民に対して説明責任を果たしたと言えない中での採決は、すべきでなかったと考えます。同法への市長の見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えします。

共謀罪法案につきましては議員が詳しくご説明いただきましたので、私のほうからは法案が成立した現在におきましては、議員を初め多くの皆さんが危惧していること、今ご指摘がいろいろありましたけれども、そうした危惧が危惧に終わるように、政府はこの国会の中で心配はないんだということで答弁をしてきたわけでございますので、そのようなことをしっかりと厳格に守っていただきたいと思います、そのように願っております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 私が今説明をしましたこの法の内容等につきましては、市

長はこのとおりだとお考えですか。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 法案については、審議が十分なされたかどうかというところが一番問題だというふうに思うわけでありまして、正直申し上げまして国民の中に十分浸透したかどうかということにつきましては、少し心配な感じもすることは事実であります。したがって、今申し上げましたように、政府が答弁したことは厳格に守っていただきたいというふうに考えています。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の2点目の質問に移ります。

高知工科大学の意思決定についてお伺いをします。

2017年5月23日付の地元紙が「防衛省資金制度に疑義 学問の自由を奪う政府介入」との見出しで、見開き2ページを使って高知工科大学の記事を掲載しました。これです（資料を示しながら説明）。こういうふうに2面を使って、私はこれジャーナリズムというか、渾身の記事だと思って読んだのですが。この記事によりますと、高知工科大学の見解として、2015年に防衛省が軍事研究のための安全保障技術研究推進制度を開始したことに対し、大学の対応を発表したものです。少し読み上げます。まとめたものですが「本学における軍事研究に関しては、軍事目的のための科学研究を行わない声明を継承した学術会議の平成29年3月24日付の声明及び平成29年4月23日付の報告に沿って対応する。」との見解の表明です。

再び資料の③をごらんください。

さっき引用しました年表ですけれども、これをちょっと時系列でこの声明に関する流れを申したいと思うのですが、第一次世界大戦の開始1914年から今日までです。これを見て行きますと、1933年に日本が国連を脱退し、1937年に盧溝橋事件で日中が全面戦争に突入しました。翌1938年5月に国家総動員法が施行されます。国家総動員法というのは、全ての国民、農民も商人の学術者も学校も、大人も子どもも全てを戦時体制に組み込ませていく法のことだと思いますが、翌1939年9月には科学者の動員へ、私はこれを知りませんでした。1940年4月には科学動員実施計画要領を閣議決定し、陸軍が原爆製造を模索開始とあります。日本でもあのような原子爆弾を開発しようとしていた歴史があったことを知り、この記事によりショックを受けました。この年表は閣議決定や法律により戦時体制がしかれる中で、学術や科学もいや応なく戦争に動員をされたことを時系列にしています。そして、終戦後の1949年日本学術会議が第1回総会を行い、そこに声明文が載せられておりますけれども、科学者が戦争に協力した過去を反省し「われわれは、日本国憲法の保障する思想と良心の自由、学問の自由及び言論の自由を確保するとともに、人類の平和のためあまねく世界の学界と提携して学術の進歩に寄与するよう万全の努力をする」との声明を発表しています。そして、1950年には「科学者としての節操を守るためにも戦争を目的とする科学の研究には、

今後絶対に従わない」という決意の表明を行いました。

その後、次のページの④、これは年表を切って資料にしましたのでちょっとわかりづらいかもしれませんけれども、④の上段にありますように1966年です。日本物理学会やその他幾つかの日本の大学に米国陸軍が資金援助していたことが判明し、問題になりました。このような経過をたどりつつ、近年、安倍政権下で集団的自衛権行使の閣議決定や安全保障関連法の強行など政治と軌を一にして、防衛省が軍事研究のために安全保障技術研究推進制度を開始しました。そして、このことが2017年3月に、日本学術会議は軍事研究を行わないとする過去の声明を継承することを決定し、今回の高知工科大学の見解に至ったものです。

日本学術会議の検討委員長である杉田敦法政大学教授は、声明が一般の人たちにどんな意味があるのかを問われ、「科学者の研究によって戦争の形態はかなり変化している。どんな技術も悪用の恐れは常にあるが、研究の自主性を保ち、自分たちが研究成果をコントロールすることで意図しない使用を防ぐことができる。歴史の教訓で得たものが『学問の自由』の大切さだ。このことをぜひ理解してほしい」と述べています。

長くなりましたけれども、以上を述べて市長にお伺いします。

高知工科大学は知の拠点として本市に位置し、本市の行政や教育に、また住民福祉の向上に寄与されています。その大学において日本学術会議の声明に沿い、軍事研究を行わないとの意思を表明されました。私は学術者の良識と勇気に感銘を覚えました。この方針を市長としてどのように受けとめられるか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをいたします。

このたびの大学の決定は、大変重大な決意を社会に表明したものだというふうに考えております。日本は科学が発達発展をしている先進的な国だということで、科学に携わらない国民も含めて、非常に誇りを持ってきた国だというふうに思います。科学が発展することによって国の発展もある、人々の幸福もあるというふうに考えて、科学に対する本当に高い信頼を寄せてきたというふうに思います。

ただ、3.11を経験して、日本の中では科学に対する考え方が少し変化をしてきているというふうに思っております。それは原子力をコントロールする技術が、本当にまだまだ達成できていなかったんだと、まだ我々は本当に途上にあるわけでありまして、これらの技術を本当に信頼してきたわけでありまして、非常に不安な状況になっております。

科学者自身が科学に溺れてはいけないんだということを、さまざまな発表の中で言われております。科学はまだまだ揺らいでいる状況にあるんだということで、科学に対する信頼は大事なけれども、溺れてはいけないんだということを言われております。人間の幸福を実現するための科学であったものが、結果において現在社会の格差につながっていたり、貧富の差につながっていたり、あるいは犯罪に用いられたり、さらには

それが戦争への武力に使われるというふうなことになるならば、これは全く逆だというふうに思います。

昨日、NHKのテレビでビデオカメラのことが行われておりましたけれども、本当に今進歩してきて、すばらしいビデオカメラが日本でつくられております。もちろん鮮明でもありますし、分析も直ちにできるし、リサーチもできるということでもあります。今、この街に置かれたビデオによって、犯罪も抑止されているのも事実であります。この科学がだんだん進んでいくことによって、簡単に見られることが逆に犯罪につながることもあるんだということで、今その開発をしている研究者の中では、見えないビデオカメラをつくっていくというふうな話がされております。一言で言われても少しわかりづらいんですけども、人々のプライバシーを守るためには、ビデオについても考え方を変えていかなきゃいけない。まさに科学者の良心が、そのような発言をさせているんだというふうに思います。これは科学の先進国として、非常に大事なことだというふうに思います。

こうした中で科学が発展をしていっていただきたいと思いますが、まずは大学には研究の機関として研究の費用が要ります。この研究の費用が潤沢に国から出されてるのかどうかによって、随分科学者の良心も揺らいでくる可能性がありますので、私は今この科学が人間の幸福追求に直結するためには、国が研究費にもう少し金を出すこと、それを国民的に支持をすることが大事だというふうに思います。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 市長から誠実にご答弁をいただきました。

実は、今市長がおっしゃったことは、まさにこの議論の中でも十分にされておりました、その結果、この声明に（資料を示しながら説明）つながったわけですけども、お金の出どころを問題にしております。というのは、軍のほうからお金が出ますと、研究がコントロールされたり秘密にすることを強要されたりするので、学問の自由が脅かされる。こういうことを十分に議論をしております。

そして、お金の点なのですが、防衛省はこの制度ですけども、2017年度から予算を110億円に大幅にふやしております。今の国の財政状況でこれほど予算が伸びるのは福祉その他頭打ちの中で防衛、軍事の名がつくからだ。「安全保障は、何を犠牲にしても優先されるべきという考え方になりがちで、研究費が拡大していきやすい特徴がある。」。今の傾向をこのように分析した上で、そうならないようにきちんと審査官も設けてやるのだというふうに記事の中にあります。

ご丁寧にご答弁いただきましたので、これで次の質問に移りたいと思います。

次に3点目です。香美市公共施設等総合管理計画について質問を行います。

2014年4月に総務省が地方自治体に対して要請した公共施設等総合管理計画が本市においても策定されました。これは今、どの地方自治体も直面している課題であり、戦後の公共施設を含むインフラ整備の老朽化、人口減少による需要の変化、また想定さ

れる大規模地震への備えの意味合いもあろうかと受けとめました。

そこでまず、①をお伺いをいたします。

この公共施設等総合管理計画の狙い、目的をどのように捉えられているでしょうか、お伺いをします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 大岸眞弓議員のご質問にお答えいたします。

国、地方公共団体においては、公共施設等の老朽化対策が大きな問題となっています。この認識をもとに国は、平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画を策定いたしました。こうしたこの国の動きと歩調を合わせ、香美市においても平成27年度から平成28年度の2年間をかけて、公共施設等総合管理計画を策定いたしました。

この計画の狙い、目的につきましては、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されています。これを踏まえ早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現し、地域社会の実情に合った将来のまちづくりを進める上での必要な計画であると考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ご答弁もいただきましたが、今課長、大体のところをおっしゃってくださったのですが、1つ国の示す方向がこれまでよりちょっと進んだというか、前向きになっているというのは、今回の国の示す方向は、インフラの老朽化への対策は自治体財政の悪化も考慮して、新しくつくるから賢く使うという長寿命化のほうへシフトさせる方向です。それは課長も今ご答弁いただいたとおりにかと思うのですが、また公共施設の整備統合なども視野にあると捉えました。この計画はこれまでのような、ここが違うのですが、自治体任せ、個別施設ごとの更新、統廃合にとどまらず、財政も打って、ある面国主導で公共施設の全体像を総合的に把握して、財政政策誘導も図って一元的に統廃合、再編を推進していく方向であるということです。ただ課長おっしゃったように、地方には地方の実情がありますので、それを酌んだ計画でなければいけないと思います。今、地域の実情とおっしゃいましたけど、この今のご答弁と私の言っていることとは、課長、同じですか。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えいたします。

香美市の公共施設等総合管理計画におきましては、地域の実情に合った計画を立てるということを目的としておりますので、少しは違うと感じております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それをお聞きしまして、次、②の質問に移ります。

公共施設の統廃合、再編についてですけれども、通常、公共施設は30年で大規模改修、60年程度で廃止となります。今回、国の意図する計画は、箱物と言われる公共施設、庁舎、学校、公営住宅、公民館、文化・スポーツ、福祉施設等は全て統廃合、再編の対象になるということです。

本市の計画を見せていただいたのですが、現状維持のまま適正管理という既存施設が多い中で、施設の現状を把握し、老朽化、利用頻度の低い施設及び近傍に類似施設がある場合は複合化、集約化、解体等を検討するという基本方針が示された施設も幾つかございました。

そこでお伺いをするのですが、細かい計画は今後各課で行われていくと思いますけれども、昨日の議会質問でも図書館の香北分館の話が出ておりました。やがて撤去されるということだったのですが、基本的には公共施設というのは住民の共有財産です。それをどのように活用するかは、最終的には住民の判断に委ねられるべきだと思います。集約化、解体に当たっては、住民や利用者に十分周知、説明し、ともに検討していく姿勢が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えいたします。

この管理計画は、本市の行動計画として位置づける計画であります。各施設ごとの維持管理等に関する計画につきましては、今後施設管理課において個別施設計画を策定していくこととなります。その際には、将来の公共施設であるべき姿について、公共施設を利用し支えている多くの市民と行政が、施設に関する情報と問題意識を共有し、管理計画を立てることが重要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 個別施設の管理計画等ができましたら、また議会に対してご説明をいただけますね。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたが、個別の管理計画は、施設管理課が現在こしらえているところもあります。また今後こしらえるところもあると思いますので、その件に関しては施設管理をしている課のほうへお問い合わせいただきたいと思いますと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） わかりました。

そしたら、次の4点目の児童クラブの運営に関してお伺いをします。

先日行われました、くじら児童クラブの新施設建設用地についての説明会に私も参加をしておりました。会議に参加しておりまして、聞く限り会議参加されました保護者会の皆さんは、意向が一つにまとまっておりました。教育委員会としても、保護者会の皆

さんの希望する場所で用地取得の準備にかかると思います。ただ、用地交渉に日数を要するとのことでした。昨日も議会質問があったのですが、きのうのご答弁も踏まえ順次お伺いをしていきます。

結局、用地交渉が済んで順調にできたとして、着工の運びになるのはいつごろの見込みでしょうか。何年後の見込みでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

用地が順調に取得できた場合は、平成30年度に着工できるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 平成30年度、来年着工ということですか。仕上がりまでにはあと2年ぐらいかかる、順調にいつてですね。

それで、今年度の当初予算に設計監理委託費として、くじら児童クラブの委託費が734万円計上されておりますね。きのうの同僚議員へのご答弁では、さっき言うたように今年中に設計監理委託をして、そういうふうに平成30年度にはというふうなことだと思っておりますが、今現在、土地の形状が決まらない中で、設計の委託ができるのかと思ったんです、発注ができないのじゃないかと。本当にこの734万円が執行できるのか。つまり何を言いたいのかというと、用地取得の説明会なんかは今年あたり行っていただけのですね。数年前に建設計画が持ち上がった時点で、用地のめどについてはほぼつけた上で、予算計上すべきだと思っております。これは今後の取り組みの教訓としてお聞きをしますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

当初、保護者の方々が希望されておる校舎の南ではなくて、北側グラウンドの隅ということも想定に入れて、この施設の老朽化の状況から山田小学校の児童クラブは急ぐということで、設計の予算は上げておりました。今回用地といいますか、施設建設予定地についての意見交換会で南の意見が大半を占めたということで、用地取得は急いでいきたいと考えております。議員のおっしゃるとおり、もう少し早い段階で用地の検討をされておったら、よかったのではないかと反省しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今後も施設建設がほかの児童クラブありますので、それを教訓にしていきたいと思っております。

それでは、②の質問に移ります。

現在のくじら児童クラブの施設は、築45年を経て相当傷んでおります。資料⑥、最

後のページの資料をごらんください。

これは保護者会から提示をされました専門の方が撮った地下ピットの写真ですが、コンクリートの壁などところどころに爆裂した箇所があって、建物管理者に対して詳しく状況を確認するように記述をされています。

そこでお伺いしますが、用地取得に日数を要し、新しい専用施設が少なくとも2年かかると、その間に大規模地震が来たりしたらどうなるのか。地震が来るまでもなく壁などもひびが入っており、安全の確保が非常に厳しい施設です。いざというときに子どもを守らなければならない保護者会、指導員さんらの不安は当然なことと思いますが、きのうご答弁にあったような小規模な修繕で間に合いますかという心配があるのです。少なくとも専門家を伴って施設を点検して、アドバイスを受けるなどするべきではないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

昨日も答弁をさせていただきましたが、壁面の剥離など緊急性の高い場所については、必要な対策をとっていきたいと思いますし、ご質問のとおり点検も行ってできる限りの対策は行っていきたいと思います。このことにつきましては、意見交換会でも保護者の皆さんと話し合いがされたところがございますが、児童クラブを閉鎖しての大規模な改修は厳しい状況でございますので、新しい施設の建設を急ぎたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） 施設の安全管理の責任は市にありますので、安全がきちんと確保されるのであれば問題ないと思います。そのあたりを肝に銘じていただきたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

児童クラブの規模と指導員の処遇改善の質問ですが、まず規模のほうからお伺いをいたします。

資料⑤を見ていただきのですが、表をつけてあります。

これは上段が平成28年度の指定管理者料の積算を示した表です。上のほうを見ていただきますと、児童数基準による基本単価がくじら、めだかでそれぞれ370万6,000円となっております。下の国が示している表を見てください。基本分として、その単価のところですが、人数別に6段階に分かれて金額が決まっています。この額の基本分の③を見ていただきましたら、36人から45人のところ、370万6,000円です。これが上の額と符合するわけですが。これで行きますと、平成28年度は両児童クラブで741万2,000円の運営費が確保できたものが、平成29年度はめだかの休止でくじらのみとなり、⑥の国の単価の71人以上の291万7,000円での運営となるのです。この点、間違っておりませんか。

国が示した単価というのは、放課後児童クラブの運営基準を協議した結果、さまざまに現場や専門家の意見を反映して、子どもの最善のためにつくられた基準です。基本分の単価、児童クラブの単位、規模としては40人程度が望ましいとして、36人から45人の単位に一番高い370万6,000円をつけて、人数がそれより少ないあるいは多いと減額されるようになっていきます。財政的に誘導してるわけです。ですから、やむなくとは言え、くじら児童クラブ一施設に二施設分の人数を詰め込む今年の運営には、非常に無理があります。早急に規模を改善するよう求めますが、いかがですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） くじら児童クラブにつきましては、めだか児童クラブが休止中ということもあって、集団の規模が基準を上回る状況になっております。保護者会のほうとしても、運営は厳しいながらも続けていきたいという意向もお持ちでございますし、次年度は2つのクラブという意欲も持たれておるようでございますので、教育委員会としましてもそちらを支援しながら、2つでいけるような体制づくりを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 厳しい中でも指導員さんたちが意欲を持ってと言いますが、保護者会の皆さんはそれを受けなければ続けることができない、自分の子どもも預けることができないという状況ですので、本当に苦渋の決断であると思います。

早急に改善をされたいとおっしゃいましたので1点お聞きするのですが、基本単価を減らされて運営はどうなってる、大丈夫ですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 非常に窮屈な運営となっておりますのは事実です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そしたら次と申しますか、それをお伺いしてもう一点聞きたいのですが。

新施設ができましたら児童がふえますね、大体ね。長期の休み、それから、現在たけこの児童クラブに通う山田小学校の子どもさんもしらっしゃると思うのですが、新しい施設がそこにできたらそこに行きたいということがあるかもしれません。そのときのためにも、新しい施設は3施設を想定して計画すべきと思いますが、いかがですか。大宮小学校の轍を踏まないためにも申し上げるのですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

大宮小学校につきましても現在は落ちついておる状況ではありますが、山田小学校の児童クラブにつきましても、今のところ施設の規模等については固まっておりません。

用地の取得が決まってきたら、そういったことも具体的な検討ができるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 大宮小学校は今落ちついていると言いますけれども、そう落ちつかされたという感じなんです。その点のこともよく考慮して、計画をしていただきたいと思います。

それでは次に、指導員の処遇改善についてです。

平成29年度は、指導員さんの確保できなかったのが休止になった最大の要因だと思います。やめられた指導員さんの思い、また残って運営をされている保護者の思い、聞いておりますか、きちんと意見聴取をしていますか。そして、行財政改革推進特別委員会の指摘にありますように、指導員さんに対してしっかりとした身分保障、所得保障ができるよう処遇改善を行うべきです。後々の安定雇用のためにも、この点についての答弁を求めます。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

保護者の皆さんは昨日もお見えになって、担当者と話はさせていただいております。児童クラブ運営の安定化のためにも、安定した雇用と雇用条件の改善、そして所得と身分の保障は最も大事なことでと考えておりますので、引き続き改善を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） その引き続き改善の具体的な計画と申しますか、どこから着手するとかいうのが今年ありますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 3月の議会で賃金とか社会保険のことも、かなり改善が進んでおる状況を報告させていただきましたが、一つ一つの児童クラブに対して、働いてる皆さんが同じような条件で働けるように統一していく方向で指導していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 保険も今、雇用保険だけのところがあるのですかね。労災とかあったんですかね。とにかく社会保険があるところが1カ所やったと思うのですが、その保険につきましても検討されますね？

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 社会保険につきましても、導入を進めていきたいと

思います。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そのご答弁には納得をしました。

次の質問に移ります。④です。

④に関しましては、昨日の同僚議員へのご答弁で、山田小学校の児童クラブは時間がかかるので、並行して他の施設も取りかかっていくというふうなご答弁だったと思います。よろしいですね。

それで、陳情も上がっておって、議会も全会一致で陳情を採択したかたじ児童クラブの当事者の思いを反映をして、あそこですと校庭に用地が確保できるわけですので、来年取りかかると早いので、きのうは優先順位の話だったのですが、そこから取りかかっていたくようにしていただきたいと思うのですが、そのことを再度確認させてください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君

○教育振興課長（横山和彦君） かたじ児童クラブにつきましては、次年度、設計の予算を計上させていただきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ありがとうございます。

それなのですが、さっき用地の説明会を今ごろやっておってはいかんよという話をしたのですが。かたじ児童クラブ、校庭内は確保できるのですが、学校のほうとかと話はついておりますか、確保できる場所。そこを来年予算を上げるんだったら、もう今年のうちから交渉をきちんとして、決めておきなさいよという質問です。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 現在の校長さんとの具体的な話はしておりませんが、以前から屋内体育館の南側がすいておりますので、基本的にはその位置を考えております。今回は学校とも話を詰めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ぜひ、今年のうち学校とも話をさせていただきたいと思えます。

それでは、次の5点目の質問に移ります。部活動に関してです。

最近目にしました幾つかの新聞紙上で、学校の部活動の指導に当たる教職員の多忙化などが問題視をされておりました。

平日は授業のほかに数時間の練習、休日にも練習や試合で家族と過ごす時間もほとんどないなどの記事を目にしております。そして、学習指導要領では、部活動は生徒の自主的な活動とされ、先生が部活動を指導して当たり前になっております。しかし、大学の教職課程において学生が部活指導についてほとんど学ぶことがない中で、必ずしも顧問

になった競技に精通しているとは限らず、主にスポーツクラブのことを想定しているのですが、未経験の場合は指導法の習得に大変な労力を費やします。これが先生個人の努力の範囲の中になっているのです。このあたりに非常に先生方の苦悩があるのではないのでしょうか。

そこでまず、1点ずつお聞きをしていきますが、位置づけについてです。

部活動は学校教育の一環として行われているものと認識をしておりますが、実際の部活に関して学習指導要領にどんな記述があるのか、本市ではどのような位置づけをしているのかをお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員の学校教育の中での部活動の位置づけについてお答えをいたします。

学習指導要領の中での中学校の部活動の書き方につきましては、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」とされています。特に運動部活動については、学校において計画する教育活動であると明記されておりまして、給食や清掃活動と同じ教育課程外の教育活動として位置づけられています。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 本市においても、教育の一環だという捉え方でやっておるということですね。

それを確認した上で次の質問に移りますが、ガイドラインに関してです。

これは私は間近に見る学校の先生、それから、今回ずっとシリーズで載っております記事とか、それから、またその他の書籍なんかでも学校の部活動の問題で幾つか読んだのですが、ガイドラインが部活動に関して設けられているかという疑問というか、あればいいなと思うのです。先生方の悩みに対応して、やみくもに先生方が1人で悩まなくて済むように、それで、例えば先生も忙しい、生徒も忙しい中で朝練、夕練、休日もというふうなことではなくて、週のうちに1日は休息日を設けるとか、それから体罰の禁止、それから、顧問と生徒とのかかわり方などについて、大筋を示したハンドブックのようなものがあれば、先生方もやみくもに悩まなくて済むのじゃないかと、少しでも負担が軽減できるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） ガイドラインは策定されているのかということについてお答えいたします。

中学校学習指導要領の解説のところに、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われるもので、各学校が部活動を実施するに当たっては、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫し、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要であるとされています。

本市はガイドラインに示してはおりませんが、この学習指導要領の趣旨にのっとり、部活動を学校の教育活動の1つとして、学校教育の中でバランスがとれた教育活動の中に位置づけるようにしております。なお、現在、市内の全ての中学校では、週1日の休養日を定めております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 教科とのかかわりで適切に、それから休みもとってというので、学習指導要領はそうなっていると。それが実現できているかというところに、この今回の問題があると思うのです。そこが現実になづくように、何か市のほうでこんなときは無理をせんとか、顧問の先生に言うようなことではないかもしれませんが、先生方も非常に多忙の中で教科もある、それで生徒たちを強くさせてあげたいとかやると、それから、自分の専門以外の競技だと、やっぱり自分でDVDを買ってどんな指導したらいいとか、すごく悩むことが多いと思うんです。その辺が学習指導要領にある基準的なものに、現実が合っていくようにするには顧問がどうすればいいかと、そのようなところを協議の場といいますか、それは校長会などで話をされて、ハンドブックのようなものがあればと思ったのですが、ちょっとそれはやり過ぎでしょうか。でもそれがきちんと行き届いてないから今こんな状況、新聞記事になったり問題点として指摘されたりしていると思うんです。解消されるためにどうすればいいかと思ったのですが、いかがでしょう。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

実は今、部活動のことにつきましては、部活動のあり方そのものについて検討していくわけですが、どちらかというところ業務改善のことも一方問題になっておまして、それとあわせてだんだん検討が進んでいるところです。市の中では、校長会とか教頭会とか、いろんな場で今の課題も洗い出しながら、どうしようということでも話しています。同様に市もそうですし、それから県も国も、部活動のあり方につきましては非常に長い歴史がありまして、課題もたくさんありますので、そこの検討に今大々的に入っているところです。

それで、中学校のこの部活動に関しましては非常に長い歴史がありまして、中学校の教員は、学校の教育の中で部活動を子どもたちの成長を遂げるための1つの方策として、熱心に取り組んできた経過があります。今課題を簡単に言うことはできませんけれども、少し飛躍して簡単に言えば、1つは生徒数が減ってきていますが、例えば今の香美市の中学校でも、10年とかもうちょっと前ぐらいの生徒の数からいうと随分生徒数が減って、教員数も減っていますけれど、部活数が減っていません。これは子どもたちが中学校へ入ったらこの部活をしたいと、もう中学生になると自分の個性とも合わせながら興味、関心を非常に持って入学してくることと、それから、保護者や地域の方々が部活動

に対して非常に頑張って成果を上げてくださるので、そこへ期待を寄せていることがあって、学校としては部活動の数をもうちょっと減らせば対応がしやすいけれど、なかなかそうはいかないという悩みも持っています。

それから、日本の中学校、高等学校もそうですけれど、スポーツでいえば体育連盟という組織がありまして、これが市とか郡のいろんな体育大会もしますし、これが県・国とつながってしまっていて、そこに対するしっかりとした仕組みができておりまして、その大会に出るためには学校で組織をつくって、つまり部活動として行っていくという歴史的にそういうふうな流れがありましたので、大岸議員さんが言われたように先生方の大変な努力の上に今成り立っているという課題があるのですけれども、学校の中で、そして市とともにできる改善としたら、週1日こういうふうに部活動を休む日をつくるとか、先生方が無理がいかないように、できるだけチームでやっていくようにするとかいうような検討はできますけれども、仕組みそのものは学校だけではなかなか難しく、また市が入ってもこれは難しく、県・国を挙げてこの仕組みについて検討していかない限り、改善がなかなかできにくいものです。そのことが一方、教職員の業務改善とあわせての話で今進み始めたというところで、ここに意見も寄せながら進めていきたいというふうに思っているところです。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今、教育長のお話を聞きましたら、歴史もあって今こういう現状になっておると。お聞きするとやっぱり今部活動の問題って過渡期ですね、子どもの減少ともあわせて部活動の数とかいうのも。それで、私の質問の意図は、先生が部活動を指導して当たり前という考え方が根強い。それが先生方の苦悩を見えなくさせてしまってきたのではないかと。今その過渡期でありますので、教育長言われたようにさまざまに検討もされているようですので、この当たり前から脱却してグレーゾーンに光を当てて改善方法を検討していく。これから校長会等でも、当事者の先生等も交えて話をしていく協議の場はぜひ必要となります。その点はよろしいですか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） おっしゃられるとおりです。まず、学校のほうの教職員の考えも長い間そうしてきましたので、学校でやるのが当たり前という感覚があります。ですから、部活動をこれから考えていくというときに熱心に燃えている方もあれば、専門外の部活動をしていて、非常に詳しくないけれども講習も受けながら自分で勉強してやっている先生もいたりするわけですので温度差もあります。そんな中で当たり前からの脱却というところは、意識改革としてとても大事です。

もう一つは、学校だけじゃなくて外からごらんになってくださるときに、部活動って普通中学校にあるんでしょっていう、そういう頑張ってくださいのメッセージだけではどうも学校は苦しいということがあるので、内も外もそういうことを考えていただくような機運をつくらないといけないと思っているところです。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、外部指導者の問題について質問を行っていきませんが、その導入について本市の意向をお伺いします。

外部指導者に期待される役割としては、るる出てきております教員の超過勤務の負担軽減、それから、生徒に専門知識や技能を提供することが期待できる。こういうことで高知市なんかでもそうですが、導入を考える学校があるようです。しかし、外部指導者は教員に比べて、より多くの日数を部活動に費やすべきと考えていることがわかりました。今度はそうすると、生徒への負担が懸念されるわけです。やはり高い技能を習得させて、専門の指導者でしたら技能を習得させて試合に勝てるチームにしたいとの思いが、それがすごく強い指導者だと、勝つことが至上命令にややもするようになるのではないかと。強いチームほど保護者の方々も熱心です。そうすると子どもたちも期待に応えようとして必死になって過度に練習をして、体を痛めたりとかいうふうなこともあるのではないかと、それが心配されます。

実は、私の息子も中学校のときに部活動でちょっと体を痛めて入院をしたのですが、親としてちょっとやっぱり、ちゃんと見守ってあげなかったなという反省が今あるのです。なかなか抜け出せない、そこから。そういうところがありますので、そのあたりの兼ね合いをちゃんとやってくれる、教育としての部活ということもちゃんとわかっている外部指導者ならいいと思うんです。外部指導者の質が問われている問題だと思うのですが、この点いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 言われるとおりです。今、国のほうでは、外部指導者の部活動への導入ということで、法の整備をしてかなり外部指導者を正式に入れることができるような検討をしてくださっています。それは研修もきちっと受けて、そして学校教育の中での部活動ということで、きちっとかかわれるようなことを整備をしてくれていますけれども、ただ、今、国のほうがまだちょっと内容的なものをきちっと整備している段階ですので、これからそれが出てくると、県のほうでは国の策定をもとにしながら実施に向けた整備を整えていこうとしています。それにあわせて、今言われたような懸念されることを解決にしていくような方向で整備をしないといけないと思っています。

それで、香美市のほうでは、今出されている国のほうの外部指導者のこととはまた別に、どちらかという部活動の専門でない人に対するフォローのような形で、県に外部指導者を置く事業がございます。その事業を活用しながら、学校の中での部活動のあり方ということで考えているところです。それで、現在大柘中学校で、県の運動部活動サポート事業というのですけれども、この事業を活用し、年間120回程度、外部指導者によって運動部活動の指導を行っています。

今後、本市の学校が進めているコミュニティ・スクールの設置とともに、地域の外部指導者の力もかり、学校の部活動と地域社会との連携を拡充できればいいと思っています。

す。

大柘中学校が今取り入れている分については、若干制限がある、数が限られているので、できるだけここへ希望を出していくようにはしていますけれども、まだ数は少ないところです。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） この外部指導者、今、国のほうもそれを検討しているというお話を聞きまして、本当に現場の運用次第だなというふうに思いました。それでやっぱり市の教育委員会として、ここで今申しました事柄、教育長もよく踏まえていらっしゃいますが、やっぱり一定の資格要件は求めるべきだというふうに思います。

それから、これは今はさすがにもう、ウサギ跳びとかいうのはやまっていますね。体に逆に悪い影響、それから野球肘とか、そういうのはないのですが。やっぱり長時間やればいいというものではなくて、私はスポーツには科学性がとても要ると思うんです。それから、成長過程の子どもですので、場合によっては理学療法士の監修を頼むとか、そういうこともしていかなどいかなのではないかと思います。それを外部指導者に委ねるかどうとかいうのもあるんですが、そういうことも考えますが、この点再度、教育長いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

先ほど申しました文部科学省のほうで策定しているこれからの外部指導者につきましては、学校の先生と一部かわれるぐらいの重きを置いたものが出てきています。例えば大会に着いて行くことができることだったり、単独で指導ができたりとかいうようなものもろもろありますので、そこの部活動へのかかわりってというのが、今先生方がやられてるのと同じような質のものでないといけないので、ここはちょっと行方を見ながら、なお意見の言えるところはできるだけ言っていきたいと思っています。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ちょっと今思ったのですが、外部指導者導入に当たっての予算措置というのがあるのですか。一般会計からですか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） この文部科学省のほうのことについてでしょうか。

（14番、大岸眞弓君、自席にてうなずく）

○教育長（時久恵子君） ここはちょっと、まだそこの整理はきちっとこれからと思っていますので、そこの様子を見ていきます。今導入している分については、県のほうから派遣になって、人はこちらのほうで用意をして、お願いをしていくという形をとっていますので。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、最後の6点目の質問に移ります。

昨年11月議会におきまして、熊本地震で被害に見舞われた自治体が、技術職員の不足により罹災証明の発行が滞っているとかいう記事を見まして、本市ではそのようなことがないように技術系職員の補充を求める質問を行いました。そのときの市長のご答弁では、これ要約しますと、非常に採用に苦勞しておりまして、採用試験の時期をずらす、また年齢を上げて企業で経験を積んだ方などにもアプローチをかけて、優秀な方に来ていただくことができた。技術系職員を集約したことで各課長には苦勞をかけているけれども、将来に向けて大学とも連携し、早期に採用の取り組みをする必要があるとのことでした。

そこで、お伺いします。まず、①です。

技術系の職員の補充は、何名あったでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） まず最初に、技術の職員が多い課及び技術職員を私的であり公的でありまとめて会をやっております、その代表ということでの意見が入ることをお許しください。

補充についてですが、平成29年度4月になりますと2名、内訳としましては土木技術職です。その前になりますと平成28年度に4名、内訳としましては建築技術職2名、土木技術職2名です。その前になりますと平成26年度に1名、土木技術職となっております。なお、本年度も技術職員採用を要請、要望はしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 平成26年度からお答えをいただきましたが、合計7名ということですか。

（建設課長、井上雅之君、自席にてうなづく）

○14番（大岸眞弓君） それで、課長の感触として、今建築と土木と雇われたということですが、あとどの技術職員が、もうあとどれくらい欲しいとかいうのがありますか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

おればおるほどいいっていうのが当然だと思います。ただ、議員さんのほうからも言われました大規模な災害時の対応とかを思うと、ただほかの職種、業種、市役所の中での問題もあろうかと思しますので、そういうわけにはいかないとも考えてます。ただ、各年齢層のずっと10年、20年後を見据えた採用といいますか、段階的な職員配置ができればというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、②の質問に移ります。

平成26年度から7名の補充があったということですが、まだ要るということでした。それで建設課のほうでは、ほかの防災のほうでもそうですが、外に出る業務が多くて、特に災害時には激務になると思います。前回の質問のときの課長答弁でも、その不安が語られておりました。この前のご答弁では、今年の4月から上下水道関係を除く技術職員が建設課に集約をされた。現在、職員間の連携はとれている。ただ、分室の業務細部については、今後協議が必要。事業量が減ったわけではなく集約されたけれども、大規模災害、気候状況の変化、ゲリラ豪雨等による災害の増加、そして、事務業務が複雑化したことにより職員の残業も多く心と体が心配ということで、大規模災害の対応は現在の体制では到底無理という認識だということでした。おればおるほどいいということですが、7名補充されておるわけですので、これにより一定の課内の負担軽減、また不測の事態に対応できる体制が整いつつありますか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現在のところ大きな負担軽減までは至っていません。やはり新人ですので、もう少し時間がかかるものと考えています。また前回と同じ回答になりますが、反面維持管理等の事業量もふえ、気候状況のゲリラ豪雨の災害もふえて、事務事業が複雑となったことにより課員の残業も多く、心と体が心配な状況は変わっておりません。

また、不測の事態への対応ですが、前回もお答えしましたが、大規模な災害ともなりますと、まだまだ十分でないとの認識もしています。県の外郭団体である技術公社、山林協会、土地改良連合会や設計・施工業者の応援、あわせて県及び広域的な県内外の他市町村からの技術支援などに頼らなくてはならないと考えています。ただ応援があっても、その中心はやはり市の技術職員です。職員の補充と育成は今後も大切と考えています。先ほど言いましたが、各年齢層での補充は必要と考えています。技術屋として、自分たちのまちは自分たちでつくり、守り、管理、そして復旧しなければならないと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） これは本当に災害時には担当部署の職員さんだけでなく全職員さんの問題でもありますし、そのときにきちんと機能を発揮していただけるということでないとも市民の安全が守れない、災害対応ができないということになっていくことかと思えます。それで引き続き、課長のほうも要望されていくということですが、最後、③の質問に移ります。

この春には課長職の方々が8名退職されました。それで今新しい課長さんが執行部席においでですけども、庁内では大きな異動もありました。今課長ちょっとおっしゃったような年齢に開きがあるから、そこら辺の継承も課題だというふうにおっしゃっておられます。技術職の人材育成、継承もなされていく必要があるかと思いますが、体制に

については、年齢に開きはあるけれども着々と進んでいるということによろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 育成についてということでお答えさせていただきます。

新人職員については一月程度、技術公社の技術者新人研修に参加しています。また、年数回になりますが短期二、三日の協会とかいろいろな研修にも参加させています。参加により技術の習得はもとより、同世代の他市町村との技術職員との交流も有意義と考え、今後もできる限りの参加を予定しています。また、いろいろとの兼ね合いがありますが、国・県への1年間程度の長期研修、出向等も、若手の職員を行かせればなどは考えています。

現職場での対応ですが、先輩職員による指導はもとより、現地に出向き現場を目で確認し、地域の方々と話をしての対応と考えています。まだ少し時間がかかるかもしれませんが、5年後10年後を見据えた指導とも思っております。人づくりはまちづくりって言いますが、私は技術屋づくりがまちづくりと考えています。

済みません。気持ちが入って感情が入ってしまって、私も含めまして、特に私個人になりますがまだまだ半人前、議会議員の皆様や地域の方々のお力もかり、成長しなければならぬと考えていますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 以上で私の質問は全て終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 大岸眞弓さんの質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ散会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は散会することに決定しました。本日の会議はこれで散会とします。

次の会議は6月16日午前9時から開会をいたします。

（午前10時48分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 9 年 6 月 1 6 日 金曜日

平成29年第2回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成29年6月5日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月16日金曜日（会期第12日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	三 谷 由香理
総務課長	山 中 俊 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
企画財政課長	川 田 学	産業振興課長	西 本 恭 久
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建設課長	井 上 雅 之
管財課長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美貴子
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 山 崎 泰 広

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪野高廣 議会事務局書記 山本絵里
議会事務局書記 一圓まどか

市長提出議案の題目

- 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市一般会計補正予算（第11号）
- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）
- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 11号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 12号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 40号 平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 41号 平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 議案第 42号 平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 43号 平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 44号 平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 45号 香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 46号 香美市上下水道審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 47号 香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 48号 香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 49号 香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成29年第2回香美市議会定例会議事日程

（会期第12日目 日程第5号）

平成29年6月16日（金） 午前9時開議

- 日程第1 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第2 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第3 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第5 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）
- 日程第6 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第7 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて

			平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
日程第8	承認第	8号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第9	承認第	9号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	承認第	10号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	承認第	11号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	承認第	12号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第	40号	平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第	41号	平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第	42号	平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
日程第16	議案第	43号	平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
日程第17	議案第	44号	平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第	45号	香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第	46号	香美市上下水道審議会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第	47号	香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	48号	香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	49号	香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について

会議録署名議員

12番、山崎晃子君、13番、山崎龍太郎君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

これから議案質疑を行います。

日程第1、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市一般会計補正予算（第11号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。承認第10号について質疑をさせていただきます。

私の最終日に提出する意見書案の関係もございますので、少しお尋ねしたいところがございますが。

細部説明書によりますと、23ページに記載されております「平成31年度以後の各年度分の個人の市民税における配偶者控除及び配偶者特別控除について、以下の措置を講じることとした。」ということで記載をされております。実際、配偶者控除及び配偶者特別控除について、まあ特別控除のほうが拡大されていくということでございますけれども、これは市としては減収に当たると、税収の減に当たるということで、私の調べたところによりますと、この減収分については、2019年度以降の個人住民税の減少額については、全額国費で補填されるというふうに思っておりますけれども、これが実際、減収額がどれぐらいになるかというがはなかなか先のことでもあるし、また数字的なことですのでつかむこともできないと思っておりますけど、どういう交付金的なものが入ってくるのか、そこら辺のところをお尋ねしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

今回の税制改正によりまして住民税が減収となった場合は、議員のおっしゃられるよ

うに国費で全額負担ということが言われてます。ただ、現段階ではその方法とかそういうのが決まってません。今回の税制改正じゃないですけど、過去の例ですと、減税の場合ですと地方特例交付金とか、あと減税補填債とかっていうので補填するという措置が減税の場合にとられてますが、今回はまだ決まってないということです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 特例交付金、まあ住宅ローン減税とかいろいろあったときには使われた手法だったと思いますが、その減税補填債のほうですわね、ちょっと仕組み的にちょっとこの際ご教示をいただきたいと思いますが。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 自分もきれいに説明できるほどわかってるかどうかはちょっとあれですが、定率減税をやられたときは、たしか4分の3か何かが特例交付金で、残り4分の1を減税補填債かで措置されたと記憶してます。減税補填債で借りた分は、後年度交付税に算入されるということだったと思います。それぐらいしかちょっと今はお答えできませんが、よろしくお願いします。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、承認第12号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第40号、平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第41号、平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第42号、平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）

補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第43号、平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第44号、平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第45号、香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第46号、香美市上下水道審議会条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第47号、香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第48号、香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 議案第48号についてお伺いをいたします。

ピースフルセレネの設置の条例の改正ということですが、まず、名前が結構大きく変わっておるということで、新聞報道でもされたところなんですけども、例えばそのアンパンマンのふるさとというような特性もある中で、そういった言葉もこの名前には入っていないなど少し思ったりもしました。まあ言うたら、この名前がちょっとなじみにくい名前じゃないのかなと思いました。なので、こういった名前になった経過、資料にもあったわけなんですけども、つけ加えてあるならちょっとお聞かせ願いたいのと。

実際に料金改定がされておるんですけども、この料金改定をするに当たっては、一定の見通しを持って、どれぐらいの集客率があれば採算ラインになるかというようなこともあって、料金改定をされてると思います。そういったその採算ラインをどう設定をしておるのかです。

最後に、その幅を持たせて25%減額できるということになっておるんですが、具体的に減額したものが、例えば閑散期なんかは地元の人が使いやすいようにとか、そういった配慮も含めてされるのか。あと、その採算ラインのことは、ちょっと具体的に部屋の数などもわかりましたら。何部屋あって、そのうち何部屋が稼働すれば採算がとれるといったことを、わかりましたらお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

コンセプトとしては、こちら資料をつけていますが、それ以上のものはありませんが、まず補足説明をするならば、単なる宿泊や食事の提供にとどまらず、健康センターセレネやアンパンマンミュージアム、日ノ御子河川公園キャンプ場など、香北町のエリアで、こちらにあります5つの感動体験を通して、家族の思い出をつむいでもらいたいという思いが込められたものです。実際、この夏に日ノ御子河川公園キャンプ場で営業を再開するわけなんですけど、それではバーベキューのほかに家族の思い出に残る体験メニューを企画中です。それと、ちょっとネットの資料からなんですけど、観光地とリゾートの違いということで、観光地が観光資源を中心に周遊旅行者を集め、1泊のみ1回限りのお客様が多いのに対して、リゾートはすぐれた環境を資源とし、繰り返し来訪する滞在客が多い場所とされております。このようにリピート客を多く集約したいという思いが込められたものです。

続きまして、集客率ですが、あくまでも目標数なんですけど、平成30年度レストランで昼食をとる方が約2万人、宿泊者数は6,700人を見込んでおります。ちなみに平成27年度の実績は、レストラン1万2,000人、宿泊者数2,600人でした。また、部屋数につきましては、和室が8室、洋室が8室、それで今回料金改定にも入れておりますが、デラックスルームを1室用意しております。また、稼働率としましては、地方のホテルで一般的な指標となります41%を想定しております。それと、下限を25%に引き下げた理由につきましては、議員がおっしゃったように、香美市の市民に対して閑散期に安く利用していただきたいということと、販売促進活動等では低価格で提供したいという構想がございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） あと1点、レストランの話を。レストランのほうも、以前は地元のほうに余り開かれてなかったように思うわけですけども、こういった新しいところはさらにそこら辺も改善されて、地元の人でも利用しやすいものになるのかどうかお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） レストランにつきましては、名の通った料理人の監修を受けたメニューを提供するというのを聞いております。また、既に運営側はメニ

ューの試食もしているということです。また、ピザ釜を新たに設置するという一方で、地元食材を使ったピザの提供もする予定と聞いております。レストランについては、近隣市町村や、また高知市からの客層をターゲットとしたいと考えているということです。以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸です。1点だけお聞かせください。

さっきの質疑も踏まえてなんですけれども、この料金体系を見たときに、以前と比べて随分高くなったなど、これまでと比べてですね。それで、デラックスルーム含めて、どうもその高知県内あるいは市内というよりは、都会の富裕層をターゲットにしているというふうに感じました。ただ、観光業ですので利益ももちろん出さないきませんので、それによっては料金体系も無理のないところかなど。それから、どういうコンセプトを持ってやるか。そのコンセプトによっては、それが当たったらそうというふうに思いますけれど、何かこれやるに当たりましては、ホテルの改装費、それから税金が投入をされておるわけですね。それから、かつその地域の資源を使って営業もしていくということを考えたときに、例えば地元への還元ということについて、どういうふうに考えられておるのか。例えば地域の方を雇用することが視野に入っているとかですね、その辺をお聞きをしたいです。

それから、さっきちょっと聞きづらかったのですが、閑散期には地元の方にもホテルを使っただくように、開放するためのその25%の下限を設けたと、こういう捉え方でよろしいですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） その料金の設定につきましては、確かに議員がおっしゃるとおりちょっと高いようにも感じますが、全国にもアンパンマンの装飾を施したホテルはありますが、個々の客室を含め、全館でアンパンマンの世界を体感できるようにしたホテルは初めてということで、また、やなせたかし先生のふるさとというアピールポイントは高いので、集客はできるだろうと予想しております。

また、地元雇用につきましては、ちょっと運営側と協議をさせていただきたいと思えます。

それから、先ほどの閑散期につきましては、地元の方に安く利用させていただきたいというのがあります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 都市部にあるほかのアンパンマンミュージアムなんかと違って、やなせ先生の原画があるということで、ホテルの中にもそれを反映して差別化をしておると、こういうことですね。それで集客は見込めるだろうという見通しなわけで

すね。さっきも申しましたように、観光業ですので利潤は当然上げていただかなければならないし、言ったように、指定管理料もどんどん減らしていくという方向でやっていただかなければいけないのですが、やっぱり地元の雇用という単に限ったことではなくって、地域への還元ということをどういうふうにホテル側が捉えてやっていこうとしているのか、そこをお聞きしたかったのです。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 先ほど申し上げましたとおり、レストランについては地元の食材を使った物を提供するという形で、地元に戻元していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ちょっと1点だけ確認をさせていただきたいんですが、この間の産業振興計画の事例発表のときにも古川さんいらっしやって、現在取り組んでるそのホテルの話とかいろいろされてました。その中で、今ものべみらいが流域の観光についてさまざまに調査もし、取り組む事例も構えているというところだと思うんですが、統一的なコンセプトとして、これ「もの‘べ’がたり」はずっとそこで使うがですかね。言いゆうことがわからん？これザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートというこのホテルで、「～家族だけの思い出＝もの‘べ’がたり～」というふうに、物語とその物部川の流域のことを、こじつけ言うたら悪いですけど、うまく掛け合わせてやっていますが、それで統一的に使いながら三宝山であるとか、それから西島園芸団地はわからないですけども、のいち動物公園であるとか、そういうのをこう全体的にプロデュースしていこうとしてるのかどうか、もしわかってたらそこちょっと、そこだけ確認したいんですが。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 申しわけございません。そこまでちょっと把握しておりませんが、ホテルについてはこれを使っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 後のほうが何を言ってるかちょっとわかりにくい。最後までちょっとしっかり答弁してください。

ほかに質疑はございませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第22、議案第49号、香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第1、承認第1号から日程第22、議案第49号までの質疑は全て終わり

ました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は6月22日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は6月22日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をしました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は6月23日午前9時に開きます。

本日はこれで散会します。

（午前 9時23分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 9 年 6 月 2 3 日 金曜日

平成29年第2回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成29年6月5日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月23日金曜日（会期第19日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課長	秋 月 建 樹
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	三 谷 由香理
総 務 課 長	山 中 俊 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
企画財政課長	川 田 学	産業振興課長	西 本 恭 久
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美貴子
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 山 崎 泰 広

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪野高廣 議会事務局書記 山本絵里
議会事務局書記 一圓まどか

市長提出議案の題目

- 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市一般会計補正予算（第11号）
- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
（第5号）
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第5号）
- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第
3号）
- 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補
正予算（第1号）
- 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 11号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 承認第 12号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 40号 平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 41号 平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 議案第 42号 平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 43号 平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 44号 平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 45号 香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 46号 香美市上下水道審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 47号 香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 48号 香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 49号 香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について
- 議案第 50号 平成29年度香美市一般会計補正予算（第2号）

議員提出議案の題目

- 発議第 2号 香美市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 3号 香美市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 意見書案第 4号 健康保険の被扶養者の年収要件見直しを求める意見書の提出について
- 意見書案第 5号 日本政府が核兵器禁止条約の交渉に参加し、条約実現に努力するよう求める意見書の提出について
- 意見書案第 6号 子どもの医療費無料化制度の創設を求める意見書の提出について

議事日程

平成29年第2回香美市議会定例会議事日程

（会期第19日目 日程第6号）

平成29年6月23日（金） 午前9時開議

- 日程第1 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第2 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第3 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計

			補正予算（第5号）
日程第5	承認第	5号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）
日程第6	承認第	6号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
日程第7	承認第	7号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
日程第8	承認第	8号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第9	承認第	9号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	承認第	10号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	承認第	11号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	承認第	12号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第	40号	平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第	41号	平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第	42号	平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
日程第16	議案第	43号	平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
日程第17	議案第	44号	平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第	45号	香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第19 議案第 46号 香美市上下水道審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第 47号 香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第 48号 香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第 49号 香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について
- 日程第23 陳情第 1号 市道谷相線及び市道日ノ御子線の改良事業の継続について
- 日程第24 議案第 50号 平成29年度香美市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第25 発議第 2号 香美市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 発議第 3号 香美市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 意見書案第 4号 健康保険の被扶養者の年収要件見直しを求める意見書の提出について
- 日程第28 意見書案第 5号 日本政府が核兵器禁止条約の交渉に参加し、条約実現に努力するよう求める意見書の提出について
- 日程第29 意見書案第 6号 子どもの医療費無料化制度の創設を求める意見書の提出について
- 日程第30 閉会中の所管事務の調査について
- 日程第31 議員派遣の件

会議録署名議員

12番、山崎晃子君、13番、山崎龍太郎君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入ります前に、本日議会運営委員会が開催をされておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。本日の会議の運営等につきまして、議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、追加議案等につきましては、議案第50号の議案1件、発議第2号、第3号の発議が2件、意見書案第4号から第6号までの意見書案3件を追加議題とし、委員会付託を省略し、提案説明から採決まで行います。

続きまして、9月定例会の会期日程及び会議の予定につきまして、協議の結果、別紙のとおり決定しましたので予定表をお手元に配付してあります。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市一般会計補正予算（第11号）から日程第23、陳情第1号、市道谷相線及び市道日ノ御子線の改良事業の継続についてまで、以上23件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、大岸眞弓さん。

○総務常任委員会委員長（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。14番、大岸眞弓です。総務常任委員会の報告を行います。

今期定例会で総務常任委員会が付託を受けました案件は、承認第1号、10号、11号、12号と議案第45号、47号、49号の7件です。それでは、順次ご報告します。

まず、議案等の審査に先立ち、環境上下水道課長より香美市の私債権放棄の報告を受けたことをご報告いたします。

次に、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市一般会計補正予算（第11号）を議題としました。本案については、連合審査会で既に質疑は終了しており直ちに討論に入りました。討論はなく、採決の結果、承認第1号は、全員賛成で原案どおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。本案についても質疑、討論はなく、採決の結果、承認第10号は、全員賛成で原案どおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市固定資産税

の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。質疑、討論はなく、採決の結果、承認第11号は、全員賛成で原案どおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第12号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。本案は、国家公務員の平均給与の変更率に伴い、香美郡医師会からの学校医、学校歯科医等の費用弁償引き上げの申し出に対応する条例改正であります。医師会からの申し出の時期と支払いに支障はなかったかなどの質疑がありました。医師会からの申し出は、平成28年11月24日の第39回香美市、香南市、中央東福祉保健所、香美郡医師会保健衛生懇談会の場においてであり、また、本年3月議会での専決処分なので、支払いに影響はない旨の答弁がありました。以上の質疑の後、討論はなく、採決の結果、承認第12号は、全員賛成で承認すべきものと決定しました。

次に、議案第45号、香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。質疑、討論はなく、採決の結果、議案第45号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第47号、香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。質疑、討論はなく、議案第47号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第49号、香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定についてを議題としました。本案に関しましては、複数の委員から委員の構成ですとか、地域の声や実情をどう反映させるかなどの質疑がございました。要点を踏まえてご報告をいたします。まず、対象地域の利益を代表する委員の参画はどの質疑に対し、条例中の「市民を代表する者」のところで、今回は地域審議会の方々であったが、今回は老人クラブとか香北、山田、物部、各地域の方々、それぞれ関係者の意見が十分に反映できるようにするとの答弁がありました。また、ほかにも車を現在利用しない方、例えば老人クラブの方々でも、車を利用して会議においでの方もしらっしゃるわけですので、その老人クラブの方とか、現在子育て中で車を使用していない方もいらっしゃるから、そういう方の声も反映ができるか、そのように意見をきちんと聴取できるような検討委員会とするように意見がございました。そして、現在デマンドバスなどを利用している方々の意見の聴取はするかとの問いに、その件に関してもきちんと聴取をするということでございました。そのほか会の進め方等について、それから、これまであった検討委員会の積み残した課題等についても、きちんと議論をするように委員からの意見もございました。そして、執行部からは平成30年度には答申をいただきたい、そして、平成31年度には香北にデマンドバスを導入したいとこういうふうな説明もございまして、以上のような議論がございました。以上のような質疑の後、討論はなく、議案第49号は、全員賛成をもって可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、織田秀幸君。

○教育厚生常任委員会委員長（織田秀幸君） 15番、織田でございます。

今期定例会において教育厚生常任委員会が付託された案件は、承認第5号、6号、7号、8号、9号と、議案第42号、43号、44号の8件であります。以下、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）では、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金が減額となっている。広域化に向けての予算計上なのかとの質疑に対しまして、広域化に向けたシステム改修であり、改修は県や国保連合会との連携を図るためのものである。また、減額の理由はどの質疑に、上限の300万円を予算計上していたが、自庁システムを改修することで経費が安くなったとの答弁がありました。また、一般被保険者療養給付費の減額に至った要因はどの質疑に、人数減が主要因と思われるとの答弁。また、地方単独事業国庫金減額相当額繰入金の前年度比の金額はどの質疑に、前年度に比べ少なくなっているとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、承認第5号は、全員賛成にて原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）では、地域支援事業の委託料の減額は、総合事業による緩和型サービスをしなかったとあるが、内容説明をとの質疑に、第1号訪問介護サービス事業費は事業者へ委託する予定であったが、事務的な準備や当該事業所の人的不足で、家事援助の部分が実施に至らなかったとの答弁。また、介護給付費の減額要因はどの質疑に、平成24年度からの伸び率が上昇傾向であったため、多く試算していたとの答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、承認第6号は、全員賛成にて原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）では、居宅支援サービス計画費収入の減額は、細部説明書で介護予防サービス計画作成数の減少とあるが、要支援1・2の対象者が全員介護予防サービスに移行するののかとの質疑に、デイサービスとヘルプサービスのみが対象で、あとは事業所が対応しているとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、承認第7号は、全員賛成にて原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）では、質疑、討論もなく、採決の結果、承認第8号は、全員賛成にて原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険

税条例の一部を改正する条例の制定については、これも同じく質疑、討論もなく、採決の結果、承認第9号は、全員賛成にて原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、議案第42号、平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）では、財政調整基金繰入金の減額と歳出の財源振替との関連はとの質疑に、当初財源不足が見込まれていたため財政調整基金の繰り入れで予算計上していたが、前期高齢者の交付金が多く、繰入金が不要となったための減額である。また、講師謝金等の減額はとの質疑に、運動教室が補助対象となったため組み替えを行ったとの答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第42号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第43号、平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）では、特段の質疑、討論もなく、採決の結果、議案第43号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第44号、平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、これも特段の質疑、討論もなく、採決の結果、議案第44号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、利根健二君。

○産業建設常任委員会委員長（利根健二君） 3番、利根でございます。

産業建設常任委員会が付託を受けました承認第2号、第3号、第4号、議案第40号、41号、46号、48号、陳情第1号について審査を行いました。以下、審査の経過と結果を報告します。

まず、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題としました。補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。質疑、討論はなく、採決の結果、承認第2号は、全員賛成にて原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

続いて、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題としました。補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。特定環境保全公共下水道事業負担金が166万2,000円の減額になっているが積算の根拠はとの質疑に対し、給料、人件費、委託料、需用費を精算した結果である。下水道に関するパンフレットの作成を委託から直営に変えた分が減額になっていると答弁。下水道総務費の中の委託料が135万3,000円減額になっているがなぜか、その計算の方法はとの質疑に、精算の結果である。金額はシステム保守委託、量水器取りかえ、検針手数料、口座振替手数料、納付書作成送付等全ての費用を積み上げた額を上水、簡水、公共下水道、特環、農業集落排水で割って計算されていると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、承認第3号は、全員賛成にて原案の

とおり承認すべきものと決定をいたしました。

続いて、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題としました。補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。質疑、討論はなく、採決の結果、承認第4号は、全員賛成にて原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第40号、平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題としました。補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。現給保障とはどの質疑に、給与が下がる分を保障する制度と聞いている、詳しい中身は総務のほうでやっているので承知をしていないと答弁。当初予算を組むときになぜ見込めなかったのかとの質疑に対し、3月以降の職員配置の関係での変更であり、当初予算に見込むことはできなかつたと答弁。該当する職員の詳細はどの質疑に対し、庶務班2名、工務班2名の合計4名であると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第40号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第41号、平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたしました。補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。現給保障という同じ理由が書かれているが、議案第40号の職員と関連があるかとの質疑に対し、産前・産後休暇及び育児休暇となる庶務班の職員1名分の賃金と工務班2名分である。議案第40号の人件費と別の職員であり関連はないと答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第41号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第46号、香美市上下水道審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。委員の数が減っているが審議に影響はないかとの質疑に対し、今まで12名体制であった。10名以内となっても審議に影響はないと答弁。議員以外にも市の職員の委員がいなくなっているがなぜかとの質疑に対し、その分外部の委員に多く入ってもらって、より多くの意見を聞くためであると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第46号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第48号、香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。香美市の市民に閑散期に利用してもらおうということを知ったが、期間等具体的なことは決まっているかとの質疑に対し、特に決まっていなかったが、客の少ない時期を想定していると答弁。41%の稼働率が採算ベースと言っていたが、周辺の稼働率は調べているか、40%の根拠はどの質疑に対し、2年前にピースフルセレネの指定管理料の調査をしたときなどを参考に計算すると、40%程度の数字が出ていると答弁。レストランの料金設定は聞いているかとの質疑に対し、聞いていないと答弁。レストランの利用者数の目標を多く見積もっているが大丈夫かとの質疑に対し、名の通ったシェフがブ

ロデュースしている、経営側は何度か試食しており、料理のクオリティーは高いと聞いていると答弁。デラックスルーム等の完成見学はできるかとの質疑に対し、やる予定であると答弁。デラックスルームの料金が高いとか割引率を75%まで可能にしているとかあるが、具体的な経営戦略などは聞いているかとの質疑に対し、具体的なことは聞いていないが、高級感を出したものであるもので5万円を設定していると答弁。料金が高いので心配している。大丈夫かとの質疑に対し、全館アンパンマンの世界を体験できるというコンセプトである。デラックスルームは約40平米あり、ゆったりと過ごしてほしいと答弁。全室やなせ先生の描かれた原画のレプリカを展示するののかとの質疑に対し、そのように計画していると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第48号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、陳情第1号、市道谷相線及び市道日ノ御子線の改良事業の継続についてを議題としました。本案は継続審査となっており、既に陳情者からの説明も受け、現地視察も行っており、直ちに審査に入りました。委員からは、本陳情は谷相自治会、中谷自治会、横谷自治会の3自治会での連名で提出されたが、該当工事区間は日ノ御子地区である。拡張工事等には路線沿いの地権者の協力が不可欠である。また、通行規制、交通量の増加等に対して地元住民の協力は欠かせないが、現時点で該当工事区間である日ノ御子地区に相談をしていない。陳情に至る趣旨は理解できる。まず、本文に書いてある該当部分の安全の確保、待避所の設置等について、担当課と協議してはどうか。地元との協議、協力のお願ひも抜かりなくやる必要があるのではないか。その進捗状況により、改良事業の継続ではなく、新たな改良事業の要望を検討してはどうか等の意見がありました。採決の結果、全員反対により不採択にすべきものとするに決定をいたしました。

なお、ただいま報告しました意見等につきましては、陳情審査報告書をお配りしておりますので、ご確認をお願いをいたします。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、産業建設常任委員会委員長にお伺いします。

質疑の…。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前 9時27分 休憩）

（午前 9時27分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 産業建設常任委員会の委員長にお伺いします。

先ほどの報告の中で、議案第48号のピースフルセレネの件に関する条例のことですが、この中でたしかホテルの名称について何点か議論があったと思いますが、その件に関しましては報告がなかったようです。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○産業建設常任委員会委員長（利根健二君） 大岸議員の指摘のほかにも、経営に関して議会のチェックができるシステムになっているか等、数多くの質疑がありましたが、全て休憩中の質疑だったので今回報告はいたしておりません。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第1、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市一般会計補正予算（第11号）を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、承認第1号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、承認第2号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、承認第3号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第4、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、承認第4号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第5、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、承認第5号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第6、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、承認第6号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第7、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、承認第7号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第8、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、承認第8号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第9、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、承認第9号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第10、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第10号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第11、承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、承認第11号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第12、承認第12号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、承認第12号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第13、議案第40号、平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第41号、平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第４１号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１５、議案第４２号、平成２９年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第４２号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１６、議案第４３号、平成２９年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第１号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第４３号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１７、議案第４４号、平成２９年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第４４号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１８、議案第４５号、香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第４５号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１９、議案第４６号、香美市上下水道審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第４６号は、委員長報告

のとおり可決されました。

日程第20、議案第47号、香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第48号、香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第49号、香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、陳情第1号、市道谷相線及び市道日ノ御子線の改良事業の継続についてを採決します。

本案についての委員長の報告は不採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

お諮りします。日程第24、議案第50号、平成29年度香美市一般会計補正予算(第2号)から日程第29、意見書案第6号、子どもの医療費無料化制度の創設を求める意見書の提出については追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(小松紀夫君) 異議なしと認めます。よって、日程第24、議案第50号、から日程第29、意見書案第6号までの案件は委員会付託を省略することに決定しまし

た。

日程第24、議案第50号、平成29年度香美市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 議案第50号、平成29年度香美市一般会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

平成29年度香美市一般会計補正予算（第2号）

平成29年度香美市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ401万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185億593万5,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月23日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、介護保険特別会計（保険事業勘定）への繰出金の追加を行うものです。なお、第1表、歳入歳出予算補正3ページから9ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書10ページから12ページまでと、款項目節の内訳13ページから14ページにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 1点だけお伺いしたいのですが、この補正予算の第2号の先ほどご説明があった介護保険への特別会計への繰出金ですけれども、この補正に至った理由、その介護保険特別会計への繰り出しとなった理由を、細部説明書には繰出金となっているとしか説明がございませんので詳細の説明をしてください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えいたします。

この補正は平成29年度香美市一般会計補正予算（第1号）で、平成29年度介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定）補正予算（第1号）への一般会計繰出金を行っていなかったため、今回の補正となりました。

内容は人事異動等による人件費の補正となっております。以後、職員のほうで確認を行い、抜からぬようにしたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そうしますと、本来第1号で提案すべきものがおくれて今回第2号になったということですか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

本来は一般会計と特別会計の繰り出し、繰り入れは同額を同時に提案するべきものでしたが、今回確認が抜かったためにこういう事態になりました。次回から双方、財政の担当と各会計の担当と必ず確認するようにいたします。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そのようなご答弁がありましたので、それでこの細部説明書にちょっとそのあたりを書いておいていただいたら、これを読み取るのにわかりやすい。そのための細部説明書と思いますので、そのあたりを注意して今後取り扱いをお願いします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 提案いただきましたので、次回からもう少しわかりやすく記載するようにいたします。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 警鐘を鳴らす意味でも1つ言っておきたいんですが、関連して。

この間、他の議会の議員さんなんかにもお会いする機会がありまして、6月議会はまあ補正もなく早いというふうに言われてます。ということは、3月に当初に組むときの精度がやはり高くてね、それをきれいに審査されておるから6月議会は早いと。まあ言うたら、会期を短縮して終わってる議会も多々見受けられるということ、他の議会の議員さん言われてました。そここのところは今企画財政課長のほうからはご答弁ありましたけれども、やはりもう少し6月議会にこういう、特に今回第2号まで出ましたのでね、こういうことにならないようなこと。そして、第1号についても実際のところは当初で組めてる、予算組みされてる。まあ今回初日に第1号はありましたけれども。それは特段の理由があったというふうなこともありますけれども、そここのところは今後議会をやっていく上では、やっぱり注意を抜かりなくしていただきたいというふうなことを、まあ答弁はいいですけど言わせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

日程第25、発議第2号、香美市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 発議第2号、香美市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年6月23日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員比与森光俊、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 甲藤邦廣、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 利根健二、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎龍太郎

香美市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

香美市議会議員政治倫理条例（平成24年香美市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」に改める。

第5条を次のように改める。

（兼職の禁止及び補助団体の長への就任に関する事項）

第5条 議員は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、高い倫理観をもって法を遵守しなければならない。

2 議員は、市から活動、運営に対する補助、助成を受けている団体の長に就任しないよう努めなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

【発議第2号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第26、発議第3号、香美市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 発議第3号、香美市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年6月23日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員 比与森光俊、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 甲藤邦廣、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 利根健二、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎龍太郎

香美市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

香美市議会政務活動費の交付に関する条例（平成28年香美市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「、別記様式により」及び「領収書等の写しを添えて」を削る。

第13条第1項中「残余がある場合、」の次に「市長に申し出て」を加える。

第15条第2項を次のように改める。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

別記様式を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

【発議第3号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、意見書案第4号、健康保険の被扶養者の年収要件見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。

意見書案第4号、健康保険の被扶養者の年収要件見直しを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成29年6月23日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提案者 香美市議会議員 山崎龍太郎、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 山崎晃子

健康保険の被扶養者の年収要件見直しを求める意見書（案）

2017年度の地方税法改正により個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除について、所得税と同様の見直しが行われました。（2019年1月1日施行）配偶者特別控除の対象となる配偶者の給与収入額を現行「103万円から141万円未満」を「150万円から201万円以下」とし、今回新たに、控除を受ける納税者本人の合計所得金額が900万円超から控除額が段階的に低減され1,000万円超から控除の対象外となる仕組みが創設されました。

政府は本法の提案理由として、見直しの目的を「就業調整を意識しなくてもすむ仕組みを構築する」としてはいますが、就業調整には健康保険の被扶養者の所得制限が大きな要因となっており、現行、年間収入130万円（60歳以上は180万円）を超えると健康保険の扶養から外れることを重視し就業調整している方が50%近くいるとのアンケート結果も示されています。

よって政府におかれては、配偶者特別控除見直しの目的と整合性のとれる、健康保険の被扶養者の年収要件の見直しを早急に図るよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月23日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿、働き方改革担当大臣 加藤勝信殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

以上、よろしくお願ひします。

【意見書案第4号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） 提出者にお伺いいたします。

この2019年1月1日の施行は、これは間違いないでしょうか。

それと、年収要件、所得金額が900万円超から1,000万円と書いてますが、私が調べたところによると2018年であり、それから、1,120万円以下なら38万円の控除を受けられる。1,120万円以上になったら段階的に控除が変わるということなんですが、その辺はどのような。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 住民税のほうについては2019年1月1日ということで、私の調べたほうでは間違いないというふうに考えております。

議員言われた1,120万円というのは、以前の部分じゃないですかね。ほんで、今回住民税の分で改正されたのは、900万円超から超えた分から補助額が段階的に低減されて、1,000万円超から控除の対象外となるというふうに私の資料には載っております。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 何点かお聞きをいたします。

地方税法改正におきましては、共産党さんはこれはずっと反対をされておったわけですが、この個人住民税の配偶者控除、これ103万円の壁ということで皆さんも周知のことですが、これ103万円からこの150万円、この部分について提出者はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 103万円から150万円の収入層についての考え方ということですか。

案文にも書いておりますけど、実際のところ、この方々が頑張って働ける環境づくりというのをすべきということで、今回は健康保険を第一弾として働きやすい環境づくりのために被扶養者の年収要件、今130万円という部分になってるところを上昇させるように、政府のほうで検討していただきたいということでございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） まあこれ一億総活躍社会、そういう観点から150万円いう数字が出てきておると思います。

この案文をずっと目を通したら、この配偶者控除の103万円、そして健康保険の被扶養者の130万円、これぱっと見誰もが思うんじゃないかと思いますが。これは同一のパッケージではないということなんです。この130万円いうんは、地方税法改正のこのパッケージではないと。これが同一のパッケージであれば、我々もこれは何とか改正

をお願いしたいがという思いになります、その点に対して提出者はどのような見解でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そのとおりです。同一のパッケージじゃないから、税法のほうが先行してこういうふうなことになっておりますので、それにあわせて議員言われた、一億総活躍社会とかいうレベルについてはまあありますけど。1つの考え方として、私はやはり130万円という部分で就業調整をしているという、この現状を一步でも前進させるという部分で検討をいただきたいということなんですわ。同じパッケージだから、ある部分悪いけど片手落ち（後に「制度が不備」と訂正あり）やないかということをおもうんですわ。片一方で本来はこの立場じゃなかったかもしれません。夫婦控除とかいろいろ考えられてましたけど、今回は見送ってこちらのほうにシフトしたのであれば、これとあわせて片一方の健康保険、ほかの年金部分もありますけど、そういうことも踏まえて着手してもらって、働きやすい環境づくりを、特にパートの配偶者等についてそういうことを目指すのが本来政治の役割やないかということで、意見書の提案に至っております。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） まあこれが確定の意見書であれば、私のもこれは手を挙げるところでございますが。

もう1点ちょっとお聞きします。

この就業調整している方がまあ50%近くいうことで数字を出されておりますが、これいつごろのデータでどこが出しているデータか、その点をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 就業調整している方が50%とは書いておりません。実際のところは、年間収入130万円を超えると健康保険の扶養から外れることを重視し就業調整している方が50%、就業調整を意識している方全体の中の、その130万円とか103万円の壁を気にして調整をしている方が50%いるということです。

これはどこの出所かということについてはここには資料を持っておりませんが、幾つかのデータを根拠にして意見書にさせてもらっております。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

討論がないようですので、次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。日本共産党及びくらしと福祉を守る会

を代表して、意見書案第4号、健康保険の被扶養者の年収要件見直しを求める意見書案に賛成の立場で討論いたします。

政府与党は、女性の社会進出を促すとして、配偶者控除などを含む所得税の抜本的見直しを図る検討を進めてきました。しかし、議論は煮詰まらず、今回の税制改革では案文で示した配偶者特別控除の対象所得範囲を引き上げることとしました。

さて、所得税の課税最低限の額が103万円となった1995年から、はや20年以上経過しました。最低賃金は1.5倍近くなった地域もあり、就業時間を調整するパート主婦がふえたために、年末の人手確保が大変になっている状況もあります。今回、20年間も据え置かれてきた基準を最低賃金の動向などを踏まえて引き上げることは道理があるといえます。

しかし、これだけで女性の活躍が促進されるわけではありません。あわせて議論されるべきは、年収130万円を超えると社会保険料の負担が大きくなる130万円の壁の問題です。扶養を外れて社会保険に本人加入となると、年収130万円超で新たに18万円の社会保険料負担となり、逆に手取り収入が減ってしまいます。この状況の改善を行わない限り、多くのパート配偶者は就業調整を続けると考えられます。

政府は国民本位の税制改革を進めると同時に、他の控除制度との整合性についても十分な調整を図る第一歩として、健康保険における被扶養者の年収要件見直しに早期に取り組むべきと考えます。

以上申し上げ、本意見書案に賛成の討論といたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第4号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立少数であります。よって、意見書案第4号は、賛成少数により否決をされました。

暫時休憩します。

（午前10時08分 休憩）

（午前10時09分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

ここで、山崎龍太郎君から発言を求められておりますので、許可をいたします。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。

先ほどの質疑に対する答弁の中で、私「片手落ち」という言葉を使いました。非常に申しわけございません。訂正させていただきたいと思っておりますので、かわりに「制度が不備」であったというふうにしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小松紀夫君） ただいま13番、山崎龍太郎君から「片手落ち」の部分を「制度が不備」に訂正をしたいとの申し出がございましたが、これを許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、山崎龍太郎君からの訂正の申し出を許可することに決定をしました。

次に、日程第28、意見書案第5号、日本政府が核兵器禁止条約の交渉に参加し、条約実現に努力するよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 意見書案第5号、日本政府が核兵器禁止条約の交渉に参加し、条約実現に努力するよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成29年6月23日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員大岸眞弓、賛成者 同 織田秀幸、賛成者 同 利根健二

案文を朗読して、提案理由といたします。

日本政府が核兵器禁止条約の交渉に参加し、条約実現に努力するよう求める意見書（案）

昨年12月、第71回国連総会の全体会合で、核兵器禁止条約について交渉する国連の会議を2017年に招集することを決めた決議が賛成多数（賛成113、反対35、棄権13）で採択されました。

3月にニューヨークで開催された国連会議では議長が「7月7日までに核兵器禁止条約の採択をめざす」と述べました。

市民社会と諸国政府の共同で条約作りが進められ、人道的な見地から核兵器を違法化し、保有、使用、開発などを広く禁止するという点で大筋での合意がなされました。

残念ながら、日本政府は3月の国連会議の交渉に不参加でした。国際社会の核兵器廃絶に向けた大きな流れの中で、日本は世界で唯一の戦争被爆国として、その役割を果たすことが求められています。

よって、政府におかれては、ニューヨークの国連本部で開催される核兵器禁止条約の交渉に参加し、条約実現に努力するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月23日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、外務大臣 岸田文雄殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

以上です。よろしく申し上げます。

【意見書案第5号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、意見書案第6号、子どもの医療費無料化制度の創設を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、織田でございます。

意見書案第6号、子どもの医療費無料化制度の創設を求める意見書の提出について地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成29年6月23日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員 織田秀幸、賛成者 同 利根健二、賛成者 同 大岸眞弓

案文の朗読にて、提案理由といたします。

子どもの医療費無料化制度の創設を求める意見書（案）

子どもの医療費について、現在の制度では現物給付方式で乳幼児医療費を無料化したり、医療費助成を拡大したりすると国保の国費が減額措置されるしくみとなっています。この減額措置の廃止は、全国知事会をはじめ全国地方団体が強く要求していたものですが、平成30年度から小学校入学前まで部分的に改正することが決定されました。しかし、全面廃止とはなっていません。

子どもの医療費助成について、子育てしやすい環境づくりに努力している地方自治体の取り組みは、厳しい財政状況の中での地方単独事業であるため、結果として助成対象年齢、所得制限・一部負担の有無、「現物給付」と「療養費払い」など、地域間格差が生じている状況です。

よって、政府におかれては、どこに住んでいても、すべての子どもが等しく育つことのできる環境づくりのために、国として新たな子どもの医療費無料化制度の創設を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月23日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 高市早苗殿、厚生労働大臣

塩崎恭久殿、内閣府特命担当大臣（少子化対策） 加藤勝信殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

以上、よろしくお願ひいたします。

【意見書案第6号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第6号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第30、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の各委員長から、会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第31、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元にお配りしましたとおり議員を派遣することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元にお配りをしましたとおり派遣することに決定しました。

この際お諮りをしておきます。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いをしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をしました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了しました。

それでは、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

6月5日に開会をされました平成29年第2回定例会は、本日までの19日間、議員各位のご協力により無事終了することができました。

本定例会には平成29年度補正予算（第1号）を初めとする議案等や、継続審査となっていました陳情1件、また、追加議案も含めた全議案につきまして、議員各位の慎重審査の結果、それぞれ議決がなされました。

香美市議会基本条例の前文には、「地方分権の時代にあって、地方自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大をした今日、議会は多人数による合議制の機関として、市民の意思を市政に的確に反映させ、事務執行の監視機能や政策立案機能及び立法的機能の強化、充実に努め、地方自治の本旨の実現を目指さなければならない。」と記されております。

また、第11条第2項には、「議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長が提出する議案並びに市民の提案に関する審議及び採決に当たっては、議員相互間で議論を尽くして合意形成に努めなければならない。」とございます。

議員各位におかれましては、今定例会におきましても提出議案に対し熱心に議論を展開をしていただき、市民の負託に応えるべく慎重審議を尽くされたと思います。

その結果、時には修正動議の提出に至ることも当然あるわけですが、執行部の皆さんにおかれましても責任とプライドを持って議案を提出しておられると思いますので、議員を説得するぐらいの思いで答弁をしていただきたいと、そのように感じるところでございます。

また、一般質問につきましては、12名の議員が市政全般にわたって市長、教育長の姿勢、考え方をたどしましたが、議員の質問は市民の声でありますので、そのことを忘れないように今後の業務に生かしていただきたと思います。

結びに、暑い夏を迎えるに当たり、議員各位、執行部の皆さんが健康にご留意をいただいて、本市の発展のためにともに邁進いただきますようお願いを申し上げます、閉会の挨拶といたします。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 平成29年第2回香美市議会定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、今期定例会に上程をいたしました議案12件を初め、全ての案件につきまして議員の皆様には慎重に審議を重ねていただき、それぞれご決定を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問では12名の議員の皆様から協働のまちづくりを初め、課題前進を図るべくご提言、ご質問をいただきました。今後、行政に反映させてまいる所存でありますので、どうぞよろしく願いをいたします。

このたび、一般会計補正予算に対する修正動議が提出されました。このことにつつま

しては、行政執行部として精度の高い計画策定のために研究、努力をするとともに、説明責任を果たすべく根拠資料を整えなければならない。また、事業推進については、市民本位を徹底すべきと反省いたしておるところでございます。修正動議に賛同された議員の皆様、また、原案に賛成いただいた議員の皆様ともども、執行部はもっとしっかりしろとの思いであろうと思います。こうしたことを踏まえ、本定例会後課長会を開催いたしまして、私どもなりに総括することといたしております。

検討と答弁した件、不十分な答弁、行政姿勢などについて、厳しい批判も含めて議論を深め、行政の充実、開かれた市政につながるよう努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

終わりになりましたが、今期定例会におきまして慎重審議、ご決定をいただきましたことに改めて深く感謝を申し上げ、議員の皆様のご健勝、一層のご活躍を心より祈念申し上げます。

まことにありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） これをもちまして平成29年第2回香美市議会定例会を閉会します。

（午前10時25分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成29年第2回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	6月5日(月)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、 諸般の報告・議長の報告・特別委員長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで ただし、議案第39号及び諮問第1号から第2号までは本会議方式で採決まで (森林・林業・林産業活性化推進香美市議会議員連盟総会)
第2日	6日(火)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	7日(水)	休 会	〃
第4日	8日(木)	休 会	〃
第5日	9日(金)	休 会	〃
第6日	10日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第7日	11日(日)	休 会	〃
第8日	12日(月)	休 会	議案精査のため
第9日	13日(火)	本会議	一般質問①(行財政改革推進特別委員会)
第10日	14日(水)	本会議	一般質問②(定住人口増加促進特別委員会) (「協働」・「参画」調査研究特別委員会)
第11日	15日(木)	本会議	一般質問③(会派代表者会議)
第12日	16日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 聯合審査会(承認第1号) 総務常任委員会の審査(承認第10・11・12号、議案第45・47・49号)
第13日	17日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第14日	18日(日)	休 会	〃 〃
第15日	19日(月)	休 会	教育厚生常任委員会の審査(承認第5・6・7・8・9号、議案第42・43・44号)
第16日	20日(火)	休 会	産業建設常任委員会の審査(承認第2・3・4号、議案第40・41・46・48号)
第17日	21日(水)	休 会	議案審査整理のため
第18日	22日(木)	休 会	〃
第19日	23日(金)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで)
		閉会后	議員協議会

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて	総務常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第2号	平成28年度香美市一般会計補正予算(第11号) 専決処分事項の承認を求めることについて	産業建設常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第3号	平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) 専決処分事項の承認を求めることについて	産業建設常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第4号	平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) 専決処分事項の承認を求めることについて	産業建設常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第5号	平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第5号) 専決処分事項の承認を求めることについて	教育厚生常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第6号	平成28年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号) 専決処分事項の承認を求めることについて	教育厚生常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第7号	平成28年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号) 専決処分事項の承認を求めることについて	教育厚生常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第8号	平成28年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号) 専決処分事項の承認を求めることについて	教育厚生常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第9号	平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 専決処分事項の承認を求めることについて	教育厚生常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第10号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案承認	全員賛成

事件の番号	事件	名	所管委員会	審査結果	備考
承認第11号	専決処分事項の承認を求めることについて		総務常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第12号	香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について 専決処分事項の承認を求めることについて 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について		総務常任委員会	原案承認	全員賛成
議案第40号	平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）		産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第41号	平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）		産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第42号	平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）		教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第43号	平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）		教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第44号	平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）		教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第45号	香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第46号	香美市上下水道審議会条例の一部を改正する条例の制定について		産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第47号	香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第48号	香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について		産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第49号	香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成

2. 請願関係

事件の番号	事件	名	所管委員会	審査結果	備考
陳情第1号	市道谷相線及び市道日ノ御子線の改良事業の継続について		産業建設常任委員会	不採択	全員反対

平成 29 年 6 月 5 日

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

発議者 香美市議会議員 山 崎 眞 幹

〃 利 根 健 二

〃 爲 近 初 男

〃 小 松 孝

〃 甲 藤 邦 廣

〃 山 本 芳 男

議案第 39 号 平成 29 年度香美市一般会計補正予算（第 1 号）
に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第 115 条の 3 及び香美市議会会議規則第 17 条
の規定により、別紙のとおり修正案を添えて提出します。

議案第39号 平成29年度香美市一般会計補正予算（第1号）に対する修正案

議案第39号 平成29年度香美市一般会計補正予算（第1号）の一部を次のように修正する。

第1条中「12,077千円」を「232,859千円」に、「18,501,923千円」を「18,281,141千円」に改める。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

第2表 地方債補正を次のように改める。

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		△ 316,655	1,900,240
	2,216,895	△ 384,712	1,832,183
15. 県支出金	1,468,215	14,828	1,483,043
16. 財産収入	28,255	0	28,255
17. 寄付金	251,001	0	251,001
18. 繰入金	1,295,454	121,087	1,416,541
		121,026	1,416,480
19. 繰越金	2,000	0	2,000
20. 諸収入	236,230	△ 619	235,611
21. 市債	2,160,406	△ 51,500	2,108,906
		237,400	2,397,806
歳入合計	18,514,000	△ 232,859	18,281,141
		△ 12,077	18,501,923

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1. 議会費	152,206	△ 3,500	148,706				△ 3,500
2. 総務費	2,173,885	△ 6,285	2,167,600	358			△ 6,643
3. 民生費	5,881,787	△ 15,041	5,866,746	2,980			△ 18,021
4. 衛生費	1,392,733	4,360	1,397,093				4,360
5. 労働費	1	0	1				
6. 農林水産業費	1,067,806	50,115	1,117,921	28,318			21,797
7. 商工費	187,667	277	187,944				277
8. 土木費	1,856,432	△ 449,432	1,407,000	△ 380,829	△ 73,100		4,497
9. 消防費	1,331,898	△ 4,110	1,327,788	△ 2,693	△ 4,300		2,883
10. 教育費	1,896,810	115,545	2,012,355	779	0		115,385
		336,327	2,233,137	△ 67,278	288,900	△ 619	115,324
11. 災害復旧費	211,681	75,212	286,893	49,260	25,900		52
12. 公債費	2,238,238	0	2,238,238				
13. 諸支出金	92,856	0	92,856				
14. 予備費	30,000	0	30,000				
歳出合計	18,514,000	△ 232,859	18,281,141	△ 301,827	△ 51,500		121,087
		△ 12,077	18,501,923	△ 369,884	237,400	△ 619	121,026

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後							
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
道路新設改良事業債	166,800	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金、地方 公共団体金 融機構資金 及び民間等 債金につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては当 該見直し後 の利率)	132,700	資金融通機 関の条件に よる。ただ し、市政に よる。市政 の都合によ り措置期間 及び償還期 限を短縮 し、若しく は繰上償還 又は低利に 借り換える ことができ る。	補正前と同じ					
都市計画整備事業債	197,500			158,500							
消防防災施設整備事業債	528,300			524,000							
義務教育施設整備事業債	381,200			381,200							
				670,100							
農林水産業施設災害復旧事業債	46,000			60,800							
公共土木施設災害復旧事業債	27,600			38,700							
計	2,160,406						2,108,906				
								2,397,806			

陳情第1号

市道谷相線及び市道日ノ御子線の改良事業の継続に関する陳情書

陳情者 香美市香北町谷相
谷相自治会長 日和佐 千 城

香美市香北町中谷
中谷自治会長 村 上 千 世

香美市香北町横谷
横谷自治会長 段 野 博 人

件 名 市道谷相線及び市道日ノ御子線の改良事業の継続について

趣 旨

日ごろは、三谷地区に対しまして、格段のご支援を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。また、市道谷相線の拡張工事につきましては、継続施工していただき、工事完了部分は安全で快適な公道となり、利用者に取りましては誠にありがたく、合わせてお礼申し上げる次第であります。

さて、その市道谷相線の拡張工事も予定区間の完了が近づいて参りました。市道谷相線につきましては、上部は谷相部落と横谷部落の境の横谷分まで拡張が完了しております。また、中谷農道の敷設により横谷部落から上部の通行については利便性が向上しております。しかしながら、現在拡張工事を進めていただいている市道谷相線の日ノ御子側の地点（終点）から、下方の市道日ノ御子線の起点の間が狭隘で、車両のすれ違いの際には路側の用排水路や擁壁路肩等を気にしながらの通行を余儀なくされている状況であります。そして、地域の高齢化は益々進んでおり、高齢となっても日々の生活の食料等物資の調達には自動車が欠かせません。また、多くの園芸農家が出荷の際に市道谷相線と市道日ノ御子線を利用しています。

このような現状をご理解ご賢察いただき、安心安全に利用できる市道を確保してくださいませよう、地域住民及び関係利用者を代表しまして陳情申し上げます。

上記のとおり陳情書を提出します。

平成28年12月22日

香美市議会議長 小 松 紀 夫 様

発議第2号

香美市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年6月23日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者	香美市議会議員	比与森 光 俊
賛成者	〃	山 崎 眞 幹
賛成者	〃	島 岡 信 彦
賛成者	〃	甲 藤 邦 廣
賛成者	〃	依 光 美代子
賛成者	〃	利 根 健 二
賛成者	〃	大 岸 眞 弓
賛成者	〃	山 崎 龍太郎

香美市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

香美市議会議員政治倫理条例（平成24年香美市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」に改める。

第5条を次のように改める。

（兼職の禁止及び補助団体の長への就任に関する事項）

第5条 議員は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、高い倫理観をもって法を遵守しなければならない。

2 議員は、市から活動、運営に対する補助、助成を受けている団体の長に就任しないよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第3号

香美市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年6月23日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者	香美市議会議員	比与森 光 俊
賛成者	〃	山 崎 眞 幹
賛成者	〃	島 岡 信 彦
賛成者	〃	甲 藤 邦 廣
賛成者	〃	依 光 美代子
賛成者	〃	利 根 健 二
賛成者	〃	大 岸 眞 弓
賛成者	〃	山 崎 龍太郎

香美市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

香美市議会政務活動費の交付に関する条例（平成28年香美市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「、別記様式により」及び「領収書等の写しを添えて」を削る。

第13条第1項中「残余がある場合、」の次に「市長に申し出て」を加える。

第15条第2項を次のように改める。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

別記様式を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

意見書案第4号

健康保険の被扶養者の年収要件見直しを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成29年6月23日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎

賛成者 〃 島岡信彦

賛成者 〃 山崎晃子

健康保険の被扶養者の年収要件見直しを求める意見書(案)

2017年度の地方税法改正により個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除について、所得税と同様の見直しが行われました。(2019年1月1日施行)配偶者特別控除の対象となる配偶者の給与収入額を現行「103万円から141万円未満」を「150万円から201万円以下」とし、今回新たに、控除を受ける納税者本人の合計所得金額が900万円超から控除額が段階的に低減され1,000万円超から控除の対象外となる仕組みが創設されました。

政府は本法の提案理由として、見直しの目的を「就業調整を意識しなくてもすむ仕組みを構築する」としてはいますが、就業調整には健康保険の被扶養者の所得制限が大きな要因となっており、現行、年間収入130万円(60歳以上は180万円)を超えると健康保険の扶養から外れることを重視し就業調整している方が50%近くいるとのアンケート結果も示されています。

よって政府におかれては、配偶者特別控除見直しの目的と整合性のとれる、健康保

険の被扶養者の年収要件の見直しを早急に図るよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月23日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿
働き方改革担当大臣	加藤勝信殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

意見書案第 5 号

日本政府が核兵器禁止条約の交渉に参加し、
条約実現に努力するよう求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 29 年 6 月 23 日提出

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

提出者 香美市議会議員 大 岸 眞 弓

賛成者 // 織 田 秀 幸

賛成者 // 利 根 健 二

日本政府が核兵器禁止条約の交渉に参加し、
条約実現に努力するよう求める意見書（案）

昨年 12 月、第 71 回国連総会の全体会合で、核兵器禁止条約について交渉する国
連の会議を 2017 年に招集することを決めた決議が賛成多数（賛成 113、反対 35、
棄権 13）で採択されました。

3 月にニューヨークで開催された国連会議では議長が「7 月 7 日までに核兵器禁止
条約の採択をめざす」と述べました。

市民社会と諸国政府の共同で条約作りが進められ、人道的な見地から核兵器を違法
化し、保有、使用、開発などを広く禁止するという点で大筋での合意がなされました。

残念ながら、日本政府は 3 月の国連会議の交渉に不参加でした。国際社会の核兵器
廃絶に向けた大きな流れの中で、日本は世界で唯一の戦争被爆国として、その役割を
果たすことが求められています。

よって、政府におかれては、ニューヨークの国連本部で開催される核兵器禁止条約の交渉に参加し、条約実現に努力するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月23日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
外務大臣	岸田文雄	殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

意見書案第 6 号

子どもの医療費無料化制度の創設を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 29 年 6 月 23 日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者 香美市議会議員 織田秀幸

賛成者 // 利根健二

賛成者 // 大岸真弓

子どもの医療費無料化制度の創設を求める意見書（案）

子どもの医療費について、現在の制度では現物給付方式で乳幼児医療費を無料化したり、医療費助成を拡大したりすると国保の国費が減額措置されるしくみとなっています。この減額措置の廃止は、全国知事会をはじめ全国地方団体が強く要求していたものですが、平成 30 年度から小学校入学前まで部分的に改正することが決定されました。しかし、全面廃止とはなっていません。

子どもの医療費助成について、子育てしやすい環境づくりに努力している地方自治体の取り組みは、厳しい財政状況の中での地方単独事業であるため、結果として助成対象年齢、所得制限・一部負担の有無、「現物給付」と「療養費払い」など、地域間格差が生じている状況です。

よって、政府におかれては、どこに住んでいても、すべての子どもが等しく育つことのできる環境づくりのために、国として新たな子どもの医療費無料化制度の創設を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月23日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿
内閣府特命担当大臣	加藤勝信殿

(少子化対策)

高知県香美市議会議長 小松紀夫

平成29年6月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
承認 第 1 号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成28年度香美市一般会計補正予算（第11号）	原案承認	29. 6. 23
承認 第 2 号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案承認	29. 6. 23
承認 第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案承認	29. 6. 23
承認 第 4 号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	原案承認	29. 6. 23
承認 第 5 号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）	原案承認	29. 6. 23
承認 第 6 号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）	原案承認	29. 6. 23
承認 第 7 号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）	原案承認	29. 6. 23
承認 第 8 号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案承認	29. 6. 23
承認 第 9 号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案承認	29. 6. 23
承認 第 10 号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案承認	29. 6. 23
承認 第 11 号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案承認	29. 6. 23
承認 第 12 号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案承認	29. 6. 23
議案 第 39 号	平成29年度香美市一般会計補正予算（第1号） 〔「議案第39号平成29年度香美市一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議」を否決〕	原案可決	29. 6. 5
議案 第 40 号	平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	29. 6. 23
議案 第 41 号	平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	29. 6. 23
議案 第 42 号	平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	原案可決	29. 6. 23
議案 第 43 号	平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）	原案可決	29. 6. 23
議案 第 44 号	平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	29. 6. 23

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第45号	香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 6. 23
議案第46号	香美市上下水道審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 6. 23
議案第47号	香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 6. 23
議案第48号	香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 6. 23
議案第49号	香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について	原案可決	29. 6. 23
議案第50号	平成29年度香美市一般会計補正予算（第2号）	原案可決	29. 6. 23
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	29. 6. 5
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	29. 6. 5
発議第2号	香美市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 6. 23
発議第3号	香美市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 6. 23
意見書案第4号	健康保険の被扶養者の年収要件見直しを求める意見書の提出について	原案否決	29. 6. 23
意見書案第5号	日本政府が核兵器禁止条約の交渉に参加し、条約実現に努力するよう求める意見書の提出について	原案可決	29. 6. 23
意見書案第6号	子どもの医療費無料化制度の創設を求める意見書の提出について	原案可決	29. 6. 23

2. 請願関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
陳情第1号	市道谷相線及び市道日ノ御子線の改良事業の継続について	原案不採択	29. 6. 23